## 令和5年版

# 厚生労働白書

(令和4年度厚生労働行政年次報告)

― つながり・支え合いのある地域共生社会―

# 資料編

- I 制度の概要及び基礎統計
- Ⅱ 参考

厚生労働省

# 資料編

- I 制度の概要及び基礎統計
- Ⅱ参考

## **資料編**

## 制度の概要及び基礎統計

## ①厚生労働全般

人口構造/4 平均寿命/9 世帯構成/12 所得/14 労働経済の基礎的資料/15 社会保障関係書(国の予算)/18 社会保障給付書/20 社会保障の給付と負担/23 国民負担率/24 社会保障制度改革/26

## ②保健医療

(1) 医療保険

医療保険制度/27 保険診療の仕組み/30 医療費/32 医療保険制度の財政状況/36

(2) 医療提供体制

医療施設の類型/37 医療施設の動向/41 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病 院機構等の概要/43 医療関係従事者/44 医療法に規定する病院の医師、看護師の標準数 に対する適合率及び充足状況(合和元年度立入検査結果)/47

医療機能に関する情報提供/48 医療計画/49 救急医療体制/50 へき地医療対策/51 医療安全対策/52 医師の資質の向上/53 医療法人制度/55

(3) 健康づくり・疾病対策

保健所等/56 健康づくり対策/58 循環器病対策/66 歯の健康対策/67 がん対策/68 アレルギー疾病対策/72 肝炎対策/73 難病対策/75 感染症対策/78 予防接種 /80 結核対策 /81 エイズ対策 /83 新型インフルエンザ対策 /85 臓器移植及び造血幹細胞移植/86

(4) 医薬品等

医薬品・医薬部外品・化粧品の承認・許可制度/88 体外診断用医薬品の承認審査/90 医療機器の承認・許可制度/91 医薬品・医療機器の製造販売後の安全対策/93 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度/96 医薬品の研究開発と医薬品産業/97 医療機器/98 薬局/99 血液事業/100

(5) 健康危機管理体制 健康危機管理体制/101

## ③牛活環境

食品安全行政/102 検疫所の業務/103 麻薬対策/104 水道行政/106 化学物質の安全対策/110 家庭用品の安全対策/111 生活衛生関係営業/112

## ④ 労働条件・労使関係

(1) 労働条件

労働条件の確保・改善対策/114 労働時間対策/116 賃金対策/119 労働者の安全と健康を確保するための施策/122 石綿による健康被害の救済/132 労働者災害補償保険制度/133 労働保険適用徴収制度/135 勤労者福祉の向上/137 (2) 労使関係

労使関係の安定/139 個別労働紛争解決制度/145

## ⑤雇用対策

民間等の労働力需給調整事業/147 若年者等雇用対策/148 高年齢者雇用就業対策/149 障害者雇用対策/150 外国人雇用対策/152 地域雇用対策/153 雇用保険制度/154 雇用対策/156

## 6人材開発

人材開発施策/161 ハロートレーニング(公共職業訓練)/162 障害者の人材関発/163 職業能力評価/164 技能の振興/165 キャリア形成支援/166 若年無業者等の職業的自立支援/167 外国人技能実習制度/168

## ⑦雇用均等・児童福祉

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進等/169 什事と育児・介護の両立支援対策の推進/174 非正規雇用労働者対策/176 家内労働及び雇用型・自営型テレワーク対策/178 少子化対策/181 保育所等/186 DV (配偶者からの暴力) 防止対策/188 児童虐待防止対策/189 母子家庭等の自立支援策/190 母子保健対策/192

## 8 社会福祉・揺護

社会福祉の実施体制/194 社会福祉法人/195 社会福祉協議会/197 社会福祉施設/198 福祉に携わる人材/202 社会福祉十及び介護福祉十/204 民生委員・児童委員/205 ボランティア活動/207 生活保護制度/208 日常生活自立支援事業/210 生活福祉資金貸付制度/211 消費生活協同組合/212 戦傷病者・戦没者遺族等の援護/213 戦中・戦後の労苦継承/215 慰霊事業/216 中国残留邦人等に対する援護施策/219

## 9 障害者保健福祉

障害福祉サービスに係る自立支援給付/221 自立支援医療制度/224 身体障害者福祉施策/225 障害児・知的障害者福祉施策/226 精神保健医療福祉施策/227 発達障害者支援施策/229

## ⑩高齢者保健福祉

介護保険制度の概要/230 介護保険の基盤整備/234 介護保険制度の実施状況/235 介護保険制度の財政状況/239

## 印在金

年金制度の概要/240 年金額・保険料の推移/247 年金積立金の管理・運用/249 年金財政の将来見通し/251 企業年金など/253 年金相談/256

## 12国際協力

国際協力/260 国際交流/270

## 13厚牛科学

厚生労働省の科学技術施策/271 研究者等が守るべき倫理指針について/271 再生医療の適切な実施/272

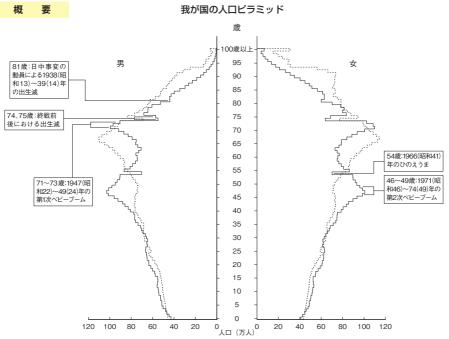
## Ⅱ 参老

- 1 厚生労働省における政策体系(基本目標、施策大目標及び施策目標) (第5期=令和4年度~令和8年度) ~政策評価の対象~/273
- 2 令和4年度に成立した主な法律等/278
- 3 年表/282
- 4 厚生労働省の機構/289
- 主な厚生労働統計調査等一覧/290



# 厚生労働全般

## 人口構造



資料:2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)出生中位(死亡中位)推計」、 2020年は総務省統計局「令和2年国勢調査」

(注) 実線は2020年、破線は2040年の数値。

## 我が国の人口動態

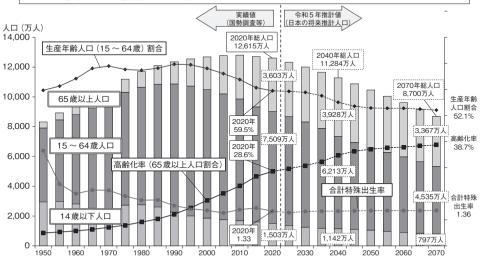
(令和4年概数)



資料:厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

## 日本の人口の推移

○日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省 [国勢調査] 「人口推計」、合計特殊出生率は厚生労働省 「人口動態統計」、 2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所 [日本の将来推計人口(令和5年推計) ] (出生中位(死亡中位)推計)

## 詳細データ① 日本の将来推計人口(平成29年推計)

《結果及び仮定の要約》

## 1 平成29年推計

1. TM 234-116日 国立社会保障・人口問題研究所は、平成27年国勢調査の人口等集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを 踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

## 2. 推計結果の要約(死亡中位推計)

[長期	出生率仮定明の合計特殊出生率]	中位仮定 [1.44]	高位仮定 [1.65]	低位仮定 [1.25]	平成24年推計 中位仮定 [1.35]
[:	死亡率仮定 長期の平均寿命]	[男=8	死亡中位仮定 4.95年] (女=9 <sup>-</sup>	1.35年]	男=84.19年 女=90.93年
総人	2015 (平成27) 年 2040年	12,709万人 ↓ 11,092万人 ↓	12,709万人 ↓ 11,374万人 ↓	12,709万人 ↓ 10,833万人 ↓	12,660万人 ↓ 10,728万人 ↓
	2060年 2065年	9,284万人 8,808万人	9,877万人 9,490万人	8,763万人 8,213万人	8,674万人 〔8,135万人〕
年少(0~14歳)人口	2015 (平成27) 年 2040年 2065年	1,595万人 12.5% ↓ 1,194万人 10.8% ↓ 951万人 10.2% 898万人 10.2%	1,595万人 12.5% ↓ 1,372万人 12.1% ↓ 1,195万人 12.1% 1,159万人 12.2%	1,595万人 12.5% ↓ 1,027万人 9.5% ↓ 750万人 8.6% 684万人 8.3%	1,583万人 12.5% ↓ 1,073万人 10.0% ↓ 791万人 9.1% [735万人] 9.0%
生産年齢(15~64歳)人口	2015 (平成27) 年 2040年 2060年 2065年	7,728万人 60.8% ↓ 5,978万人 53.9% ↓ 4,793万人 51.6% 4,529万人 51.4%	7,728万人 60.8% ↓ 6,081万人 53.5% ↓ 5,142万人 52.1% 4,950万人 52.2%	7,728万人 60.8% ↓ 5,885万人 54.3% ↓ 4,472万人 51.0% 4,147万人 50.5%	7,682万人 60.7% ↓ 5,787万人 53.9% ↓ 4,418万人 50.9% [4,113万人]
老年(65歳以上)人口	2015 (平成27) 年 2040年 2065年	3,387万人 26.6% ↓ 3,921万人 35.3% ↓ 3,540万人 38.1% 3,381万人 38.4%	3,387万人 26.6% ↓ 3,921万人 34.5% ↓ 3,540万人 35.8% 3,381万人 35.6%	3,387万人 26.6% ↓ 3,921万人 36.2% ↓ 3,540万人 40.4% 3,381万人 41.2%	3,395万人 26.8% ↓ 3,868万人 36.1% ↓ 3,464万人 39.9% [3,287万人 40.4%]

<sup>(</sup>注) 平成24年推計の2065年の数値(括弧内)は長期参考推計結果による。



## 3. 推計方法の要約

人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は、各要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって設定した。

## (1) 出生仮定の要約

平成12 (2000) 年生まれ女性コーホート (参照コーホート) の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値また は統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、平成27 (2015) 年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるもの と仮定した。

			前提			合計特殊出生率	Z Z	平成24年推計
仮定の種類	出生仮定指標	現在の実績値 1964年生まれの 世代		仮 定 2000年生まれの 世代 (参照コーホート)	平成27 (2015) 年 実 績	経過	2065年	2060年
中位	(1) 平均初婚年齢 (2) 50歳時未婚率	26.3歳 12.0%	→ →	28.6歳 18.8%		最高値 平成27 (2015)年 1.45		
中位の仮定	(3) 夫婦完結出生児数	1.96人	<b>→</b>	1.79人	1.45	最低值	1.44	1.35
	(4) 離死別再婚効果	0.959	<b>→</b>	0.955		2024年 1.42		
	(1) 平均初婚年齢		<b>→</b>	28.2歳		最高値 2024年		
高位の	(2) 50歳時未婚率	同上	<b>→</b>	13.2%	1.45	1.66	1.65	1.60
の仮定	(3) 夫婦完結出生児数	IHJ	<b>→</b>	1.91人	1.45	最低值 平成27	1.03	1.60
	(4) 離死別再婚効果		<b>→</b>	0.955		(2015)年 1.45		
	(1) 平均初婚年齢		<b>→</b>	29.0歳		最高值 平成27		
低位の	(2) 50歳時未婚率		<b>→</b>	24.7%	1 45	(2015)年 1.45	1.05	1.10
低位の仮定	(3) 夫婦完結出生児数	同上	<b>→</b>	1.68人	1.45	最低值	1.25	1.12
	(4) 離死別再婚効果		<b>→</b>	0.955		2024年 1.20		

出生性比:平成23 (2011) ~27 (2015) 年の出生性比 (105.2) を一定とした。

## (2) 死亡仮定の要約

昭和45 (1970) ~平成27 (2015) 年の死亡実績に基づき、「死亡中位」(2065年男性84.95年、女性91.35年) の仮定を設定するとと もに、パラメータが確率99%で存在する区間に従い「死亡高位」(同年男性83.83年、女性90.21年)、「死亡低位」(同年男性86.05年、女 性92.48年) の仮定を設定した。

平均寿命	実績 平成27(2015)年	死亡中位仮定 2065年	平成24年推計 2060年
男性	80.75年 —	► 84.95年	84.19年
女 性	86.98年 —	▶ 91.35年	90.93年

## (3) 国際人口移動仮定の要約

日本人については、平成22 (2010) ~平成27 (2015) 年における男女年齢別人国超過率 (純移動率) の平均値を一定とした。外国人については、昭和45 (1970) 年以降における入国超過数の趨勢を投影することによって仮定値とした。なお、入国外国人の性、年齢別割合や国籍異動率についても過去の趨勢をもとに仮定値を作成した。

詳細データ② 出生数・合計特殊出生率の推移

年 次	出生数	合計特殊 出生率	年 次	出生数	合計特殊 出生率
1899(明治32)年 1905(明治38) 1910(明治43)	1,386,981 1,452,770 1,712,857		1985 (昭和60) 年 1986 (昭和61) 1987 (昭和62) 1988 (昭和63)	1,431,577 1,382,946 1,346,658 1,314,006	1.76 1.72 1.69 1.66
1915 (大正4) 1920 (大正9) 1925 (大正14)	1,799,326 2,025,564 2,086,091		1989(平成元)	1,246,802 1,221,585	1.57
1930 (昭和 5) 1935 (昭和10)	2,085,101 2,190,704		1990 (平成 2) 1991 (平成 3) 1992 (平成 4) 1993 (平成 5)	1,223,245 1,208,989 1,188,282	1.53 1.50 1.46
1940 (昭和15) 1943 (昭和18) 1947 (昭和22)	2,115,867 2,253,535		1994(平成 6)	1,238,328	1.50
1950(昭和25) 1955(昭和30)	2,678,792 2,337,507 1,730,692	4.54 3.65 2.37	1995 (平成 7) 1996 (平成 8) 1997 (平成 9) 1998 (平成10)	1,187,064 1,206,555 1,191,665 1,203,147	1.42 1.43 1.39 1.38
1960 (昭和35) 1961 (昭和36) 1962 (昭和37)	1,606,041 1,589,372 1,618,616	2.00 1.96 1.98	1999(平成11)	1,177,669 1,190,547	1.34
1963(昭和38) 1964(昭和39) 1965(昭和40)	1,659,521 1,716,761 1,823,697	2.00 2.05 2.14	2001 (平成13) 2002 (平成14) 2003 (平成15) 2004 (平成16)	1,170,662 1,153,855 1,123,610 1,110,721	1.33 1.32 1.29 1.29
1963 (昭和40) 1966 (昭和41) 1967 (昭和42) 1968 (昭和43) 1969 (昭和44)	1,360,974 1,360,974 1,935,647 1,871,839 1,889,815	1.58 2.23 2.13 2.13	2004 (平成16) 2005 (平成17) 2006 (平成18) 2007 (平成19) 2008 (平成20)	1,062,530 1,092,674 1,089,818 1,091,156	1.26 1.32 1.34 1.37
1970 (昭和45) 1971 (昭和46)	1,934,239 2,000,973	2.13 2.16	2009(平成21)	1,070,036	1.37
1972(昭和47) 1973(昭和48) 1974(昭和49)	2,038,682 2,091,983 2,029,989	2.14 2.14 2.05	2010 (平成22) 2011 (平成23) 2012 (平成24) 2013 (平成25)	1,071,305 1,050,807 1,037,232 1,029,817	1.39 1.39 1.41 1.43
1975(昭和50) 1976(昭和51) 1977(昭和52)	1,901,440 1,832,617 1,755,100	1.91 1.85 1.80	2014(平成26)	1,003,609 1,005,721	1.42
1977(昭和52) 1978(昭和53) 1979(昭和54)	1,735,100 1,708,643 1,642,580	1.79 1.77	2016(平成27) 2016(平成28) 2017(平成29) 2018(平成30)	977,242 946,146 918,400	1.43 1.44 1.43 1.42
1980 (昭和55) 1981 (昭和56) 1982 (昭和57)	1,576,889 1,529,455	1.75 1.74 1.77	2019(令和元)	865,239	1.36
1982(昭和57) 1983(昭和58) 1984(昭和59)	1,515,392 1,508,687 1,489,780	1.77 1.80 1.81	2020 (令和 2) 2021 (令和 3) 2022 (令和 4)	840,835 811,622 770,747	1.33 1.30 1.26

資料:厚生労働省政策統括官付人口動態,保健社会統計室「人口動態統計」

(注) 2022 (令和4) 年は概数である。

#### 先進諸国における合計特殊出生率の推移 詳細データ③

	日本	アメリカ	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン	イギリス
1950年 (昭和25)	3.65	3.02	2.90	1.88	•••	2.32	2.18
1970年 (昭和45)	2.13	U 2.48	2.47	2.01	•••	1.94	2.38
1980年 (昭和55)	1.75	U 1.84	1.99	1.46	1.62	1.68	1.90
1990年 (平成 2)	1.54	U 2.08	1.78	•••	1.36	2.14	1.84
2000年 (平成12)	1.36	U 2.06	1.88	1.38	1.24	1.57	1.64
2010年 (平成22)	1.39	1.93	2.02	1.39	1.41	1.99	E 1.92
現在	*1.26 (2022)	U 1.66 (2021)	E*1.84 (2021)	E 1.58 (2021)	E 1.25 (2021)	E 1.67 (2021)	E 1.68 (2018)

資料:日本は厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

日本以外はUN, Demographic Yearbook

ただしU=U.S. Department of Health and Human services, National Vital Statistics Reports, National Center for Health Sta

E=Eurostat, Population and Social Conditions (注) 1. ドイツは1990年までは旧西ドイツの数値である。

イギリスは1980年まではイングランド・ウェールズの数値である。

2. \*印は概数である。

## 平均寿命

#### 概 要

## 平均余命の推移

(単位:年)

			男					女		(+4.1)
年 次	0歳	20歳	40歳	65歳	90歳	0歳	20歳	40歳	65歳	90歳
1947(昭和22)	50.06	40.89	26.88	10.16	2.56	53.96	44.87	30.39	12.22	2.45
50 (昭和25)-52 (27)	59.57	46.43	29.65	11.35	2.70	62.97	49.58	32.77	13.36	2.72
55 (昭和30)	63.60	48.47	30.85	11.82	2.87	67.75	52.25	34.34	14.13	3.12
60 (昭和35)	65.32	49.08	31.02	11.62	2.69	70.19	53.39	34.90	14.10	2.99
65(昭和40)	67.74	50.18	31.73	11.88	2.56	72.92	54.85	35.91	14.56	2.96
70(昭和45)	69.31	51.26	32.68	12.50	2.75	74.66	56.11	37.01	15.34	3.26
75(昭和50)	71.73	53.27	34.41	13.72	3.05	76.89	58.04	38.76	16.56	3.39
80 (昭和55)	73.35	54.56	35.52	14.56	3.17	78.76	59.66	40.23	17.68	3.55
85(昭和60)	74.78	55.74	36.63	15.52	3.28	80.48	61.20	41.72	18.94	3.82
90(平成 2)	75.92	56.77	37.58	16.22	3.51	81.90	62.54	43.00	20.03	4.18
95(平成7)	76.38	57.16	37.96	16.48	3.58	82.85	63.46	43.91	20.94	4.64
2000(平成12)	77.72	58.33	39.13	17.54	4.10	84.60	65.08	45.52	22.42	5.29
01(平成13)	78.07	58.64	39.43	17.78	4.19	84.93	65.39	45.82	22.68	5.41
02(平成14)	78.32	58.87	39.64	17.96	4.29	85.23	65.69	46.12	22.96	5.56
03(平成15)	78.36	58.89	39.67	18.02	4.26	85.33	65.79	46.22	23.04	5.57
04(平成16)	78.64	59.15	39.93	18.21	4.36	85.59	66.01	46.44	23.28	5.69
05(平成17)	78.56	59.08	39.86	18.13	4.15	85.52	65.93	46.38	23.19	5.53
06(平成18)	79.00	59.49	40.25	18.45	4.32	85.81	66.22	46.66	23.44	5.66
07(平成19)	79.19	59.66	40.40	18.56	4.40	85.99	66.39	46.82	23.59	5.72
08(平成20)	79.29	59.75	40.49	18.60	4.36	86.05	66.45	46.89	23.64	5.71
09(平成21)	79.59	60.04	40.78	18.88	4.48	86.44	66.81	47.25	23.97	5.86
10(平成22)	79.55	59.99	40.73	18.74	4.19	86.30	66.67	47.08	23.80	5.53
11(平成23)	79.44	59.93	40.69	18.69	4.14	85.90	66.35	46.84	23.66	5.46
12(平成24)	79.94	60.36	41.05	18.89	4.16	86.41	66.78	47.17	23.82	5.47
13(平成25)	80.21	60.61	41.29	19.08	4.26	86.61	66.94	47.32	23.97	5.53
14(平成26)	80.50	60.90	41.57	19.29	4.35	86.83	67.16	47.55	24.18	5.66
15(平成27)	80.75	61.13	41.77	19.41	4.27	86.99	67.31	47.67	24.24	5.56
16(平成28)	80.98	61.34	41.96	19.55	4.28	87.14	67.46	47.82	24.38	5.62
17(平成29)	81.09	61.45	42.05	19.57	4.25	87.26	67.57	47.90	24.43	5.61
18(平成30)	81.25	61.61	42.20	19.70	4.33	87.32	67.63	47.97	24.50	5.66
19 (令和元)	81.41	61.77	42.35	19.83	4.41	87.45	67.77	48.11	24.63	5.71
20(令和2)	81.56	61.90	42.50	19.97	4.49	87.71	68.01	48.37	24.88	5.85
21(令和3)	81.47	61.81	42.40	19.85	4.38	87.57	67.87	48.24	24.73	5.74

資料:平成12年まで及び平成17年、22年、27年、令和2年は厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「完全生命表」、それ 以外は「簡易生命表」

(注) 昭和45年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

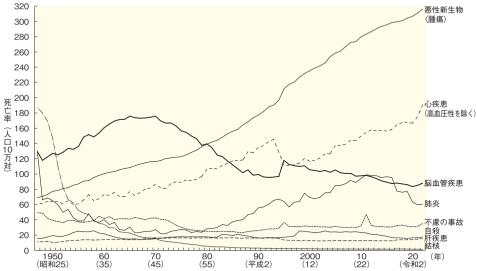
## 平均寿命の国際比較

(単位:年)

	国	作成基礎期間	男	女
	日本	2021	81.47	87.57
北アメリカ	アメリカ合衆国	2020	74.2	79.9
アジア	イスラエル	2016-2020	80.80	84.68
	韓国	2020	80.5	86.5
ヨーロッパ	フランス	2021	79.26	85.37
	アイスランド	2021	80.9	84.1
	イタリア	2021	80.135	84.691
	ノルウェー	2021	81.59	84.73
	スウェーデン	2021	81.21	84.82
	スイス	2021	81.6	85.6
	イギリス	2018-2020	79.04	82.86
オセアニア	オーストラリア	2018-2020	81.19	85.34

(注) 当該政府の資料による。

## 主な死因別にみた死亡率の推移(人口10万対)

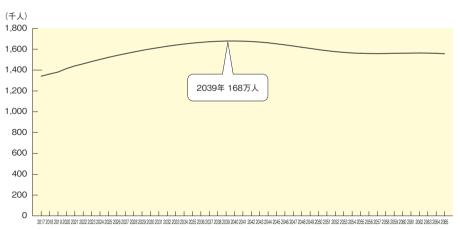


資料:厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」 (注) 1. 死因分類等の改正により、死因の内容に完全な一致をみることはできない。 2. 2022 (令和4) 年は概数である。

年 次	悪性新生物 〈腫瘍〉	心疾患 (高血圧性を除く)	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	自殺	肝疾患	結核
1899(明治 32) 年 1910(明治 43) 1920(大正 9) 1930(昭和 5) 1940(昭和 15) 1950(昭和 35) 1970(昭和 35) 1970(昭和 50) 1980(昭和 50) 1985(昭和 50) 1985(昭和 60) 1990(平成 2) 1995(平成 7) 1997(平成 9) 1998(平成 10) 1999(平成 11)	(腫瘍) 44.7 67.1 72.6 70.6 72.1 77.4 110.3 122.6 139.1 156.1 177.2 211.6 220.4 226.7 231.6	48.6 65.0 63.5 63.8 63.3 64.2 73.2 86.7 89.2 106.2 117.3 134.8 112.0 112.2 114.3 120.4	99.8 142.1 313.9 156.8 154.4 65.1 40.2 27.1 27.4 28.4 37.5 55.6 64.1 63.1 63.8 74.9	170.5 131.9 157.6 162.8 177.7 127.1 160.7 175.8 156.7 139.5 112.2 99.4 117.9 111.0 110.0	50.1 44.7 46.8 40.8 39.5 39.5 41.7 42.5 30.3 25.1 24.6 26.2 36.5 31.1 31.1	13.7 19.1 19.0 21.6 13.7 19.6 21.6 15.3 18.0 17.7 19.4 16.4 17.2 18.8 25.4 25.4	 17.2 20.2 16.2 12.3 10.4 14.3 16.6 16.3 16.5 16.1 13.7 13.3 12.9	155.7 230.2 223.7 185.6 212.9 146.4 34.2 15.4 9.5 5.5 3.9 3.0 2.6 2.2 2.3
2000(平成 12) 2000(平成 13) 2002(平成 14) 2002(平成 14) 2004(平成 15) 2004(平成 17) 2006(平成 18) 2007(平成 19) 2008(平成 20) 2008(平成 21) 2011(平成 23) 2012(平成 25) 2014(平成 25) 2014(平成 25) 2014(平成 25) 2014(平成 25)	235.2 238.8 241.7 245.4 253.9 258.3 261.0 266.9 272.3 273.5 279.7 283.2 286.6 290.3 293.5 295.5	116.8 117.8 121.0 126.5 126.5 126.5 137.2 137.2 139.2 144.4 143.7 149.8 154.5 157.9 156.5	69.2 67.8 69.4 75.3 75.7 85.0 87.4 91.6 89.0 94.1 98.9 98.4 97.8 95.4	105.5 104.7 103.4 104.7 102.3 105.3 101.7 100.8 100.9 97.2 97.7 98.2 96.5 94.1 91.1 89.4	31.4 31.4 30.7 30.7 30.3 31.6 30.3 30.1 30.3 30.0 32.2 47.1 32.6 31.5 31.1	24.1 23.3 23.8 25.5 24.0 24.2 23.7 24.4 24.0 24.4 22.9 21.0 20.7 19.5 18.5	12.8 12.6 12.3 12.5 12.6 13.0 12.9 12.8 12.7 12.7 12.7 12.7 12.5	2:1 2:0 1.8 1.9 1.8 1.8 1.8 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7
2016(平成 28) 2017(平成 29) 2018(平成 30) 2019(令和元) 2020(令和 2) 2021(令和 3) 2022(令和 4)	298.4 299.5 300.7 304.2 306.6 310.7 316.1	158.4 164.4 167.6 167.9 166.6 174.9 190.8	95.5 77.7 76.2 77.2 63.6 59.6 60.6	87.5 88.2 87.1 86.1 83.5 85.2 88.1	30.6 32.4 33.2 31.7 30.9 31.2 35.5	16.8 16.4 16.1 15.7 16.4 16.5 17.4	12.6 13.7 13.9 14.0 14.3 14.7 15.5	1.5 1.9 1.8 1.7 1.5 1.4

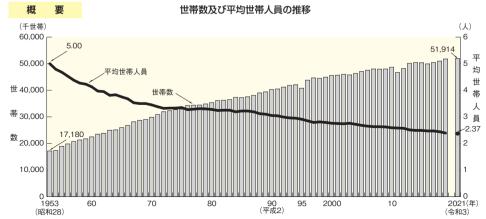
資料:厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」 (注) 1. 死因分類等の改正により、死因の内容に完全な一致をみることはできない。 2. 2022 (令和4) 年は概数である。

## 死亡数の推移



資料:2023(令和5) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位)(注) 2022(令和4) 年は1,568,961人(概数) である。(厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」)

## 世帯構成



資料:1985 (昭和60) 年以前は厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、1986 (昭和61) 年以降は厚生労働省政策統括 官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

- 1. 1995 (平成7) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
  - 12. 2011 (平成23) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 3. 2012 (平成24) 年の数値は、福島県を除いたものである。 4. 2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

  - 5. 2020 (令和2) 年は、調査を実施していない。

## 詳細データ 世帯構造別にみた世帯数の推移

計画ノーブ	世帯構造別にのた世帯数の推移									
	総数	単独		核	家族世帯		三世代	その他	高齢者世帯	
年 次	(A)	世帯	総数	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の 子のみの世帯	ひとり親と未婚 の子のみの世帯	世帯	の世帯	(B)	
tons (militage) Ar		5001		推計	数 (千世帯)				推計数 (千世帯)	
1975 (BH450) #  980 (	32,877 35,338 37,5447 30,508 41,510 41,820 41,820 44,869 44,493 45,664 44,933 45,664 45,664 45,664 46,005 45,664 46,005 46,003 47,043 47,043 47,043 48,668 47,043 48,668 47,043 48,668 47,043 48,668 47,043 48,668 47,043 48,668 4	5.991 6.402 6.826 6.826 8.597 9.3201 9.013	19,304 21,318 22,834 24,150 24,317 24,836 24,317 24,836 25,510 25,911 26,096 26,963 26,983 26,984 27,352 28,994 27,352 28,993 28,994 27,352 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 28,993 29,970 30,316 30,316 30,683 30,683	3,877 4,619 6,402 6,602 6,602 6,715 7,704 7,784 8,258	14,043 15,220,538 15,378 15,278 15,278 15,237 15,237 15,194 14,388 14,188 14,188 14,981 14,981 14,982 14,881 14,984 14,985 14,881 14,88	1,385 1,480 1,385 1,480 1,985 1,985 2,199 2,199 2,199 2,1125 2,141 2,2447 2,356 2,159 2,2447 2,356 2,559 2,259 2,2841 2,356 2,559 2,2841 2,364 2,359 2,2841 2,364 2,359 3,348 3,645 3,645 3,640 3,645 3,645 3,645 3,645 3,645 3,645 3,645 3,645	5.744 5.7749 5.7749 5.7749 5.7749 5.326 5.	2,034 1,904 2,116 2,166 2,218 2,528 2,528 2,528 2,528 2,528 2,528 2,528 2,565 2,648 2,760 2,648 2,760 3,006 2,648 3,006 3,136	1.089 1.089 1.684 2.3057 3.113 3.592 3.089 3.089 3.089 4.252 4.390 4.866 6.5614 5.791 6.261 6.7654 6.7652 7.7674 8.949 9.252 9.627 9.7674 11.614 11.2711 13.271 13.271 13.273 14.6063 14.678	
1975 (BH 150) # 80 (55)   88 (75)   89 (75)   99 (77)   96 (8)   97 (91)   95 (10)   96 (10)   96 (10)   96 (10)   97 (10)   96 (10)   97 (10)   9	100.0 100.0	18.2 18.1 18.2 20.0 21.9 22.3 21.9 22.6 23.5 23.5 23.9 23.9 24.1 24.1 24.1 23.5 23.9 24.9 24.1 24.5 25.3 25.0 24.9 24.9 24.9 24.9 24.9 24.9 24.9 27.7 28.8 28.8 28.8 28.8 28.8 28.8 28.8	58.7 60.3 60.8 60.3 95.0 95.0 95.0 95.0 95.0 95.0 95.0 95.0	構 成 111.8 113.1 144.4 16.6 16.6 17.2 17.7 18.4 18.4 19.4 19.4 19.4 19.4 19.4 20.6 21.5 22.1 22.1 22.1 22.2 22.3 22.3 22.3 22.6 22.7 24.0 24.1 24.1 24.1 24.1 24.1 24.1 24.1 24.1	割 会 (%) 42.7 43.1 43	4.2.2.4.5.1.0.5.1.2.4.8.1.0.5.1.2.4.8.1.0.5.1.2.4.8.1.0.5.2.6.5.3.3.2.5.7.7.6.2.6.5.3.3.6.5.7.7.6.6.5.0.6.7.7.2.3.7.2.2.7.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	16.9 162.2 153.3 13.5 13.1 12.5 11.2 11.2 11.2 11.2 10.6 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0	6.24.7.55.66.51.6.57.1.55.66.81.66.3.34.66.65.7.65.66.57.1.55.66.57.1.66.33.46.66.57.1.66.37.66.65.7.66.65.7.66.66.7.66.66.7.66.66.7.66.66.7.66.66	(B) / (A) ×100 3.3 4.8 6.3 7.7 8.9 8.9 9.4 11.1 11.5 12.6 12.9 13.7 14.6 15.6 15.8 17.7 17.8 18.8 18.8 18.3 20.0 21.0 20.5 21.3 22.2 24.2 25.2 26.6 26.2 27.6 28	

資料:1980(昭和55)年以前は厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、1986(昭和61)年以降は厚生労働省政策統括官 付世帯統計室「国民生活基礎調査」

- (注) 1. (1) 単独世帯とは、世帯員が一人だけの世帯をいう。
  - (2) 夫婦のみの世帯とは、世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
  - (3) 夫婦と未婚の子のみの世帯とは、夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう
  - (4) ひとり親と未婚の子のみの世帯とは、父親または母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
  - (5) 三世代世帯とは、世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。
  - (6) その他の世帯とは、上記 (1) ~ (5) 以外の世帯をいう。
  - 2. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
  - 3. 1995 (平成7) 年の数値は兵庫県を除いたものである。
  - 4. 2011 (平成23) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
  - 5. 2012 (平成24) 年の数値は、福島県を除いたものである。
  - 6, 2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
  - 7. 2020 (令和2) 年は、調査を実施していない。

## 所得

#### 詳細データ(1) 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり及び世帯人員1人当たり平均所得金額

	総数	29歳以下	30~39歳	40~49	50~59	60~69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり								
平均所得金額(万円)	564.3	433.1	636.3	721.2	782.7	578.8	418.8	439.3
世帯人員1人当たり								
平均所得金額 (万円)	236.3	261.3	212.9	228.5	303.7	247.0	204.3	208.9

資料: 厚生労働省政策統括官付世帯統計室「2021 (令和3) 年国民生活基礎調査」 (注) 1. 所得は、2020 (令和2) 年1年間の所得である。 2. 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

#### 詳細データ② 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

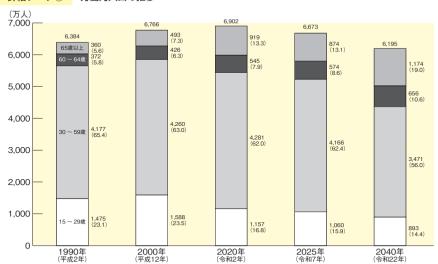
	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・企業年 金・個人年金・ その他の所得						
	1世帯当たり平均所得金額(単位:万円)											
全世帯	564.3	402.2	113.7	16.3	6.4	25.8						
高齢者世帯	332.9	71.7	207.4	22.9	2.1	28.8						
児童のいる世帯	813.5	733.4	30.0	6.0	18.8	25.3						
		1世帯	当たり平均所得金額	質の構成割合(単位	ኔ:%)							
全世帯	100.0	71.3	20.2	2.9	1.1	4.6						
高齢者世帯	100.0	21.5	62.3	6.9	0.6	8.7						
児童のいる世帯	100.0	90.2	3.7	0.7	2.3	3.1						

資料:厚生労働省政策統括官付世帯統計室「2021(令和3)年国民生活基礎調査」 (注) 所得は、2020(令和2)年1年間の所得である。

1

## 労働経済の基礎的資料

## 詳細データ① 労働力人口の推移



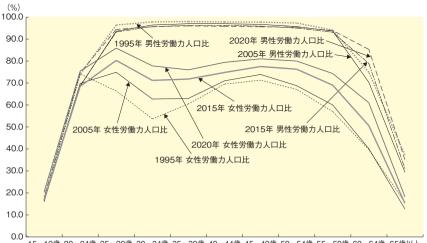
資料:1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年は(独)労働政策研究・研修機構「労働力需 給の推計一労働力需給モデル(2018年度版)による将来推計一。

(注) 1. ( )内は構成比

資料出所 総務省統計局「労働力調査|

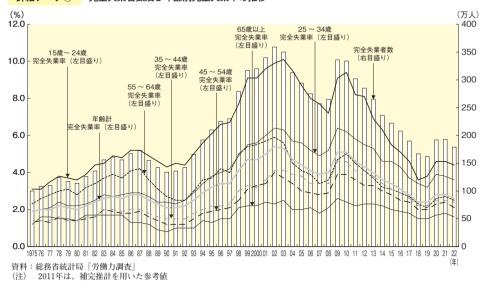
- 2. 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。
- 3. 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が進むケース(各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むシナリオ)。
- 4. 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているのでご留意されたい。

## 詳細データ② 性、年齢別労働力人口比率の推移

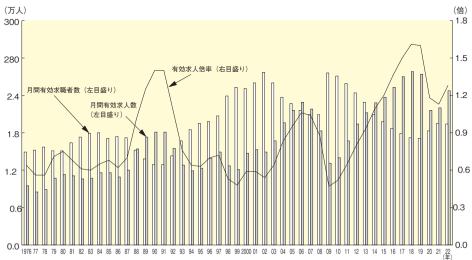


15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳 65歳以上

## 詳細データ③ 完全失業者数及び年齢別完全失業率の推移

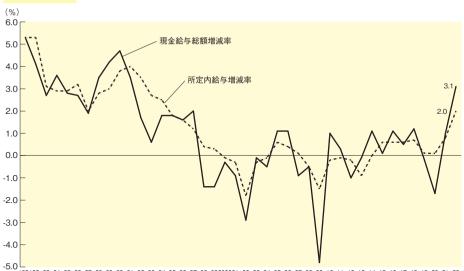


詳細データ④ 求人・求職及び求人倍率の推移



資料:厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」 (注) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

#### 詳細データ(5) 現金給与総額及び所定内給与の増減率の推移(事業所規模30人以上)



198182 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99200001 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 (年)

資料:厚生労働省政策統括官付雇用·賃金福祉統計室「毎月勤労統計調査」

(注) 2012年以前の数値は「時系列比較のための推計値」を用いている。





資料:厚生労働省政策統括官付雇用 · 賃金福祉統計室「毎月勤労統計調査」

- 1. 総実労働時間及び所定内労働時間は、年平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。 2. 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めた。

  - 3. 2012年以前の数値は「時系列比較のための推計値」を用いている。

## 社会保障関係書(国の予算)

#### 概 亜

## 国の予算における社会保障関係費の推移

(単位:億円・%)

区分	80 (昭	和55)	85 (	(60)	90 (平	成2)	95 (	(7)	2000	(12)	05 (	17)	区分	10 (	22)	15 (	27)
社会保障関係費	82,124	(100.0)	95,740	(100.0)	116,154	(100.0)	139,244	(100.0)	167,666	(100.0)	203,808	(100.0)	社会保障関係費	272,686	(100.0)	315,297	(100.0)
生活保護費	9,559	(11.6)	10,816	(11.3)	11,087	(9.5)	10,532	(7.6)	12,306	(7.3)	19,230	(9.4)	年金医療介護保険給付費	203,363	(74.6)	231,107	(73.3)
社会福祉費	13,698	(16.7)	20,042	(20.9)	24,056	(20.7)	34,728	(24.9)	36,580	(21.8)	16,443	(8.1)	生活保護費	22,388	(8.2)	29,042	(9.2)
社会保険費	51,095	(62.2)	56,587	(59.1)	71,953	(61.9)	84,700	(60.8)	109,551	(65.3)	158,638	(77.8)	社会福祉費	39,305	(14.4)	48,591	(15.4)
保健衛生対策費	3,981	(4.8)	4,621	(4.8)	5,587	(4.8)	6,348	(4.6)	5,434	(3.2)	4,832	(2.4)	保健衛生対策費	4,262	(1.6)	4,876	(1.5)
失業対策費	3,791	(4.6)	3,674	(3.8)	3,471	(3.0)	2,936	(2.1)	3,795	(2.3)	4,664	(2.3)	雇用労災対策費	3,367	(1.2)	1,681	(0.5)
厚生労働省予算	86,416	(7.5)	99,920	(2.6)	120,521	(6.4)	144,766	(2.9)	174,251	(3.9)	208,178	(3.1)	厚生労働省予算	275,561	(9.5)	299,146	(△3.0)
一般歲出	307,332	(10.3)	325,854	(△0.0)	353,731	(3.8)	421,417	(3.1)	480,914	(2.6)	472,829	(△0.7)	一般歳出	534,542	(3.3)	573,555	(1.6)
区分	19(令	和元)	20	(2)	21	(3)	22 (	(4)	23	(5)							
社会保障関係費	340,593	(100.0)	358,608	(100.0)	358,421	(100.0)	362,735	(100.0)	368,889	(100.0)							
年金給付費	120,488	(35.4)	125,232	(34.9)	127,005	(35.4)	127,641	(35.2)	130,857	(35.5)	]						
医療給付費	118,543	(34.8)	121,546	(33.9)	119,821	(33.4)	120,925	(33.3)	121,517	(32.9)							
介護給付費	32,101	(9.4)	33,838	(9.4)	34,662	(9.7)	35,803	(9.9)	36,809	(10.0)	]						
少子化対策費	23,440	(6.9)	30,387	(8.5)	30,458	(8.5)	31,094	(8.6)	31,412	(8.5)	]						
生活扶助等社会福祉費	41,805	(12.3)	42,027	(11.7)	40,716	(11.4)	41,759	(11.5)	43,093	(11.7)							
保健衛生対策費	3,827	(1.1)	5,184	(1.4)	4,768	(1.3)	4,756	(1.3)	4,754	(1.3)	]						
雇用労災対策費	388	(0.1)	395	(0.1)	991	(0.3)	758	(0.2)	447	(0.1)	]						
厚生労働省予算	320,358	(2.9)	330,366	(3.1)	331,380	(0.3)	335,160	(1.1)	331,686	(1.6)	1						
一般歳出	619,639	(5.2)	634,972	(2.5)	669,020	(5.4)	673,746	(0.7)	727,317	(8.0)	]						

資料:厚生労働省大臣官房会計課調べ

- (注) 1. 四捨五入のため内訳の合計が予算総額に合わない場合がある。
  - 2. ( ) 内は構成比。ただし、厚生労働省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。
  - 3. 平成13年度以前の厚生労働省予算は、厚生省予算と労働省予算の合計である。
  - 4 平成27年4月より保育所運営費等(1兆6.977億円)が内閣府へ移管されたため、平成27年度における厚生労働省予算の伸率は、 その移管後の予算額との対比による
  - 5. 令和5年4月にこども家庭庁が創設され業務の一部が移管されたため、令和5年度における厚生労働省予算の伸率は、その移 管後の令和4年度予算額(32兆6,304億円)との対比による。

#### 詳細データ 厚牛労働省所管一般会計主要経費別歳出予算額(当初)の推移

(単位:百万円)

	80 (昭和55)	85 (60)	90 (平成2)	95 (7)	2000 (12)	05 (17)
生社 社 越 越 構	955,926 1,369,775 24,282 122,196 482,936 149,021 3,950 2,181 38,844 63,580	1,081,537 2,004,211 33,908 82,298 484,079 265,189 4,800 1,565 51,732 90,250	1,108,748 2,405,589 78,263 112,702 439,994 219,851 3,600 1,285 52,470 86,883	1,053,180 3,472,812 204,096 166,044 589,129 231,040 3,400 1,552 79,135 102,173	1,230,558 3,657,991 209,719 155,674 763,606 262,889 5,490 1,617 108,360 110,949	1,922,972 1,644,326 166,895 115,425 724,410 325,244 5,110 2,082 117,693 123,963
老 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	476,119 - -	984,113 - -	1,402,738 - -	2,085,439	2,028,696	3,887 4,765 2,701
総合施設のぞみの園施設整備費 障害立支援金 機 機 理 立生 接 機 機 理 日 児 全 手 国 国 雇 負 担	6,126 5,060,215 79,771	6,275 5,569,386 64,750	7,802 7,090,824 28,485	10,804 8,312,699 14,391	10,992 10,863,311 128,453	101 41,923 11,127 15,708,833 317,475 11,442
介 護 保 陝 助 成 費費 機 保 除 保 保 保 保 保 保 保 全 下	5,188 2,123,107 776	5,431 2,018,870 1,020	9,739 2,549,031 1,245	23,479 2,819,398 1,616	1,010,482 26,785 3,354,675 1,173	4,286,754 13,339 3,739,112
社会保険国庫負担金 厚生年金保険国庫負担金 民年金国庫負担金 特別隨等給付金国庫負担	1,157,085 1,689,611	681,774 913,528 1,868,721	934,626 2,144,172 1,422,989	1,420 1,103,844 2,829,544 1,518,306	3,319 1,070,755 3,720,886 1,546,105	1,802 989,220 4,539,450 1,799,637 10,101
保健價生 対策 費費保保健價 生 的 整 策	396,968 66,303 10,036 82,317 50,683	461,207 99,885 8,670 100,995	557,679 122,432 18,891 121,535 26,298	634,187 109,620 34,922 145,602 33 16,135	542,101 81,414 46,372 156,035 1,993 8,411	481,909 78,999 19,986 152,417 6,864
新	71,370 5,527 - - -	118,358 3,755 - - - -	173,979 7,650 - - -	233,780 14,825 - -	130,785 9,591 - - -	46,922 673 51,353 3,658
ハシセン 病 資料 館 能 施 設 費 費 費 所 所 費 を 検 盟 ン セ 対 保 様 変 を 接 要 要 所 所 費 を 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	83,499 3,822 23,411 377,106	63,796 4,440 28,170 367,139	48,717 5,303 32,874 345,867	31,771 7,799 39,702 293,434	57,659 8,369 41,470 378,661	925 62,896 7,798 8,624 40,794 465,959
・ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	6,933 102,297 267,876 481,585 8,641,575 42,588,843	6,063 67,954 293,122 508,506 9,991,987 52,499,643	6,158 45,384 294,325 534,428 12,052,135 66,236,791	6,798 31,627 255,009 710,246 14,476,558	6,985 35,397 336,279 752,480 17,425,100 84,987,053	5,373 34,447 426,139 593,827 20,817,827 82,182,918

資料:厚生労働省大臣官房会計課調べ。

- (注) 1.四捨五入のため内訳の合計が予算総額に合わない場合がある。
  - 2.平成13年度以前の厚生労働省予算は、厚生省予算と労働省予算の合計である。
  - 3.平成27年4月より「保育所運営費」及び「子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入」が内閣府へ移管されている。
  - 4.令和5年4月にこども家庭庁が創設され業務の一部が移管されている。

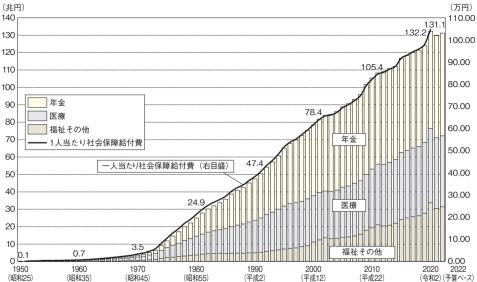
								百万円)
年全医療介護保障給付費	10 (22)	15 (27)	Φ Φ Φ Η Φ	19 (令和元)	20 (2)	(3)	22 (4)	23 (5)
医療保険等年金特別会計へ機分費 人費 医慢年金 拠日金 東 度 宝 堂 推 進 費 保 保 医 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	20,274,779 8,072,046 10,122,389 2,080,345 2,238,820	23,043,196 9,368,000 11,044,100 2,631,096 2,904,152	年 金 给 特別会計	11,987,033 1 2,967 185,889 11,794,791	12,461,542 1 2,733 490,814 11,964,424	12,621,314 0 2,632 522,047 12,092,853	12,685,693 1 2,467 523,509 12,155,728	13,007,752 0 2,390 524,232 12,476,942
社 原 医 保	3,804,447 1,587 103 81,692 15,209	2,847,598 626 75 283,360 11.910	私的年金制度整備運営費費 給 整備 養養 供 体制 基盤 整備	3,385 11,854,303 98,910 3,519	3,570 12,154,602 156,377 3,458	3,782 11,982,061 85,077 3,490	3,988 12,092,506 148,582 3,424	4,187 12,138,184 103,986 3,359
1. 2	29,793 36,100 353,262	21,934 - 84,047	原爆被爆者等援護対策費医療保険給付諸費麻薬・覚醒剤等対策費	124,538 27,129 9,885,617 0	130,680 27,394 10,090,571 0	132,319 26,700 9,991,421 0	142,103 28,072 10,060,299 0	145,010 27,384 10,190,649 0
児童手当及子ども手当年全特別会計へ繰入 児童 虐待等 防止対策 費費	1,514,767 85,934 11,471 176,413	114,546 36,361 183,622	麻 乘 · 夏 醛 利 · 寺 对 对 来 策 更 度 的 · 寺 对 对 来 策 更 费 传 管 面 · 年 , 对 对 策 策 更 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费 费	3,816 3,634 1,437,650 269,488 3,210,107	4,030 3,642 1,454,916 283,534 3,383,751	4,197 3,703 1,453,326 281,827 3,466,185	4,301 3,717 1,420,329 281,677 3,580,257	1,391,235 276,561 3,680,922
計 全 超 計 键 费	5,033 24,000 39,654	2,621 5,662 50,040 35,052	生活保護等対策費賣 高齢者日常生活支援等推進費賣 介護保險制度運営推進費賣 少子化 対策 金針 少子化	76,895 194,119 2,939,093 136,326 8,357	77,361 197,204 3,109,186 140,211 8,628	79,184 194,166 3,192,836 140,238 8,739	80,983 192,795 3,306,479 140,962 9,125	83,356 193,274 3,404,292 9,531 9,531
障 需 保 健 福 社 費 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費 独立行政法↓国立重度知的陰害者総合施設のぞみの園施診整備費	1,064,664 2,264 291 8,543	1,507,573 1,814 - 3,444	児 董 虐 待 等 防 止 対 策 費 国 立 児 章 自 立 支 援 施 設 運 営 費	127,841 129 3,984,496 866	131,450 133 3,983,166 487	131,367 133 4,007,147 682	131,681 157 4,132,577 549	3,495,724
特別障害紹介金鉛付費年金特別会計へ線換 社会相位施度模構運営費 独立行政法人相医模構運営費 公的年組全等年金特別会置 基礎年金製出金等年時別会置、 基礎年金製出金等年級会置、	11,140 4,121 - 3,317 1,506	3,197 3,492 1,271 2,790 2,384	医	563 51 163,938 24,844 5,904	563 511 129,520 26,114 5.833	563 509 113,256 4,185 5,810	563 511 110,582 2,458 5,787	563 505 111,875 2,273 5,748
高齢者日常生活支援等推進費介護保険制度運営推進費	75,793 36,307 211,831	84,084 57,843 112,796 228,010	[雄 康 瑁 進 対 衆 質    臨時福祉給付金等給付事業助成費	114,064 19,419	109,083 20,969	22,383 89,885 24,058	21,299 86,992 24,409	18,293
国立更生援護所運営費 防災対策推進東日本大震災復興特別会計へ繰入	755 171 2,152	6,135 423 150 2,338	子 ど 子 育庭 な 変 接 対 策 費 費 費 費 男児 童 活 保 社 簿 と 新 と 等 と 対 策 備 費 費 費 男 と 子 温 保 社 簿 と 対 ま に か と は か と か と か と か と か と か と か と か と か	23,150 4,306 226,588 15,736 1,442,540	24,480 4,300 175,518 15,287 1,400,916	12,474 6,093 175,537 7,054 1,403,116	12,095 9,249 179,225 6,492 1,416,800	1,438,447
医療提供体制確保対策費 医療安全確保推進費 独立行政法上目立住階維維進費	424,918 2,538 386 43,682 3 121	487,645 3,075 821 16,550	社 会 福 社 諸 費費 村社 会 福 社 施 設 整 備 費費 障 音 及 人 福 社 應 療 機 標 室 登費 発立行政法人国立重度知的障害者総合総数のそみの国運営費	35,595 21,134 1,698,576 2,239 1,430	35,462 19,150 1,836,908 1,950 1,303	34,316 5,484 1,933,625 1,953 1,290	33,627 5,255 2,053,613 1,726	34,603 4,905 1,721,258 3,163 1,231
独立 行 政法 人国立病院 機 構 施 設 整 備 費 国立研究開発法人国立がん研究センター連窓費 国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立循環路病研究センター施設整備 国立研究開発法人国立循環路病研究センター施設整備費	8,803 520 5,902	6,136 3,892 267	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの国施設整備費公的年級 一種 一般 一 等 運 営 諸 費 業 務 取 扱 費 全 を 特別 全 計 へ 繰 費 企 業 年 全 等 適 正 運 党 費	14,101 110,338	99 9,213 110,072	83 8,188 108,275	1,316 165 7,653 107,547	7,214 107,342
画立列光明先広人国立精神・神経原集研究センター運営費 国立研究開発法人国立精神・神経原集研究センター運営費 国立研究開発法人国立国際医療研究センター族砂整備費 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	4,595 1,618 8,455 742 5,008	3,874 5,732 72 3,251	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5,099 44,590 6,149 226	5,254 40,157 6,206 108	5,154 33,324 6,106 123	5,073 30,350 5,918 90	4,993 23,694 5,542 209
国立特兆所光法人国立及青医療術光センター施設整備費 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費 感 染 症 対 策 費	3,459 - 28,430 5,701	2,752 662 19,100 115,998	国 立 児 童 自 立 支 援 施 設 運 営 費 国立障害者リハビリテーションセンター運営費 保 険 医 療 機 関 等 指 導 監 督 等 実 施 費	15 1,961 1,071 382,710 22,599	20 2,307 1,370 518,351 26,133	20 2,153 1,441 476,818 26,997	21 1,878 1,330 475,602 27,329	1,922 1,273 474,725 26,564
ハンセン病資料館施設費 移植 医療推進費	2,541 150,716 988	2,663 136,720 484		40,588 - 1,380 1,070	48,472 423 2,500 1,287	35,103 459 2,065 1,288	31,295 416 1,486 1,384	32,627 462 1,472 1,308
原 煙 檢 學 名 等 提 援 対策 費費費	2,074 1,198 40,759 4,944 1,229	77,218 1,306 1,383	短い	15,528 35,238 6,092	15,042 149,211 6,561	146,969 6,634 0	147,425 6,489 503 3,277	149,179 6,530 837 3,310
健康 増進 対策 費費費 を 健康 を機能 で理 推進 費費費 性生 漢・整 節 せい 剤 等 対策 費費費	15,822 160 1,098 1,229	9,719 65 5,000 944 2,180	原 爆 被 爆 署 等 援 対 策 費費費 大	95,072 499 322 3,293 5,147	91,482 494 1,774 3,734 5,147	88,650 497 1,754 3,734 2,723	91,542 503 1,627 3,700 3,623	88,407 493 1,438 2,758 3,601
検 疫 所 共 通 費 費 株 疫 業 務 等 実 施 費 輸 入 食 品 検 査 業 務 実 施 費	33,585 6,865 841 2,299	26,241 7,041 662 1,594	麻 薬 ・ 世 醒 剤 笠 対 策 曹	43,200 14,329 65 19	41,766 16,073 65 408	22,704 16,963 424 501	21,804 15,012 476 435	20,154 14,776 608 438
様 後 乗 務 等 実 旅 旅 策 費 費 費 報 計 報 計 報 計 報 費 費 費 量 国 国 立 ハ ハ ン シ ち 海 療 療 養 養 所 所 旅 選 第 国 国 立 ハ カ ン ヤ セ ン 約 病 療 療 対 策 策 国 立 ハ 用 著補債保険保険協付費 動 保険特別会計 八線人	19,301 5,238 11,073 336,317 371	18,238 3,430 10,572 167,915 205	生 方 殺 策 養費費費 財 盤 本 社 注 費 費 費 費 日 報 登 書 44 世 注 計 4 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世	3,634 3,017 - 3,574	3,829 3,203 3,001 4,060 198	3,655 3,355 2,761 4,175 195	3,369 3,472 3,276 4,160 1,275	3,023 3,612 3,320 3,729 1,083
職務上年金點付費年金特別会計へ線人 高齢者等雇用安定。促進費 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入 対職支援法庫業费労働保险性別会計へ繰入	25,720 301,040	8,670 145,865 6,476	厚生 労働 調査研究等推進費 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費 国立研究開発法人国立循環務研究センター運営費 国立研究開発法人国立循環を研究センター運営費	10,897 6,538 3,978 3,871	15,111 6,459 3,984 4.020	16,963 6,494 4,224 4.052	17,403 6,556 3,824 3,775	16,941 6,736 4,134 3,805
就職支援法事業費労働保険特別会計へ, 機 業 能 力 開 発 強 失 援 費	3,348 2,769 3,066 476,818 27,556,099	3,348 1,939 1,409 464,122 29,914,627	国立研究開発法人国立国際医療研究センター連密費 国立研究開発法人国立成育医療研究センター連密費 国立研究開発法人国立成育医療研究センター連密管費 国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	5,879 3,279 2,951	5,870 3,191 2,972 174	6,684 3,352 3,059	6,791 3,456 2,933 131	6,780 3,300 2,964 246
一般会計予算報	92,299,193	96,341,951	国立研究開発法人国立精神・神経療療研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	718 748 823 492	1,049 79 501 697	1,529 411 559	1,529 477 301 9,944	1,514 463 0 269
			検検 投疫 所所 強	8,473 103 1,111 1,869 18,760 3,507	8,583 152 1,199 2,034 19,243 3,488	9,129 - 9,424 2,148 18,762 3,447	9,327 1,736 18,418	9,966 108 12,477 1,682 17,803 3,470
			医師等国家試験実施費麻薬・世醒剤等対策費	10,254 - 416	10,262 802 449	10,336 915 498	3,384 10,339 915 484	10,233 1,307 797
			雁 用 ガ 火 対 東 質	38,688 114 12,794 17,624 628	39,367 9 12,065 18,832 620	99,017 8 26,074 64,100 1,091	75,748 8 21,614 39,704 6,712	44,583 7 11,414 18,972 6,425
			労働線火管網條線與級點付實労職保解列級計不 高 能 者 等 撰 用 使 定。 促 進 費 失 果等 結 付 费 等 質 为 關 保 除 特 別 会計 、 線 人 就 職 支 援 市 新 國 保 除 特 別 会計 、 。 《 永	4,980 1,047 1,500	5,099 1,612 1,130	5,057 1,559 1,128 345,188	5,009 1,302 1,097 302	5,057 1,334 1,079 295 317,202
			で     の     他       厚生労働省一般会計予算総額       一般会計予算総額	32,035,752 101,457,094	33,036,566 102,657,971	345,188 33,137,969 106,609,708	332,704 33,516,049 107,596,425	317,202 33,168,624 114,381,236

## 社会保障給付費

## 概 要

## 社会保障給付費の推移

	1970	1980	1990	2000	2010	2020	2022 (予算ベース)
国内総生産(兆円)A	75.3	248.4	451.7	537.6	504.9	535.5	564.6
給付費総額(兆円)B	3.5 (100.0%)	24.9 (100.0%)	47.4 (100.0%)	78.4 (100.0%)	105.4 (100.0%)	132.2 (100.0%)	131.1 (100.0%)
(内訳) 年金	0.9 ( 25.7%)	10.3 ( 41.4%)	23.8 ( 50.1%)	40.5 ( 51.7%)	52.2 ( 49.6%)	55.6 ( 42.1%)	58.9 ( 44.9%)
医療	2.1 ( 60.0%)	10.8 ( 43.4%)	18.6 ( 39.3%)	26.6 ( 33.9%)	33.6 ( 31.9%)	42.7 ( 32.3%)	40.8 ( 31.1%)
福祉その他	0.6 (17.1%)	3.8 ( 15.2%)	5.0 ( 10.6%)	11.3 ( 14.4%)	19.5 ( 18.5%)	33.9 ( 25.6%)	30.5 ( 24.0%)
B/A	4.70%	10.00%	10.50%	14.60%	20.90%	24.70%	23.20%



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」、2021 ~ 2022年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2022年度の国内総生産は「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和4年1月17日閣議決定)」 (注)図中の数値は、1950.1960,1970,1980,1990,2000,2010及び2020並びに2022年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

## 詳細データ① 社会保障給付費の部門別推移

註細.	データ①	社会保障	章給付費の部	門別推移										
<i>-</i>	- etc				社会保障	章給付費								
4	度	計	医療	構成割合		証をの他		構成割合						
1050	(昭和25)	(億円)	(億円)	(%) 51.2		語円) 615		(%) 48.8						
1950	( 26)	1,261 1,571	804	51.1		768		48.9						
1952	( 27)	2,194	1,149	52.3		046		47.7						
1953	( 28)	2,577	1,480	57.5		096		42.5						
1954	( 29)	3,841	1,712	44.6		129	55.4							
1955 1956	( 30)	3,893 3,986	1,919 2,018	49.3 50.6		974 969	50.7 49.4							
1957	( 32)	4,357	2,224	51.0		133		49.0						
1958	( 33)	5,080	2,099	41.3	2,9	981		58.7						
1959	( 34)	5,778	2,523	43.7		255		56.3						
1960 1961	( 35)	6,553 7,900	2,942 3,850	44.9 48.7		511 050		55.1 51.3						
1962	( 37)	9,219	4,699	51.0		520		49.0						
1963	( 38)	11,214	5,885	52.5	5,3	329								
					年金	構成割合	福祉その他	介護対策	構成割合					
4004	( 00)	10.475	7 200	E4.4	(億円)	(%)	(億円)	(億円)	(%)					
1964 1965	( 39) ( 40)	13,475 16,037	7,328 9,137	54.4 57.0	3,056 3,508	22.7 21.9	3,091 3,392	_	22.9 21.2					
1966	( 41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	_	19.8					
1967	( 42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	-	19.0					
1968	( 43) ( 44)	25,096	14,679 17.025	58.5 59.2	5,835	23.3 23.2	4,582	_	18.3 17.6					
1969 1970	( 44)	28,775 35,239	20,758	59.2 58.9	6,688 8,562	23.2	5,061 5,920	_	17.6					
1971	( 46)	40,296	22,575	56.0	9,732	24.2	7,990	_	19.8					
1972	( 47)	49,889	28,195	56.5	11,703	23.5	9,990	_	20.0					
1973	( 48)	62,640	34,390	54.9	16,218	25.9	12,033	_	19.2					
1974 1975	( 49) ( 50)	90,437 118,192	47,375 57,321	52.4 48.5	26,139 38,047	28.9 32.2	16,923 22,825	_	18.7 19.3					
1976	( 51)	145,796	68,320	46.9	52,548	36.0	24,928	_	17.1					
1977	( 52)	169,883	76,497	45.0	64,903	38.2	28,483	_	16.8					
1978	( 53) ( 54)	198,965 221,040	89,420 98,007	44.9 44.3	77,336	38.9 40.1	32,209	_	16.2 15.5					
1979 1980	( 55)	249,290	107,598	43.2	88,710 103,330	40.1	34,323 38,362	_	15.4					
1981	( 56)	277,358	115,536	41.7	119,122	42.9	42,699	_	15.4					
1982	( 57)	301,180	124,447	41.3	131,992	43.8	44,741	_	14.9					
1983 1984	( 58) ( 59)	319,936 336,582	131,319 136,379	41.0 40.5	142,563 152,877	44.6 45.4	46,054 47,327	_	14.4 14.1					
1985	( 60)	356,894	143,595	40.5	167,193	46.8	46,106	_	12.9					
1986	(61)	386,002	152,299	39.5	185,664	48.1	48,039	-	12.4					
1987	(62)	407,475	160,801	39.5	197,965	48.6	48,709	_	12.0					
1988 1989	(63) (平成元)	424,733 450.653	167,507 177,547	39.4 39.4	208,437 223,192	49.1 49.5	48,789 49,914	_	11.5 11.1					
1990	( 2)	474,238	186,254	39.3	237,772	50.1	50,212	_	10.6					
1991	( 3)	503,774	197,824	39.3	253,073	50.2	52,878	_	10.5					
1992	( 4)	540,788	212,539	39.3	270,717	50.1	57,533	_	10.6					
1993 1994	( 5) ( 6)	570,636 607,314	221,326 233,126	38.8 38.4	286,817 306,268	50.3 50.4	62,493 67,921	_	11.0 11.2					
1995	( 7)	649,918	246,608	37.9	330,614	50.9	72,695	_	11.2					
1996	(8)	678,327	257,816	38.0	344,994	50.9	75,517	_	11.1					
1997	( 9) ( 10)	697,226 724,300	259,227 260,269	37.2 35.9	358,882 378,092	51.5	79,117	_	11.3 11.9					
1998 1999	( 11)	753,206	270,144	35.9	392,359	52.2 52.1	85,939 90,703	-	12.0					
2000	( 12)	784,075	266,062	33.9	405,367	51.7	112,646	32,806	14.4					
2001	( 13)	816,806	272,333	33.3	419,419	51.3	125,053	41,563	15.3					
2002 2003	( 14) ( 15)	838,503 845,415	268,779 272,032	32.1 32.2	433,107 441,989	51.7 52.3	136,616 131,394	47,053 51,559	16.3 15.5					
2003	( 16)	860,915	272,032	32.2 32.2	450,514	52.3 52.3	131,394	51,559	15.5					
2005	(17)	888,540	287,456	32.4	461,194	51.9	139,891	58,701	15.7					
2006	( 18)	906,741	293,185	32.3	471,517	52.0	142,040	60,492	15.7					
2007 2008	( 19) ( 20)	930,804 958,453	302,301 308,666	32.5 32.2	481,153 493,777	51.7 51.5	147,350 156,009	63,584 66,513	15.8 16.3					
2008	( 20)	1,016,727	308,666	32.2 31.6	515,524	50.7	180,153	71,192	17.7					
2010	( 22)	1,053,660	336,453	31.9	522,286	49.6	194,921	75,082	18.5					
2011	( 23)	1,082,823	347,884	32.1	523,253	48.3	211,686	78,891	19.5					
2012 2013	( 24) ( 25)	1,090,844 1,107,853	353,442 360,761	32.4 32.6	532,329 538,799	48.8 48.6	205,073 208,293	83,978 87,888	18.8 18.8					
2013	( 26)	1,121,812	367,817	32.8	535,104	47.7	218,891	91,908	19.5					
2015	( 27)	1,168,144	385,651	33.0	540,929	46.3	241,564	95,106	20.7					
2016	( 28)	1,183,128	388,174	32.8	543,800	46.0	251,154	97,175	21.2					
2017 2018	( 29) ( 30)	1,200,690 1,214,000	394,243 397,494	32.8 32.7	548,349 552,581	45.7 45.5	258,098 263,926	101,030 103,885	21.5 21.7					
	(令和元)	1,239,244	407,242	32.7	554,520	44.7	277,494	103,865	22.4					
2020	( 2)	1,322,211	427,193	32.3	556,336	42.1	338,682	114,169	25.6					

- (注) 1. 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。
   2. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
   3. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害 補償が追加されている。

  - 4. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。 5. 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。

詳細データ② 社会保障給付費(対国内総生産比)の部門別推移

(単位:%)

			社会保障給付費	(対国内総生産比)		国内総生産
年	度	計	医療	年金	福祉その他	(億円)
1951	(昭和26)	2.87	1.47	1.	40	54,815
1952	( 27)	3.44	1.80		64	63,730
1953	( 28)	3.42	1.97		46	75,264
1954	( 29)	4.91	2.19		72	78,246
1955	( 30)	4.53	2.23		30	85,979
1956	( 31)	4.13	2.09	2.	04	96,477
1957	( 32)	3.94	2.01		93	110,641
1958	( 33)	4.29	1.77		52	118,451
1959	( 34)	4.16	1.82		34	138,970
1960	( 35)	3.93	1.76		16	166,806
1961	( 36)	3.92	1.91	2.		201,708
1962	( 37)	4.13	2.10	2.	02	223,288
1963	( 38)	4.28	2.24	2.	03	262,286
1964	( 39)	4.43	2.41	1.01	1.02	303,997
1965	(40)	4.75	2.71	1.04	1.00	337,653
1966	( 41)	4.70	2.71	1.06	0.93	396,989
1967	(42)	4.66	2.71	1.07	0.89	464,454
1968	( 43)	4.57	2.67	1.06	0.83	549,470
1969	( 44)	4.42	2.62	1.03	0.78	650,614
1970	( 45)	4.68	2.76	1.14	0.79	752,985
1971	( 46)	4.86	2.72	1.17	0.96	828,993
1972	(47)	5.17	2.92	1.21	1.04	964,863
1973	( 48)	5.37	2.95	1.39	1.03	1,167,150
1974	( 49)	6.53	3.42	1.89	1.22	1,384,511
1975	( 50)	7.76	3.76	2.50	1.50	1,523,616
1976	( 51)	8.51	3.99	3.07	1.46	1,712,934
1977	( 52)	8.94	4.02	3.41	1.50	1,900,945
1978	( 53)	9.54	4.29	3.71	1.54	2,086,022
1979	( 54)	9.81	4.35	3.94	1.52	2,252,372
1980	( 55)	10.04	4.33	4.16	1.54	2,483,759
1981	( 56)	10.48	4.37	4.50	1.61	2,646,417
1982	( 57)	10.91	4.51	4.78	1.62	2,761,628
1983	( 58)	11.08	4.55	4.94	1.59	2,887,727
1984	( 59)	10.92	4.42	4.96	1.54	3,082,384
1985	( 60)	10.80	4.35	5.06	1.40	3,303,968
1986	(61)	11.28	4.45	5.42	1.40	3,422,664
1987	(62)	11.25	4.44	5.46	1.34	3,622,967
1988	(63)	10.96	4.32	5.38	1.26	3,876,856
	(平成 元)	10.84	4.27	5.37	1.20	4,158,852
1990	( 2)	10.50	4.12	5.26	1.11	4,516,830
1991	( 3)	10.64	4.18	5.34	1.12	4,736,076
1992	( 4)	11.19	4.40	5.60	1.19	4,832,556
1993	( 5)	11.82	4.59	5.94	1.29	4,826,076
1994	( 6)	11.86	4.55	5.98	1.33	5,119,546
1995	( 7)	12.37	4.69	6.29	1.38	5,253,045
1996	( 8)	12.59	4.79	6.40	1.40	5,386,584
1997	( 9) ( 10)	12.85	4.78	6.62	1.46	5,425,005
1998		13.55	4.87	7.07	1.61	5,345,673
1999 2000	( 11) ( 12)	14.20 14.58	5.09 4.95	7.40 7.54	1.71 2.10	5,302,975 5.376.162
2000	( 13)	15.49	5.16	7.54	2.10	5,376,162
2001	( 13)	16.02	5.16	7.95 8.27	2.37	
2002	( 15)	16.07		8.40	2.50	5,234,660
2003	( 16)	16.07	5.17 5.23	8.40 8.51	2.50	5,262,226 5,296,336
2004	( 17)	16.64	5.23		2.52	
2006	( 18)	16.88	5.46	8.63 8.78	2.62	5,341,097 5,372,610
2007	( 19)	17.29	5.61	8.94	2.74	5,384,840
2007	( 20)	18.57	5.98	9.57	3.02	5,364,640
2008	( 21)	20.44	6.45	10.37	3.62	4,973,668
2010	( 22)	20.44	6.66	10.34	3.86	5,048,721
2011	( 23)	21.65	6.96	10.46	4.23	5,000,405
2011	( 24)	21.84	7.08	10.46	4.23	4,994,239
2012	( 25)	21.61	7.04	10.51	4.06	5.126.856
2013	( 26)	21.43	7.04	10.22	4.18	5,234,183
2014	( 27)	21.60	7.13	10.22	4.47	5,407,394
2016	( 28)	21.72	7.13	9.98	4.47	5,448,272
2016	( 29)	21.72	7.12	9.96	4.61	5,446,272
2017	( 30)	21.82	7.15	9.93	4.74	5,563,037
	(令和元)	22.24	7.13	9.95	4.74	5,573,065
2020	( 2)	24.69	7.98	10.39	6.32	5,355,099
2020	·/	27.00	7.30	10.38	0.32	0,000,000

資料:国内総生産は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、

昭和30-52年度は同「長期遡及主要系列国民経済計算報告」、 昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、

昭和55年度以降は内閣府「国民経済計算」による。

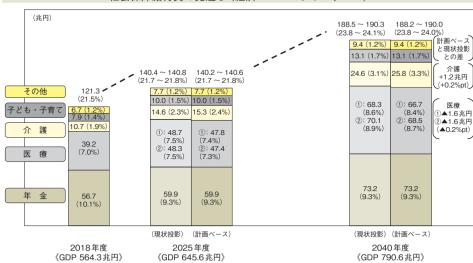
1

## 社会保障の給付と負担

#### 概 亜

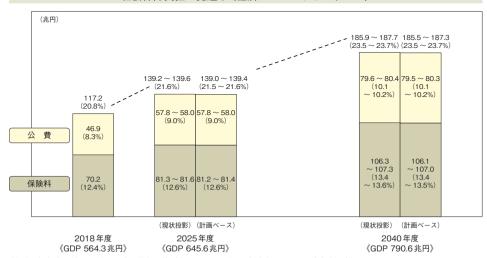
## 社会保障の給付と負担の見直し

## 社会保障給付費の見通し(経済:ベースラインケース)



( ) 内は対 GDP 比。医療は単価の伸び率について 2通りの仮定をおいており給付費に幅がある。 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。 「計画ペース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

## 社会保障負担の見通し(経済:ベースラインケース)



- (注1) ( )内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおいており負担額に幅がある。 (注2)給付との差は、年金制度の積立金活用等によるものである。 (注3)「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

## 国民負扣率

#### 概 亜

## 国民負担率(対国民所得比)の推移

年度	国税		地方税	租税負担	社会保障	国民負担率	財政赤字	潜在的な	国民所得	(参	
		一般会計			負担			国民負担率	(NI)	国民負担率	
	1	税収	2	3=1+2	4	5=3+4	6	7=5+6		対GDP比	(GDP)
昭和45	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	0.5	24.9	61.0	19.7	75.3
46	12.8	12.0	6.4	19.2	5.9	25.2	2.5	27.7	65.9	20.0	82.9
47 48	13.3 14.7	12.5	6.4	19.8	5.9	25.6	2.8	28.4	77.9	20.7 22.5	96.5
49	14.7	13.9 13.4	6.8 7.3	21.4 21.3	5.9 7.0	27.4 28.3	0.7 3.3	28.1 31.6	95.8 112.5	23.0	116.7 138.5
50	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	7.5	33.3	124.0	20.9	152.4
51	12.0	11.2	6.8	18.8	7.8	26.6	7.2	33.8	140.4	21.8	171.3
52	11.8	11.1	7.1	18.9	8.3	27.3	8.3	35.6	155.7	22.3	190.1
53	13.5	12.8	7.1	20.6	8.5	29.2	8.0	37.1	171.8	24.0	208.6
54	13.7	13.0	7.7	21.4	8.8	30.2	8.7	38.9	182.2	24.4	225.2
55	13.9	13.2	7.8	21.7	8.8	30.5	8.2	38.7	203.9	25.0	248.4
56	14.4	13.7	8.2	22.6	9.6	32.2	8.2	40.4	211.6	25.7	264.6
57	14.5	13.9	8.5	23.0	9.8	32.8	7.9	40.6	220.1	26.1	276.2
58	14.8	14.0	8.6	23.3	9.7	33.1	7.1	40.1	231.3	26.5	288.8
59 60	15.1 15.0	14.4	8.8	24.0	9.8 10.0	33.7 33.9	5.9 5.1	39.7 39.0	243.1	26.6	308.2
61	16.0	14.7 15.6	8.9 9.2	24.0 25.2	10.0	35.3	4.3	39.6	260.6 267.9	26.8 27.7	330.4 342.3
62	17.0	16.6	9.7	26.7	10.1	36.8	2.9	39.6	281.1	28.5	362.3
63	17.2	16.8	9.9	27.2	9.9	37.1	1.4	38.5	302.7	29.0	387.7
平成元	17.8	17.1	9.9	27.7	10.2	37.9	1.0	38.9	320.8	29.2	415.9
2	18.1	17.3	9.6	27.7	10.6	38.4	0.1	38.5	346.9	29.5	451.7
3	17.1	16.2	9.5	26.6	10.7	37.4	0.5	37.9	368.9	29.1	473.6
4	15.7	14.9	9.4	25.1	11.2	36.3	4.5	40.8	366.0	27.5	483.3
5	15.6	14.8	9.2	24.8	11.5	36.3	6.7	43.0	365.4	27.5	482.6
6	···1·4.5···	13.7	8:7	23:2	11:7	34:9	8:2	43:1	373:0	25:4	····51·2.0····
7 8	14.5 14.0	13.7 13.2	8.9 8.9	23.3 22.9	12.4 12.3	35.7 35.2	9.1 8.5	44.8 43.7	380.2 394.0	25.8 25.8	525.3 538.7
9	14.0	13.8	9.2	23.5	12.8	36.3	7.5	43.7	390.9	26.2	542.5
10	13.5	13.0	9.5	23.0	13.2	36.2	10.3	46.5	379.4	25.7	534.6
11	13.0	12.5	9.3	22.3	13.1	35.4	11.9	47.4	378.1	25.3	530.3
12	13.5	13.0	9.1	22.6	13.0	35.6	9.5	45.1	390.2	25.8	537.6
13	13.3	12.7	9.5	22.7	13.8	36.5	9.0	45.6	376.1	26.1	527.4
14	12.2	11.7	8.9	21.2	13.9	35.0	10.6	45.6	374.2	25.0	523.5
15	11.9	11.3	8.6	20.5	13.6	34.1	10.0	44.1	381.6	24.7	526.2
16	12.4	11.7	8.6	21.0	13.5	34.5	7.6	42.0	388.6	25.3	529.6
17 18	13.5 13.7	12.6 12.4	9.0 9.2	22.4 22.9	13.8 14.0	36.2 37.0	5.6 4.1	41.8 41.0	388.1 395.0	26.3 27.2	534.1 537.3
19	13.7	12.4	10.2	23.5	14.4	37.0	3.5	41.4	394.8	27.8	538.5
20	12.6	12.1	10.9	23.4	15.8	39.2	6.1	45.3	364.4	27.7	516.2
21	11.4	11.0	10.0	21.4	15.8	37.2	12.5	49.7	352.7	26.4	497.4
22	12.0	11.4	9.4	21.4	15.8	37.2	10.9	48.1	364.7	26.9	504.9
23	12.6	12.0	9.6	22.2	16.7	38.9	11.5	50.3	357.5	27.8	500.0
24	13.1	12.3	9.6	22.8	17.1	39.8	10.4	50.3	358.2	28.6	499.4
25	13.7	12.6	9.5	23.2	16.9	40.1	9.3	49.4	372.6	29.1	512.7
26	15.4	14.3	9.8	25.1	17.3	42.4	7.6	50.0	376.7	30.5	523.4
27 28	15.3 15.0	14.3 14.1	10.0 10.0	25.2 25.1	17.1 17.6	42.3 42.7	6.1 6.4	48.4 49.1	392.6 392.3	30.7 30.7	540.7 544.8
29	15.6	14.1	10.0	25.1	17.8	43.3	5.1	49.1	400.5	31.2	555.7
30	15.9	15.0	10.0	26.0	18.2	44.2	4.4	48.6	403.1	32.0	556.6
令和元	15.5	14.5	10.3	25.7	18.6	44.3	5.3	49.6	402.0	32.0	556.8
2	17.3	16.2	10.9	28.2	19.8	47.9	15.0	62.9	375.4	33.5	537.6
3	18.2	16.9	10.7	28.9	19.3	48.1	9.2	57.4	395.9	34.6	550.5
4	17.9	16.7	10.7	28.6	18.8	47.5	13.6	61.1	409.9	34.7	560.2
5	17.7	16.5	10.4	28.1	18.7	46.8	7.1	53.9	421.4	34.5	571.9

資料:財務省作成資料

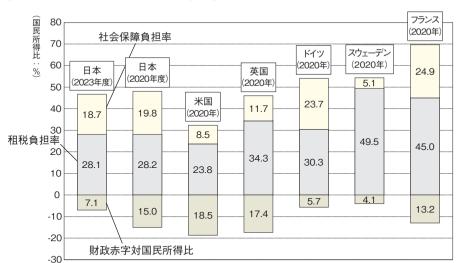
- (注) 1. 単位は、国民所得及び国内総生産は(兆円)、その他は(%)である。 2. 令和3年度までは実績、令和4年度は実績見込み、令和5年度は見通しである。
  - 3. 平成6年度以降は08SNA、昭和55年度以降は93SNA、昭和54年度以前は68SNAに基づく計数である。 ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

  - 4. 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税及び特別法人事業税は国税に含めている。5. 平成21年度以降の社会保障負担の計数は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。
  - 6. 財政赤字の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成10年度は 国鉄長期債務の一般会計承継、平成20年度は日本高速道路保有・債務返済機構債務の一般会計承継、平成23年度は日本 高速道路保有・債務返済機構の一般会計への国庫納付を除いている。

(1)

## 国民負担率の国際比較

#### 【国民負担率=和税負担率+社会保障負担率】 【潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比】



国民負担率	46.8(34.5)	47.9(33.5)	32.3(26.1)	46.0(34.7)	54.0(40.7)	54.5(36.7)	69.9(47.7)
潜在的 国民負担率	53.9(39.7)	62.9(43.9)	50.8(41.1)	63.4(47.8)	59.7(66.4)	58.6(39.5)	83.0(56.7)

(対国民所得比:%(括弧内は対GDP比))

資料: 財務省作成資料

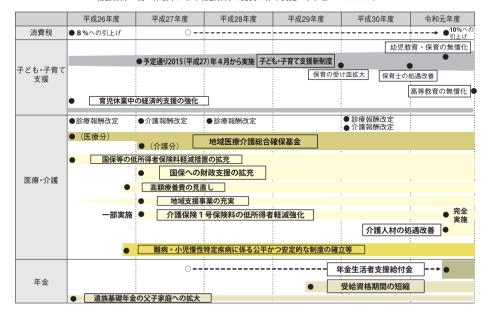
- (注) 1. 日本の2023年度(令和5年度)は見通し、2020年度(令和2年度)は実績。諸外国は推計による2020年暫定値。
- 2. 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本については、 社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。 (出典)日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国: OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、"Economic Outlook
- 112" (2022年11月)

## 社会保障制度改革

## 概 要

## 社会保障制度改革の工程表

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて



社会保障・税一体改革による社会保障制度改革の主な取組状況

	主な実施事項
平成26年度	○年金機能強化法の一部施行(平成26年4月~)     ・基礎年金国庫規制約29の10年2人、遺族基礎年金の父子家庭への拡大、産前・産後休業期間中の厚生年金保険料の免除     ○育児休業中の経済的支援の強化(平成26年4月~)     ・青児休業的の支給の当1上げ(50%→67%)
平成27年度	○子ども・子育で支援新制度の施行(平成27年4月~) ・
平成28年度	○年金機能強化法の一部施行(平成28年10月~) ・大企業の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(501人以上の企業対象)
平成29年度	<ul> <li>○年金改革法の一部施行(平成29年4月~)</li> <li>・中小企業の短時同労働者に対する被用者保険の適用拡大(労使合意を前提として500人以下の企業対象)</li> <li>○年金機能強化法の一部施行(平成29年8月~)</li> <li>・老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮</li> </ul>
平成30年度	○国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化 (平成30年4月~医療保険制度改革関連法案関係) ○医療計画・介護保険事業(支援)計画・医療費適正化計画の同時策定・実施(平成30年4月~) ○年金改革法の一部施行(平成30年4月~) ・マクロ経済スタイドについて、名目下取捐置を維持しつつ、賃金・物価の上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整
令和元年度	<ul> <li>○年金改革法の一部施行(平成31年4月~)</li> <li>・国民年金1号被保険者の雇前産後期間の保険料を免除(財源として国民年金保険料を月額100円程度引上げ)</li> <li>○年金生活者支援給付金法の施行</li> <li>・年金を受給している低所得の高齢者・障害者等に対して年金生活者支援給付金を支給(消費税率10%時までに実施)</li> </ul>
令和3年度	○年金改革法の一部施行(令和3年4月~) ・年金額改定において、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底

(注) 年金生活者支援給付金と介護保険1号保険料の低所得者軽減強化については、現在の法律の規定やこれまでの社会保障の充実の考え方に従って記載。

**(2**)



## 保健医療

## (1) 医療保険

## 医療保険制度

#### 概 要

## 医療保険制度の概要

(今和5年4日時占)

	1-90	_							(令和5	年4月時点)
			加入者数(令和4年3月末)		保険給	付			財	源
	制度名	保険者 (令和4年3月末)	本 人 家 族 千人	一部負担	医療給付 高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事 療養費	入院時生活 療養費	現金給付	保険料率	国庫負担・ 補助
	協会   けんぽ   被	全国健康保険協会	40,265 [25,072] 15,193		- 自己負担限度額 (70歳未満の者) (年初が20円) 12200円+ 医療機・2020円 X15 (年初が20円) 15200円 162億数 2020円 X15 (年初が20円) 15200円 16200円 X15 世帯 世帯		・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	10.00% (全国平均)	給付費等の 16.4%	
康	者 組 合	健康保険組合 1,388	28,381 [16,410] [11,971]		(イン酸レ上ア5歳末満の者) 25,60円 (イン酸レ上ア5歳末満の者) 25,60円 (イン酸レ上ア5歳末満の者) 25,60円 (イン酸レ上ア5歳末満の者) (イン酸レルで11,60円円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11,60円で11	1食につき 460円 ・住民税非課 税世帯 90日目まで	1食につき 460円 +1日につき 370円	同上 (附加給付 あり)	各健康保険 組合によっ て異なる	定 額 (予算補助)
	健康保険法 第3条第2項 被保険者	全国健康保険協会	16 [ 11 ]	義務教育就学後から 70歳未満	(本規約70~約70万円) 88,100円+ (医療表287,000円) X1% (~年税約370万円) 57,600円。 外来個人と18,000円(年14,000円) (住民税非課税世帯) 24,000円,外末(組入ど)8,000円 (住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者) 15,000円,外末(組入ど)8,000円	1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円	世帯 1食につき 210円 +1日につき 370円	・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	1級日額 390円 11級 3,230円	給付費等の 16.4%
船	員保険	全国健康保険協会	113 [ <sup>57</sup> <sub>56</sub> ]	3割 義務教育就学前 2割	<ul> <li>世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円 以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給</li> <li>多数該当の負担経減</li> </ul>	・特に所得の 低い住民税 非課税世帯 1食につき 100円	・特に所得の低 い住民税非課 税世帯 1食につき 130円 十1日につき	同上	9.80% (疾病保険料 率)	定額
	国家公務員	20共済組合	8.690	70歳以上75歳未満	12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未満の者) (年収約1,160万円~) 140,100円	1001-9	370円	同上	_	
ᆘᄮ	地方公務員等	64共済組合	[ 4,767 3,923 ]	2割 (現役並み所得者 3割)	(年収約770~約1,160万円) 93,000円 (年収約370~約770万円) 44,400円 (~年収約370万円) 44,400円		※療養病床に入 院する65歳以 上の方が対象	同工 (附加給付 あり)	_	なし
済	私学教職員	1 事業団	0,000		(住民税非課税) 24,600円		※指定難病の患		-	
国民	農業者	市町村 1,716 国保組合 160	28,051		(70歳以上75歳未満の者) (年収約1,160万円~) 140,100円 (年収約170~約1,160万円) 93,000円 (年収約370~約770万円) 44,400円 (~年収約370万円) 44,400円		者や医療の必要性の高い者等 には、更なる負担軽減を行って いる		世帯毎に応益割 (定額)と応能	給付費等の 41% 給付費等の 28.4~47.4%
	被用者保険 の退職者	市町村 1,716	市町村 25,369 国保組合 2,683		成			・出産育児 一時金 ・葬祭費	割(負担能力に 応じて)を賦課 保険者によって 賦課算定方式 は多少異なる	ъ. т. т. т. с
後	期高齢者医療制度	〔運営主体〕 後期高齢者 医療広域連合 47	18,434	1割 (一定以上所得者 2割) (現役並み所得者 3割)	・自己負担限度額 (年初計・60円-) (22500円・1医療長200円 X)5( (年初計の-61 400円 10740円 20740円 10740円 10740円 20740円 10740円 20740円 20740円 10740円 20740円	同上	同上 ただし、 ・老齢福祉年 全受給者 1食につき 100円 +1日につき 0円	<b>养</b> 祭費 等	によって定め た妨等割率によって 得額と所 でで は で は の で は の の の の の の の の の の の の	総付費等の約50% を公費で負担駅) 国:耐力 4:1:1 さらに約40% を支現 4:1:1 さらに約40% を支現 を支援 後継 会世代が を支現 を支援 を を を を を を を を を を を を を を を を を を

- (注) 1. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を 受けた者。
  - 2. 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上. 以上または世帯に属する70~74歳の被保険者の基礎控除 後の総所得金額等の合計額が210万円以上の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満若しくは高齢者単身世帯 で383万円未満の者、及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の者は除く。特に所得の低い住民税非課税世帯とは、 年金収入80万円以下の者等。
  - 3. 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族 については協会けんぽ並とする。
  - 4. 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。
  - 5. 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.30%)による控除後の率。

## **詳細資料①** 高額春春費制度の概要

- ○高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において 医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険 者から償還払い(※) される制度。
  - (※1) 入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入 (※2) 外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入
- ○自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。
  - (例) 70歳未満・年収約370万円~約770万円の場合(3割負担)

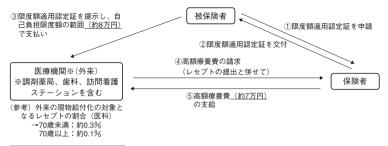


(注) 同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金(70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要)を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

## 詳細資料② 外来診療の現物給付化への対応について

○高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い(現物給付化)を導入(平成24年4月施行)。

## 医療費50万円(3割負担)、年収約370万円~約770万円、70歳未満の場合



## 現物給付化の基本的な仕組み

- ①被保険者等から保険者に対して、限度額適用認定証の交付を申請。(入院の場合と同様の取扱い)
- ②保険者から被保険者に対して、世帯の所得区分に応じた限度額適用認定証を交付。(個人単位)
- ③被保険者は医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示。<u>医療機関はその被保険者等の自己負担額を個人単位で集計し、限度額を超える一部負担金等の徴収は行わない</u>。
  - ※1%加算分については、自己負担が限度額を超えた後も毎回自己負担が発生する。
- ④医療機関はレセプト請求時に併せて高額療養費分を保険者に請求。

## 詳細資料(3) 高額介護合算療養費制度の概要

○高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日〜翌年7月31日)の医療・介護の自己負担の合算額が高額となり、限度額を超える場合に、被保険者に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度。

① 支給要件: 医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担合算額が、各所得区分に設定された 限度額を超えた場合に、当該合算額から限度額を超えた額を支給。

② 限度額 :被保険者の所得・年齢に応じて設定。

③ 曹用負担: 医療保険者・介護保険者双方が、自己負担額の比率に応じて支給額を按分して負担。

※介護においては、同様の制度を「高額医療合算介護(予防)サービス費 としている。

## 

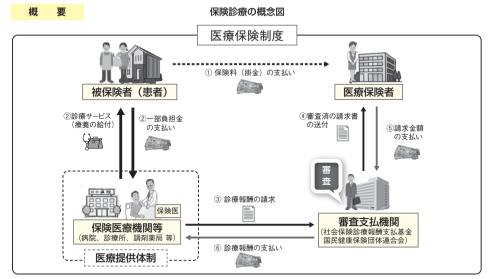
②マイナンバーの情報連携により自己負担額に関する情報を連携 ③各保除者に支給額を連絡(※)

**马**经来

(※)②により取得した自己負担額に関する情報から、年間の自己負担額の合計額を算出し、高額介護合算療養費の支給額を算定する。 この質定された支給額を、自己負担額の比率に応じて保険者間で按分し、各保険者が支給すべき金額を連絡する。

母給書

## 保除診療の仕組み



診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として 計算される (いわゆる 「出来高払い制」)。例えば、盲腸で人院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検 査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることに なる

## 詳細資料

## 令和4年度診療報酬改定の概要

## 令和4年度診療報酬改定について

## 診療報酬改定

#### 診療報酬 +0.43%

- ※2~5を除く改定分 +0.23% 各科改定率 医科 +0.26% 崇科 +0.29%
- +0.08% 調剤
- 調剤 +0.08% うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 +0.20% うち、リフィル処方差(反復利用できる処方箋)の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%(症状が安定している患者について、医師の処方に より、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方薬を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を 導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う) うち、不妊元権の保険適用のための特例的な対応 +0.20% うち、小児の感染的止対策に係る加算措置(医科分)の期限到来 ▲0.10%
- なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

## 2. 薬価等

- ① 薬価 **▲**1.35%
- うち、実勢価等改定 ▲1.44% うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.09%
- 材料価格 ▲0.02%

なお、上記のほか、新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の 項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- 医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置7対1の入院基本料を含む入院医療の評 価の適正化
- 在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- 国際に自然を含めた国際の標準にに同りた。日で制度の東定力はから混画できると同様などが混画 医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し 外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し
- 費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し
- 異常の対象を指えた。 薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえた多店舗を有する薬局等の評価の適正化 OTC類似医薬品等の既収載の医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

2

## | 全和4年度診療報酬改定の概要

## 令和4年度診療報酬改定の基本方針(概要)

## 改定に当たっての基本認識

- ▶ 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和
- 社会保障の機能強化と持続可能性の確保を通じて、安心な暮らしを実現し、成長と分配の好循環の創出に貢献するという視点も重要。

## 改定の基本的視点と具体的方向性

(1)新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の 富い医療提供体制の構築【重点課題】

### 【具体的方向性の例】

- ○当面、継続的な対応が見込まれる新型コロナウイルス感染症への対応
- ○医療計画の見直しも念頭に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築に向 けた取組
- 医療機能や事者の分能に応じた 3 陰医療の評価
- 外来医療の機能分化等
- ○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- ○質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- ○地域包括ケアシステムの推進のための取組

- (3) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現 【具体的方向性の例】
- ○患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定 供給の確保等
- ○医療におけるICTの利活用・デジタル化への対応
- ○アウトカムにも着目した評価の推進
- ○重点的な対応が求められる分野について、国民の安心・安全を確保する観点からの適切な評価
- ○口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯 科医療の推進
- ○薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の 対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価

## (2)安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等 の推進【重点課題】

## 【具体的方向性の例】

- ○医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステム の実践に資する取組の推進
- ○各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
- ク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進 ○業務の効率化に資するICTの利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤
- → 務環境の改善に向けての取組の評価 ○地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確保
- ○地域比療の確保を図る観点から早思に対応が必要な収認比療体制寺の確保 ○令和3年11月に閣議決定された経済対策を踏まえ、看護の現場で働く方々の収入の引上げ等に係る必要な対応について検討するとともに、負担軽減に資する 取料を推進。
- (4)効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上 【具体的方向性の例】
- ○後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- ○費用対効果評価制度の活用 ○市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ○医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再掲)
- 外来医療の機能分化等 (再掲)
- 重症化予防の取組の推進
- ○医師・病棟薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
- ○効率性等に応じた薬局の評価の推進

## 詳細資料

## 令和4年度診療報酬改定の概要

## 令和4年度診療報酬改定の概要

## I 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる 効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築

- ①新型コロナ等にも対応できる医療提供体制の構築
- ②急性期入院医療の必要性に応じた適切な評価
- ③DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- ④外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し
- ⑤医師の処方に基づくリフィル処方箋の仕組みの導入

## Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、安心・ 安全で質の高い医療の実現

- ①オンライン診療の推進
- ②オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用 に係る評価の新設
- ③安心して有効で安全な不妊治療を受けられるようにする ための適切な医療の評価
- ④歯科外来診療における院内感染防止対策の推進等
- ⑤手術等の医療技術の適切な評価

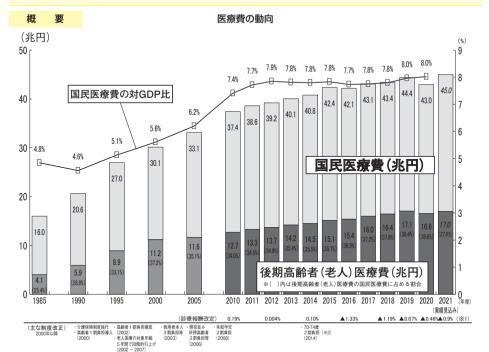
## I 安心・安全で質の高い医療の実現のための 医師等の働き方改革等の推進

- ①医師の働き方改革の実効的な推進
- ②看護の現場で働く方々の収入引き上げ【10月施行】
- ③看護の現場で働く方々の負担軽減

## IV 効率化・適正化を通じた制度の安定性・ 持続可能性の向上

- ①後発医薬品の使用促進
- ②効率性等に応じた薬局の評価の推進
- ③薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

## 医療費



〈対前年度伸び率〉

( 3133 1 12		,															(/ 0/
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2	4.6
後期高齢者 (老人) 医療費	12.7	6.6	9.3	<b>▲</b> 5.1	0.6	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.9	2.7
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	0.8	1.5	<b>▲</b> 1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.1	0.2	▲3.9	_

(%)

- (注) 1. GDPは内閣府発表の国民経済計算による。
- 後期高齢者(老人)医療費は、後期高齢者医療制度の施行前である2008年3月までは老人医療費であり、施行以降である (注) 2008年4月以降は後期高齢者医療費
- 3. 2021年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。) は実績見込みである。2021年度分は、2020年度の国民医 (注) 療費に2021年度の概算医療費の伸び率 (上表の斜字体) を乗じることによって推計している。
- (※1) 2021年度の概算医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算したもの。
  (※2) 70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3 月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

詳細データ① OECD加盟国の保健医療支出の状況(2020年)

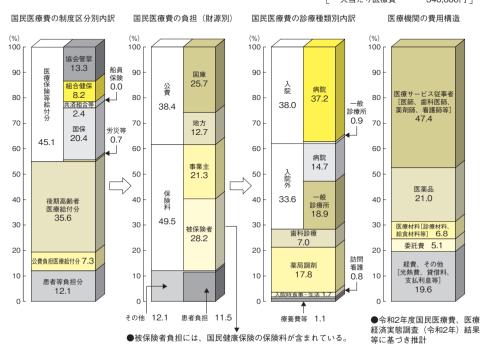
国 名	総医療費の 対GDP比(%)		一人当たり医療費 (ドル)		費 備 考		国 名	総医療費 対GDP比	で (%)	一人当たり		備	考
		順位	[	順位					順位	1	順位		
アメリカ合衆国	18.8	1	11,859	1			フィンランド	9.6	20	4,605	18		
カ ナ ダ	12.9	2	5,828	7			アイスランド	9.5	21	4,620	17		
ドイッ	12.8	3	6,939	3			ギリシャ	9.5	22	2,486	29		
フ ラ ン ス	12.2	4	5,468	12			スロベニア	9.5	23	3,474	24		
英 国	12.0	5	5,019	15			チェコ	9.2	24	3,805	20		
ス イ ス	11.8	6	7,179	2			コロンビア	9.0	25	1,336	36		
スウェーデン	11.5	7	5,757	8			韓国	8.4	26	3,582	23		
オーストリア	11.5	8	5,883	6			イスラエル	8.3	27	3,057	26		
ノルウェー	11.4	9	6,582	4			コスタリカ	7.9	28	1,618	35		
オランダ	11.1	10	6,180	5			エストニア	7.8	29	2,729	28		
日 本	11.1	11	4,666	16			リトアニア	7.5	30	2,882	27		
ベルギー	11.1	12	5,407	13			ラトヴィア	7.4	31	2,228	33		
スペイン	10.7	13	3,718	22			ハンガリー	7.3	32	2,402	31		
オーストラリア	10.6	14	5,627	11			スロヴァキア	7.2	33	2,126	34		
ポルトガル	10.5	15	3,348	25			アイルランド	7.1	34	5,373	14		
デンマーク	10.5	16	5,694	9			ポーランド	6.5	35	2,286	32		
チ リ	9.8	17	2,413	30			メキシコ	6.2	36	1,227	38		
ニュージーランド	9.7	18	4,469	19			ルクセンブルク	5.8	37	5,628	10		
イタリア	9.6 19 3,747 21				トルコ	4.6	38	1,305	37				
							OECD平均	9.7		4,278			

出典:「OECD HEALTH Statistics 2022」

(注) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

## 詳細データ② 国民医療費の構造(令和2年度)

「国民医療費 42兆9,665億円 一人当たり医療費 340.600円



#### 詳細データ③ 国民医療費及び構成割合の推移

														入院時		
年	次	国 民医療費	一般診療医療費	病院	一 般 診療所	入 院 医療費	病院	一 般 診療所	入院外 医療費	病院	一 般 診療所	歯科診療 医療費		食事·活費	療養費	訪問看護医療費
							推		it	額(億	四)		2)	3)	4)	
昭和37年度	(1962)	6,132	5,372	2,948	2,424	2,344	2,072	272	3,028	875	2,153	759				•
40	('65)	11,224	10,082	5,499	4,583	4,104	3,635	469	5,978	1,864	4,113	1,143				
45	('70)	24,962	22,513	12,121	10,392	8,799	7,801	998	13,714	4,320	9,394	2,448				
50	('75)	64,779	59,102	32,996	26,106	25,427	22,640	2,787	33,675	10,356	23,319	5,677				
55	('80)	119,805	105,349	62,970	42,379	48,341	43,334	5,007	57,008	19,636	37,372	12,807	1,649			
60	('85)	160,159	140,287	92,091	48,195	70,833	65,054	5,778	69,454	27,037	42,417	16,778	3,094			
平成 2年度	('90)	206,074	179,764	123,256	56,507	85,553	80,470	5,082	94,211	42,786	51,425	20,354	5,290		666	
7	('95)	269,577	218,683	148,543	70,140	99,229	94,545	4,684	119,454	53,997	65,456	23,837	12,662	10,801	3,385	210
12 13 14 15 16	(2000) ('01) ('02) ('03) ('04)	301,418 310,998 309,507 315,375 321,111	237,960 242,494 238,160 240,931 243,627	161,670 164,536 162,569 164,077 164,764	76,290 77,958 75,591 76,854 78,863	113,019 115,219 115,537 117,231 118,464	108,642 110,841 111,180 112,942 114,047	4,376 4,378 4,357 4,289 4,417	124,941 127,275 122,623 123,700 125,163	53,028 53,695 51,389 51,135 50,717	71,913 73,580 71,234 72,565 74,446	25,569 26,041 25,875 25,375 25,377	27,605 32,140 35,297 38,907 41,935	10,003 9,999 9,835 9,815 9,780		282 324 339 348 392
17 18 19	('05) ('06) ('07)	331,289 331,276 341,360	249,677 250,468 256,418	167,955 168,943 173,102	81,722 81,525 83,316	121,178 122,543 126,132		4,555 4,658 4,782	128,499 127,925 130,287	51,331 51,058 51,753	77,167 76,867 78,534	25,766 25,039 24,996	45,608 47,061 51,222	9,807 8,229 8,206	:	431 479 518
昭和37年度	(1962)	100.0	87.6	48.1	39.5	38.2	構 33.8	成 4.4	割 49.4	合 (5   14.3	35.1	12.4			•	
40	('65)	100.0	89.8	49.0	40.8	36.6	32.4	4.2	53.3	16.6	36.6	10.2				
45	('70)	100.0	90.2	48.6	41.6	35.2	31.3	4.0	54.9	17.3	37.6	9.8				
50	('75)	100.0	91.2	50.9	40.3	39.3	34.9	4.3	52.0	16.0	36.0	8.8				
55	('80)	100.0	87.9	52.6	35.4	40.3	36.2	4.2	47.6	16.4	31.2	10.7	1.4			
60	('85)	100.0	87.6	57.5	30.1	44.2	40.6	3.6	43.4	16.9	26.5	10.5	1.9			
平成 2年度	('90)	100.0	87.2	59.8	27.4	41.5	39.0	2.5	45.7	20.8	25.0	9.9	2.6		0.3	
7	('95)	100.0	81.1	55.1	26.0	36.8	35.1	1.7	44.3	20.0	24.3	8.8	4.7	4.0	1.3	0.1
12 13 14 15 16	(2000) ('01) ('02) ('03) ('04)	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	78.9 78.0 76.9 76.4 75.9	53.6 52.9 52.5 52.0 51.3	25.3 25.1 24.4 24.4 24.6	37.5 37.0 37.3 37.2 36.9	36.0 35.6 35.9 35.8 35.5	1.5 1.4 1.4 1.4	41.5 40.9 39.6 39.2 39.0	17.6 17.3 16.6 16.2 15.8	23.9 23.7 23.0 23.0 23.2	8.5 8.4 8.4 8.0 7.9	9.2 10.3 11.4 12.3 13.1	3.3 3.2 3.2 3.1 3.0		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1
17 18 19	('05) ('06) ('07)	100.0 100.0 100.0	75.4 75.6 75.1	50.7 51.0 50.7	24.7 24.6 24.4	36.6 37.0 36.9	35.2 35.6 35.5	1.4 1.4 1.4	38.8 38.6 38.2	15.5 15.4 15.2	23.3 23.2 23.0	7.8 7.6 7.3	13.8 14.2 15.0	3.0 2.5 2.4	:	0.1 0.1 0.2

													7 P 0±		
年 次	国 民 療 費	医科診療 医療費	病院	一 般 診療所	入 院 医療費	病院	一 般 診療所	入院外 医療費	病院	一 般 診療所	歯科診療 医療費	医療費	入 院 時 食事·生活 医 療	訪問看護医療費	療養費等
		5)										2)	3)		5)
						推		計 額 (億円)							
平成20年度 (2008)	348,084	254,452	172,298	82,154	128,205	123,685	4,520	126,247	48,613	77,634	25,777	53,955		605	5,143
21 ('09)	360,067	262,041	178,848	83,193	132,559	128,266	4,293	129,482	50,582	78,900	25,587	58,228	8,161	665	5,384
22 ('10) 23 ('11)	374,202	272,228 278,129	188,276 192,816	83,953 85,314	140,908 143,754	136,416	4,492	131,320	51,860 53,421	79,460	26,020 26,757	61,412 66,288	8,297	740 808	5,505
24 ('12)	385,850 392,117	283,129	192,816	85,314	143,754	139,394 143,243	4,359 4,323	134,376 135,632	54,434	80,954 81,197	26,757	67,105	8,231 8,130	956	5,637 5,597
25 ('13)	400,610	287,447	201,417	86,030	149,667	145,523	4,144	137,780	55,894	81,886	27,132	71.118	8,082	1,086	5,509
26 ('14)	408,071	292,506	205,438	87.067	152,641	148,483	4,158	139,865	56,956	82,909	27,900	72,846	8,021	1,256	5,543
27 ('15)	423,644	300,461	211.860	88,601	155,752	151,772	3,980	144,709	60,088	84,622	28,294	79,831	8.014	1,485	5,558
28 ('16)	421,381	301,853	214,666	87,187	157,933	154,077	3,856	143,920	60,589	83,332	28,574	75,867	7,917	1,742	5,427
29 ('17)	430,710	308,335	219,675	88,660	162,116	158,228	3,888	146,219	61,447	84,772	29,003	78,108	7,954	2,023	5,287
30 ('18)	433,949	313,251	224,435	88,816	165,535	161,705	3,831	147,716	62,730	84,986	29,579	75,687	7,917	2,355	5,158
令和元年度('19)	443,895	319,583	230,236	89,347	168,992	165,209	3,783	150,591	65,027	85,564	30,150	78,411	7,901	2,727	5,124
2 ('20)	429,665	307,813	222,715	85,098	163,353	159,646	3,707	144,460	63,069	81,391	30,022	76,480	7,494	3,254	4,602
						構	成	割.	合 (9						. !
平成20年度 (2008)	100.0	73.1	49.5	23.6	36.8	35.5	1.3	36.3	14.0	22.3	7.4	15.5	2.3	0.2	1.5
21 ('09) 22 ('10)	100.0	72.8 72.7	49.7 50.3	23.1 22.4	36.8 37.7	35.6 36.5	1.2 1.2	36.0 35.1	14.0 13.9	21.9 21.2	7.1 7.0	16.2 16.4	2.3 2.2	0.2 0.2	1.5 1.5
22 ('10) 23 ('11)	100.0	72.1	50.3	22.4	37.7	36.1	1.1	34.8	13.8	21.2	6.9	17.2	2.2	0.2	1.5
24 ('12)	100.0	72.1	50.4	21.8	37.6	36.5	1.1	34.6	13.9	20.7	6.9	17.1	2.1	0.2	1.4
25 ('13)	100.0	71.8	50.4	21.5	37.4	36.3	1.0	34.4	14.0	20.4	6.8	17.8	2.0	0.2	1.4
26 ('14)	100.0	71.7	50.3	21.3	37.4	36.4	1.0	34.3	14.0	20.3	6.8	17.9	2.0	0.3	1.4
27 ('15)	100.0	70.9	50.0	20.9	36.8	35.8	0.9	34.2	14.2	20.0	6.7	18.8	1.9	0.4	1.3
28 ('16) 29 ('17)	100.0	71.6	50.9	20.7	37.5	36.6	0.9	34.2	14.4	19.8	6.8	18.0	1.9	0.4	1.3
29 ('17)	100.0	71.6	51.0	20.6	37.6	36.7	0.9	33.9	14.3	19.7	6.7	18.1	1.8	0.5	1.2
30 ('18)	100.0	72.2	51.7	20.5	38.1	37.3	0.9	34.0	14.5	19.6	6.8	17.4	1.8	0.5	1.2
令和元年度('19)	100.0	72.0 71.6	51.9 51.8	20.1 19.8	38.1 38.0	37.2 37.2	0.9	33.9 33.6	14.6 14.7	19.3 18.9	6.8 7.0	17.7 17.8	1.8 1.7	0.6	1.2
2 ('20)	100.0	/1.6	51.8	19.8	38.0	37.2	0.9	33.6	14./	18.9	7.0	17.8	1./	0.8	1.1

資料:厚生労働省保険局「国民医療費」

- (注) 1. 平成12年4月から介護保険制度が開始されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあるが、これらは平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。
  2. 薬局調剤医療費は、昭和52年度から項目を設けたもので、昭和51年度までは入院外医療費に含まれる。
  3. 平成17年度までは「入院時食事医療費」人院時食事療養費及び標準負担額の合計額)、平成18年度からは入院時食事療養

  - 3. 下瓜17千皮ま には 「八代時長事に依頼」「八代時長事が長貴及び生活療養標準負担額(八行時長事が長貴、食事療養標準負担額、入行時長事が長貴人を生活療養費及び生活療養標準負担額の合計額。
     4. 老人保健施設療養費は、介護認定を受けた者が入所対象者であるため、平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。
     5. 「医科診療医療費」及び「療養費等」は、平成20年度から項目を設けたもので、平成19年度までは「一般診療医療費」に含まれる。

#### 詳細データ4 後期高齢者(老人) 医療費の推移

	年 度	計	診療費				調剤	食事療養	訪問看護	療養費等	老人保健
	T /X	п	砂原具	入院	入院外	歯科	미미무기	生活療養	別刊省竣	冰夷貝寸	施設療養
	昭和58年度	33,185	31,966	17,785	13,405	776	640			579	
	昭和59年度	36,098	34,645	19,725	14,025	895	689			764	
	昭和60年度	40,673	38,986	22,519	15,433	1,034	785			902	
	昭和61年度	44,377	42,445	24,343	16,924	1,178	902			1,030	
	昭和62年度	48,309	46,104	26,247	18,605	1,252	1,037			1,168	
	昭和63年度	51,593	49,138	27,798	19,975	1,365	1,133			1,296	:
	平成元年度	55,578	52,573	29,400	21,743	1,430	1,312			1,441	2
	平成2年度	59,269	55,669	30,724	23,315	1,630	1,457			1,523	6
	平成3年度	64,095	59,804	32,325	25,705	1,773	1,689			1,633	9.
	平成4年度	69,372	64,307	35,009	27,249	2,049	1,992		5	1,626	1,4
	平成5年度	74,511	68,530	36,766	29,536	2,228	2,529		29	1,535	1,88
	平成6年度	81,596	72,501	38,235	31,790	2,476	3,133	1,855	86	1,439	2,58
額	平成7年度	89,152	75,910	38,883	34,319	2,708	3,909	4,678	174	1,224	3,2
	平成8年度	97,232	82,181	42,314	36,789	3,078	4,620	4,816	323	1,094	4,1
	平成9年度	102,786	85,475	44,205	37,965	3,305	5,606	4,869	479	1,073	5,2
	平成10年度	108,932	88,881	46,787	38,584	3,511	6,900	4,967	657	1,101	6,4
(円)	平成11年度	118,040	94,653	49,558	41,181	3,915	8,809	5,115	858	1,169	7,4
	平成12年度	111,997	94,640	48,568	41,871	4,200	10,569	4,612	235	1,271	6
	平成13年度	116,560	97,954	50,296	43,243	4,416	12,462	4,677	191	1,277	
	平成14年度	117,300	97,155	51,198	41,434	4,522	13,913	4,689	192	1,352	
	平成15年度	116,524	95,653	51,828	39,609	4,216	14,711	4,645	174	1,342	
	平成16年度	115,764	94,429	52,048	38,371	4,010	15,143	4,654	190	1,348	
	平成17年度	116,444	94,441	52,867	37,726	3,848	15,777	4,679	205	1,342	
	平成18年度	112,594	91,492	51,822	36,129	3,540	15,579	3,970	225	1,329	
	平成19年度	112,753	91,048	52,167	35,524	3,357	16,245	3,877	239	1,345	
	平成20年度	114,146	91,558	53,009	35,029	3,520	17,035	3,850	264	1,439	
	平成21年度	120,108	95,672	55,594	36,381	3,698	18,717	3,914	289	1,517	
	平成22年度	127,213	101,630	59,994	37,654	3,981	19,631	4,015	318	1,620	
	平成23年度	132,991	105,409	62,170	38,980	4,260	21,489	4,029	341	1,725	
	平成24年度	137,044	108,751	64,094	40,139	4,518	22,111	4,012	404	1,767	
	平成25年度	141,912	111,837	65,599	41,484	4,753	23,798	4,028	461	1,788	
	平成26年度	144,927	114,063	67,121	41,978	4,963	24,488	4,024	529	1,823	
	平成27年度	151,323	118,083	69,219	43,643	5,221	26,698	4,063	616	1,862	
	平成28年度	153,806	121,143	71,393	44,259	5,491	26,017	4,058	723	1,865	
	平成29年度	160,229	126,372	74,905	45,695	5,772	26,996	4,155	839	1,867	
	平成30年度	164,246	130,712	77,685	46,921	6,106	26,490	4,207	983	1,854	
	令和元年度	170,562	135,733	80,577	48,692	6,464	27,527	4,257	1,150	1,895	
	令和2年度	165,681	131,743	78,666	46,929	6,148	26,886	4,063	1,373	1,617	

(注) 1. 用語の定義は次のとおりである。

:保険医療機関等(保険薬局等を除く。)において医療を受けた場合に支払われる費用をいう。(現 物給付)

イ :保険薬局において薬剤の支給を受けた場合に支払われる費用をいう。(現物給付)

r 食事療養・生活療養:入院中の食事・居住費をいう。(現物給付)

\_ 訪問看護 : 訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護を行う事業所により行われる訪問看護を受けた場合 に支払われる費用をいう。(現物給付)

: 高齢者の医療の確保に関する法律第77条及び第83条に基づき補装具の支給、柔道整復師の施術を オ 療養費等

受けた場合等に支払われる費用をいう。(現金支給) 老人保健施設療養 : 老人保健施設から施設療養を受けた場合に支払われる費用をいう。(現物給付)(老人保健での給 付対象は平成12年3月分まで)

- キ 費用には一部負担金、食事療養・生活療養の標準負担額及び訪問看護に係る基本利用料を含む。 2. 平成20年3月以前は老人保健法による老人医療受給対象者に係るものである。
- 3. 平成20年度は、平成20年4月から平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。
- 4. 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円)を含まない。
- 5. 平成28年度は、熊本地震に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計0.5億円)を含まない。
- 平成30年度は、平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災、平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号 による被災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計4億円)を含まない。
- 7. 令和元年度は、令和元年台風15号による被災及び令和元年台風19号による被災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険 者不明医療費分計2億円)を含まない。
- 8. 令和2年度は、令和2年7月豪雨による被災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計4億円)を含まない。 資料:厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

### 医療保険制度の財政状況

#### 概 亜

### 医療保险制度の財政状況(2020(今和2)年度決算)

(単位:億円)

		全国健康保険協会 管掌健康保険	組合管掌健康保険	国民健康保険 (市町村分)	船員保険	後期高齢者医療制度
	保険料(税)収入	94,618	81,842	23,384	304	13,783
	国庫負担金	12,739	27	30,299	29	50,226
	都道府県負担	_	_	10,136	_	15,226
ATT 244	市町村負担	_	_	5,842	_	13,179
経常収入	後期高齢者交付金	_	_	_	_	62,786
12.7	前期高齢者交付金	_	1	36,250	_	_
	退職交付金	_	_	<b>▲</b> 73	_	_
	その他	257	1,088	121,183	1	285
	合計	107,614	82,958	227,021	334	155,484
	保険給付費	61,870	39,061	83,971	196	153,263
	後期高齢者支援金	21,320	20,060	15,589	72	_
経常	前期高齢者納付金	15,302	15,391	28	28	_
支出	退職者拠出金	1	5	_	_	_
	その他	2,974	5,483	124,172	7	886
	合計	101,467	79,999	223,761	303	154,150
	経常収支差引額	6,147	2,958	3,260	32	1,335

		全国健康保険協会管掌健康保険	組合管掌健康保険
	国庫補助繰延返済	_	_
<b>∀</b> ▼	給付費臨時補助金等	_	682
一堂	調整保険料収入	_	1,194
外	財政調整事業交付金	_	1,354
経常外収入	準備金等からの繰入れ・繰越金	_	4,030
^	その他	36	103
	合計	36	7,104
終	財政調整事業拠出金	_	1,191
支紹常外	その他	_	153
四 外	合計	_	1,344
経常タ	収支差引額	36	5,760 (1,730)
総収支	差引額	6,183	8,718 (4,688)
準備金	· 等	40,103	58,577

- (注) 1. 医療分の収支である。
  - 2. 国民健康保険(市町村分)は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、経常収入には、決算 等補でんのための市町村一般会計の法定外繰入が含まれている。 3. 国民健康保険(市町村分)及び後期高齢者医療制度について、翌年度に精算される国庫負担等の額を調整している。

  - 4. 組合管掌健康保険の() 内は、準備金等からの繰入れ、繰越金を除いたネットの経常外収支差引額及び総収支差引額で ある。
  - 5. 準備金等とは、全国健康保険協会管掌健康保険では準備金を指す。組合管掌健康保険では準備金・積立金 (55,077億円) のほか、土地・建物等の財産を含む。
  - 6. 全国健康保険協会管掌健康保険の経常外収入については、令和元年度末業務勘定剰余金が令和2年度決算に計上されてい
  - 7. 全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険の総収支差引額は、経常収支差引額と経常外収支差引額の合計である。
- 8. 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。 資料:厚生労働省保険局調べ

# (2) 医療提供体制

#### 医療施設の類型

#### 概 要

#### 医療施設の類型

#### 1. 病院、診療所



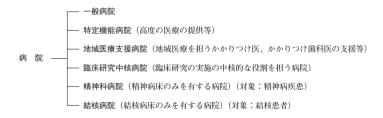
病院については傷病者に対し真に科学的かつ適正な診療を与えることが出来るものであることとし、構造設備等についても相当程度、充実したものであることを要求している。

また、診療所については19床以下の病床を有する診療所について構造設備等に関し病院に比べて厳重な規制をしていない。

#### 2. 病院の類型

医療法においては、病院のうち一定の機能を有する病院(特定機能病院、地域医療支援病院、臨床研究中核病院)について、一般の病院とは異なる要件(人員配置基準、構造設備基準、管理者の責務等)を定め、要件を満たした病院については名称独占を認めている。

また、対象とする患者(精神病患者、結核患者)の相違に着目して、一部の病床については、人員配置基準、構造設備基準の面で、取扱いを別にしている。



#### 詳細資料①

#### 特定機能病院制度の概要

#### 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する 能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。

#### 役 割

- 高度の医療の提供
- 高度の医療技術の開発・評価
- 高度の医療に関する研修

#### 承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること(紹介率50%以上、逆紹介率40%以上の維持)
- 病 床 数………400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置
  - ・医 師……通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。
  - 医師の配置基準の半数以上が15種類いずれかの専門医であること。
  - ・薬 剤 師………入院患者数÷30が最低基準。(一般は入院患者数÷70)
  - ・看護師等………入院患者数÷2が最低基準。(一般は入院患者数÷3)
  - ・管理栄養士1名以上配置。
- 医療安全管理体制の整備
  - 医療安全管理責任者の配置
  - 専従の医師、薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への配置
  - 全ての死亡事例等の報告の義務化
  - ・高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を決定する部門の設置
  - 監査委員会による外部監査
- 原則定められた16の診療科を標榜していること。
- 査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること 等
- がん等の特定の領域に対応する特定機能病院に関しては、診療科の標榜、紹介率・逆紹介率等について、別途、承認要件を設定。
- ※承認を受けている病院(令和5年4月1日現在) … 88病院

#### 詳細資料②

#### 地域医療支援病院制度について

### 趣 旨

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設。都道府県知事が個別に承認している。

等

#### 役 割

- 紹介患者に対する医療の提供(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

#### 承認要件

- 開設主体:原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること(以下のいずれかを満たすこと)
  - ① 紹介率が80%以上
  - ② 紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上、
  - ③ 紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること
- ※承認を受けている病院(令和4年9月時点) … 685病院

#### **詳細資料**③

#### 臨床研究中核病院制度の概要

#### 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する能力等を備えた病院について、 厚生労働大臣が個別に承認するもの。

#### 役 割

- 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施する
- 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあっては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす
- 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う
- 特定臨床研究に関する研修を行う

### 承認要件

- 特定臨床研究の新規実施件数(過去3年間)
  - ・自ら実施した件数………医師主遵治験が8件以上又は医師主遵治験を4件以上及び治験以外の特定臨床研究が40件以上
  - ・多施設共同研究を主導した件数………医師主導治験が2件以上又は治験以外の特定臨床研究が20件以上
- 特定臨床研究に関する論文数 (過去3年間) ……45件以上
- 他の医療機関が行う特定臨床研究に対する援助の件数(過去1年間) ………15件以上
- 質の高い臨床研究に関する研修
  - ・特定臨床研究を実施する者を対象とする研修会の開催回数(過去1年間) ………6回以上
  - ・特定臨床研究を支援する者を対象とする研修会の開催回数(過去1年間) ………6回以上
  - ・認定臨床研究審査委員会の委員を対象とする研修会の開催回数(過去1年間)……3回以上
- 定められた10以上の診療科を標榜していること。
- 病床数………400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置

臨床研究支援・管理部門に所属する人員として以下の人員数が必要。

- ・医師・歯科医師……5人以上
- •薬剤師……5人以上
- · 看護師……10人以上
- ・臨床研究コーディネーター等……24人以上
- ・データマネージャー……3人以上
- •生物統計家……2人以上
- 薬事承認審査機関経験者……1人以上
- 構造設備 検査の正確性を確保するための設備を有する臨床検査施設、集中治療室等が必要。
- 特定の領域に対応する臨床研究中核病院に関しては、特定臨床研究の新規実施件数、特定臨床研究に関する論文数等について、別途承認要件を設定。

など

※承認を受けている病院(令和5年4月1日現在) … 14病院

# 詳細資料④ 病床区分に係る改正の経緯

【制度当初	(昭和23年)~]	١
-------	-----------	---

【制度当初(昭和23年)~】				
その他	の病床	精神病床	伝染病床	結核病床
	齢化の進展 病構造の変化			
【特例許可老人病棟の導入(昭和58年)】				
その他	の病床			
	特例許可老人病棟	精神病床	伝染病床	<u></u> 結核病床
	齢化の進展、疾病構造の変化に対応 要とする患者」の医療に適した施設			く「長期療養を
【療養型病床群制度の創設(平成4年)】				
その他	の病床			
	特例許可 療養型 老人病棟 病床群	精神病床	感染症病床	結核病床
	長期にわたり療養を 必要とする患者			
	子高齢化に伴う疾病構造の変化によ 養型病床群等の諸制度が創設された			
▼ 【一般病床、療養病床の創設(平成12年)】				
患者の病態にふさわしい医療を提供				
一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
	長期にわたり療養を 必要とする患者			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	療機能の分化・連携の推進のため、 能の情報を把握し、分析することが		ぞれの医療機関が	担っている医療
【病床機能報告制度の創設(平成26年)】				
一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
	長期にわたり療養を 必要とする患者			
ー般病床及び療養病床について、高 期機能・慢性期機能から1つを選択し		_	_	

する制度を創設。

### 医療施設の動向

#### 枳 要

### 医療施設 (病院・診療所) 数の推移

年 次	病院	(再掲) 国立	(再掲) 公的	(再掲) その他	一般診療所	歯科診療所
年次 1877 (明治10) 年 1882 ( 15) 1892 ( 25) 1897 ( 30) 1902 ( 35) 1907 ( 40) 1926 (大正15) 1930 (昭和 5) 1935 ( 10) 1940 ( 15) 1945 ( 20) 1950 ( 25) 1955 ( 30) 1960 ( 35) 1965 ( 40) 1970 ( 45) 1975 ( 50) 1980 ( 55) 1985 ( 60) 1970 ( 45) 1975 ( 7) 1986 ( 8) 1987 ( 9) 1998 ( 10) 1990 ( 12) 2001 ( 13) 2002 ( 14) 2003 ( 15) 2004 ( 16) 2005 ( 17) 2006 ( 18) 2007 ( 19) 2008 ( 20) 2009 ( 21) 2011 ( 23) 2012 ( 24) 2013 ( 25) 2014 ( 26) 2015 ( 27) 2016 ( 28) 2017 ( 29) 2018 ( 30) 2019 (令和元) 2020 ( 2) 2021 ( 3)	病 院 159 626 576 624 746 807 746 807 3,429 3,716 4,625 4,732 645 3,408 5,119 6,094 7,047 7,974 8,294 9,055 9,608 10,096 9,490 9,413 9,333 9,286 9,239 9,187 9,122 9,077 9,026 8,943 8,665 8,540 8,432 8,739 8,670 8,605 8,540 8,493 8,442 8,372 8,300 8,238 8,442 8,372 8,300 8,238 8,205	(再掲)国立 12 (330) (198) 3 4 5 (1,680) (1,683) (1,814) (1,647) (297) 383 425 452 448 444 439 453 411 399 388 387 380 375 370 359 349 292 291 276 274 274 274 274 2774 2774 2774 2774	(再掲)公的  112  156 151 101  572 1,337 1,442 1,466 1,388 1,369 1,369 1,369 1,371 1,372 1,368 1,369 1,369 1,369 1,371 1,372 1,368 1,373 1,377 1,382 1,377 1,382 1,377 1,382 1,211 1,227 1,213 1,211 1,207 1,202 1,199 1,194	(再掲) その他  35 296 378 465 591 691 1,749 2,033 2,811 3,085 348 2,453 3,357 4,200 5,133 6,142 6,489 7,233 7,828 8,326 7,846 7,735 7,664 7,589 7,544 7,515 7,474 7,417 7,396 7,370 7,300 7,246 7,198 7,168 7,168 7,173 7,039 7,025 6,933 6,924 6,902 6,874 6,841 6,776 6,776 6,718 6,691	一般診療所 35,772 36,416 6,607 43,827 51,349 59,008 64,524 68,997 73,114 77,611 78,927 80,852 87,909 87,909 87,909 98,292 90,556 91,500 92,824 94,019 94,819 96,050 97,051 97,442 98,609 99,532 99,635 99,833 99,635 99,834 99,547 100,1528 100,461 100,461 100,461 100,461 100,461 100,2616 101,2616 102,616 102,616 102,616 104,292	18,066 20,290 3,660 21,373 27,020 28,602 29,911 32,565 38,834 45,540 52,216 58,407 59,357 60,579 61,651 62,484 63,361 64,297 65,073 65,828 66,557 66,732 67,739 68,947 68,156 68,474 68,701 68,474 68,701 68,592 68,474 68,701 68,609 68,613 68,609 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 68,613 68,500 67,874 67,899

資料:内務省「衛生局年報」(明治8年~昭和12年)、厚生省「衛生年報」(昭和13年~昭和27年)、厚生労働省政策統括官付保健統計室「医療施設調査」(昭和28年~)

# 詳細データ① 開設者別病院数及び病床規模別病院数の推移

	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
総数	8,739	8,670	8,605	8,565	8,540	8,493	8,480	8,442	8,412	8,372	8,300	8,238	8,205
国	275	274	274	274	273	329	329	327	327	324	322	321	320
公的医療機関	1,296	1,278	1,258	1,252	1,242	1,231	1,227	1,213	1,211	1,207	1,202	1,199	1,194
社会保険団体	122	121	121	118	115	57	55	53	52	52	51	49	47
医療法人	5,726	5,719	5,712	5,709	5,722	5,721	5,737	5,754	5,766	5,764	5,720	5,687	5,681
個人	448	409	373	348	320	289	266	240	210	187	174	156	137
その他	872	869	867	864	868	866	866	855	846	838	831	826	826
20~99床	3,296	3,232	3,182	3,147	3,134	3,092	3,069	3,039	3,007	2,977	2,945	2,970	2,956
100~299床	3,875	3,882	3,877	3,882	3,873	3,873	3,888	3,890	3,905	3,906	3,892	3,828	3,818
300~499床	1,106	1,096	1,090	1,087	1,083	1,091	1,098	1,095	1,089	1,081	1,062	1,046	1,040
500床~	462	460	456	449	450	437	425	418	411	408	401	394	391

資料:厚生労働省政策統括官付保健統計室「医療施設調査」

<sup>(</sup>注) ( ) 内は、公的総数。

### 詳細データ② 病院種別病院数の推移

	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
総数	8,739	8,670	8,605	8,565	8,540	8,493	8,480	8,442	8,412	8,372	8,300	8,238	8,205
精神科病院	1,083	1,082	1,076	1,071	1,066	1,067	1,064	1,062	1,059	1,058	1,054	1,059	1,053
結核療養所	1	1	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	-
一般病院	7,655	7,587	7,528	7,493	7,474	7,426	7,416	7,380	7,353	7,314	7,246	7,179	7,152

資料:厚生労働省政策統括官付保健統計室「医療施設調査」

### 詳細データ③ 病床種別病床数及び一病院当たり病床数の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	(平成21)	(平成22)	(平成23)	(平成24)	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)
総数	1,601,476	1,593,354	1,583,073	1,578,254	1,573,772	1,568,261	1,565,968	1,561,005	1,554,879	1,546,554	1,529,215	1,507,526	1,500,057
精神病床	348,121	346,715	344,047	342,194	339,780	338,174	336,282	334,258	331,700	329,692	326,666	324,481	323,502
感染症病床	1,757	1,788	1,793	1,798	1,815	1,778	1,814	1,841	1,876	1,882	1,888	1,904	1,893
結核病床	8,924	8,244	7,681	7,208	6,602	5,949	5,496	5,347	5,210	4,762	4,370	4,107	3,944
療養病床	336,273	332,986	330,167	328,888	328,195	328,144	328,406	328,161	325,228	319,506	308,444	289,114	284,662
一般病床	906,401	903,621	899,385	898,166	897,380	894,216	893,970	891,398	390,865	890,712	887,847	887,920	886,056
一病院当たり病床数	183.3	183.8	184.0	184.3	184.3	184.7	184.7	184.9	184.8	184.7	184.2	183.0	182.8

資料: 厚生労働省政策統括官付保健統計室「医療施設調查」

### 詳細データ④ 病床種別病床利用率及び平均在院日数の推移

		病床利用率(%)												
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
	(平成21)	(平成22)	(平成23)	(平成24)	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	
総数	81.6	82.3	81.9	81.5	81.0	80.3	80.1	80.1	80.4	80.5	80.5	77.0	76.1	
精神病床	89.9	89.6	89.1	88.7	88.1	87.3	86.5	86.2	86.1	86.1	85.9	84.8	83.6	
感染症病床	2.8	2.8	2.5	2.4	3.0	3.2	3.1	3.2	3.3	3.6	3.8	114.7	343.8	
結核病床	37.1	36.5	36.6	34.7	34.3	34.7	35.4	34.5	33.6	33.3	33.2	31.5	28.9	
療養病床	91.2	91.7	91.2	90.6	89.9	89.4	88.8	88.2	88.0	87.7	87.3	85.7	85.8	
一般病床	75.4	76.6	76.2	76.0	75.5	74.8	75.0	75.2	75.9	76.2	76.5	71.3	69.8	
介護療養病床	94.5	94.9	94.6	93.9	93.1	92.9	92.1	91.4	90.9	91.3	90.7	88.1	85.9	

						<u></u>	均在院日	数					
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	(平成21)	(平成22)	(平成23)	(平成24)	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)
総数	33.2	32.5	32.0	31.2	30.6	29.9	29.1	28.5	28.2	27.8	27.3	28.3	27.5
精神病床	307.4	301.0	298.1	291.9	284.7	281.2	274.7	269.9	267.7	265.8	265.8	277	275.1
感染症病床	6.8	10.1	10.0	8.5	9.6	8.9	8.2	7.8	8.0	8.3	8.5	9.8	10.1
結核病床	72.5	71.5	71.0	70.7	68.8	66.7	67.3	66.3	66.5	65.6	64.6	57.2	51.3
療養病床	179.5	176.4	175.1	171.8	168.3	164.6	158.2	152.2	146.3	141.5	135.9	135.5	131.1
一般病床	18.5	18.2	17.9	17.5	17.2	16.8	16.5	16.2	16.2	16.1	16.0	16.5	16.1
介護療養病床	298.8	300.2	311.2	307.0	308.6	315.5	315.8	314.9	308.9	311.9	301.4	287.7	327.8

資料:厚生労働省政策統括官付保健統計室「病院報告」

- (注) 1. 東日本大震災の影響により、平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設(岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設)は、報告のあった患者数のみ集計した。
  - 2. 熊本地震の影響により、平成28年4月分の報告において、熊本県の病院1施設 (阿蘇医療圏) は、報告がなかったため除いて集計した。
  - 3. 平成30年7月豪雨の影響により、平成30年7月分、8月分の報告において、広島県の病院1施設(尾三医療圏)は、報告がなかったため除いて集計した。
  - 4. 令和2年7月豪雨の影響により、令和2年6月分、7月分の報告において、熊本県の病院1施設(球磨医療圏)は、報告のあった患者数のみ集計した。
  - 5. 在院患者数は許可(指定)病床数にかかわらず、毎日24時現在に在院している患者数をいう。このため、感染症病床の在院患者数には、緊急的な対応として一般病床等に在院する者を含むことから病床利用率は100%を上回ることがある。

### 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構等の概要

### 概 要 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構等の概要

#### 【国立ハンセン病療養所】

- ① 国立ハンセン病療養所は全国に13施設 入所者数は927人(会和4年5月1日現在)。
- ② 国立ハンセン病療養所は、主にハンセン病の後遺症や、入所者の高齢化に伴う生活習慣病等に対する医療、介護を提供する。

#### (参考) 施設数

区分	施設数(か所)	入所者数(人)
国立ハンセン病療養所	13	927

		施設数	(か所)	[学生定員	(人)]
看記	護師養成所(国立ハンセン病療養所)		2	8	30

#### 【独立行政法人国立病院機構】

- ① 国立病院機構は、「独立行政法人国立病院機構法」(平成14年法律第191号)に基づき設立された独立行政法人である。
- ② 独立行政法人国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれの あるセーフティーネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、 診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供する。

#### (参考) 病院数 (令和4年10月1日現在)

	法人名	病院数(か所)	病床数 (床)
独立行政法人国立病院機構		140	52,446

#### 【国立高度専門医療研究センター】

- ① 国立高度専門医療研究センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき設立された6つの国立研究開発法人である。
- ② 国立高度専門医療研究センターは、がん、脳卒中、心臓病など、国民の健康に重大な影響のある特定の疾病等に係る医療に関し、 調査、研究及び技術の開発がびにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を総合的・一体的に行う。

#### (会老) 症院粉 (会和4年4日1日租左)

(参考) 柄匠釵(〒和4十4月1日現住)				
法 人 名	対象とする疾患等	病院数	(か所)	病床数 (床)
国立研究開発法人国立がん研究センター	がんその他の悪性新生物		2	1,003
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	心臓病、脳卒中、高血圧等の循環器病		1	550
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害		1	486
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	感染症その他の疾患、国際医療協力		2	1,166
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	成育医療(小児医療、母性・父性医療等)		1	490
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	長寿医療(認知症、骨粗鬆症等)		1	383

#### (参考) 施設数 (会和4年4月1日現在)

(\$ 3) NERCOX (\$   1-1   1/11			
区分	施設数	(か所)	[学生定員(人)]
国立秀護大学校(国立研究開発法人国立国際医療研究センター)		1	400

#### 【独立行政法人地域医療機能推進機構】

- ① 地域医療機能推進機構は、「独立行政法人地域医療機能推進機構法」(平成17年法律第71号)に基づき設立された独立行政法人である。
- 2 地域医療機能推進機構は、救急からリハビリまでの幅広い医療機能を有し、また約半数の病院に介護老人保健施設が併設されているなどの特長をいかしつつ、地域の医療関係者などとの協力の下、5疾病・5事業、リハビリ、在宅医療等地域において必要な医療及び介護について、全国に施設がある法人として、「急性期医療〜回復期リハビリ〜介護」まで切れ目なく提供し、地域医療・地域包括ケアの確保に取り組む。

#### (参考) 施設数 (令和5年2月1日現在)

X	分	施設数	(か所)	病床数 (床)
病院			57	15,227
区	分	施設数	(か所)	[入所定員(人)]
介護老人保健施設			26	2,462
X	分	施設数	(か所)	[学生定員(人)]
看護専門学校			5	510

### 医療関係従事者

#### 概 要

#### 医師数等の概要

医師及び歯科医師数は、年々増加しており、2020(令和2)年12月31日現在、医師323,700人、歯科医師104.118人。

#### 医療関係従事者数

 ・医師
 323,700人

 ・懶科医師
 104,118人

 ・薬剤師
 250,585人

資料: 厚生労働省政策統括官付保健統計室「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」 ※医師・歯科医師は医療施設の従事者。薬剤師は薬局・医療施設の従事者。

・保健師 67,226人 ・助産師 41,608人 ・看護師 1,320,420人 ・准看護師 304,771人

資料: 厚生労働省「令和2年医療施設 (静態) 調査」「令和2年衛生行政報告例 (隔年報)」に基づ き厚生労働省医政局看護課において集計

·理学療法士 (PT) 100.964.5人 · 作業療法士 (OT) 51.055.7人 視能訓練士 10 130 1人 言語聴覚士 17.905.4人 義肢装具士 127.6人 診療放射線技師 55 624 3 人 ·臨床検査技師 67,752.0人 ·臨床工学技士 30,408.9人 · 管理栄養士 27.149.0人 栄養士 6.039.6人

資料:厚生労働省政策統括官付保健統計室「令和2年医療施設調査」 ※常勤換算の数値

 ・就業歯科衛生士
 142,760人

 ・就業歯科技工士
 34,826人

 ・就業の産マッサージ指圧師
 118,103人

 ・就業とのう師
 124,956人

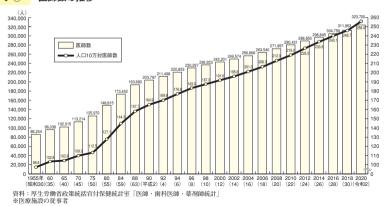
 ・就業業道整復師
 75,786人

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和2年衛生行政報告例」

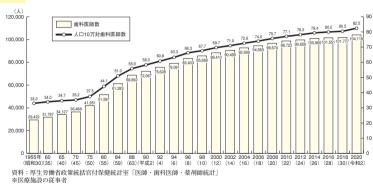
・救急救命士 69,840人資料:厚生労働省医政局調べ。(R5.3.31現在)

※免許登録者数

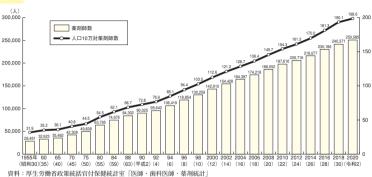
#### 詳細データ① 医師数の推移



#### 詳細データ② 歯科医師数の推移

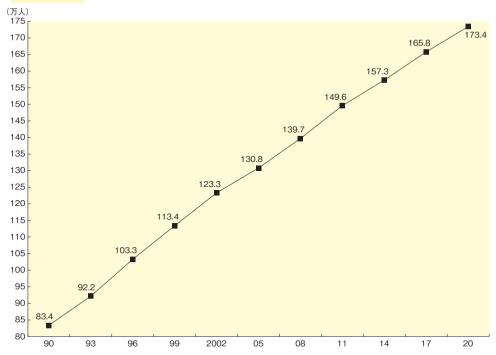


#### 詳細データ③ 薬剤師数の推移



※薬局・医療施設の従事者

# 詳細データ④ 看護職員数の推移



資料:厚生労働省「医療施設(静態)調査」「衛生行政報告例(隔年報)」「病院報告(従事者票)」に基づき厚生労働省医政局看護課 において集計・推計

# 医療法に規定する病院の医師、看護師の標準数に対する適合率及び充足状況 (令和元年度立入検査結果)

#### 詳細データ① **地域別滴合**率

(単位:%)

									(+ III · >0)
地域職種	全 国	北海道 東 北	関東	北 陸 甲信越	東海	近 畿	中国	四国	九 州
医師	97.3	93.0	98.1	96.7	98.8	99.2	97.1	96.9	97.6
看護師	99.3	99.6	98.5	99.5	99.3	99.1	100.0	99.8	99.7

#### 詳細データ② 全国の充足状況

	医師数充足	医師数未充足	計
看護師数充足	7,461 (96.3)	204 (2.6)	7,665 (99.0)
看護師数未充足	72 (0.9)	9 (0.1)	81 (1.0)
āt	7,533 (97.3)	213 (2.7)	7,746 (100.0)

<sup>(</sup>注) 数値は病院数 (歯科病院を除く)、( ) 内は構成割合 (%)。

#### (用語の説明)

- 医療法で定められている病院に置くべき医師、看護師・准看護師の法定人数のこと。 ・標準数
- ・適合率 「立入検査病院数」に対する「法定人員を満たしている病院数の割合」のこと。
- ・充足・未充足 立入検査病院数のうち、標準数を満たしている病院は「充足」、満たしていない病院は、「未充足」として計上。

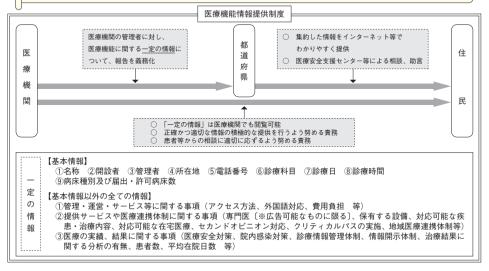
### 医療機能に関する情報提供

#### 概 要

#### 医療機能情報の提供制度について

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を 集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)



#### 入退院時の文書による説明の位置づけ(医療法)(平成18年改正)

入退院時に、病院又は診療所の管理者が入退院計画書の作成・交付・説明を行うことを、医療法上位置付ける。

【改正後の制度の概要】

#### 入院時の診療計画の義務付け

- 医療機関の管理者に対して、入院から退院に至るまでの当該患者に対し提供される医療に関する計画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを義務付け。
- その際、病院・診療所の医療従事者の知見を十分反映させ、これらの者の間で有機的連携が図られるよう努力義務化。

#### (計画書の記載事項)

- ◆ <u>患者の氏名、生年月日及び性別</u>
- ◆ 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
- ◆ 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- ◆ 入院中に行われる検査、手術、投薬 その他の治療(入院中の看護及び栄養管理を含む。)に関する計画
- その他厚生労働省令で定める事項

### 退院時の療養計画書の努力義務

- 医療機関の管理者に対して、退院後に必要な保健、医療又は福祉サービスに関する事項を記載した退院後の療養に関する計画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを努力義務化。
- その際、退院後の保健、医療、福祉サービスを提供する者と連携が図られるよう努力義務化。
  - 【効果】 ○患者への情報提供の充実 ○インフォームドコンセントの充実 ○チーム医療の推進 ○他の医療機関等との連携 (いわゆる退院調整機能の発揮) の強化 ○根拠に基づく医療 (EBM) の推進等

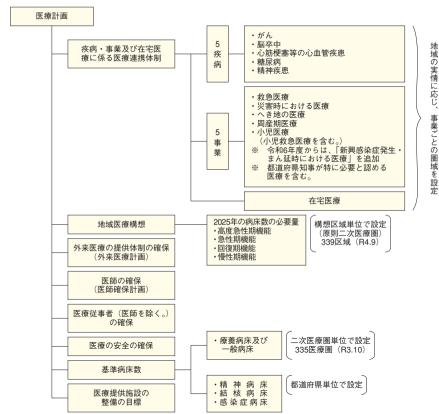
#### 医療計画

### 概 要

#### 医療計画の概要

#### 1. 目的

#### 2 内容



### 3. 基準病床数及び既存病床数の状況

(平成30年4月現在)

		(1成50年47]死任/
区分	基準病床数	既存病床数
療養病床及び 一 般 病 床	1,017,066床	1,228,598床
精神病床	282,104床	330,405床
結 核 病 床	2,950床	4,854床
感染症病床	1,941床	1,987床

# 救急医療体制 脚 更 救争医療休系図 救命救急医療(24時間) 救命救急医療(24時間) 周産期救急医療(24時間) ・総合周産期母子医療センター(112か所) 小児救命救急センター 救命救急センター(302か所) ・地域周産期母子医療センター(295か所) (18か所) (早産児等) 令和5年4月1日現在 令和5年4月1日現在 令和3年4月1日現在 入院を要する救急医療 入院を要する小児救急医療 ・病院群輪番制病院(395地区) · 小児救急医療支援事業(164事業) ・共同利用型病院(15か所) 小児救急医療拠点病院(35ヵ所) 令和3年4月1日現在 令和3年4月1日現在 初期救急医療(休日・夜間) ·在宅当番医制(604地区) 小児初期救急センター ・休日夜間急患センター(556か所) 令和3年4月1日現在 大人の救急患者 子どもの救急患者

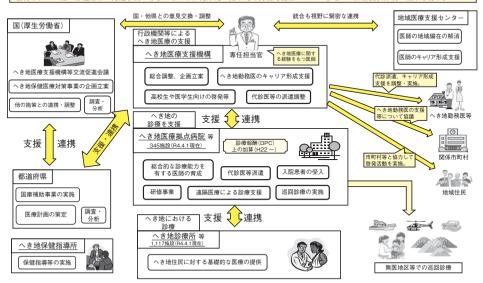
2

### へき地医療対策

#### 概 要

#### へき地における医療の体系図

へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・ 協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



#### へき地の医療体制について

#### 1 へき地における医療体制構築のための取り組み

平成29年度までへき地保健医療計画において対策を行ってきたへき地の医療体制については、平成30年度から医療計画と一体的に策定することとしており、他事業とより一層の連携を図りつつ、へき地における医療体制を充実していくこととしている。

調査年(5年に1度)	無医地区数(地区)	対象人口(万人)		
昭和48年	2,088	77		
昭和59年	1,276	32		
平成11年 914 20				
平成16年	787	16.5		
平成21年	705	13.6		
平成26年	637	12.4		
令和元年	590	12.7		

#### ※ 無医地区

医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区。

#### 2 整備状況

- (1) へき地医療支援機構 (運営費の補助対象)
  - 令和4年4月1日現在で40都道府県で設置・運営
- 2) へき地医療拠点病院(運営費、施設整備費及び設備整備費の補助対象) 令和4年4月1日現在で345か所を指定
- (3) へき地診療所(運営費、施設整備費及び設備整備費の補助対象) 令和4年4月1日現在で1,117か所(国民健康保険直営診療所を含む)が整備

#### 医梅安全対策

#### 概 要

#### 医睿安全対策

【基本的考え方】 医療の安全と質の向上という視点を重視して、医療安全対策検討会議報告書(H17年6月)等を踏まえ 各施策を実施

#### <主な提言>

#### 【医療の質と安全性の向上】

- 無床診療所、歯科診療所、助産所、及び薬局に対し、 一定の安全管理体制の構築を制度化
  - (①安全管理指針マニュアル整備、②医療安全に関する研修実施、③事故等の院内報告)
- 医療機関における院内咸染対策の充宝
  - (①院内感染防止の指針・マニュアル整備、②院内感染に関する研修実施、③感染症の発生動向の院内報告、④院内感染のための季員会設置(病院または有床診療所のみ))
- 医薬具・医療機器の安全確保
  - (①安全使用に係る責任者の明確化、②安全使用に係る業務手順の整備、③医療機器に対する定期的な保守点検)
- 医療従事者の資質向上
- 行政処分を受けた医療従事者に対する再教育の義務 づけ

#### 【医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対 策の徹底】

- 事故事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の 衛序
- 医療関連死の届出制度・原因究明制度、及び医療分野における裁判外紛争処理制度の検討

#### 【患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の 促進】

- 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加 の促進
- 医療安全支援センターの制度化

#### 【医療安全に関する国と地方の役割】

- 国、都道府県、医療従事者の責務及び患者、国民の 役割等の明確化
- 法令の整備、研究の推進及び財政的支援等

#### <対応>

- 医療安全管理体制の強化(H18法改正等)
- 院内感染制御体制整備の義務づけ (H18省令改正)
- 医薬品・医療機器等の安全使用に係る責任者の配置等の 義務づけ(H18省会改正)
- 医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針 (H19年3月)
- 行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務化 (H18 法改正等)
- 医療事故情報収集等事業の推進 (H16年度~)
- 「医療安全情報 | の提供 (H18年度~)
- 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 (H17年 度~平成26年度)
- 医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業 (H18年度)
- 医療事故による死亡の原因究明・再発防止等についての 検討 (H19年4月~H20年12月)
- 産科医療補償制度 (H21年1月~)
- 医療裁判外紛争解決 (ADR) 機関連絡調整会議 (H22年3 目~)
- 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討 (H22年9月~H23年7月)
- 医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討 (H23年8月~H25年6月)
- 医療事故調査制度施行 (H27年10月~)
- 患者安全共同行動 (PSA) の推進 (H13年度~)
- 医療機関等に対して患者等からの相談に応じることについて努力義務(H18法改正)
- 医療安全支援センターの制度化 (H18法改正等)
- 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針(H25年1月)
- 国、地方公共団体、医療機関の責務の明確化(H18法改正)
- 医療安全支援センター総合支援事業の推進 (H15年度~)
- 医療安全管理体制推進のための研究等 (厚労科研)
- 集中治療室 (ICU) における安全管理指針等 (H19年3月)
- 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業 (H17年度~ 19年度)

### 医師の資質の向 F

#### 概 要

#### 臨床研修制度に関する経緯

- ○昭和21年 インターン制度を創設(国家試験の受験資格を得るために必要な1年の課程)
- ○昭和43年 臨床研修制度創設 (医師免許取得後2年以上の努力規定)



#### 【指摘されていた問題占】

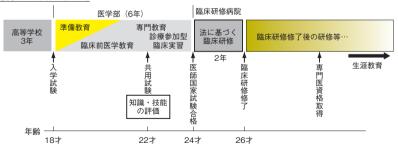
- 1. 研修は努力義務にすぎない
- 2 研修プログラムが不明確
- 3. 専門医志向のストレート研修中心 4. 施設間格差が著しい
- 5. 指導体制が不充分
- 6. 研修成果の評価が不充分
- 7. 身分・処遇が不安定 → アルバイト 8. 研修医が都市部の大病院に集中
- ○平成12年 医師法、医療法改正 (臨床研修の必修化)
- ○平成16年 新制度の施行
- ○平成22年 制度の見直し
- ○平成27年 制度の見直し
- ○令和2年 制度の見直し

#### 臨床研修制度の概要

#### 1. 医学教育と臨床研修

○法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

<u>診療に従事しようとする医師は、二年以上</u>、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、 臨床研修を受けなければならない。



### 2. 臨床研修の基本理念 (医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令)

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、<u>将来専門とする分野にかかわらず、</u>医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、<u>基本的な診療能力を身に付けることの</u>できるものでなければならない。

#### 3. 臨床研修の実施状況

臨床研修医の採用人数及び大都市部のある6都府県(東京、神奈川、愛知、京都、大阪、福岡)とその他の道県別採用割合の推移

年度	採用人数	6都府県の採用割合	その他の道県の採用割合
平成16年度	7,372	47.8%	52.2%
平成30年度	8,996	41.7%	58.3%
令和元年度	8,986	41.7%	58.3%
令和2年度	9,279	41.3%	58.7%
令和3年度	9,023	40.8%	59.2%
令和 4 年度	9,165	40.7%	59.3%

<sup>※</sup>平成16年度から新臨床研修制度開始

#### 平成27年の制度目直1.の概要

#### (1) 基幹型臨床研修病院の在り方

基幹型病院の在り方を明確化し、到達目標の多くの部分を研修可能な環境を備えるとともに、研修医及び研修プログラムの全 体的な管理・責任を有する病院とする。

#### (2) 臨床研修病院群の在り方

- ・ 頻度の高い疾病等について様々なバリエーションの能力形成が可能となる群を構成。 ・ 病院群の地理的範囲は同一都道府県内、二次医療圏内を基本とする。

#### (3) 基幹型病院に必要な症例

年間入院患者数3,000人以上に満たない新規申請病院も、当面2,700人以上の病院から、良質な研修が見込める場合には訪問調査 により評価する。

#### (4) キャリア形成の支援

#### (5) 募集定員の設定方法の見直し

- 新来た民ツムビスムンルニン 新修希望者に対する募集定員の割合を縮小(約1.23倍(平成25年度)→当初1.2倍(平成27年度)、令和2年度に向けて1.1倍)。
- ・都道府県上限の計算式を一部見直し(新たに高齢化率、人口当たり医師数も勘案)。
- ・各病院の募集定員において、大学病院等の医師派遣の実績を考慮。

#### (6) 地域枠への対応、都道府県の役割の強化

地域枠、医師派遣等の状況を踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を追加。

### 今和2年の制度見直しの概要

### (1) 卒前・卒後の一貫した医師養成

医学教育モデル・コア・カリキュラムと整合的な到達目標・方略・評価を作成。

#### (2) 到達目標・方略・評価

- (と) 対象 日頃 ブー (で) ・ 目標を [医師としての基本的な価値観 (プロフェッショナリズム)」、「資質・能力」、「基本的診療業務」に整理し、入院、外来、救急、 地域医療の基本的な診療能力を担保。 ・ 方略は内科、救急、地域医療に加え、外科、小児科、産婦人科、精神科を必修化し、一般外来の研修を含むことを追加。 ・ 評価は、モデル・コア・カリキュラムとの連続性を考慮しつつ標準化。

#### (3) 臨床研修病院の在り方

- ・課題の見られる基幹型病院の訪問調査について、三段階の評価を四段階とし、改善の見られない病院は指定取り消しの対象と toz
- プログラム責任者養成講習会の受講義務化。
- 第三者評価を強く推奨。

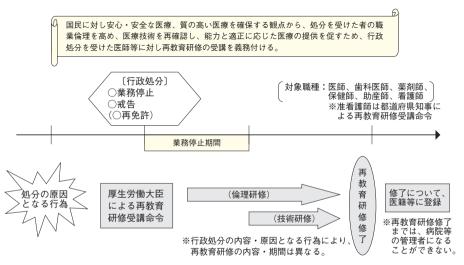
#### (4) 地域医療の安定的確保

- (4) 企場な歴が父兄的権権、 ・ 臨床研修病院の募集定員倍率を令和7年度に1.05倍まで圧縮し、医学部入学定員による募集定員の算定には上限を設ける。 ・ 地域枠等の一部について、一般のマッチングとは分けて選考。 ・ 臨床研修病院の指定・募集定員設定について、都道府県が地域医療対策協議会の意見を聴いた上で行う。

#### (5) 基礎研究の国際競争力の低下への対応

- 基幹型臨床研修病院である大学病院に基礎医育成・研修コースを設置できることし、募集定員を一般募集定員とは別枠とし、選考も一般のマッチングと分ける。
- ※今回の制度見直しの施行後5年以内に所要の見直しを行う。

#### 行政処分を受けた医師等に対する再教育研修(医師法等)



54

### 医療法人制度

# 医療法人制度の概要

#### 1 制度の趣旨

- 医療法に基づく法人。昭和25年の医療法改正により制度創設。
- 医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開く。

【制度創立当初】

私人による医療機関の経営の困難を緩和 (資金の集積を容易にするねらい)

医療機関の経営に継続性を付与 →地域医療を安定的に確保

## 2 設 立

- 医療法に基づく計団又は財団。
- 都道府県知事の認可。

(2以上の都道府県において医療機関を開設するものは主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可。)



#### (法人数)

- ・医療法人 57.141 (B4.3.31)
  - うち社団法人 56.774 (持分なし 19.284、持分あり37.490)、財団法人 367
    - ※持分なし医療法人
      - ・解散時の残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外し、国、地方公共団体、他の持分なし医療法人等と定め ている医療法人。
  - ・平成18年の医療法改正で、新設法人は持分なし医療法人に限定。ただし、既存の法人については、従前の規定を適 した上で自主的な移行を図る。
- · 社会医療法人 343 (R4.4.1)

#### 3 運 営

- 本来業務(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の運営)のほか、保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務を行う ことができる。
- 社会医療法人の認定を受けた医療法人は、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、収益業務を行うことができる。
- 剰全全の配当をしてはならない。
  - ※社会医療法人
    - ・民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療やへき地医療等(救急医療等確保 事業) を担う公益性の高い医療法人について都道府県知事が認定する。平成18年の医療法改正で制度化。
    - ・役員等について同族性が排除されていること、解散時の残余財産は国、地方公共団体等に帰属する(持分が ない)こと、などの要件を満たすことが必要。
    - ・医療保健業の法人税は非課税。救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等は非課税。

# (3) 健康づくり・疾病対策

#### 保健所等

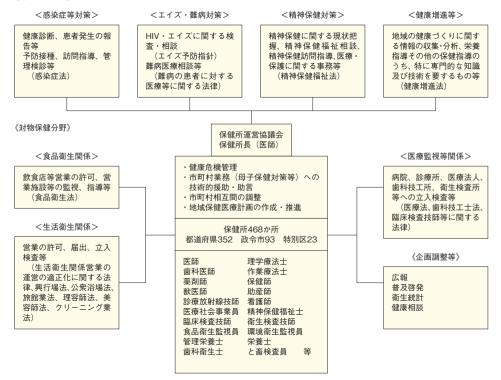
#### 概 要

#### 保健所の活動

保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う機関である。

地域保健法により、都道府県 (47) に352か所、政令で定める市 (87) に93か所、特別区 (23) に23か所設置されている。(令和 5年4日1日現在)

#### 《対人保健分野》



\*これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(医薬品医療機器等法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

### 保健所数の推移

	区 分	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和 2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
-	保健所総数	518	517	510	494	495	495	494	490	486	480	481	469	472	469	470	468	468
ĺ	都道府県	394	389	380	374	373	372	370	365	364	364	363	360	359	355	354	352	352
ĺ	保健所設置市	101	105	107	97	99	100	101	102	99	93	95	86	90	91	93	93	93
ĺ	特別区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23

資料:厚生労働省健康局調べ。 (注) 保健所は、各年4月1日現在

## 詳細データ① 保健所の職種別常勤職員数

職種	職員数
	Д.
医師	737
歯科医師	78
薬剤師	3,083
獣医師	2,249
保健師	9,856
助産師	81
看護師	202
准看護師	1
診療放射線技師等	396
臨床検査技師等	635
管理栄養士	1,342
栄養士	52
歯科衛生士	318
理学・作業療法士	74
その他	12,985
〈再掲〉	
医療社会事業員	56
精神保健福祉相談員	895
栄養指導員	1,053
総計	32,149

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「地域保健・健 康増進事業報告」より健康局で改変。(令和3年度末現在)

### 詳細データ② 保健師数の推移

(単位:人)

											,	
	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
市町村	14,179	15,015	14,753	14,920	14,850	14,935	15,035	15,227	15,193	15,194	15,338	15,337
政令市・特別区	6,081	6,280	6,256	6,564	6,586	6,829	6,928	7,107	7,512	8,030	8,230	8,737
小 計	20,260	21,295	21,009	21,484	21,436	21,764	21,963	22,334	22,705	23,224	23,568	24,074
都道府県	3,640	3,689	3,659	3,603	3,607	3,613	3,661	3,659	3,637	3,688	3,730	3,905
合 計	23,900	24,984	24,668	25,087	25,043	25,377	25,624	25,993	26,342	26,912	27,298	27,979

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「地域保健・健康増進事業報告」

(注) 平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楢葉町、宮岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

# 健康づくり対策

#### 概 要

# 健康づくり対策の変遷

第1次国民健康 づくり対策 (S.53年~63年度)	【基本的考え方】 1. 生涯を通じる健康づくりの推進 「成人病予防のための1次予防の推進] 2. 健康づくりの3要素(栄養、運動、休養)の健康増進事業の推進(栄養に重点)	【施策の概要】 ①生涯を通じる健康づくりの推進 ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の確立 ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の確立 ②健康づくりの基盤整備等 ・保健婦、栄養士等のマンパワーの確保 ③健康づくりの啓発・普及 ・市町村健康づくり推進協議会の設置 ・栄養所要量の普及 ・加工食品の栄養成分表示 ・健康づくりに関する研究の実施	【指針等】 ・健康づくりのための食生活 指針(昭和60年) ・加工食品の栄養成分表示に 関する報告(昭和61年) ・肥満とやせの判定表・図の 発表(昭和61年) ・ 喫煙と健康問題に関する報 告書(昭和62年)
第2次国民健康 づくり対策 (S.63年度~H.11年度) アクティブ80ヘル スプラン	【基本的考え方】 1. 生涯を通じる健康づくりの推進 2. 栄養、運動、休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進	【施策の概要】 ①生涯を通じる健康づくりの推進 ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の充実 ②健康づくりの基盤整備等 ・健康科学センター、市町村保健センター、健康増進施設等の整備・健康運動指導者、管理失業士、保健婦等のマンパワーの確保 ③健康づくりの啓発・普及 ・栄養所要量の普及・改定 ・運動所要量の普及 ・健康増進施設認定制度の普及 ・たばこ行動計画の普及 ・外食栄養成分表示の普音及 ・健康文化都市及び健康保養地の推進 ・健康づくりに関する研究の実施	【指針等】 ・健康づくりのための食生活指針(対象特性別:平成2年) ・外食栄養成分表示ガイドライン策定(平成2年) ・喫煙と健康問題に関する報告書(改訂)(平成5年) ・健康づくりのための運動指針(平成5年) ・健康づくりのための複数指令(平成6年) ・たばこ行動計画所における分便のあり方検討会報告書(平成8年) ・年齢対象別身体活動指針(平成9年)
第3次国民健康 づくり対策 (H.12年度〜H.24年度) 国民健康づくり運動 (健康日本21)	【基本的考え方】 1. 生涯を通じる健康づくりの推進 「一次予防」の重視と健康寿命の延伸、生活の向上] 2. 国民の保健医療水準の指標となる具体を基づく健康増進事業の推進事業の推進する社会環境づくりり	【施策の概要】 ①健康づくりの国民運動化 ・効果的なブログラムやツールの普及啓発、定期的な見直し ・メタボリックシンドロームに着目した、運動習慣の 定着、食生活の改善等に向けた普及啓発の徹底 ②効果的な健診・保健指導の実施 ・医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した 健診・保健指導の満実な実施(2008年度より) ③産業界との連携 ・産業界の自主的取組との一層の連携 ④人材育成(医療関係者の資質向上)・国、都道府県、医療関係者団体、医療保険者団体、医療保険者団体、医療保険者団体等が連携した人材育成のための研修等の充実 ⑤エビデンスに基づいた施策の展開 ・アウトカム評価を可能とするデータの把握手 法の見直し	【指針等】 ・食生活指針(平成12年) ・分煙効果判定基準策定検討会報告書(平成14年) ・健康沙くりのための腫膨指針(平成15年) ・日本人の食事摂取基準(2005年版)(平成16年) ・食事バランスガイド(平成17年) ・禁煙支援マニュアル(平成18年) ・健康づくりのための運動基準2006(平成18年) ・健康づくりのための運動指針2006((エクササイズガイド2006)(平成18年) ・日本人の食事摂取基準(2010年版)(平成21年)
第4次国民健康 づくり対策 (H.25年を〜) 21世紀における第二次 国民健康づくり運動 (健康日本21(第二次))	【基本的考え方】 1. 健康寿命の延伸・健康格 2. 生涯を通じる健康づくりの推進 [生活習慣病の発症予防・ 重症化予防・向上、社会生活機能の整備] 3. 生活習環境病の改善とともに社会環境の改善とともに社会環境の保健性の接触な数様標のない。 「はいる」となる具体に対している。 「はいる」といる。 「はいる」といる。」 「はいる」といる。」 「はいる」といる。」 「はいる」といる。」 「はいる」といる。」 「はいる」といる。」 「はいる」」といる。」 「はいる」といる。」 「はいる。」 「は	【施策の概要】 ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ・生活習慣病予防対策の総合的な推進、医療や 介護などの分野における支援等の取組を推進 ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 (NCD (非破強性疾患)の予防) ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDの一次予防 とともに重症化予防に重点を置いた対策を推進 ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 ・こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康を推進 ④健康を支え、守るための社会環境の整備 ・健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に 対する情報提供や、当該取組の評価等を推進 ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、淤酒、 零及び社会環境の改善 ・上記項目に関する基準や指針の策定・見直し、 正しい知識の普及啓発、企業や民間団体との 協働による体制整備を推進	【指針等】 ・健康づくりのための身体活動基準2013(平成25年) ・アクティブガイドー健康づくりのための身体活動指針一(平成25年)・健康づくりのための睡眠指針2014(平成26年)・日本人の食事摂取基準(2020年版)(令和2年)・喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成28年)・禁煙支援マニュアル(第二版)(増補改訂)(平成30年)

#### 健康増進法の概要

#### 第1章 総則

(1) 目的

・ 日民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保 健の向上を図る。

- (2) 青彩
- 7 国民 健康な生活習慣の重要性に対し感心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進 に努める。
- ② 国及び地方公共団体 健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・

  ※ 選びの向した図ストレンに、関係者に対し、必要な技術が採用ならえるストレダルス
- 資質の向上を図るとともに、関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努める。 ③ 健康増進事業実施者(保険者、事業者、市町村、学校等)健康相談等国民の健康の増進のための事業を積極的に推進するよう至める。
- (3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療関係その他の関係者の連携及び協力

#### 第2章 基本方針(「健康日本21 | の法制化)

- (1) 基本方針
  - 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。
  - ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
  - ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
  - ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
  - ④ 国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項
  - ⑤ 健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項
  - 食味・日産デス人に自己・レニカン・場合に対する墨ナルディック・ (\*) 食生・活、運動、休養・ 喫煙、飲酒、飯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
  - ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項
- (2) 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画(住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画)の策定。
- (3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付 その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

#### 今和元年国民健康・栄養調査結果の概要について

#### 国民健康・栄養調査について

目 的:健康增進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る

調査客体:令和元年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の4.465世帯を対象として実施

調查項目:[身体状況調查]身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、歩数、問診(服薬状況、運動)

「栄養摂取状況調査」食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食、外食等)

[生活習慣調査] 食生活、身体活動・運動、休養 (睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般

#### 調査結果のポイント

食習慣・運動習慣を「改善するつもりはない」者が4人に1人

- ・食習慣改善の意思について、「関心はあるが改善するつもりはない」者の割合が最も高く、男性24.6%、女性25.0%
- ・運動習慣改善の意思について、「関心はあるが改善するつもりはない」者の測合が最も高く、男性23.9%、女性26.3%。
- ・健康な食習慣や運動習慣定着の妨げとなる点を改善の意思別にみると、「改善するつもりである」者及び「近いうちに改善するつもりである」者は、「仕事(家事・育児等)が忙しくて時間がないこと」と回答した測合が最も高い。

#### **喫煙及び受動喫煙の状況については改善傾向**

- ・現在習慣的に喫煙している者の割合は16.7%であり、男性27.1%、女性7.6%。この10年間で、いずれも有意に減少。
- ・受動喫煙の機会を有する者の割合は、飲食店29.6%、路上及び遊技場27.1%であり、平成15年以降有意に減少。

#### 非常食の用意の状況には地域差がある

- ・災害時に備えて非常用食料を用意している世帯の割合は、53.8%。地域ブロック別にみると、最も高いのは関東 I ブロック $_{*1}$ で 72.3%、最も低いのは南九州ブロック $_{*0}$ で33.1%。
  - (※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 ※2 熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ・非常用食料を備蓄している世帯のうち、3日以上の非常用食料を用意している世帯は69.9%。

# 詳細データ① 全国の自治体における健康増進計画の策定状況

【都道府県における健康増進計画の策定状況】

全ての都道府県において計画策定済(平成14年3月末)

【市町村、特別区における健康増進計画の策定状況】

	総数	計画策定済	令和3年度中 策定予定	令和4年度 策定予定	令和5年度以降 策定予定	策定予定なし
保健所政令市	87	87	0	0	0	0
東京都特別区	23	23	0	0	0	0
その他市町村	1,631	1,549	1	7	45	29

(令和4年1月1日現在)

都道府県名	市町村数	策定済	策定率	R3年度中	R4年度中	R5年度以降	策定予定なし
北海道	175	138	78.9%	0	1	27	9
青森県	38	38	100.0%	0	0	0	0
岩手県	32	32	100.0%	0	0	0	0
宮城県	34	34	100.0%	0	0	0	0
秋田県	24	24	100.0%	0	0	0	0
山形県	34	34	100.0%	0	0	0	0
福島県	56	52	92.9%	0	0	2	2
茨城県	43	43	100.0%	0	0	0	0
栃木県	24	24	100.0%	0	0	0	0
群馬県	33	33	100.0%	0	0	0	0
埼玉県	59	58	98.3%	1	0	0	0
千葉県	51	51	100.0%	0	0	0	0
東京都	37	33	89.2%	0	0	0	4
神奈川県	27	26	96.3%	0	0	0	1
新潟県	29	29	100.0%	0	0	0	0
富山県	14	14	100.0%	0	0	0	0
石川県	18	18	100.0%	0	0	0	0
福井県	16	16	100.0%	0	0	0	0
山梨県	26	26	100.0%	0	0	0	0
長野県	75	68	90.7%	0	2	5	0
岐阜県	41	41	100.0%	0	0	0	0
静岡県	33	33	100.0%	0	0	0	0
愛知県	49	49	100.0%	0	0	0	0
三重県	28	27	96.4%	0	1	0	0
滋賀県	18	18	100.0%	0	0	0	0
京都府	25	20	80.0%	0	0	2	3
大阪府	34	31	91.2%	0	0	1	2
兵庫県	36	36	100.0%	0	0	0	0
奈良県	38	38	100.0%	0	0	0	0
和歌山県	29	25	86.2%	0	0	1	3
鳥取県	18	18	100.0%	0	0	0	0
島根県	18	18	100.0%	0	0	0	0
岡山県	25	25	100.0%	0	0	0	0
広島県	20	20	100.0%	0	0	0	0
山口県	18	18	100.0%	0	0	0	0
徳島県	24	23	95.8%	0	0	1	0
香川県	16	16	100.0%	0	0	0	0
愛媛県	19	19	100.0%	0	0	0	0
高知県	33	33	100.0%	0	0	0	0
福岡県	57	54	94.7%	0	2	1	0
佐賀県	20	18	90.0%	0	0	1	1
長崎県	19	19	100.0%	0	0	0	0
能本県	44	39	88.6%	0	1	3	1
大分県	17	17	100.0%	0	0	0	0
宮崎県	25	24	96.0%	0	0	0	1
鹿児島県	42	42	100.0%	0	0	0	0
沖縄県	40	37	92.5%	0	0	1	2
7 I IPEVIN	1,631	1,549	95.0%	1	7	45	29

(注) 保健所政令市、特別区は除く。

詳細データ② 生活習慣病に関する患者数、死亡数

	総患者数 (千人)	死亡数 (人)	死亡率 (人口10万対)
悪性新生物 〈腫瘍〉	3,656	385,787	316.1
糖尿病	5,791	15,917	13.0
高血圧性疾患	15,111	11,658	9.6
心疾患 (高血圧性のも のを除く)	3,055	232,879	190.8
脳血管疾患	1,742	107,473	88.1

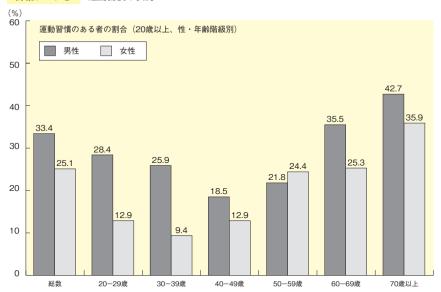
資料:〈総患者数〉厚生労働省政策統括官付保健統計室「令和2年患者調査」

〈死亡数·死亡率〉厚生労働省政策統括官付人口動態·保健社会統計室「人口動態統計」(令和4年概数)

詳細データ③ 糖尿病に関する割合

	男性(調査客	体:1,013人)	女性(調査客体:1,399人)			
年齢	糖尿病が強く疑われる人	糖尿病の可能性を 否定できない人	糖尿病が強く疑われる人	糖尿病の可能性を 否定できない人		
20~29	0.0%	1.8%	0.0%	2.2%		
30~39	1.6%	1.6%	2.6%	1.8%		
40~49	6.1%	6.1%	2.8%	4.7%		
50~59	17.8%	11.6%	5.9%	13.1%		
60~69	25.3%	14.9%	10.7%	18.3%		
70~	26.4%	16.2%	19.6%	16.5%		

資料:厚生労働省健康局「令和元年国民健康・栄養調査」



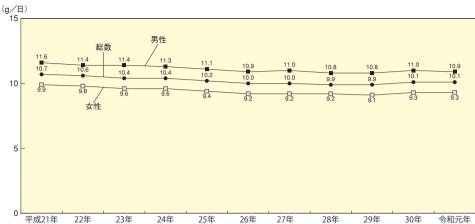
資料:厚生労働省健康局「令和元年国民健康・栄養調査」

(注) 運動習慣のある者:1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者

## 詳細データ ⑤ 食塩摂取量の平均値(20歳以上、性・年齢階級別)

(g/日)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
男性	11.6	11.4	11.4	11.3	11.1	10.9	11.0	10.8	10.8	11.0	10.9
女性	9.9	9.8	9.6	9.6	9.4	9.2	9.2	9.2	9.1	9.3	9.3
総数	10.7	10.6	10.4	10.4	10.2	10.0	10.0	9.9	9.9	10.1	10.1



資料:厚生労働省健康局「国民健康・栄養調査」

#### 詳細データ6 昨時エネルギー比率の分布の堆移(20歳以上) 総数 里性 女性 令和元年 令和元年 25.4 330 26.1 40 O 令和元年 38.1 26.9 35 N 30.3 111 平成30年 平成30年 25.8 25.2 平成30年 26.2 247 26.0 20.2 20 0 21 0 120 26.5 平成29年 37.8 26.6 35.6 平成29年 42.7 30.8 平成29年 33.4 26.8 39.8 平成28年 40 1 25.9 34 0 平成28年 25.4 29.1 平成28年 35.6 26.2 38 1 平成27年 30.0 平成27年 平成27年 133 25.9 18 1 27.0 24 9 39 1 25.0 35.0 平成26年 46 1 25.4 28.5 平成26年 516 24.6 23.8 平成26年 11 1 26.0 32.6 平成25年 47.3 24.9 27.8 平成25年 24.3 24.5 平成25年 44 0 25.4 30.6 平成24年 51.2 24.5 24.4 平成24年 56.3 23.6 20.0 平成24年 46.8 25.2 28.0 平成23年 100 平成23年 526 平成23年 24.9 25.3 26.5 25.7 21.6 445 30.6 平成22年 平成22年 23.6 平成22年 26.8 10 B 25.3 240 55.8 20.7 116 28.5 20% 40% 60% ٥% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 資料:厚生労働省健康局「国民健康・栄養調査」 25%未満 25%以上30%未満 30%以上 (注) 脂肪エネルギー比率:脂肪からのエネルギー摂取割合 詳細データ⑦ 野菜類摂取量の平均値(20歳以上、性・年齢階級別) (g) 400 総数 350 (323.1)(307.1)300 (280.5) (284.2)(268.6) (246.8) (239.5) 250 (222.6)219.3 200 212.2 195.3 1957 190.6 166.4 176.9 150 1621 100 1030 50 85.1 94.9 88.4 73.2 69.8 78.0 60.5 0 经类 20-29歳 30-39歳 40-49歳 50-59歳 60-69歳 70-79歳以上 80歳以上 (g) 400 男性 350 (332.5)(304.3)(298.6) (288.3)300 (278.2)(258.9)(253.0)(232.9) 250 230.8 200 215.8 209 4 205.4 202.4 187.3 183.8 150 170.8 100 50 101.7 82.9 69.2 75.8 88.5 892 62 1 71.6 0 総数 20-29歳 30-39歳 40-49歳 50-59歳 60-69歳 70-79歳以上 80歳以上 (g) 400 女性 350 (314.4)(309.8)300 (273.6)(274.5)(260.7)(241.2)250 (223.2)(212.1)208.9 208.6 200 186.7 186.5 180.8 170.8 150 148.7 153.3 100 105.9 50 100.8 87.1 87.9 58.8 74.4 70.4 799 0 総数 20-29歳 30-39歳 40-49歳 50-59歳 60-69歳 70-79歳以上 80歳以上

資料:厚生労働省健康局「令和元年国民健康・栄養調査」

(注) ( ) 内は、「緑黄色野菜」および「その他の野菜(野菜類のうち緑黄色野菜以外)」摂取量の合計。

緑黄色野菜

その他の野菜

#### 詳細データ® 喫煙率の状況



諸外国の喫煙率 (%)										
国名	男性	女性								
日本	27.1	7.6								
ドイツ	22.3	15.3								
フランス	29.1	22.0								
オランダ	15.7	13.1								
イタリア	22.5	15.4								
イギリス	15.3	13.7								
カナダ	11.3	7.6								
アメリカ	10.3	8.6								
オーストラリア	12.4	10.0								
スウェーデン	10.2	8.7								

出典: OECD Health Statistics 2022

出典:平成14年までは「国民栄養調査」、平成15年からは「国民健康・栄養調査」 (注) 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙率の定義及び調査方法が異な るため、その単純比較は困難である。

### 循環器病対策

#### 概 要

#### 循環器病対策推准基本計画

#### 全体日標

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

#### 個別施策

循環器病: 脳卒中・心臓病その他の循環器病

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築

- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- 循環器病の発症予防及び重症化予防
- 子どもの頃からの国民への循環器病に関する正しい知識(循環器病の予防、発症早期の適切な対応、 重症化予防、後遺症等)の普及啓発の推進
- 循環器病に対する国民の認知度等の実能把握

#### 3 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明、新たな診断技術や治療法の 開発、リハビリテーション等に関する方法に資する 研究開発の推進
- 科学的根拠に基づいた政策を立案し、循環器病対策を効果的に進めるための研究の推進

- 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ②数争搬送休制の整備
- ③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- ④リハビリテーション等の取組
- ⑤循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑥循環器病の緩和ケア
- ⑦社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑧治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- ⑩循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

### 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 他の疾患等に係る対策との連携
- (3) 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策
- (4) 都道府県による計画の策定
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (6) 基本計画の評価・見直し

#### <循環器病の特徴と対策>

啓発・予防 (一次予防、二次予防、三次予防)

急性期

回復期~慢性期

生活期・維持期

#### 再発・合併症・重症化予防

#### 概 要

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

#### 趣旨

平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、 循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。

### 概要

#### T 基本理念

- ・ 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国 民の理解と関心を深めること
- 循環器病患者等に対する保健、医療(リハビリテーションを含む)、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
- 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

#### Ⅱ 法制上の措置

政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

#### Ⅲ 循環器病対策推進基本計画の策定等

・ 政府は「循環器病対策推進協議会」を設置し「循環器病対策推進基本計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行う。都道府県は「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努め、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行うよう努める。 など

#### Ⅳ 基本的施策

66

・ ①循環器病の予防等の推進、②循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、③医療機関の整備、④循環器病患者等の生活の質の維持向上、⑤保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、⑥保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、⑦情報の収集提供体制の整備、⑧研究の促進など

### 歯の健康対策

### 概

### 8020 (ハチマル・ニイマル) 運動

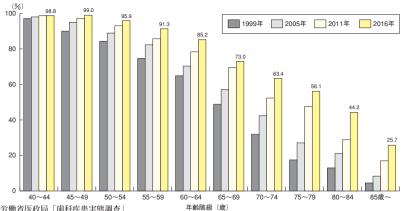
#### [8020運動の経緯]

[00207		-	
1989	(平成元)	年	成人歯科保健対策検討会中間報告において、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020(ハチマル・ニイマル)」運動が提唱される。
1991	( 3)	年	歯の衛生週間(6月4日~10日)の重点目標が「8020運動の推進」となる。
1992	( 4)	年	8020運動の普及啓発を図る「8020運動推進対策事業」が開始される。(~8年)
1993	( 5)	年	8020運動推進対策事業の円滑な推進を図る8020運動推進支援事業が開始される。(~9年)
1997	( 9)	年	市町村を実施主体とした歯科保健推進事業(メニュー事業)が開始される。
2000	( 12)	年	都道府県を実施主体とした「8020運動推進特別事業」が開始される。
2006	( 18)	年	「平成17年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が調査開始以来、初めて20%を超えた。
2011	( 23)	年	「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立。
2012	( 24)	年	「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が大臣告示。 8020運動の更なる推進等の取組について規定した「健康日本21(第二次)」が大臣告示。 「平成23年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が40%を超えた。
2013	( 25)	年	「歯の衛生週間」の名称が「歯と口の健康週間」に変更され、重点目標が「生きる力を支える歯科口腔保健の 推進〜生涯を通じた8020運動の新たな展開〜」となる。
2017	( 29)	年	「平成28年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が50%を超えた。
2018	( 30)	年	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価が取りまとめられた。

### [8020運動と「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「健康日本21 (第二次)」]

#### 詳細データ 自分の歯を20本以上もつ者の年齢階級別割合の推移

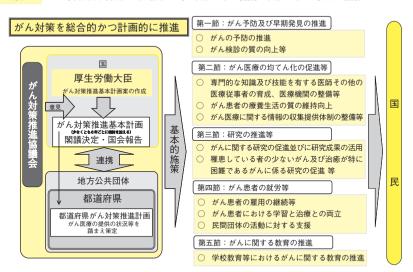
年齡	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85歳~
1999年	97.1%	90.0%	84.3%	74.6%	64.9%	48.8%	31.9%	17.5%	13.0%	4.5%
2005年	98.0	95.0	88.9	82.3	70.3	57.1	42.4	27.1	21.1	8.3
2011年	98.7	97.1	93.0	85.7	78.4	69.6	52.3	47.6	28.9	17.0
2016年	98.8	99.0	95.9	91.3	85.2	73.0	63.4	56.1	44.2	25.7



資料:厚生労働省医政局「歯科疾患実態調査」

## がん対策

概 要 がん対策基本法(平成18年法律第98号、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)



2

### 第4期がん対策推進基本計画(令和5年3月28日閣議決定)(概要)

### 第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標:「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。|

#### 「がん予防」分野の分野別目標 がんを知り、がんを予防すること がん検診による早期発見・早期治療を 促すことで、がん罹患率・がん死亡率 の減少を目指す

「がん医療」分野の分野別目標 適切な医療を受けられる体制を充実させるこ とで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・ 全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質 の向上を目指す

「がんとの共生」分野の分野別目標 がんになっても安心して生活し、尊厳を持っ て生きることのできる地域共生社会を実現する 全てのがん患者及びその家族等の瘡養 生活の質の向上を目指す

- がん予防 (1) がんの1次子院
- ①生活習慣について ②感染症対策について
- ② 欧米 正 対策について (2) がんの2次予防 (がん検診) ① 受診率向上対策について ② がん検診の精度管理等について
- ③科学的根拠に基づくがん検診の実 体について

#### がん医療

- (1) がん医療提供休制等
- ①医療提供体制の均でん化・集約化について
  ②がんゲノム医療について
- ③手術療法・放射線療法・薬物療法について ④チーム医療の推進について
- ⑤がんのリハビリテーションについて ⑥支持療法の推進について
- ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進に
- ⑧好孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策 (3) 小児がん及び軽治性がん対策 (4) 高齢者のがん対策 (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の
- 速やかな医療実装

#### がんとの共生

- (1) 相談支援及び情報提供
- (1) 1日談文張及び間(1) 1日談支援について(2)情報提供について
- (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・ 由老士摇
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策
- (3) がん思有寺の社会的な同 (サバイバーシップ支援) ①就労支援について
- ②アピアランスケアについて
- ③がん診断後の自殺対策について
- ④その他の社会的な問題について
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援 ①小児・AYA世代について
- ②高齢者について

#### 4 これらを支える基盤

- (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進 (2) 人材育成の強化
- (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- (4) がん登録の利活用の推進
- (5) 患者・市民参画の推進(6) デジタル化の推進

### 第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策 3. 都道府県による計画の策定
- 4. 国民の努力

- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 6 日標の達成状況の抑揚

  - 7 基本計画の目直1.

#### がん登録等の推進に関する法律の概要

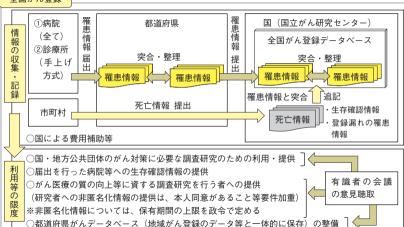
がん登録等(全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集)

- 「全国がん登録 | :国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに 記録し、保存すること
- ○「院内がん登録」:病院において、がん医療の状況を的確に把握するため、当該病院において行 われたがんの罹患 診療 転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- がん医療の質の向上等(がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進) 国民に対するがん。 がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

#### 基本理念

- ○全国がん登録では 広節な情報収集により 羅事 診療 転帰等の状況をできる限り正確に押握
- ○院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- ○がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- ○がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- ○がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



情報の保護等(情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。)

院内がん登録等の推進(院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備)

人材の育成(全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等)

#### がん登録等の情報の活用

- ○国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- ○医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- ○がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

# 詳細データ がんに関する統計

項目	現 状	出典
死亡数	[総数38万5,787人 (全死因に対し24.6%) [男性 22万3,285人] (全死因に対し27.9%) [女性 16万2,502人] (全死因に対し21.1%) →"日本人の4人に1人ががんで死亡"	人口動態統計 (令和4年概数)
罹患数	99万9,075例 (上皮内がんを含まない)   男性 56万6,460例  多い部位:①前立腺②大腸③胃④肺⑤肝臓   女性 43万2,607例  多い部位:①乳房②大腸③肺④胃⑤子宮	全国がん登録罹患数・率報告2019 (平成31年(令和元年))
生涯リスク	<mark>男性:65.5%、女性:51.2%</mark>   → "日本人の2人に1人ががんになる"	国立がんセンターがん対策情報センターによる 推計値(2019年データに基づく)
受療・患者	継続的な医療を受けていると推計される者は365.6万人 ・ 調査日に入院中と推計される者は11万2,900人 ・ 調査日に外来受診したと推計される者は18万2,200人	患者調査 (令和2年)
がん医療費	4兆1,252億円         ※ 医科診療医療費全体の13.4%	国民医療費 (令和2年度)

## アレルギー疾病対策

#### 枳 要

## アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月25日施行)

対象疾患: 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、 食物アレルギーなど

## 其木理今

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状としては他の疾患を定める予定はない。

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を善及・活田・発展させること。

## アレルギー疾患対策基本指針

- アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、 厚生労働大臣が基本指針を策定
  - ・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
  - ・アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びに アレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
  - ・アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する
  - ・アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
  - ・その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

## 厚生労働省

## アレルギー疾患対策推進協議会

- ・「アレルギー疾患対策基本指針」の策 定・変更に当たって意見を述べる
- ・委員は、厚生労働大臣が任命
  - (委員)
  - ・患者及びその代表者
  - ・アレルギー疾患医療に従事する者
    - ・学識経験のある者
    - ※ 協議会の組織及び運営に関し 必要な事項は、政令で規定

2

## 群校公理

#### 概 亜

## 肝炎対策基本法

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

# 肝炎対策を総合的に策定・実施

- 肝炎対策に関し、基本理念を定め、
- 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- 肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、

## 基本的施策

肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

## 予防・早期発見の推進

- 肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向ト 等

研究の推進

## 肝炎医療の均てん化の促進

- 医師その他の医療従事者の育成
- 医療機関の整備
- 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保

策定

・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり 肝炎患者の

人権尊重

差別解消 に配慮

## 肝炎対策基本指針策定

## 肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者

関係行政機関

## 設置 意見

資料提出等、

協議

要請

# 厚生労働大臣

## 肝炎対策 基本指針

- ●公表
- ●少なくとも5年 ごとに検討
- →必要に応じ、変更

## 肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上のた めの環境整備
- 重度肝硬変・肝がん 患者への支援

・学識経験のある者

## 肝炎対策基本指針の概要(平成23年5月16日策定 今和4年3月7日改正)

## 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

○「肝炎の完全な支服」を達成することで 肝硬変又は肝がん への移行者を減らすことを日煙とし、 肝がんのり患率をでき るだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。

## 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- ○新たた成染を予防するため 肝炎についての正しい知識を善 及することが必要であること。
- ○B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること。引き続きB 型肝炎ワクチンの定期接種 C型肝炎のインターフェロンフ リー治療等を推進していくこと。

## 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- ○全ての国民が少なくとも一回は旺炎ウイルス検査を受けるこ とが必要であることを周知すること。
- 受給者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して 肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進め
- ○健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、 医療保险者や事業主等の関係者の理解を得て その促進に取 り組むこと。

## 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- ○全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる よう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める 必要があること。
- ○受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する 取組を推進すること。
- ○働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者 等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要 があること。

## 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

○肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知 識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結び つけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。

## 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

○これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績 を総合的に評価 検証するとともに 肝炎対策を総合的に推 進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。

## 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関 する事項

○肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬 変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた。 肝炎 医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究 の推進、審査の迅速化等が必要であること。

## 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患 者等の人権の尊重に関する事項

○肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差 別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して 暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。

## 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- ○肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図 ること。
- ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状 況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策 について、検討を行うこと。
- ○国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議 のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促す こと。
- ○国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認する こと、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、 新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者 等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知 識を身につけ、適切な対応に努めること。

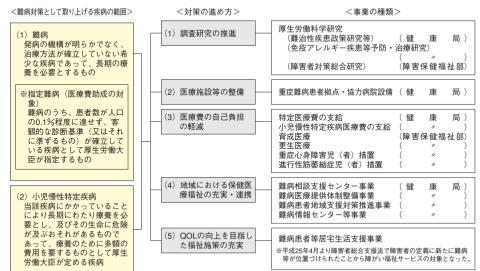
2

## 難病対策

## 概 要

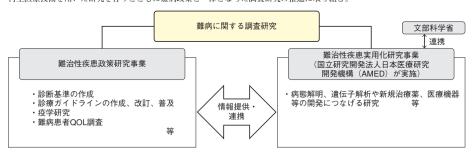
## 難病対策の概要

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づき各種の事業を推進している。



## 難治性疾患政策研究事業等

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに難病政策と一体となった調査研究の推進に取り組む。



# 詳細データ 指定難病

番号	病名	番号	病名	番号	病名
1 2	球脊髄性筋萎縮症 等素線性側肉硬化症	103 104	CFC症候群	205	脆弱X症候群関連疾患 脆弱X症候群 総動脈幹邊残症
3	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105	いて近厥性 コステロ症候群 チャージ症候群 クリオビリン関連周期熱症候群 若年性特発性関節炎 TIF受容体関連周期性症候群	206 207	総動脈幹遺残症
4	原発性側索硬化症	106	クリオビリン関連周期熱症候群	208	修正大血管転位症
5 6	進行性核上性麻痺 パーキンソン症	107	若年性特発性関節炎 TNEAの休閒浦田期性症候群	209 210	完全大血管転位症 単心宏症
7	大脳皮質基底核変性症 ハンチントン病 神経有棘赤血球症	109	非典型溶血性尿毒症症候群	211	左心低形成症候群
8	ハンチントン病	110	ブラウ症候群	212	三尖弁閉鎖症
9	神経有棘赤血球症 シャルコー・マリー・トゥース病	111	等異素を強性機能が出版を終 等異素を強性機能を使用 先天性まパチー マリネスコ・シェーゲレン症候群 第ジストロフィー性まゲーニ症候群 選びは即時四肢原維 等がストロフィー性をオーニ症候群 選びとのアイー性をデーニ症候群 選びとのアイー性をデーニ症候群 選びとのアイーをデーニ症候群 がアインスになり がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
11	ラマルコー・マリー・トリースM 重症筋無力症	112	格ジストロフィー	214 215 216 217	クミヤ南大俣を仕り加製旅材製在 ファロー四徴症
12	先天性筋無力症候群	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	216	両大血管右室起始症
13	・ アルコー・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ	115	遺伝性周期性四肢麻痺	217	エプスタイン病
14 15	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー 計 3 体路炎	- 116 117	アトヒー性脊髄炎 	218	アルホート征候群 ギャロウェイ・エワト症候群
16 17	対人体筋炎 クロウ・深瀬症候群 多系統萎縮症 発験は原始性を(名音 特帯的体を発く)	118	脊髄髄膜瘤	219 220 221 222	急速進行性糸球体腎炎
	多系統萎縮症	119	アイザックス症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
18 19	多系技委権度 等額小阪の性症(多系技委権症を除く。) ライソンーム病 副腎白質シストロフィー ミトコンドリア病 もやもや病 一面会社後化社全版炎 実行を多数性白質経症 HTV:「関連幹糖症 精発性医療体育が存在	120	遺伝性ジストニア	222	一次性ネフローゼ症候群
20	副腎白質ジストロフィー	122	脳表へモジデリン沈着症	223 224	- 次は除は福油はボルド目火 紫斑病性腎炎
21	ミトコンドリア病	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	225	先天性腎性尿崩症
22 23 24	もやもや柄 プロオン病	124 125 126	皮質ト梗塞と日質脳症を伴う常染色体慢性脳動脈症 内質下極寒と白質脳症を伴う党込み体傷性脳動脈症	226 227 228 229 230	間質性膀胱炎(ハンナ型)   オスラー症
24	亜急性硬化性全脳炎 	126	ペリー症候群	228	閉塞性細気管支炎
25 26	進行性多巣性白質脳症	127 128	前頭側頭葉変性症	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
26 27	HTLV-1関連脊髄症 社会研制体技工成化学	128	ヒッカースタッフ脳幹脳炎 一切機能を持つ (一切機) 各种収存	230	肺胞は換気症候群 - 1 マンチトロプシンタモウ
28	全身性アミロイドーシス	130	先天件無痛無汗症	232	カーニー複合
29	研じて 関連 特別 を できない できない できない できない できない できない できない できない	131	アレキサンダー病	233	ウォルフラム症候群
29 30 31	遠位型ミオパチー	132	先天性核上性球麻痺 メビウス症候群	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
32	・ハヘレムミュハナー 自己貪食空胞性ミオパチー	133	ヘヒソヘルIK研 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	233 234 235 236 237 238	<u> </u>
32 33	シュワルツ・ヤンベル症候群	135	アイカルディ症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
34	神経線維腫症	136	片側巨脳症	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
35 36	ベスレムミオバチー 自己資金の配性ミオバチー シュワルツ・ヤンベル症候群 神経線維護症 天宿蓮 天皮水疱症 腰痛性乾癬 (沿条型) スティーヴンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮球死症 本交熱療薬	137 138	スリー産を製 前面側遮塞変性症 ビルス・クラフ 国経験炎 症撃運性症(二种性) 急性脈症 先天性療傷無汗症 アレキウシダー病 天天性丸上性は麻痺 メビウス症候群 イビウルディ症候群 アイカルディ症候群 ド側巨縁症 展向性を質異形成 神経細胞形成異常症/ 伊経細胞形成異常症/ 原向性質異形成 神経細胞形成異常症/ 下大性丸脈白質形成不全症 大天性丸脈白質形成不全症 大子な原体と伴う内側面離 海馬便化を伴う内側面離 第一次のためん ミオクロニーケ内棒でんかん	240	原設人に後付的場外地 最近人は一般性の場外地 が多大血管転位度 を大血管転位度 生人生産性 生人生産性 生人生産性 生人生産性 生人生産性 生の電中個欠損を件力ない肺動脈閉鎖症 の電中個欠損を件力ない肺動脈閉鎖症 の電中個欠損を件力ない肺動脈閉鎖症 の電中個欠損を件力ない肺動脈閉鎖症 の電中個欠損を件力を の電中個欠損を件力を の電中個欠損を件力能動脈閉鎖症 アカーアルイ・モフト症候群 多速操行性系が複繁 メーロウェイ・モフト症候群 タンスイン・モの経験 ・アルスイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
37	膿疱性乾癬(汎発型)	139	先天性大脳白質形成不全症	241	高チロシン血症1型
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	140	ドラベ症候群	242	高チロシン血症2型
39 40	中毒性表及壞化症	141 142	海馬硬化を伴う内側側頭葉でんかん ミオクロニーを納てんかん	243 244 245	高チロシン血症3型 メープルシロップ尿症
41	巨細胞性動脈炎	143	まオクロニー及神でんかん ミオクロニー股力発作を伴うてんかん レノックス・ガストー症候群 ウエスト症候群	245	プロピオン酸血症
42 43	結節性多発動脈炎	144 145	レノックス・ガストー症候群	246	メチルマロン酸血症
43	スート では、	145	ウエスト産機群 早期ミオワロニー脳症 早期ミオワロニー脳症 最近性性点点性を伴う乳児でんかん 片間度壁・片麻痺・でんかん症候群 環状の健康が住産機群 野スムッセン脳炎 PODH1可能性接触 最近期間か分性重視型急性脳炎 (後級膨脹別が世帯に減るです。てんかん性脳症 シレット監候群 レット監候群 スタージ・フェーバー症候群 超間便化症	246 247 248	イソ吉草酸血症
45	タ光皿官グは内牙健症 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	147	- スロボ症 医肝 早期ミオクロニー 脳症	249	グルタル酸血症で型 グルタル酸血症で型 グルタル酸血症で型 反素サイクル異常症 リジン尿性蛋白不耐症
46	悪性関節リウマチ	148	遊走性焦点発作を伴う乳児でんかん	250	グルタル酸血症2型
47	バージャー病	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260	
48		150	現仏20曾宋巴隆征挟杆 ラスムッセン脳炎	252	
49 50	皮膚筋炎/多発性筋炎	151 152	PCDH19関連症候群	254	先天性葉酸吸収不全 ボルフィリン症
51	全身性強皮症	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
52 53	正言性結合組織的 シェーグレン症候群	154 155	「休放雎既則持続性粿休液を示すくんかん性脳症 ランドウ・クレフナー症候群	256	助坐棚原内 肝型糖原病
54	成人スチル病	156	レット症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
54 55 56 57	再発性多発軟骨炎	156 157 158	スタージ・ウェーバー症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
57	特条件拡張型心筋症	159	和即注號10年 色素件數皮症	261	タンジール病
58 59	肥大型心筋症	160	福町性単化症 免素性数を産 先天性動物 類天疱痕(後天性表皮水疱症を含む。) 特発性後天性会身性無汗症 眼皮膚白皮症 肥厚性児療骨膜症 弾性線性低性黄色腫 フルフラン成体器	262 263 264	原発性高カイロミクロン血症
59	拘束型心筋症	161	家族性良性慢性天疱瘡	263	脳腱黄色腫症
60 61		162 163	対大他組(核大性衣反小他性を含む。) 特発性後天性全身性無汗症	265	無 B リホタンハソ 血症 脂肪萎縮症
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	164	眼皮膚白皮症	266 267	家族性地中海熱
63 64	特発性血小板減少性紫斑病	165 166	肥厚性皮膚骨膜症	267 268	高lgD症候群
65	<u> </u>	167	プロログラン (中) 1 日本 (中)	269	<ul><li>・中保・四行症医研</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
66	IgA 腎症	168	エーラス・ダンロス症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
67	特発性接接型心筋症 把大型心筋症 拘束型心筋症 拘束型心筋症 用生不良性質血 自己免性活血性質血 発作性使用・モジロビン尿症 特別性血小性減少性衰退病 原発性炎心不全症候群 の多発性養殖 質質の基準化症 佐羅初春化症 広範科性療好療症 が最初春化症 広範科性療好療症	169	坪性経療性級性原因 エーフス・ダンロス症候群 エーフス・ダンロス症候群 オクシビグル・ホーン症候群 ブイルンン病 - ゼ症 収入エスティー ・	269 270 271 272 273 274	ボルフィリン座 接合カルボキシラーセ欠損症 粉型物腫疾病 ガラカトース・1・リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 ンラスフェラールの血症 シシラール間 原発性高カイロミクロシ血症 脈質免腫症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 無力を減少の血症 が関する性を が関する性を が関する性を が関する性を が関する性を が関する性を が関する性を が関する性を が関する性を カが異常を伴う先天性側弯症 タナトフェリンで骨裏形成症 カが異常を伴う先天性側弯症 タナトフェリンで音が、「側部に随ぬがまん性病変」 シンや強症に シン・ので強症が、「側部に動成する人性病変」 シンドを は、性性を は、性性を は、性性を は、性性を は、性性を を カが異常を伴う先天性側弯症 タナトフェリンで骨裏形成症 カが異常を伴う先天性側弯症 タナトフェリンで音が、「側部に随ぬがまん性病変」 シンドを は、性性を は、性性を を は、性性を を は、性性を は、性性を は、性性を は、性性を は、性性を は、して、 のが、 のが、 が、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、
68 69	後縦靱帯骨化症	170 171	ウィルソン病	273	助骨異常を伴う先天性側弯症
70	広範脊柱管狭窄症	172	低ホスファターゼ症	274	骨形成不全症
71	特発性大腿骨頭壊死症 下垂体性ADH会議異常症	173	VAI LH征候群 取酒・ハコラ宗		タナトノオリック骨異形成症 軟骨無形成症
72 73 74	下垂体性TSH分泌亢進症	174 175 176	ウィーバー症候群	276 277 278	リンパ管腫症/ゴーハム病
74	下垂体性PRL分泌亢進症	176	コフィン・ローリー症候群	278	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
75 76	公会社工会社会議会 ・ 一年 (1987年) 1987年   1988年   1988	177 178	WATERE協権 形領・ハスラ ウィーバー症候群 ジュベール症候群間減速患 モフット・ウィルソン症候群 ウィリアムズ症候群 カインン症候群 フルールで強く アベール症候群 ファインアー症候群 ファインアー症候群 ファインアー症候群 ファインアー症候群 ファインアー症候群 ファイン・シリス症候群 コフィン・シリス症候群 コスムンド・トムソン症候群 国本のどの性が 関係性の 関係性の	279 280	<ul><li>巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)</li><li>巨大動酶脈奇形(頚部筋布マけ四時病炎)</li></ul>
l 77 l	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	179	ウィリアムズ症候群	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
78 79	下垂体前葉機能低下症	180 181	ATR-X症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血
79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体) 田状胎 キルエンス広告	181 182	クルーソン症候群 アペール 中紀野	283 284	後大性赤芽球撈 ガイフエンド・ブラックファン会血
80 81	先天性副腎皮質酵素欠損症	182	ファイファー症候群	285	ファンコニ貧血
82	先天性副腎低形成症	184	アントレー・ビクスラー症候群	286	ファンコ三寅血 遠位性鉄芽球性質血 エブスタイン症候群 自己免疫性出典が出 クロンカイト・カナダ症候群 非特異性多発性/筋潰瘍症 ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型) 総排泄診過疾 長天性横隔膜ヘルニア 乳幼児肝巨大血管腫 胆固閉線症 胆固閉線症
83	アンソン病 サルコイドーショ	185	コノイン・シリス症候群	287	エフスタイン征候群 白戸各歩性中面探YIII
84 85	特発性間質性肺炎	186 187	歌舞伎症候群	288	クロンカイト・カナダ症候群
85 86	肺動脈性肺高血圧症	187 188	多脾症候群	289 290 291 292 293	非特異性多発性小腸潰瘍症
87	师静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 個性 内分室分性時度内压度	189	無理症候群	291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
88 89	リンパ脈管筋腫症	190 191	ウェルナー症候群	293	※排泄腔遺残
90	網膜色素変性症	192	無性無 体性	294	先天性横隔膜ヘルニア
91	バッド・キアリ症候群	193	プラダー・ウィリ症候群	295	乳幼児肝巨大血管腫
92 93	存完性鬥脈上几進症 原発性胆汁性肝硬変	194 195	ントA征候群 ヌーナン症候群	296	胆道闭鎖征 アラジール症候群
94	原発性硬化性胆管炎	196	ヤング・シンプソン症候群	296 297 298	胆道閉鎖症 アラジール症候群 遺伝性膵炎
95 96	自己免疫性肝炎	197	1p36欠失症候群	299 300	<b>嚢胞性線維症</b>
96	リンパ繁帝医療症 明慶名素学住在 バッド・キアリ症検罪 特発性門限下追症 原発性便性犯音楽 自己免疫性肝炎 フローン病 消療性大腸炎 慢性は発性色性服音楽 慢性は発性色性関節薬 慢性は発性色性関節薬 慢性対発性色性関節薬症 した膀胱炎の対路腸脂管臓和一全症 服管神経節細胞僅少症 ルビンシュタイン・テイビ症検群	198	ブラダー・ウィリ症候群 ソトス症候群 ヌーナン症候群 メーナン症候群 1036欠失症候群 1036欠失症候群 50欠失症候群 第14英心色体が動性ダイソミー症候群	300	源位性辞文 重性接触症 均54例達成患 黄斑ジストロフィー レーベル遺伝性視軽症 アッシャー症候群 若年発症型両側性唇音難時 遅発性内リンバト臓 好能球性副鼻腔炎
97 98	好酸球性消化管疾患 2.	199 200		301 302	レーベル遺伝性視神経症
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	201 202	アンジェルマン症候群	303	アッシャー症候群
100	巨大膀胱短小結腸腸管蝟動不全症 	202	アンジェルマン症候群 スミス・マギニス症候群 22q11.2欠失症候群	304 305	右半発症型両側性感音難聴
102	勝言性経即和心理之征 ルビンシュタイン・テイビ症候群	203	エマヌエル症候群	306	好酸球性副鼻腔炎

# 詳細データ 指定難病

-	
番号	病名
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスでんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β―ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L一アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

## 感染症対策

## 概 要

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の概要

(平成10年9月28日成立、平成11年4月1日施行)

## 感染症の発生・拡大に備えた事前対応型行政の構築



- 感染症発生動向調査体制の整備・確立
- 国、都道府県における総合的な取組みの推進

(関係各方面の連携を図るため、国が感染症予防の基本指針、都道府県等が予防計画を予め策定、公表)



○ インフルエンザ、性感染症、エイズ、結核、麻しん、風しん、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の策定 (特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、国が原因の究明、発生の予防、まん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携に関する指針を策定、公表)

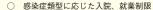
## 感染症類型と医療体制



感染症類型	主な対応	医療体制	医療費負担
		第1種協定指定医療機関 [都道府県知事が指定医療機関を締結](令和6年4月施行)	
新感染症	入院・宿泊・自宅療養	第2種協定指定医療機関	
		[都道府県知事が指定医療機関を締結 外来医療等を担当](令和6年4月施行)	A 11 N 16 / 18 1
		特定感染症指定医療機関	全額公費(医療
		(国が指定、全国に数か所)	保険の適用なし)
1 類感染症(ペスト、エボラ出		第1種感染症指定医療機関	医療保険適用残
血熱、南米出血熱等)	入院	[都道府県知事が指定。各都道府県に1か所]	額は公費で負担
2 類感染症(特定鳥インフルエ	7100	第2種感染症指定医療機関	(入院について)
ンザ、結核、MERS等)		[都道府県知事が指定。各2次医療圏に1か所]	
3 類感染症(コレラ、腸管出血性	特定業務への就業制限		
大腸菌感染症等)	137671777		
4 類感染症(鳥インフルエンザ			
(特定鳥インフルエンザを除く)、	消毒等の対物措置		
ジカウイルス感染症等)		一般の医療機関	医療保険適用、
5 類感染症(インフルエンザ(鳥インフル		724	(自己負担あり)
エンザ及び新型インフルエンザ等感染			
症を除く)、エイズ、ウイルス性肝炎	発生動向の把握・提供		
(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、新型コ			
ロナウイルス感染症 (COVID-19) 等)			
新型インフルエンザ等感染症(新型		特定感染症指定医療機関・第1種感染症指定医療	医療保険適用残
インフルエンザ、新型コロナウイル	※新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)については、宿泊	機関・第2種感染症指定医療機関※	額は公費で負担
ス感染症等(COVID-19を除く))	療養・自宅療養による対応も可。	1成因 勿至生於不足自足區保護因常	(入院について)

<sup>\*\*</sup> 1~3類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても、「指定感染症」として、政令で指定し、原則1年限りで1~3類の感染症に準じた対応を行う。第1種協定指定医療機関、第2種協定指定医療機関

## 患者等の人権を尊重した入院手続の整備







- 都道府県知事(保健所長)による72時間を限度とする入院
- 保健所に設置する感染症の診査に関する協議会の意見を聴いた上での10日(結核については30日)ごとの入院
- 都道府県知事に対する、入院時の処遇についての苦情の申出
- 30日を超える長期入院患者からの行政不服審査請求に対し、5日以内に裁決を行う手続の特例を規定
- 緊急時に、国の責任において患者の入院等について都道府県等に対し必要な指示を行う

## 感染症のまん延防止に資する必要十分な消毒等の措置の整備



- 1~4類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のための消毒等の措置
- 1類感染症のまん延防止のための建物に対する立入制限等の措置
- 緊急時に、国の責任において消毒等の措置について都道府県等に対し必要な指示を行う

## 動物由来感染症対策の整備



- サルの輸入埜止及び輸入格疫制度
- ハクビシン、コウモリ、ヤワゲネズミ、プレーリードッグ等の輸入禁止
- 獣医師の届出対象となる感染症としてエボラ出血熱等11疾病を指定
- 哺乳類、鳥類、げっ歯目又はうさぎ目に属する動物等を輸入する者は厚生労働大臣(検疫所)に輸出国政府機関が発行する衛生証明書を添付の上、必要事項を届け出なければならないこととする「動物の輸入届出制度」

## 病原体等の所持等の規制の整備



- ○1~4種病原体等の分類に応じた、所持等の禁止、許可、届出、施設等の基準の遵守による規制
- ○病原体等の分類に応じた施設等の基準の設定
- ○感染症発生予防規程の整備、病原体等取扱主任者の選任、教育訓練の実施、運搬の届出等の所持者等の義務
- ○病原体等取扱施設への立入検査、滅菌譲渡の方法の変更等の措置を命じること等厚生労働大臣等が当該施設等 を監督

## 新型コロナ対策を踏まえた新型インフルエンザ等感染症等対策の整備

- ○入院等の措置を実施するとともに、政令により1類感染症相当の措置も可能とする
- ○威染したおそれのある者に対する健康状況報告要請・外出自粛要請
- ○発生及び実施する措置等に関する情報の公表
- ○都道府県知事からの経過の報告
- ○都道府県知事と検疫所長との連携強化
- ○国・地方自治体間の情報連携の強化
- ○都道府県連携協議会での協議、情報基盤の整備、一般市町村との協力(令和6年4月施行、一部令和5年4月施行)
- ○都道府県知事による入院等に関する総合調整
- ○都道府県等と医療機関、検査機関、宿泊施設の間で医療・検査・宿泊施設等に関する協定を締結(今和6年4月施行)
- 〇公立・公的医療機関等に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付け(令和6年4月施行)
- ○自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保(令和6年4月施行)
- ○緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行うことで感染症対策物資等を確保(令和6年4月施行)

## 予防接種

## 概 要

## 定期の予防接種の対象疾病及び対象者

疾 病	予防接種対象者
ジフテリア	1 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
百日せき	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
急性灰白髓炎	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
麻 し ん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に違する日の1年前の 日から当該始期に違する日の前日までの間にある者
風 し ん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に違する日の1年前の 日から当該始期に違する日の前日までの間にある者
日 本 脳 炎	1 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者
破 傷 風	<ul><li>1 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者</li><li>2 11歳以上13歳未満の者</li></ul>
結 核	1歳に至るまでの間にある者
Hib 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症 (小児がかかる ものに限る。)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
水 痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者
ヒトパピローマ ウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日ま での間にある女子
ロタウイルス感染症	1価:生後6週から生後24週に至るまで 5価:生後6週から生後32週に至るまで
インフルエンザ	1 65歳以上の者 2 60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器等に障害がある者
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかる ものに限る。)	1 65歳の者 2 60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器等に障害がある者

- ※1 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性について、令和7年3月31日までの間、風しんの定期の予防接種が可能。
- ※2 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方について、20歳未満までの間、日本脳炎の定期の予防接種が可能。
- ※3 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女性について、令和7年3月31日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種が可能。

## 詳細データ

## 予防接種健康被害救済制度の給付の種類と額(5.4.1 現在)

	A類疾病の定期 B類疾病の			B類疾病の定期接種					
種 類	対象者	給付の内容及び支給額		種 類	対象者	給付の内容及び	「支給額		
医療費	予防接種を受けたことによる疾 病について医療を受ける者	健康保険の例により算定した額のうち 担相当額	ち自己負	医療費	予防接種を受けたことによる疾 病について医療を受ける者	健康保険の例により算定し 担相当額	,た額のうち自己負		
医療手当	医療費に同じ	入院 1か月のうち8日未満(月額) 35 通院 1か月のうち3日以上(月額) 37 通院 1か月のうち3日未満(月額) 35	7,800円 5,800円 7,800円 5,800円 7,800円	医療手当	医療費に同じ	入院 1か月のうち8日以上 入院 1か月のうち8日未満 通院 1か月のうち3日以上 通院 1か月のうち3日未満 同一月入通院	(月額) 35,800円 (月額) 37,800円		
障害児 養育年金	予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳 未満の者を養育する者	1級 (年額)1,617 (介護加算額) (年額)(846 2級 (年額)1,293 (介護加算額) (年額)564	6,200円)	障害年金	予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者	1級	(年額)2,875,200円 (年額)2,299,200円		
障害年金	予防接種による障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者	1級 (年額)5,175 (介護加算額) (年額)(846 2級 (年額)4,138 (介護加算額) (年額)(564	6,200円) 88,800円 4,200円)	遺族年金	予防接種により死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。(支給は、10年間を限度とする。)		(年額)2,514,000円		
		3級 (年額)3,104	04,400円	遺族一時金	予防接種により死亡した者が生 計維持者でない場合、その遺族		7,542,000円		
死亡一時金	予防接種による疾病により死亡 した者の遺族	45,300	0,000円		に対して支給する。		_		
葬祭料	予防接種による疾病により死亡 した者の葬祭を行う者	212	2,000円	葬祭料	予防接種による疾病により死亡 した者の葬祭を行う者		212,000円		

- ※ B類疾病の医療費及び医療手当について給付の対象となる医療は、病院又は診療所への入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療とする。
- ※ B類疾病による健康被害の請求の期限
  - 注) 1. 医療費の請求の期限は、対象となる費用の支払いが行われた時から5年とする。
    - 2. 医療手当の請求の期限は、請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年とする。
    - 3. 遺族年金及び遺族一時金の請求の期限は、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる 疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給があった場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場 合には、その死亡の時から5年とする。

(2)

## 結核対策

## 概 要

## 結核予防対策の概要

- 入 院 勧 告 ---- 結核患者に対する入院勧告

- 接触者健康診断 ―― 結核患者の接触者に対する健康診断 エ. 発生予防・まん延防止 ―― 就 業 制 限 ―― 結核患者に対する就業制限
- オ・医療 入院 医療 入院勧告・措置に係る結核患者の医療療養費 通院 医療 通院に係る結核患者の医療費費

## 詳細データ① 結核新登録患者数、罹患率、死亡数の推移

年 次	新登録患者数	罹患率	死亡数	死亡率
	(人)	(人口10万対)	(人)	(人口10万対)
1960 (昭和35) 年	489,715	524.2	31,959	34.2
65 ( 40)	304,556	309.9	22,366	22.8
70 ( 45)	178,940	172.3	15,899	15.4
75 ( 50)	108,088	96.6	10,567	9.5
80 ( 55)	70,916	60.7	6,439	5.5
85 ( 60)	58,567	48.4	4,692	3.9
90 (平成 2)	51,821	41.9	3,664	3.0
95 ( 7)	43,078	34.3	3,178	2.6
99 ( 11)	43,818	34.6	2,935	2.3
2000 ( 12)	39,384	31.0	2,656	2.1
01 ( 13)	35,489	27.9	2,491	2.0
02 ( 14)	32,828	25.8	2,317	1.8
03 ( 15)	31,638	24.8	2,337	1.9
04 ( 16)	29,736	23.3	2,330	1.8
05 ( 17)	28,319	22.2	2,296	1.8
06 ( 18)	26,384	20.6	2,269	1.8
07 ( 19)	25,311	19.8	2,194	1.7
08 ( 20)	24,760	19.4	2,220	1.8
09 ( 21)	24,170	19.0	2,159	1.7
10 ( 22)	23,261	18.2	2,129	1.7
11 ( 23)	22,681	17.7	2,166	1.7
12 ( 24)	21,283	16.7	2,110	1.7
13 ( 25)	20,495	16.1	2,087	1.7
14 ( 26)	19,615	15.4	2,100	1.7
15 ( 27)	18,280	14.4	1,956	1.6
16 ( 28)	17,625	13.9	1,893	1.5
17 ( 29)	16,789	13.3	2,306	1.9
18 ( 30)	15,590	12.3	2,204	1.8
19 (令和元)	14,460	11.5	2,087	1.7
20 ( 2)	12,739	10.1	1,909	1.5
21 ( 3)	11,519	9.2	1,845	1.5
22 ( 4)			*1,664	*1.4

資料: <新登録患者数·罹患率>厚生労働省健康局「結核登録者情報調査年報集計結果」

<死亡数·死亡率>厚生労働省政策統括官付人口動態·保健社会統計室「人口動態統計」

- (注) 1. 平成10年以降のデータについては、非定型抗酸菌陽性を除く数値である。
  - 2. 2017 (平成29) 年以降の死亡数及び死亡率の増は、死因分類等の改正による影響が含まれる。
  - 3. \*印は概数である。

#### 詳細データ② 日本国内における結核罹患率(令和3年末現在)

	都道府県名	罹患率
罹患率の低い都道府県	山 梨 県 田 米 手 県 県 県 県 県 県	4.3 4.9 5.1 5.1 5.6
罹患率の高い都道府県	長 大 徳 島 県 府 県 県 県 果 果 果	13.5 13.3 12.9 11.9 11.7

#### 詳細データ③ 結核罹患率の国際比較

国 名	罹患率
アメリカ	2.4
カナダ	5.9
スウェーデン	3.6
オーストラリア	7.3
オランダ	4.1
デンマーク	4.9
フランス	8.2
イギリス	6.9
日 本	9.2

資料: WHO's global tuberculosis database ※データの年次は日本を除き2020年のものである。

2

## エイズ対策

概 亜 エイズ対策の概要 予防及びまん延の防止原因の究明・発生の エイズ発生動向調査 血液凝固異常症実態調查事業 2 3 HIV感染者等保健福祉相談事業 エイズに関する教育・研修 1 5 保健所等におけるHIV検査・相談事業 性感染症検査モデル事業 6 エイズ治療のための個室病室等の整備 6 医療提供体制確保 医 エイズ治療拠点病院に対する医療機器等の整備 7 血灰病患者等治療研究 2 療 地方ブロックの拠点病院整備促進事業 3 8 中核拠点病院連絡調整員養成事業 0 提 4 HIV診療医師情報網支援事業 9 在宅医療・介護の環境整備事業 從 5 歯科医療関係者感染症予防講習 研究開発の エイズ対策政策研究 6 共同利用型高額研究機器整備 1 エイズ対策実用化研究 2 3 エイズ発症予防に資するための血液製剤 によるHIV感染者の調査研究事業 4 エイズ・結核合併症に関する研究事業 推 エイズ研究センター運営 進 5 I 国連合同エイズ計画への拠出 1 2 エイズ国際協力計画推進検討事業 際的 エイズ国際会議研究者等派遣事業 的な連携 ズ 対 策 及び教育・関係機関と の新たな連携 「世界エイズデー」啓発普及事業 1 啓発普及 (パンフレットの配布等) 2 エイズ対策評価検討 3 4 エイズ予防情報センター事業 5 青少年エイズ対策事業 NGO等への支援事業 6 エイズ対策促進事業都道府県等による ・エイズ対策推進協議会等の設置・運営事業 ・エイズ対策推進に係る研修・人材養成事業 ・地域のエイズ対策に係る啓発普及活動事業 ・エイズ治療拠点病院等ケア促進事業 医療研究センター運営独立行政法人国立国際 ・エイズ医療治験研究

#### 詳細データ① HIV感染者及びAIDS患者の国籍、性別推移

診断区分	国籍	性別	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
HIV	日本	男	0	0	34	15	35	27	52	108	102	134	147	189	234	261	379	336	475	481	525	636
1	144	女	o	ol	11	4	18	10	17	16	22	32	19	41	34	36	45	32	50	40	32	44
		計	0	0	45	19	53	37	69	124	124	166	166	230	268	297	424	368	525	521	557	680
	外国	男	0	0	10	4	21	11	26	45	33	37	47	65	49	58	39	53	59	55	48	62
	716	女	0	ol	0	0	6	18	105	273	120	95	64	81	80	67	67	41	37	38	35	38
		計	0	0	10	4	27	29	131	318	153	132	111	146	129	125	106	94	96	93	83	100
	승計		0	0	55	23	80	66	200	442	277	298	277	376	397	422	530	462	621	614	640	780
AIDS	日本	男	5	3	6	9	15	18	24	36	53	91	108	156	170	158	212	239	221	232	252	290
		女	ō	ō	3	2	2	3	0	1	5	9	11	15	12	10	12	21	24	20	19	19
		計	5	3	9	11	17	21	24	37	58	100	119	171	182	168	224	260	245	252	271	309
	外国	男	1	2	3	3	4	10	14	13	19	28	33	45	39	42	46	41	61	36	39	54
		女	0	0	2	0	0	0	0	1	9	8	17	18	29	21	31	28	26	20	26	22
		計	1	2	5	3	4	10	14	14	28	36	50	63	68	63	77	69	87	56	65	76
	승計		6	5	14	14	21	31	38	51	86	136	169	234	250	231	301	329	332	308	336	385
診断区分	国籍	性別	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計	合計の%	
HIV	日本	男	709	787	931	999	894	956	923	889	963	959	860	857	802	768	741	598	614	18,420	79.3	
		女	32	49	38	34	38	41	42	31	33	35	38	28	22	32	29	21	10	1,056	4.5	
		計	741	836	969	1,033	932	997	965	920	996	994	898	885	824	800	770	619	624	19,476	83.8	
	外国	男	60	76	76	60	71	59	71	65	97	82	88	108	136	121	116	114	98	2,220	9.6	
		女	31	40	37	33	18	19	20	17	13	15	20	18	16	19	17	17	20	1,535	6.6	
		計	91	116	113	93	89	78	91	82	110	97	108	126	152	140	133	131	118	3,755	16.2	
	슴計		832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	1,002	1,106	1,091	1,006	1,011	976	940	903	750		23,231	100.0	
AIDS	日本	男	291	335	343	359	386	421	419	387	438	409	379	376	348	328	281	282	260		80.9	
		女	11	20	22	19	15	15	16	18	11	13	11	18	21	15	9	10	3	435	4.2	
		計	302	355	365	378	401	436	435	405	449	422	390	394	369	343	290	292	263	8,775	85.1	
	外国	男	49	33	34	32	21	29	21	31	28	26	30	39	27	25	37	46	40	1,081	10.5	
		女	16	18	19	21	9	4	17	11	7	7	8	4	17	9	6	7	12	450	4.4	
		計	65	51	53	53	30	33	38	42	35	33	38	43	44	34	43	53	52	1,531	14.9	
	슴計		367	406	418	431	431	469	473	447	484	455	428	437	413	377	333	345	315	10,306	100.0	

資料:厚生労働省エイズ動向委員会「令和3 (2021) 年エイズ発生動向年報」 (注) 凝固因子製剤による感染者・患者を除く。

## 詳細データ② 世界のエイズ患者の状況(2021年末現在、UNAIDS報告)

				1	
地域		HIV感染者数	新規HIV感染者数	成人HIV陽性率	AIDSによる死亡者数
上巴邦		(成人・子供)	(成人・子供)	(%)	(成人・子供)
	2021年	600万 [4,900,000-7,200,000]	26万 [190,000-360,000]	0.2 [0.2-0.2]	14万 [99,000-210,000]
アジア・太平洋	<b>—</b>	49075	32万	0.2	28万
	2010年	[3,900,000-6,400,000]	[240,000-450,000]	[0.2-0.3]	[170,000-460,000]
* ******	2021年	2,060万 [18,900,000-23,000,000]	67万 [530,000-900,000]	6.2 [5.5-6.9]	28万 [230,000-360,000]
東・南アフリカ	2010年	1,680万 [15,000,000-18,900,000]	120万 [940,000-1,400,000]	7.5 [6.5-8.5]	66万 [510,000-870,000]
東欧・中央アジア	2021年	180万 [1,700,000-2,000,000]	16万 [130,000-180,000]	1.1 [1-1.2]	44,000 [36,000-53,000]
米欧・中大アファ	2010年	89万 [810,000-970,000]	10万 [94,000-110,000]	0.5 [0.5-0.5]	34,000 [25,000-41,000]
ラテンアメリカ	2021年	220万 [1,500,000-2,800,000]	11万 [68,000-150,000]	0.5 [0.3-0.6]	29,000 [18,000-42,000]
	2010年	150万 [1,100,000-1,800,000]	10万 [78,000-130,000]	0.4 [0.3-0.5]	42,000 [29,000-58,000]
カリブ海沿岸	2021年	33万 [290,000-380,000]	14,000 [9,500-18,000]	1.2 [1-1.3]	5,700 [4,200-7,600]
ガリノ海河圧	2010年	30万 [250,000-390,000]	19,000 [14,000-31,000]	1.2 [1.0-1.7]	13,000 [9,300-22,000]
中東・北アフリカ	2021年	18万 [150,000-210,000]	14,000 [11,000-18,000]	<0.1 [<0.1-<0.1]	5,100 [3,900-6,900]
中来・北アフリカ	2010年	18万 [120,000-250,000]	16,000 [9,000-27,000]	<0.1 [<0.1-0.1]	8,800 [5,800-13,000]
西・中央アフリカ	2021年	500万 [4,500,000-5,600,000]	19万 [140,000-270,000]	1.3 [1.1-1.4]	14万 [110,000-170,000]
四・中大アプリガ	2010年	600万 [4,400,000-8,000,000]	41万 [240,000-620,000]	2.4 [1.7-3.2]	37万 [240,000-540,000]
西欧・中欧・	2021年	230万 [1,900,000-2,600,000]	63,000 [51,000-76,000]	0.3 [0.2-0.3]	13,000 [9,400-16,000]
北アメリカ	2010年	180万 [1,600,000-2,000,000]	75,000 [62,000-90,000]	0.3 [0.3-0.3]	21,000 [15,000-28,000]
合 計	2021年	3,840万 [33,900,000-43,800,000]	150万 [1,100,000-2,000,000]	0.7 [0.6-0.8]	65万 [510,000-860,000]
	2010年	3,240万 [27,400,000-38,500,000]	220万 [1,700,000-2,900,000]	0.7 [0.6-0.9]	140万 [1,000,000-2,000,000]

( )内の範囲に実際の数値が存在する。推計値・範囲は現在入手可能な最良のデータを基にして算出された。資料:UNAIDS 2022 estimates

2

## 新型インフルエンザ対策

## 脚 更

## 新型インフルエンザ対策

## 新型インフルエンザについて

これまで人の間で流行を起こしたことのないインフルエンザウイルスが、新たに人から人に感染するようになったものを新型インフルエンザという。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。近年、アジア、中東、アフリカを中心に鳥から人に感染する高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)が散発的に発生している。さらに中国では、鳥インフルエンザ(H7N9)の人への感染が報告されている。そのウイルスが変異して人から人に感染するようになった場合、国民の生命及び健康、並びに国民生活及び国民経済に重大な影響を与えるおそれがあるため、国として下記の対策を行っている。

## (政府行動計画上の想定)

医療機関を受診する患者数	約1,300~2,500万人
入院患者数	約53~200万人
死亡者数	約17~64万人

## 主な経緯

2005年12月	「新型インフルエンザ対策行動計画」策定(鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)
2008年5月	感染症法・検疫法改正(新型インフルエンザについて、新たな感染症の類型として「新型インフルエンザ等感染症」 を規定し、入院勧告等の措置、停留等の水際対策などを法的に整備。また鳥一人感染のH5N1型インフルエンザを「鳥 インフルエンザ(H5N1)」として二類感染症に規定)
2009年2月	感染症法の改正を受け、「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)を抜本的に改定
2009年4月	新型インフルエンザ(A/H1N1)発生
2011年3月	3月31日をもって、感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行い、通常の季節性インフルエンザ対策に移行
2011年7月	予防接種法改正(新型インフルエンザ(A/H1N1)と同等の感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザを想定した新たな臨時接種について規定)
2011年9月	新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ対策閣僚会議)を改定
2012年4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立(新型インフルエンザ等の発生時の特別な措置等を法的に整備)
2013年6月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定(閣議決定) 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁 対策会議)
2016年3月	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針見直し等に伴い、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)を一部改定
2017年9月	抗インフルエンザウィルス薬の備蓄量の変更等に伴い「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(閣議決定)を一部変更及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)を一部改定
2019年3月	「細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業」終了

## 主な予算事業

新型インフルエンザ医療機関等の体制整備	都道府県が確保した新型インフルエンザ患者入院医療機関等において、必要な医療資 機材等の整備に対する支援
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	国と都道府県、流通分を合わせて約4,500万人分を目標として備蓄
プレパンデミックワクチンの製造・備蓄	「危機管理上の重要性」の高いワクチン株の備蓄を優先。最大1,000万人分を目標として備蓄。
新型インフルエンザワクチンに係る技術開 発の推進	新型インフルエンザワクチンに係る細胞培養法による技術開発の推進

## 職器移植及び造血幹細胞移植

## 概 要

## 臓器移植法に基づく臓器移植体制

## 「臓器移植体制〕

徒前の腎臓移植体制を見直し、平成7年度から新たに全国を一元化した腎臓移植体制(ネットワーク)が発足した。さらに、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」により他の臓器の移植が可能となり、それに対応したネットワークへと拡大をした。現在、臓器移植については公益社団法人日本臓器移植ネットワークが中心となり、統一的な基準に基づき移植を受ける患者を選択するなど、公平かつ適正な臓器のあっせんを行っている。また、眼球(角膜)の移植については別途全国54カ所のアイバンクが普及啓発を含むあっせん業務を行っている。

## 日木臓哭移植ネットワーク体系図 ※耐眼登録・眼球あっせん 公益対団法人日本職哭移植えットワーク アイバンク (54バンク) レシピエント登録 情報提供,協力 ドナー情報 臓器移植コーディネーター 選択 職器提供施設 移植害施施設 連絡調整 連絡調整 臓器提供者(ドナー) 移植希望者(レシピエント)

#### 造血幹細胞移植の実施体制 **造血幹細胞提供支援機関** 臍帯血採取施設 ドナー登録者 (日本赤十字社) ●ドナー登録やその他造血幹細胞提供関 ①ドナー登録 係事業者\*の事業に対する協力 ●造血幹細胞提供関係事業者\*の行う事 業についての連絡調整 ●造血幹細胞の情報(HLA情報等)につ ドナー登録者数 採取施設100施設 53万7.820人 いて、一元的な管理と提供の実施 年間出生数(令和2年) 造血幹細胞の提供に関する普及啓発 約84万人 ※骨髄・末梢血幹細 胞提供あっせん事 業者及び臍帯血供 給事業者 ⑥コーディネート (4) (5) ①臍帯血の提供 ④ドナー給索等 保友勝準血の 情報提供 ②骨髄等ドナ-。 ⑤ドナー情報 保存臍帯血の有無の検索 の提供等 臍帯血供給事業者 骨髄・末梢血幹細胞提供 (臍帯血バンク) 医療機関 あっせん事業者 (日本骨髄バンク) · 骨髓採取施設 ●臍帯血の調製保存 197施設 ③患者登録 ·末梢血幹細胞採取施設 130施設 ③提供由込 ●移植医療機関とのやりとり ●骨髄・末梢血幹細胞移植の 移植実施施設 256診療科 コーディネート業務 全国に6バンク · 公開臍帯血数(令和4年4月) 9.617個 ・レシピエント登録者 移植実施数(令和3年度) 1.316 Å ・移植実施数(令和3年度)1,173人 ⑦コーディ (a) (2) 臍帯血の ※令和4年3月末日現在

#### 詳細データ① **臓器移植法に基づく臓器移植の累計件数**

	臓器提供者数		移植実	施件数	· 移植希望登録者数
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	737名	737名	736件	736件	895名
肺	639名	639名	788件	788件	534名
肝臓	778名	778名	833件	833件	331名
腎臓	2,344名	847名	4,395件	1,659件	14,155名
膵臓	505名	501名	501件	498件	174名
小腸	30名	30名	30件	30件	9名
眼球 (角膜)	22,241名	378名	36,040件	706件	1,922名

- 資料:(公社) 日本臓器移植ネットワーク、(公財) 日本アイバンク協会調べ (注) 1. 臓器提供者数、移植実施件数は、平成9年10月16日(臓器移植法施行の日)から令和5年3月31日までの累計、移植希望登 録者数は令和5年3月31日現在数である。
  - 2. 臓器移植法に基づく脳死下での臓器提供者数は、臓器移植法の施行の日から令和5年3月31日までに全国で926名となって いる。なお、法的脳死判定が行われ法的に脳死と判定されたが、医学的理由により臓器の摘出が行われず、臓器提供者 数には含まれていない事例は8事例ある。
  - 3. 膵臓及び腎臓の件数は、膵腎同時移植実施件数(428件)及び膵腎同時移植希望登録者数(148名)を含む。
  - 4. 心臓及び肺の件数は、心肺同時移植実施件数 (3件) 及び心肺同時移植希望登録者数 (4名) を含む。 5. 肝臓及び腎臓の件数は、肝腎同時移植実施件数 (47件) 及び肝腎同時移植希望登録数 (33名) を含む。

  - 6. 肝臓及び小腸の件数は、肝小腸同時移植実施件数(1件)を含む。

#### 詳細データ② 造血幹細胞移植の実施件数の推移

	ドナー(	(提供者)		移植件数	
	骨髓等提供登録者数	臍帯血公開数	骨髄	末梢血幹細胞	臍帯血
平成3年度	3,176	_	_	_	_
平成4年度	19,829	_	8	_	-
平成5年度	46,224	_	112	_	-
平成6年度	62,482	_	231	_	-
平成7年度	71,174	_	358	_	-
平成8年度	81,922	_	363	_	1
平成9年度	94,822	_	405	_	19
平成10年度	114,354	_	482	_	77
平成11年度	127,556	_	588	_	117
平成12年度	135,873	4,343	716	_	165
平成13年度	152,339	8,384	749	_	221
平成14年度	168,413	13,431	739	_	296
平成15年度	186,153	18,424	737	_	697
平成16年度	204,710	21,335	851	_	674
平成17年度	242,858	24,309	908	_	658
平成18年度	276,847	26,816	963	_	732
平成19年度	306,397	29,197	1,027	_	762
平成20年度	335,052	31,149	1,118	_	859
平成21年度	357,378	32,793	1,232	_	895
平成22年度	380,457	32,994	1,191	1	1,075
平成23年度	407,871	29,560	1,269	3	1,107
平成24年度	429,677	25,385	1,323	15	1,199
平成25年度	444,143	13,281	1,324	19	1,134
平成26年度	450,597	11,595	1,269	62	1,165
平成27年度	458,352	11,185	1,176	58	1,311
平成28年度	470,270	11,287	1,127	123	1,347
平成29年度	483,879	9,991	1,059	182	1,334
平成30年度	509,263	9,516	992	222	1,355
令和元年度	529,965	9,162	992	240	1,430
令和2年度	530,953	9,316	838	258	1,431
令和3年度	537,820	9,617	869	304	1,316
令和4年度	544,305	9,674	744	311	1,360
累計	_	_	25,760	1,798	22,737

資料:(公財) 日本骨髄バンク、日本赤十字社調ベ ※平成8~10年度の臍帯血関係データは臍帯血バンクネットワーク設立前に各バンクが扱った数

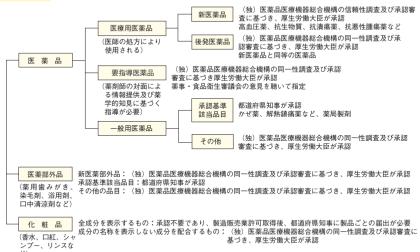
※ドナー(提供者)については年度末の数

#### (4) 医薬品等

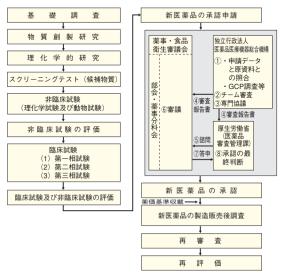
## 医薬品・医薬部外品・化粧品の承認・許可制度

# 畑 亜 医 薬 品

## 医薬品等の承認寒香の分類



## 新医薬品の承認審査の什組み



(注) 新医薬品の承認申請のため必要とされる試験は、大きく分けて、非臨床試験(理化学試験及び動物試 験)と臨床試験に分けられる。臨床試験は、上図のように、第一相試験(少数の健康人が対象)、第 二相試験(少数の患者が対象)、第三相試験(多数の患者が対象)と順を追って実施される。

## 「新医薬品の承認審査」

新医薬品の品質・有効性及び安全性 については、特に慎重な検討を必要とす るため、基礎や臨床関係の多くの資料に 基づいて、医学・薬学・獣医学・統計学の 専門家からなる薬事・食品衛生審議会(厚 生労働大臣の諮問機関)で審議を行い、 その結果に基づいて厚生労働大臣が承 認の可否を決定する仕組みとなっている。

非臨床試験のうち、動物(を用いた毒性) 試験の実施に対しては「医薬品の安全性 に関する非臨床試験の実施の基準し臨 床試験の実施に対しては「医薬品の臨床 試験の実施の基準 |が省令で定められて おり、それぞれの試験が適正に実施される ように規制されている。

## 「医薬品等の製造販売業、製造業の許可]

医薬品等の承認・許可制度が見直され、 平成17年4月から、製品を市場へ出荷する 製造販売業と、製造行為を行う製造業と に分離された

許可に当たっては、製造販売業は品質 管理、製造販売後安全管理の方法につ いて、また、製造業は製造所の構造設備、 製造管理及び品質管理の方法について、 基準に適合することが調査される。

製造販売業の許可、一部の高度な製 造技術を要するものを除く製造業の許可は、 都道府県知事が与える。

(令和4年末現在)

#### 詳細データ① 医薬品等の製造販売業許可数

種別	医薬品	第1種医薬品	第2種医薬品	医薬部外品	化粧品	計
製造販売業	1.040	282	758	1.543	4.209	6.792

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日~)

#### 詳細データ② 医薬品等の製造・輸入・製造販売の承認の実績(令和4年)

		医療用医薬品	要指導・一般用 医薬品	医薬部外品	化粧品
製造	承認	458	375	1,664	0
販売	一部変更承認	2,160	395	285	0
承認	計	2,618	770	1,949	0

資料:厚牛労働省医薬・牛活衛牛局調べ。

(注) 体外診断用医薬品を除く。

#### 詳細データ③ 医薬品等の製造業許可・登録数

(令和4年末現在)

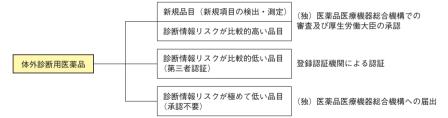
区 分	医薬品	医薬部外品	化粧品	計
製 造 業	2,091	2,122	4,174	8,387

資料:厚牛労働省医薬・牛活衛牛局調べ。

- (注1) 平成7年4月1日から、都道府県知事が許可を与えることとなった。(但し、医薬品の一部を除く)
- (注2) 令和3年8月1日から、保管のみを行う製造所の登録制度が 新設された。

## 体外診断用医薬品の承認審査

#### 枳 亜 体外診断用医薬品の承認審査の仕組み



#### 詳細データ① 体外診断用医薬品の製造販売業許可数

(令和4年末現在)

	体外診断用医薬品
製造販売業	194

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。

#### 詳細データ② 体外診断用医薬品の製造販売承認の実績(令和4年)

	体外診断用医薬品
製造販売承認	105
製造販売承認事項一部変更承認	95
計	200

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

#### 詳細データ③ 体外診断用医薬品の製造業登録数

(今和4年丰用女)

	(ロイドナーバッグエ)
	体外診断用医薬品
製造業	252

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

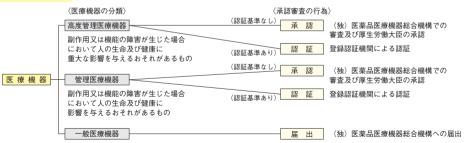
(注) 都道府県知事の登録を受けることとなっている。

(2)

## 医療機器の承認・許可制度

## 概 要

## 医療機器の承認審査の仕組み



副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の 生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないもの

## 詳細データ① 医療機器の製造販売業許可数

(令和4年末現在)

種別	第1種医療機器	第2種医療機器	第3種医療機器	計
製造販売業	794	1,215	933	2,942

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日~)

## 詳細データ② 医療機器の製造販売承認の実績(令和4年)

		医療機器
製造販売	承認	379 (2)
承認	一部変更承認	540 (0)

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 変更計画確認は「承認」の項目に、変更計画確認事項変更確認は「一部変更承認」の項目に())で内数を記載

## 詳細データ③ 医療機器の製造業等許可・登録数

(令和4年末現在)

	(节和4年末現在)
	医療機器
製 造 業	4,641
修 理 業	6,601

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 製造業については都道府県知事の登録を受けることとなっている。 修理業については都道府県知事が許可を与えることとなっている。

#### 概 再生医療等製品の承認審査の仕組み

安全性が確認され、有効性が確認される場合



### 詳細データ① 再生医療等製品の製造販売業許可数

(令和4年末現在)

	(19/14 / 19/4-2014)
	再生医療等製品
製造販売業	18

資料:厚牛労働省医薬・牛活衛牛局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。

#### 詳細データ② 再牛医療等製品の製造販売承認の実績(令和4年)

	再生医療等製品
製造販売承認	4 (1)
製造販売承認事項一部変更承認	14 (0)

資料: 厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 変更計画確認は「承認」の項目に、変更計画確認事項変更確認は「一部変更承認」の項目に() で内数を記載

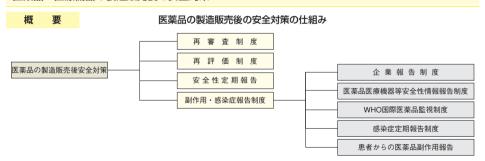
#### 詳細データ③ 再生医療等製品の製造業許可数

(令和4年末現在)

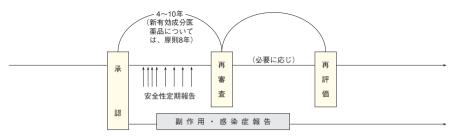
	( 1- 1   1 -11   1 -1
	再生医療等製品
製造業	26

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

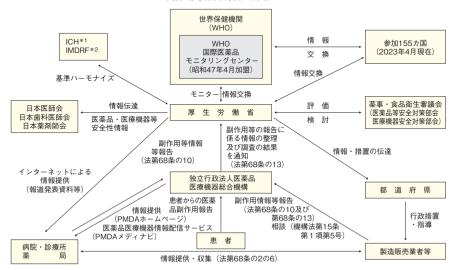
## 医薬品・医療機器の製造販売後の安全対策



## 医薬品の製造販売後調査と再審査・再評価の流れ



## 副作用等報告制度の概略



\*1: 医薬品規制調和国際会議 \*2: 国際医療機器規制当局フォーラム

## 詳細データ① 医療用医薬品再審査結果一覧表

(令和4年度末現在)

再審査結果件数(品目数)				
有用性が認められるもの	有用性が認められないもの			
4,504	153	0		

※同一品目で再審査が複数回実施された場合は、重複して計数している。

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

## 詳細データ② 医療用医薬品再評価結果一覧表

(令和4年度末現在)

## ①第一次再評価

	終了成分数又は処方数	終了品目数
総数	1,819	19,612
医療用単味剤	1,159	18,169
医療用配合剤	660	1,443

## ②第二次再評価

	終了成分数又は処方数	終了品目数
総数	131	1.860
医療用単味剤	108	1,668
医療用配合剤	23	192

## ③新再評価

	成分数	終了品目数
総数	1,115	9,225
薬効再評価	477	4,635
品質再評価	638	4,590

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

- (注) 1. 第1次再評価(昭和48年11月~平成7年9月):昭和42年9月30日以前に承認された成分を対象。
  - 2. 第2次再評価(昭和63年1月~平成8年3月):昭和42年10月1日以降昭和55年3月31日までに承認された成分を対象。
  - 3. 新再評価 (平成2年12月~平成29年3月): すべての成分を対象。

## 詳細データ③ 最近5年間の医薬品の副作用等報告数の推移

年 度	製造販売業者からの報告注()			(単位:件)	医薬関係者からの副作用報告注③			
平 及	副作用報告注2) 感染症報告注2)		研究報告	外国措置報告	感染症定期報告	(単位:例)		
平成30年度	62,037	73	1,078	1,451	1,084	9,931		
31(令和元)年度	60,405	72	983	1,579	1,061	9,537		
令和2年度	51,359	70	874	1,652	1,070	10,985		
令和3年度	82,257	51	989	1,730	1,060	40,374		
令和4年度	71,176	55	1,024	1,611	1,064	11,819		

- 注1) 報告受付後、受理した製造販売業者から取り下げ報告(報告後に医薬品を服用していなかったことなどが判明したもの等)、 対象外報告(報告後に追加情報により、因果関係が否定されたもの等)された報告も数に含む。
- 注2) 国内症例の報告。
- 注3) 安全性情報報告制度に基づく副作用報告件数と予防接種後副反応報告件数の合計。
- 資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

## 詳細データ④ コンビネーション医薬品<sup>注1)</sup> の機械器具部分の不具合報告数の推移

年 度	コンビネーション医薬品の不具合症例(国内)	コンビネーション医薬品の不具合症例(外国)
平成30年度	1,653	2,542
31(令和元)年度	1,395	2,634
令和2年度	1,429	2,622
令和3年度	1,480	2,929
令和4年度	1,894	3,069

注1) 医薬品たるコンビネーション製品とはインスリンペン注等、機械器具等と一体的に販売するものとして承認を受けた医薬品をいい、平成26年11月25日の医薬品医療機器法施行後、平成26年11月25日から平成28年11月24日までの経過措置期間の後、平成28年11月25日から報告が義務化された。

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

#### 医薬部外品/化粧品<sup>注1)</sup>の副作用等報告数の推移 詳細データ(5)

年 度	医薬部外品(国内)	化粧品(国内)
平成30年度	103	83
31(令和元)年度	119	80
令和2年度	97	58
令和3年度	78	63
令和4年度	104	142

注1) 平成26年4月1日の薬事法施行規則及び医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令 の一部を改正する省令施行後の報告が義務化された。

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

#### 詳細データ⑥ 最近5年間の医療機器の不具合等報告数の推移

年 度	製造販売業者からの報告			(単位:件)	医薬関係者からの		
平 及	不具合報告注1)	不具合報告注1) 感染症報告注2) 研究報告 外国措置報告 感染症定期報告					
平成30年度	52,544	0	2,314	2,512	69	487	
31(令和元)年度	76,053	0	3,147	1,201	66	498	
令和2年度	129,159	0	3,068	883	75	427	
令和3年度	144,492	0	3,883	1,184	73	354	
令和4年度	255,318	0	3,685	777	65	292	

注1) 不具合報告には外国症例も含む。 注2) 国内症例の報告

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

#### 詳細データ⑦ 再生医療等製品の不具合等報告数の推移

年 度		製	(単位:件)	医薬関係者からの		
+ 皮	不具合報告注1)	感染症報告注2)	研究報告	外国措置報告	感染症定期報告	不具合報告(単位:例)
平成30年度	163	0	0	0	34	0
31(令和元)年度	1,145	0	1	2	62	0
令和2年度	1,951	0	1	6	74	6
令和3年度	2,390	0	2	7	100	5
令和4年度	3.063	0	0	8	155	2

注1) 再生医療等製品の不具合報告には、外国症例も含む。 注2) 国内症例の報告

資料:厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

## 医薬品副作用被害救済制度及び生物中央製品感染等被害救済制度

## 枳

## [医薬品副作用被害救済制度]

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害に対し、民事責任とは切り離して 各種の救済給付を行い 患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。

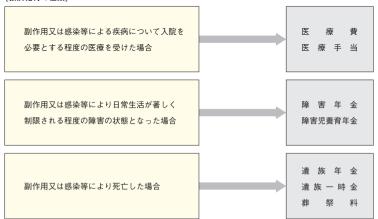
## [生物由来製品感染等被害救済制度]

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず発生した感染等による健康被害に対し、民事責任とは切り離して、各種の救済給 付を行い、患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。

## [実施主体]

(加工行) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

## [救済給付の種類]



## 「既発生被害の救済に関する業務」

昭和54年度から、スモン被害の和解患者に対して製薬企業及び国から委託を受け、健康管理手当等の支払などを行っている。

## [血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業等]

平成5年度から、エイズ発症前の血液製剤によるHIV (エイズウイルス)感染者に対し、日常生活の中での発症予防・健康管理の ため、健康管理費用を支給し、健康状態を報告してもらうことによりHIV感染者の発症予防に役立てるための調査研究を行っている。 また、平成8年度からエイズ発症者で裁判上の和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康の管理に必要な費用の負担を軽減 するための健康管理支援事業を行っている。

#### 詳細データ 医薬品副作用被害救済給付状況の推移(各年度末現在)

	1980(昭和55)~	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	99(平成11)年度	(平成12)	(平成13)	(平成14)	(平成15)	(平成16)	(平成17)	(平成18)	(平成19)	(平成20)	(平成21)	(平成22)
支給金額 (千円)	8,705,179	935,148	1,022,185	1,055,985	1,204,243	1,262,647	1,587,567	1,582,956	1,696,525	1,798,706	1,783,783	1,867,190
請求件数 (件)	3,814	480	483	629	793	769	760	788	908	926	1,052	1,018
支給件数 (件)	2,965	343	352	352	465	513	836	676	718	782	861	897
	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
支給金額 (千円)	2,058,389	1,920,771	1,959,184	2,113,286	2,086,902	2,267,542	2,351,545	2,353,225	2,461,090	2,420,942	2,375,568	2,382,272
請求件数 (件)	1,075	1,280	1,371	1,412	1,566	1,843	1,491	1,419	1,590	1,431	1,379	1,230
支給件数 (件)	959	997	1,007	1,204	1,279	1,340	1,305	1,263	1,285	1,342	1,213	1,152

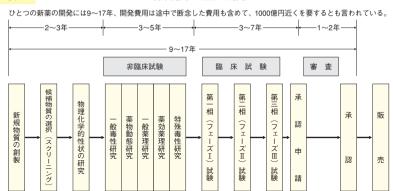
資料:独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ。

2

## 医薬品の研究開発と医薬品産業

## 概 要

## 新薬開発の過程と期間



## 詳細データ 医薬品製造販売業等の規模別内訳

FF (2)	企 業 数		医薬品売上高		うち医療用医薬品	
区分	(社)	構成比	(億円)	構成比	(億円)	構成比
資本金1億円未満	149	46.8%	5,037	3.0%	3,378	2.6%
1~50億円	108	33.9%	36,729	22.1%	24,797	19.3%
50億円以上	62	19.4%	124,764	74.9%	99,869	78.0%
合 計	319	100.0%	166,530	100.0%	128,044	100.0%

資料:厚生労働省医政局「令和3年度医薬品産業実態調査報告書|

- 注1) 令和4年3月31日現在において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき医薬品製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売している者のうち、日本製薬団体連合会の業態別団体 (15団体) に加盟している企業を対象とした。
- 注2) 表中の数値については、端数処理の関係上合計と一致しないことがある。

# 医療機器

#### 概 要

# 医療機器の生産額等

(単位:億円、%)

年 次	生産額	前年比	輸出額	輸入額	国内出荷額
1979 (昭和54) 年	5,669	23.1	_	_	_
1989 (平成元) 年	12,195	9.9	2,266	2,972	12,819
1999 (平成10) 年	15,075	-0.4	3,273	8,345	19,298
2005 (平成17) 年	15,724	2.5	4,739	10,120	20,695
2006 (平成18) 年	16,883	7.4	5,275	10,979	24,170
2007 (平成19) 年	16,845	-0.2	5,750	10,220	21,727
2008 (平成20) 年	16,924	0.5	5,592	10,907	22,001
2009(平成21)年	15,762	-6.9	4,752	10,750	21,829
2010 (平成22) 年	17,134	8.7	4,534	10,554	22,856
2011 (平成23) 年	18,085	5.5	4,809	10,584	23,525
2012 (平成24) 年	18,952	4.8	4,901	11,884	25,894
2013 (平成25) 年	19,055	0.5	5,305	13,008	26,722
2014 (平成26) 年	19,895	4.4	5,723	13,685	27,655
2015 (平成27) 年	19,456	-2.2	6,226	14,249	27,173
2016 (平成28) 年	19,146	-1.6	5,840	15,564	28,455
2017 (平成29) 年	19,904	4.0	6,190	16,492	29,314
2018(平成30)年	19,490	-2.1	6,676	16,204	28,672
2019 (令和元) 年	24,906	27.8	9,515	27,067	39,618
2020 (令和 2) 年	24,006	-3.6	9,734	25,964	39,096
2021 (令和 3) 年	26,019	8.4	10,030	28,151	42,327

資料:厚生労働省医政局「薬事工業生産動態統計年報」

## 詳細データ 医療機器類別名称別生産金額

(単位:億円.%)

	類別名称	生産金額	構成割合
- 1	医療用鏡	3,606	13.9
2	医療用嘴管及び体液誘導管	2,576	9.9
3	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	2,566	9.9
4	内臓機能代用器	2,306	8.9
5	血液検査用器具	1,638	6.3
6	内臓機能検査用器具	1,430	5.5
7	理学診療用器具	1,317	5.1
8	整形用品	1,162	4.5
9	歯科用金属	1,073	4.1
10	視力補正用レンズ	816	3.1
11	医薬品注入器	755	2.9
12	検眼用器具	547	2.1
13	注射針及び穿刺針	515	2.0
14	エックス線フィルム	393	1.5
15	歯科用接着充填材料	390	1.5
16	採血又は輸血用器具	349	1.3
17	その他	340	1.3
18	医療用物質生成器	302	1.2
19	整形用機械器具(注)	229	0.9
20	歯科用ユニット	207	0.8
21	血圧検査又は脈波検査用器具	195	0.7
22	注射筒	194	0.7
23	医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器 (注)	177	0.7
24	呼吸補助器	174	0.7
25	歯科用ハンドピース	167	0.6
26	歯冠材料	166	0.6
27	補糖器	152	0.6
28	医療用消毒器	146	0.6
29	電気手術器	138	0.5
30	コンドーム	126	0.5
31	手術台及び治療台	122	0.5
	尿検査又は糞便検査用器具	109	0.4
_	家庭用電気治療器	96	0.4
	結紮器及び縫合器	87	0.3
_	医療用吸引器	85	0.3
	はり又はきゅう用器具	84	0.3
	縫合糸	82	0.3
	医療用刀	81	0.3
	バイブレーター	77	0.3

		(単位・	徳円、%)
	類別名称	生産金額	構成割合
40	磁気治療器	74	0.3
41	医療用焼灼器	69	0.3
42	医療用ミクロトーム	66	0.3
43	歯科用研削材料	57	0.2
44	歯科用印象材料	56	0.2
45	歯科用エンジン	55	0.2
	歯科用切削器	48	0.2
47	体温計	35	0.1
48	月経処理用タンポン	35	0.1
49	疾病診断用プログラム	34	0.1
50	医療用洗浄器	34	0.1
51	保育器	34	0.1
52	医療用照明器	34	0.1
53	歯科用石こう及び石こう製品	30	0.1
54	付属品で厚生省令で定めるもの	26	0.1
55	義歯床材料	25	0.1
56	開創又は開孔用器具	21	0.1
57	視力表及び色盲検査表	21	0.1
58	医療用吸入器	21	0.1
59	視力補正用眼鏡	20	0.1
60	知覚検査又は運動機能検査用器具	20	0.1
61	放射性物質診療用器具	17	0.1
62	歯科用根管充填材料	17	0.1
63	医療用鉗子	15	0.1
64	医療用捲綿子	15	0.1
65	医療用遠心ちんでん器	15	0.1
66	放射線障害防護用器具	13	0.0
67	聴力検査用器具	12	0.0
68	歯科用鋳造器	11	0.0
69	副木	8	0.0
70	歯科用蒸和器及び重合器	8	0.0
71	医療用剥離子	8	0.0
72	気胸器及び気腹器	8	0.0
73	麻酔器並びに麻酔器用呼吸嚢及びガス吸収かん	7	0.0
74	医療用ピンセット	7	0.0
75	医療用はさみ	7	0.0
76	医療用定温器	6	0.0
77	印象採得又は咬合採得用器具	5	0.0
78	歯科用充填器	5	0.0

_				
		類別名称	生産金額	構成割合
Ī	79	手術用手袋及び指サック	5	0.0
	80	医療用拡張器	5	0.0
Ī	81	医療用のこぎり	5	0.0
[	82	歯科用練成器	4	0.0
	83	歯科用ワックス	4	0.0
ſ	84	聴診器	4	0.0
	85	歯科用防湿器	3	0.0
ſ	86	医療用鈎	3	0.0
ſ	87	歯科用ブローチ	3	0.0
Γ	88	脱疾治療用器具(注)	2	0.0
Ī	89	歯科用探針	1	0.0
ſ	90	医療用絞断器	1	0.0
	91	医療用でこ	1	0.0
Ī	92	体液検査用器具	1	0.0

	類別名称	生産金額	構成割合
93	医療用殺菌水装置	1	0.0
94	疾病治療用プログラム	1	0.0
95	医療用のみ	1	0.0
96	医療用消息子	1	0.0
97	舌圧子	1	0.0
98	医療用匙	0	0.0
99	コンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)	0	0.0
100	避妊用具	0	0.0
101	打診器	0	0.0
102	種痘用器具	0	0.0
103	医療用つち	0	0.0
104	医療用やすり	0	0.0
105	指圧代用器	0	0.0
	総数	24,263	100.0

資料:厚生労働省医政局「令和3年薬事工業生産動態統計」

## 薬局

## 要

医薬分業とは、医師が患者に処方箋を交付し、薬局の薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分 野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るものである。

### 「医薬分業の利点]

- 1) 薬局薬剤師が患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握し、処方内容をチェックすることにより、複数診療科受診による重複 投薬、相互作用の有無の確認などができ、薬物療法の有効性・安全性が向上すること。
- 2) 薬の効果、副作用、用法などについて薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、患者に説明(服薬指導)することにより、 2)、栄か効果、調け出、出るなどにプレく柴州師が、ためした医師・園村医師と建物と、、場合に説明・風楽自等)することにより、 患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法とおり服用することが期待でき、薬物療法の有効性、安全性が向上すること。 3)使用したい医薬品が手元に無くても、患者に必要な医薬品を医師・懶科医師が自由に処方できること。 4)処方箋を患者に交付することにより、患者が自身の服用する薬について知ることができること。

- 5) 病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、本来病院薬剤師が行うべき入院患者に対する病棟活動が可能となること。

#### 詳細データ 薬局数及び処方箋枚数の推移

年 次	薬局数	処方箋枚数 (万枚/年)	1,000人当たり処方 箋枚数(枚/月)	処方箋受取率全国平均 (%)
1989 (平成元) 年度	36.670	13.542	95.2	11.3
1990 (平成 2) 年度	36,981	14,573	105.4	12.0
1991 (平成 3) 年度	36.979	15.957	111.7	12.8
1992 (平成 4) 年度	37,532	17,897	125.8	14.1
1993 (平成 5) 年度	38,077	20,149	140.6	15.8
1994 (平成 6) 年度	38.773	23,501	161.0	18.1
1995 (平成 7) 年度	39,433	26,508	182.5	20.3
1996 (平成 8) 年度	40,310	29,643	210.0	22.5
1997 (平成 9) 年度	42,412	33,782	238.1	26.0
1998 (平成10) 年度	44,085	40,006	278.8	30.5
1999(平成11) 年度	45,171	45,537	307.3	34.8
2000 (平成12) 年度	46,763	50,620	348.6	39.5
2001 (平成13) 年度	48,252	55,960	393.7	44.5
2002 (平成14) 年度	49,332	58,462	393.0	48.8
2003 (平成15) 年度	49,956	59,812	418.8	51.6
2004 (平成16) 年度	50,600	61,889	368.7	53.8
2005(平成17) 年度	51,233	64,508	425.2	54.1
2006 (平成18) 年度	51,952	66,083	442.5	55.8
2007 (平成19) 年度	52,539	68,375	481.0	57.2
2008 (平成20) 年度	53,304	69,436	483.0	59.1
2009(平成21) 年度	53,642	70,222	494.1	60.7
2010 (平成22) 年度	53,067**	72,939	486.6	63.1
2011 (平成23) 年度	54,780	74,689	498.3	65.1
2012 (平成24) 年度	55,797	75,888	533.3	66.1
2013 (平成25) 年度	57,071	76,303	510.2	67.0
2014 (平成26) 年度	57,784	77,558	509.3	68.7
2015 (平成27) 年度	58,326	78,818	513.1	70.0
2016 (平成28) 年度	58,678	79,929	533.1	71.7
2017 (平成29) 年度	59,138	80,386	529.8	72.8
2018 (平成30) 年度	59,613	81,229	568.9	74.0
2019 (平成31/令和元) 年度	60,171	81,803	547.6	74.9
2020 (令和 2) 年度	60,951	73,116	533.1	75.7
2021 (令和 3) 年度	61,791	77,143	525.7	75.3

資料:薬局数(厚生労働省医薬・生活衛生局調べ、1996年までは各年度12月31日現在、1997年以降は、各年度末現在)、 処方箋枚数、1,000人当たり処方箋枚数、処方箋受取率(日本薬剤師会調べ)

(注) 処方箋受取率の計算の仕方

薬局への処方箋枚数 処方箋受取率(%)= 外来処方件数 (全体)

※東日本大震災の影響で宮城県は含まれていない。

## 血液事業

## 概 要

## [血液製剤]

血液製剤とは人の血液からつくられた医薬品であり、輪血用血液製剤、血漿分画製剤に大別される。このうち輪血用血液製剤は、そのすべてを日本国内の献血により確保している。

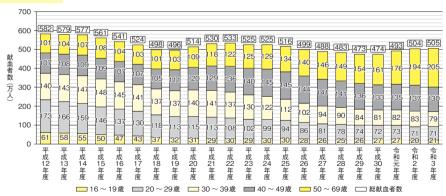
血漿分画製剤のうち、血液凝固因子製剤については国内自給が達成されている。一方、アルブミン製剤の一部や抗HBs人免疫グロブリン製剤等については、いまだに製剤や原料を海外から輸入している。倫理性、国際的公平性等の観点から、これらの血漿分画製剤についても国内自給を図るための取組みを行っている。

分 類	種 類	適 応 症			
	赤血球製剤	造血器疾患に由来する貧血、慢性出血等			
輸血用血液製剤	血漿製剤	肝障害、播種性血管内凝固(DIC)、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)、溶血性尿毒症症候群(HUS)等			
	血小板製剤	活動性出血、外科手術の術前状態、大量輸血時、播種性血管内凝固 (DIC)、血液疾患等			
	アルブミン製剤	出血性ショック、ネフローゼ症候群、難治性腹水を伴う肝硬変等			
血漿分画製剤	免疫グロブリン製剤	無または低グロブリン血症、重症感染症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎(CIDP)、川崎病等			
	血液凝固因子製剤	血液凝固因子欠乏症患者に対する凝固因子の補充			

## 「献血の状況]

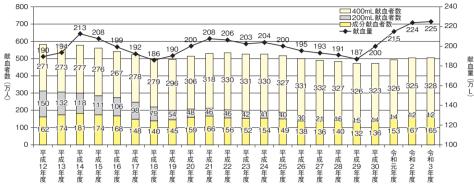
近年、一人あたりの献血量の増加などにより、以前と比べて少ない人数で必要な血液量を確保できている。一方、献血者数の推移 をみると、全献血者に占める10代~30代の若年層の割合は10年前に比べると大幅に減少しており、若年層に対する献血推進活動が重要となっている。

## 詳細データ① 献血者の推移



資料:日本赤十字社調ベ/厚生労働省医薬・生活衛生局作成

## 詳細データ② 血液確保量及び採血種類別採血人数



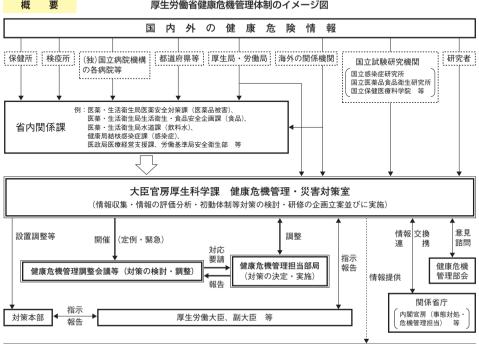
※平成30年度からは、成分献血による献血量を製造段階での総容量(血液保存液の量を含む)で算出。

**(2**)

# (5) 健康危機管理体制

健康危機管理体制 枳 亜

厚生労働省健康危機管理体制のイメージ図



国民・保健所・検疫所・独立行政法人国立病院機構の各病院等・都道府県等・厚生局・労働局・国立試験研究機関・海外の関係機関等

# 牛活環境

・住民からの意見の聴取・施策の実施状況の公表

消費者

#### 食品安全行政 要 食品安全行政の展開 概 消費者委員会 建議等 消費者庁 薬事・食品衛生審議会 食品安全委員会(リスク評価) 諮問 (リスク管理) 答申 関係行政機関相互 の密接な連携 厚牛労働省(リスク管理) 農林水産省 輸入食品の (リスク管理) 監視指導 (施策の実施 地方厚生局 (7か所) 関係者相互間の情報および 検疫所 (32か所) 意見の交換の促進 (食品衛生監視員65名) (リスクコミュニケーション) (食品衛生監視員422名) 都道府県、保健所設置市、特別区 · 監査指導 (47都道府県) (20政令市、62中核市、その他5) (23特別区) 総合衛生管理製造過程の承認・監視等 ②検査命令 ①モニタリング (食品衛生監視員8,442名)

(468か所)

安全な食品の供給

申相

請談

届相

茁談

654.478施設

登録検査機関

検査依頼

(2) 営業届出を要する施設

輸入食品等

食品等事業者

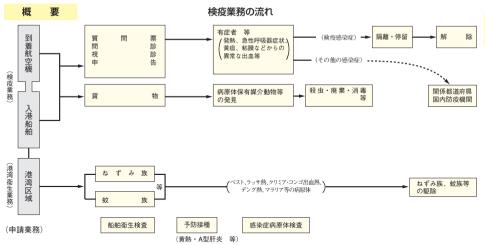
(1) 飲食店営業等の営業許可を要する施設 1.980.128施設

※検疫所(食品衛生監視員含む)の数は令和5年4月1日時点 地方厚生局(食品衛生監視員含む)、都道府県、保健所設置市、特別区および保健所の数は令和5年4月1日時点 食品衛生監視員(検疫所および地方厚生局を除く)および食品等事業者の施設数は令和4年3月31日時点

保健所

① 立ち入り、監視指導 ② 立ち入り、監視指導 ③ 収去検査 ⑥ 食中毒等調査 ⑥ 食中毒等調査 ⑥ 高質中毒等調査

国民からの意見の聴取施策の実施状況の公表



#### 詳細データ① 検疫所一覧(令和5年4月1日現在)

凡例	海港	空港	計
本所	11	2	13
支所	7	7	14
出張所	62	21	83
合計	80	30	110
<b></b>	89	30	119

#### 詳細データ② 検疫実績(令和3年)

検疫船舶数	検疫人員	検疫航空機数	検疫人員
隻	Д.	機	λ
42,916	771,653	85,498	1,921,405

#### 輸入食品届出・検査実績(令和3年度) 詳細データ③

輸入届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
件	件	%	件	%
2,455,182	204,240	8.3	809	0.03

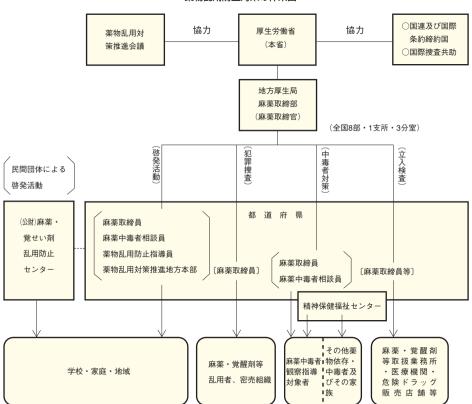
資料:厚生労働省医薬・生活衛生局「輸入食品監視統計」

## 亲校率和

概要最近の情勢

- ・我が国では「覚醒剤」「大麻」事犯が薬物事犯の中心 (薬物事犯の95%以上)
- ・ 令和3年の覚醒剤事犯の検挙者は7 970人
- ・大麻事犯の検挙者は5.783人で、8年連続で増加した。
- ・ 令和3年の危険ドラッグに係る検挙人員は164人
- ・令和3年の覚醒剤押収量は998.7kg

## 薬物乱用防止対策の体系図



がん患者の鎮痛剤などに使用される麻薬や、睡眠薬・抗不安薬などの向精神薬は、医療上重要な役割を持っている一方で、不正に使用された場合、乱用者個人の健康を触むのみならず社会全体にまで著しい悪影響を及ぼす。

このため、医療用麻薬の受給の安定を図るとともに、薬物乱用防止対策として、啓発活動の充実、取締りの強化、再乱用防止の 推進、国際協力の推進などの各種施策に総合的に取り組んでいる。

詳細データ 薬物事犯の推移

詳細データ 薬物事犯の推移								
年次	麻薬及び向精		あへ			D締法	覚醒剤!	
			件数	人員			18 711	
昭和226278293133333333333333333333333333333333333	麻業及数 1.524 1.0307 1.2800 1.0803 1.0803 1.0804 1.0803 1.0804 1.0803 1.08	神薬取	件数 	人員	件数 189 8 16 42 27 28 25 29 22 34 144 158 255 37 39 39 34 144 158 255 30 707 39 426 707 39 426 707 1,225 1,574 1,650 1,574 1,650 1,574 1,650 1,574 2,001 2,0	人員  241 99 177 333 133 133 147 164 2598 410 417 726 729 720 720 720 720 720 720 720 720 720 720	件数 18,717 28,763 53,221 30,670 4,876 268 4,59 268 4,59 1,061 9,15 2,453 4,431 7,702 9,15 2,453 4,431 7,702 1,3,590 1,5,590 1,590 1,59	人員 17,262 18,261 18,26
13	586	271	90	49	2,321	1,525	25,060	18,110
14	709 (59)	327 (37)	93	55	2,677	1,873	23,474	16,964
15	1,027 (52)	530 (26)	89	55	2,925	2,173	20,343	14,797
16	1,224 (77)	635 (52)	91	68	3,125	2,312	17,955	12,397
17	1,252 (43)	606 (35)	33	13	2,951	2,063	20,273	13,549
18	1,214	611 (45)	50	27	3,369	2,423	17,480	11,821
19	1,170 (125)	(39)	63	47	3,338	2,375	17,169	12,211
20	1,207 (45)	(46)	26	21	3,927	2,867	16,043	11,231
21 22	(37)	(31)	34 30	28	4,057	3,087	16,468	11,873
	(56)	(43)		23	3,151	2,367	17,163	12,200
23 24	(79) 500	(63)	16 8	12 6	2,402	1,759 1,692	17,109	12,083
25	(77) (220	(59)	11	9	2,311 2,144	1,616	16,689 15,472	11,842 11,127
26	(62)	(56)	24	24	2,144	1,813	15,571	11,148
27	(47) 813	(49) 516	7	4	2,416	2,167	16,168	11,146
28	(69) 878	(42) 505	12	7	3,600	2,722	15,374	10,607
29	(99) 921	(105) 505	12	12	4,192	3,218	14,496	10,007
30	(70) 974	(75) 528	7	2	4,867	3,762	14,289	10,030
令和元	(65) 1.068	(67) 558	4	2	5,652	4,570	12,155	8,730
2	(109)	(80) 638	15	15	6,213	5,260	12,100	8,654
3	(61) 1,091 (71)	(49) 639 (35)	17	16	7,169	5,783	11,809	7,970
	(71)	(35)						

資料:厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料。 (注) ( )内は、向精神薬事犯で内数である。

## 水道行政

## 枳

## 水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経覚や管理についての規則などが水道 法に定められている。

## 詳細データ①

## 令和3年度 水道の種類

(会和4年3月31日現在)

	種別 内容		事業数	現在給水人口
	水道事業 (法§3(2))	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (給水人口100人以下は除く)		
	上水道事業 (法§3(3))	給水人口が5,000人超の水道事業	1,304	1億2,087万人
	簡易水道事業 (法§3(3))	給水人口が5,000人以下の水道事業	2,415	167万人
	小計		3,719	1億2,254万人
水道用水供給事業 (法§3(4))		水道事業者に対し水道用水を供給する事業	88	-
専用水道 (法§3(6))		寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に 給水するもの又は1日最大給水量が20 m³ を超えるもの		36万人
	dž		11,996	1億2,290万人

資料:厚生労働省水道課調べ

- (注) 令和3年度は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で福島県の一部町村において下記の通り現在給 水人口データの提出ができなかった。
  - 1 給水区域に避難指示区域等が含まれ、現在給水人口を計上できないもの。

→富岡町、大熊町※、双葉町 ※大熊町は、「自己水源のみ」の専用水道の現在給水人口のみを計上。

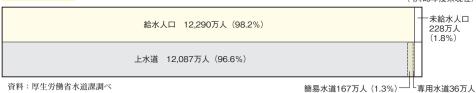
2 避難指示区域外であるが、現在給水人口が算出できないもの。 →広野町、楢葉町

## 詳細データ②

給水人口内訳

(令和3年度末現在)

(0.3%)



# 詳細データ③ 上水道における給水量の推移

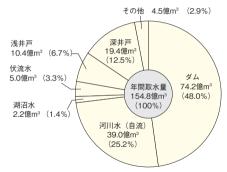
		1975年 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
総人口	(千人)	112,279	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	128,000	127,102	126,437	126,178	125,774
給水人口	(千人)	88,065	97,620	104,135	108,885	112,496	115,533	117,788	119,505	119,996	121,385	121,351	123,393
1日平均給水量	( <del>↑</del> m³)	32,871	35,623	39,498	43,348	44,423	44,350	42,932	41,482	39,739	40,288	39,978	40,422
1人1日平均給水	量(ℓ)	372	361	376	394	391	381	363	346	330	331	328	332
1日最大給水量	( <b>千</b> m³)	42,211	45,500	50,193	54,149	54,635	53,103	50,054	48,149	46,432	45,719	44,693	45,696
1人1日最大給水	量(ℓ)	480	461	477	493	482	457	423	401	386	375	366	375

資料: 令和2年度水道統計(日本水道協会)

# 詳細データ4 水道水源の種別割合

(上水道事業+水道用水供給事業の合計)

(令和2年度)



資料:令和2年度水道統計(日本水道協会)

# 詳細データ 3 水質基準項目及び基準値

₩ 🗆		± :# /+
番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg / L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg / L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg / L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg / L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg / L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg / L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg / L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg / L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg / L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg / L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg / L以下であること。
16	シスー1,2ージクロロエチレン及び	0.04mg / L以下であること。
	トランスー1,2ージクロロエチレン	
17	ジクロロメタン	0.02mg / L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg / L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.01mg / L以下であること。 0.02mg / L以下であること。
23	クロロホルム	0.02mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg / L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.00mg / L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg / L以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、	0.0 mg / L以下であること。
21	ジブロモクロロメタン、ブロモジ	O.TING / LX P ( W & C C o
	クロロメタン及びブロモホルムの	
	それぞれの濃度の総和)	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg / L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg / L以下であること。 0.03mg / L以下であること。
	ブロモシッロロメック	
30		0.09mg / L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg / L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg / L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg / L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg / L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg / L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg / L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg / L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度	
40	蒸発残留物	500mg / L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg / L以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒド	0.00001mg / L以下であること。
	ロー4,8aージメチルナフタレンー	
	4a (2H)ーオール(別名ジェオ	
	スミン)	
43	1,2,7,7ーテトラメチルビシクロ	0.00001mg / L以下であること。
	[2,2,1] ヘプタンー2ーオール	
	(別名2-メチルイソボルネオール)	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg / L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg / L以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg / L以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

(令和2年4月1日から施行)

# 生活環境

### 詳細データ⑥ 浄水処理方法の種別割合(年間浄水量ベース)

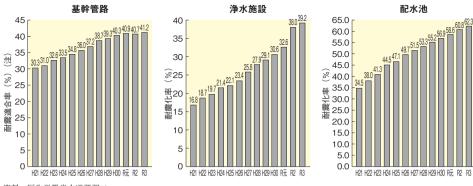
消毒のみ	(毒のみ 緩速ろ過		膜ろ過	高度浄水処理その 他の処理(内数)
16.9%	3.2%	77.3%	2.6%	43.8%

高度浄水処理については、消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過施設に付随する施設であるため内数で表記。「高度浄水処理・ その他の処理 とは、オゾン処理、活性炭処理、生物処理、エアレーション等の処理。

(令和2年度末現在)

資料: 令和2年度水道統計(日本水道協会)

### 詳細データ(7) 水道における耐震化の状況



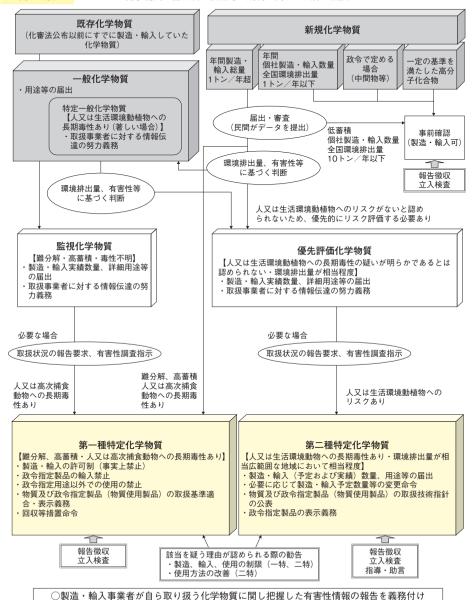
資料:厚生労働省水道課調べ

(注) 耐震管+耐震管以外で地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管の割合

# 化学物質の安全対策

### 概 要

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の概要

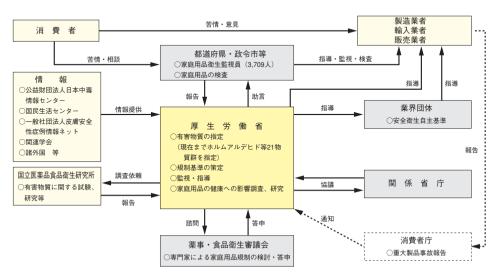


### 家庭用品の安全対策

### 概 要

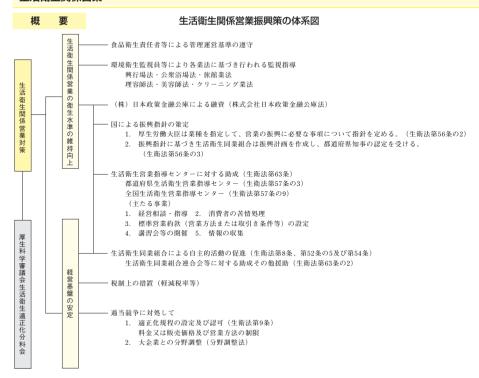
# 有害物質を含有する家庭用品の規制制度の概要

衣類等の繊維製品、洗浄剤、エアゾール(内容成分を微粒子にして空気中に噴霧するもの)製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性の確保を図っている。



- (注) 家庭用品衛生監視員の数は令和3年3月末現在。
- ※---- 消費生活用製品安全法に基づく。

# 牛活衛牛関係営業



# 詳細データ 生活衛生関係営業施設数の推移(実数)

		2006年 (平成18)	2007年 (平成19)	2008年 (平成20)	2009年 (平成21)	2010年 <sup>1)</sup> (平成22)	2011年 (平成23)	2012年 (平成24)	2013年 (平成25)	2014年 (平成26)	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)
総	数	2,560,450	2,535,169	2,506,214	2,482,593	2,423,076	2,426,109	2,407,526	2,393,457	2,377,658	2,366,846	2,350,594	2,344,247	2,335,781	2,329,864	2,309,385	2,280,433
興	行場	5,001	4,987	4,959	4,921	4,849	4,855	4,806	4,782	4,745	4,785	4,747	4,760	4,776	4,814	4,802	4,809
	一映画館	1,815	1,761	1,750	1,702	1,654	1,602	1,539	1,524	1,496	1,490	1,448	1,475	1,468	1,451	1,467	1,464
再掲	スポーツ施設	384	392	401	394	373	382	373	364	360	355	356	357	360	373	373	378
	L その他の興行場	2,802	2,834	2,808	2,825	2,822	2,871	2,894	2,894	2,889	2,940	2,943	2,928	2,948	2,990	2,962	2,967
旅	館業	86,818	85,566	84,411	82,952	81,087	81,404	80,412	79,519	78,898	78,519	79,842	82,150	85,617	88,983	89,159	89,715
	_旅館・ 「ホテル営業 <sup>2)</sup>	63,287	61,737	60,449	58,654	56,616	56,059	54,540	53,172	51,778	50,628	49,590	49,024	49,502	51,004	50,703	50,523
	ホテル営業	9,180	9,442	9,603	9,688	9,710	9,863	9,796	9,809	9,879	9,967	10,101	10,402				
再	旅館営業	54,107	52,295	50,846	48,966	46,906	46,196	44,744	43,363	41,899	40,661	39,489	38,622				
掲	簡易宿所営業	22,590	22,900	23,050	23,429	23,719	24,506	25,071	25,560	26,349	27,169	29,559	32,451	35,452	37,308	37,847	38,593
	- 下宿営業	941	929	912	869	752	839	801	787	771	722	693	675	663	671	609	599
公:	衆浴場	28,753	28,792	28,523	28,154	27,653	27,557	27,074	26,580	26,221	25,703	25,331	25,121	24,785	24,531	23,954	23,780
	一般公衆浴場	6,326	6,009	5,722	5,494	5,449	5,189	4,804	4,542	4,293	4,078	3,900	3,729	3,535	3,398	3,231	3,120
	個室付浴場	1,340	1,367	1,406	1,358	1,364	1,394	1,370	1,384	1,382	1,419	1,432	1,447	1,427	1435	1,416	1,424
再掲	ヘルスセンター	2,359	2,331	2,340	2,355	2,346	2,220	2,337	2,113	2,135	2,192	2,006	1,961	1,900	1873	1,833	1,798
掲	サウナ風呂	2,299	2,334	2,276	2,082	1,975	1,883	1,820	1,686	1,620	1,560	1,482	1,459	1,413	1407	1,365	1,420
	スポーツ施設	2,958	3,090	3,241	3,238	3,251	3,255	3,271	3,337	3,313	3,374	3,417	3,444	3,469	3499	3,473	3,424
	Lその他	13,471	13,661	13,538	13,627	13,268	13,616	13,472	13,518	13,478	13,080	13,094	13,081	13,041	12,919	12,636	12,594
理	容所	137,292	136,768	135,615	134,552	130,755	131,687	130,210	128,127	126,546	124,584	122,539	120,965	119,053	117,266	115,456	114,403
美	容所	217,769	219,573	221,394	223,645	223,277	228,429	231,134	234,089	237,525	240,299	243,360	247,578	251,140	254,422	257,890	264,223
クリ	リーニング営業	143,989	141,190	137,097	133,584	126,925	123,845	118,188	113,567	108,513	104,180	99,709	96,041	91,942	88,105	83,700	80,162
	_クリーニング所 「(取次所を除く。)	40,638	39,632	38,165	37,393	35,330	34,767	33,106	32,005	30,371	29,423	27,847	26,992	25,713	24,727	23,403	22,580
再掲	取次所	103,061	101,191	98,586	95,805	90,825	87,386	83,274	79,773	76,341	72,888	69,929	67,110	64,266	61,316	58,138	55,419
	無店舗取次店3)	290	367	346	386	770	1,692	1,808	1,789	1,801	1,869	1,933	1,939	1,963	2,062	2,159	2,163
飲:	食店営業4)	1,496,480	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489	1,424,504	1,424,792	1,425,737	1,422,809	1,424,920	1,420,492	1,420,182	1,417,904	1,418,627	1,406,938	1,412,954
喫	茶店営業	293,402	291,587	292,889	285,967	270,933	263,925	249,670	238,510	228,720	220,138	209,604	201,385	194,085	187,373	174,598	100,566
る	理機能を有す 自動販売機																1,531
売	ップ式自動販 機(自動洗浄・ 内設置)																62,622
食	肉販売業 <sup>5)</sup>	148,324	144,981	141,571	140,065	135,973	137,814	139,223	140,627	141,871	141,996	143,328	144,484	144,963	144,281	151,535	124,162
氷?	雪販売業	2,622	2,507	2,384	2,274	2,135	2,089	2,017	1,919	1,810	1,722	1,642	1,581	1,516	1,462	1,353	1,506

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

- (注) 1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。
  - 2) 旅館業法の改正 (平成30年6月15日施行) により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、平成29年度以前の「旅館・ホテル営業」は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。
  - 3) 「無店舗取次店」は営業者数である
  - 4) 食品衛生法の改正(令和3年6月1日施行)により、営業計可業種の見直しが行われ、「飲食店営業」の一形態として「喫茶店営業」を統合するとともに、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」として取り扱われていた「調理機能を有する自動販売機」を単独の業種として規定し、また、高度な機能を有し屋内に設置された自動販売機は営業届田の対象とした。なお、「喫茶店営業」は、経過措置として旧許可区分で営業を継続することが認められている。このため、令和3年度の「飲食店営業」は、令和2年度以前の「喫茶店営業」の一部を含み、令和2年度以前の「飲食店営業」、「調理機能を有する自動販売機」、「コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)」に分かれている。また、令和3年度の「喫茶店営業」、「利金店営業」、「調理機能を有する自動販売機」、「コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)」に分かれている。また、令和3年度の「喫茶店営業」、「副理機能を有する自動販売機」、「コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)」に分かれている。
  - 5) 食品衛生法の改正(令和3年6月1日施行)により、営業許可業種の見直しが行われ、「食肉販売業」として取り扱われていた食肉を容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する行為は営業届出の対象とした。このため、令和3年度の「食肉販売業」は、令和2年度以前の「食肉販売業」から一部が分かれている。



# 労働条件•労使関係

# (1) 労働条件

### 労働条件の確保・改善対策

### 概 要

### 労働条件の確保・改善

全国では、約412万の事業場で約5,293万人の労働者が働いている(資料:平成26年「経済センサスー基礎調査」(総務省統計局)より算出)。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要である。

そのため、各都道府県に労働局が、全国各地に労働基準監督署が設置されており、労働基準関係法令に基づいて事業場に立ち入り、事業主に対し法令に定める労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定基準を遵守させるとともに、労働条件の確保・改善に取り組んでいる。

労働条件の確保・改善を図る具体的な方法としては労働基準監督官が事業場に赴くことなどによる定期監督等(毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、その原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う、いわゆる災害調査等も含む。)及び申告監督(労働者等からの申告に基づいて実施する監督)等がある。

また、労働基準監督官が行った監督指導等の結果、重大又は悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は、その刑事 責任を追及すべく刑事訴訟法に基づき特別司法警察員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検する司法処分を行う。

# 詳細データ① 監督実施状況の推移

年	E	<b>高検監督実施事業場</b> 数	<b>数</b>	監督実施率	違反率
#	定期監督等	その他の監督	計	监督表施华	<b>運</b> 及學
	件	件	件	%	%
平成15	121,031	43,474	164,505	3.6	65.6
16	122,793	42,835	165,628	3.6	67.1
17	122,734	41,407	164,141	3.7	66.3
18	118,872	42,186	161,058	3.6	67.4
19	126,499	42,234	168,733	4.1	67.9
20	115,993	43,097	159,090	3.9	68.5
21	100,535	46,325	146,860	3.6	65.0
22	128,959	45,574	174,533	4.3	66.7
23	132,829	42,703	175,532	4.1	67.4
24	134,295	39,225	173,520	4.1	68.4
25	140,499	37,634	178,133	4.2	68.0
26	129,881	36,568	166,449	3.9	69.4
27	133,116	36,120	169,236	4.0	69.1
28	134,617	35,006	169,623	4.1	66.8
29	135,785	34,413	170,198	4.1	68.3
30	136,281	33,911	170,192	4.1	68.2
令和元	134,981	32,577	167,558	4.1	70.9
2	116,317	29,316	145,633	3.5	69.1
3	122,054	27,325	149,379	3.6	68.2

資料:厚生労働省労働基準局調べ。

(注) 違反率は定期監督等実施事業場のうち違反のあった事業場の割合である。

### 詳細データ② 申告処理状況の推移

年	要処	理分	前年より	の繰越し	当年	受理
+	件数	前年対比	件数	前年対比	件数	前年対比
平成15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和元 23	46,009 43,423 41,003 40,234 40,254 44,432 48,448 44,736 41,047 37,253 33,322 31,709 30,381 29,773 29,388 28,874 27,471 25,568 21,667	% 104.8 94.4 98.1 100.0 110.4 109.0 92.3 91.8 90.8 92.1 95.8 98.0 98.7 98.7 98.3 95.1 93.1	6,954 6,795 6,072 5,442 4,724 5,145 5,976 6,588 5,784 5,901 5,004 4,620 4,119 4,073 4,016 4,086 3,959 3,954 2,853	% 108.3 97.7 89.4 89.6 86.8 108.9 110.2 87.8 102.0 84.8 92.3 89.2 98.9 98.6 101.7 96.9	39,055 36,628 34,931 34,792 35,530 39,287 42,472 38,148 35,263 31,352 29,318 27,089 26,280 25,700 25,372 24,788 23,512 21,614	% 104.2 93.8 95.4 99.6 102.1 1110.6 108.1 89.8 92.4 97.0 97.8 98.7 97.7 97.7 97.7

資料: 厚生労働省労働基進局調べ。

詳細データ③ 主要業種別司法事件数の推移

年	全業種	製造業	建設業	商業		
平成15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和元2 3	1,399 (100.0) 1,339 (100.0) 1,290 (100.0) 1,219 (100.0) 1,227 (100.0) 1,227 (100.0) 1,157 (100.0) 1,157 (100.0) 1,164 (100.0) 1,163 (100.0) 1,036 (100.0) 966 (100.0) 890 (100.0) 896 (100.0) 896 (100.0) 896 (100.0) 897 (100.0) 898 (100.0) 897 (100.0) 898 (100.0) 898 (100.0) 899 (100.0) 899 (100.0) 899 (100.0)	346 (24.7) 312 (23.3) 303 (23.5) 286 (23.5) 286 (23.5) 285 (24.1) 295 (24.0) 285 (25.7) 268 (23.2) 253 (23.8) 260 (22.9) 231 (22.1) 215 (20.8) 241 (24.9) 210 (23.6) 195 (21.8) 221 (24.7) 169 (20.6) 224 (25.3) 177 (19.3)	593 (42.4) 571 (42.6) 525 (40.7) 470 (38.6) 458 (35.9) 484 (39.4) 375 (33.8) 400 (34.6) 352 (33.1) 406 (35.8) 369 (35.4) 392 (37.8) 336 (34.7) 307 (34.3) 312 (34.8) 307 (37.4) 300 (33.8) 317 (34.5)	122 (8.7) 113 (8.4) 106 (8.2) 97 (8.0) 122 (9.6) 92 (7.5) 114 (10.3) 102 (8.8) 98 (9.2) 97 (7.6) 96 (9.3) 85 (8.8) 79 (8.8) 79 (8.8) 82 (9.2) 63 (7.7) 79 (8.9) 69 (7.5)		

資料:厚生労働省労働基準局調べ。 (注) 括弧内は、全業種中に占める割合である。

# 労働時間対策

### 概 要

### 主な労働時間対策

# 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた主な取組等

- ○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的機運の醸成
- ○労働時間等の設定の改善を促進するための支援
  - ・労働時間等設定改善法、「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の周知
  - 労働時間等の設定の改善に係る支援
  - ▶働き方改革推進支援センター
  - ■さり以半推進又接せつま●働き方改革推進支援助成金
  - ▶特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進
  - ・ 上時間労働につかがる取引増行の目直しの推進

### 労働時間対策の具体的推進

- ○労働時間等設定改善実施体制の整備
- ○法定労働時間の導守徹底
  - ・働き方改革関連法の周知と併せ、引き続き集団指導等を実施するなどにより法定労働時間の遵守を徹底
- ○時間外労働の削減
  - ・労働時間管理の適下化等
    - ▶ 「労働時間の適下な把握のために使用者が護ずべき措置に関するガイドライン」により、労働時間管理の適下化のための指導
  - ・時間外・休日労働協定(36協定)の適正化
  - ▶36協定届が所轄労働基準監督署長に届け出られた場合に、当該協定届の内容について必要な指導

### 【罰則付きの時間外労働の上限規制】

- ・法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない
- ・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければならない
- ▶時間外労働が年720時間以内
- ▶時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ▶時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり 80時間以内
- ▶時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- ・上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれあり
- ・以下の事業・業務については、上限規制の適用が以下のとおり猶予される

事業・業務	猶予期間中の取り扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間後の取り扱い (2024年4月1日以降)
建設事業		・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ・災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	上限規制は適用されません。	・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ・時間外労働と休日労働の合計について、
医師		・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大 1,860時間となります。 ・時間外労働と休日労働の合計について、 、2~6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
鹿児島県及 び沖縄県に おける砂糖 製造業	✓月100時間未満	上限規制がすべて適用されます。

- ・新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外される
- ○1年単位の変形労働時間制等の労働時間制度の適正な運用の確保
- ○勤務間インターバル制度の導入促進
- ○年次有給休暇の取得促進
  - 年5日の年次有給休暇の確実な取得等
  - ・年次有給休暇取得日数等の管理等
  - ・年次有給休暇の取得促進に向けた機運の醸成
  - ・年次有給休暇の取得に伴う不利益取扱いの禁止
  - 長期休暇制度の普及促進

### **詳細資料**

### 労働時間等設定改善法及び労働時間等目直しガイドラインの概要

### 労働時間等の設定の改善

- ・労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の時季、 深夜業の回数、終業から始業までの時間等の労働時間等に関す る事項の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多 様な働き方に対応したものへ改善すること
- ・事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、必要な措置を 講ずるように努めなければならない。また、他の事業主との取 引に当たっては、短い期限の設定を行わないことや、発注内容 の頻繁な変更を行わないこと、他の事業主の労働時間設定改善 を阻害する取引条件を付けないこと等の配慮に努めなければな らない。
- ・国は、事業主等に対し援助等を行うとともに、必要な施策を総 合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない

# 労働時間等設定改善指針の策定

事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切 に対処できるよう、定めるもの (具体的取組を進めるトで参考となる事項も規定)

# 労働時間等設定改善委員会/労働時間等設定改善企業委員会

- ・労使間の話合いの機会を整備するために設置(努力義務)
- ・一定の要件を充たす委員会には、労使協定代替効果、届出免除 といった労働基準法の適用の特例

# 労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、内 容の独禁法違反の有無を関係大臣が公正取引委員会と調整

### 労働時間等設定改善指針(主な内容)

- 経営者白らが主道1.7 職場圏土改革のための音識改革等に努め ることが重要 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体
- の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和 の実現に向けて計画的に取り組むことが必要 (社会全体の目標値)
  - ○「调労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5割減」
  - ○「年次有給休暇取得率を2020年までに70%に引き上げる」など

### 「仕事と生活の調和の宝母のために重要な取組」

- (1) 労使間の話合いの機会の整備
  - ○労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話合いの機会の整備
- (2) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備 ○ 年次有給休暇管理簿の活田
  - ○計画的な年次有給休暇の取得 年次有給休暇の連続取得
- ○年次有給休暇の時間単位付与制度等の検討
- ○転職が不利にならない等のための年次有給休暇付与の早期化の検討
- ○子供の学校休業日に合わせた年次有給休暇取得への配慮 等
- (3) 時間外・休日労働の削減
- ○「/\_確要デー」「/\_確要占/\_ク」の当1・拡充 ○時間以受傷の上限担制第1を映するた果時間受傷の抑制
- ○テレワークの活用、深夜業の回数制限、勤務間インターバル、朝型の働き 古の絵財 笠
- (4) 労働者各人の健康と生活への配慮
- ○特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
- ○育児・介護を行っている労働者 ○公民権の行使等を行う労働者
- ○単身赴任中の労働者
- ○自発的な職業能力開発を行う労働者
- ○地域活動等を行う労働者 等への配慮
- (5) 他の事業者との取引上の配慮
  - ○納期の適正化、頻繁な発注変更の抑制、発注方法の改善 等

### 詳細データ① 主要6か国における労働者1人平均年間総労働時間の推移

(時間)

年	日本	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ	フランス
2010	1754	1779	1471	1718	1350	1439
2011	1747	1788	1482	1718	1354	1445
2012	1765	1789	1501	1726	1336	1440
2013	1746	1787	1505	1721	1327	1427
2014	1741	1788	1512	1718	1334	1422
2015	1734	1788	1496	1718	1337	1422
2016	1724	1785	1513	1714	1334	1428
2017	1720	1783	1509	1705	1331	1416
2018	1706	1788	1510	1721	1332	1424
2019	1669	1784	1513	1703	1330	1421
2020	1621	1784	1368	1668	1284	1320

資料: OECD Database (http://stats.oecd.org) "Average annual hours actually worked per worker [Dependent employment]" 2022年4月現在

- (注) 1. 調査対象となる労働者にはパートタイム労働者を含み、自営業者は除く
  - 2. 日本は事業所規模5人以上の労働時間。日本以外の国については事業所規模の区別はない。
  - 3. フランスのデータの2015年は推計値
  - 4. 各国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

年次有給休暇の取得状況<sup>1)</sup> 詳細データ②

年・企業規模・産業	1 人平均付与日数2)	1人平均取得日数3)	取得率4)
令和 4年	17.6	10.3	58.3
令和 3年	17.9	10.1	56.6
令和 2年	18.0	10.1	56.3
平成31年	18.0	9.4	52.4
平成30年	18.2	9.3	51.1
令和4年調査計			
1,000人以上	18.5	11.7	63.2
300~999人	17.8	10.2	57.5
100~299人	17.1	9.5	55.3
30~ 99人	16.7	8.9	53.5
令和4年			
鉱業、採石業、砂利採取業	18.1	10.5	58.0
建設業	17.8	9.5	53.2
製造業	18.6	11.7	62.6
電気・ガス・熱供給・水道業	19.3	13.8	71.4
情報通信業	18.6	11.7	63.2
運輸業、郵便業	17.4	10.4	59.5
卸売業、小売業	17.5	8.7	49.5
金融業、保険業	19.8	11.2	56.8
不動産業、物品賃貸業	17.2	9.5	55.5
学術研究、専門・技術サービス業	19.0	11.5	60.7
宿泊業、飲食サービス業	14.8	6.6	44.3
生活関連サービス業、娯楽業	15.8	8.4	53.2
教育、学習支援業	18.0	9.0	50.1
医療、福祉	16.4	9.9	60.3
複合サービス事業	19.6	14.2	72.4
サービス業(他に分類されないもの)	16.0	9.8	61.3

資料:厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

<sup>(</sup>注) 1) 表中の年は、調査実施権であり、調査対象期間は前年(又は前々年の会計年度)である。
2)「付与日数」には、繰越日数を除く。
3)「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、(取得日数計/付与日数計) ×100(%) である。

# 賃金対策

### 脚 更

### 最低賃金制度の概要

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは最低賃金法により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用される。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職種に関わりなく都道府県内で働くすべての労働者と使用者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業(電気機械器具製造業、自動車小売業等)の基幹的労働者を対象に、地域別最低賃金よりも高い金額水準で定められる「特定最低賃金」の2種類が設定されている。

### 3 最低賃金との比較

支払われる賃金と最低賃金額を次の方法により比較を行う。ただし、支払われる賃金のうち、①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)、③所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)、⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)、⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金額との比較に当たって算入しないこととされている。

- (1) 時間給の場合:時間給≥最低賃金額(時間額)
- (2) 日給の場合 : 日給÷1日平均所定労働時間≥最低賃金額 (時間額)
- (3) 月給の場合 : 月給÷1か月平均所定労働時間≥最低賃金額 (時間額)
- (4) 上記 (1), (2), (3) の組み合わせの場合: 例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当など)が月給制の場合は、それぞれ (2) (3) の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

詳細データ① 地域別最低賃金の全国一覧

			30年度	4	<b>令和元年度</b>	:	令和2年度	-	令和3年度	:	令和4年度
		最低 賃金額	発効年月日	最低 賃金額	発効年月日	最低 賃金額	発効年月日	最低 賃金額	発効年月日	最低 賃金額	発効年月日
全国加	加重										
平均	額	874		901		902		930		961	
(時間	額)										
北海	道	835	平成30年10月1日	861	令和元年10月3日	861	_	889	令和3年10月1日	920	令和4年10月2日
青	森	762	平成30年10月4日	790	令和元年10月4日	793	令和2年10月3日	822	令和3年10月6日	853	令和4年10月5日
岩	手	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月4日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月2日	854	令和4年10月20日
宮	城	798	平成30年10月1日	824	令和元年10月1日	825	令和2年10月1日	853	令和3年10月1日	883	令和4年10月1日
秋	田	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月3日	792	令和2年10月1日	822	令和3年10月1日	853	令和4年10月1日
山	形	763	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	793	令和2年10月3日	822	令和3年10月2日	854	令和4年10月6日
福	島	772	平成30年10月1日	798	令和元年10月1日	800	令和2年10月2日	828	令和3年10月1日	858	令和4年10月6日
茨	城	822	平成30年10月1日	849	令和元年10月1日	851	令和2年10月1日	879	令和3年10月1日	911	令和4年10月1日
栃	木	826	平成30年10月1日	853	令和元年10月1日	854	令和2年10月1日	882	令和3年10月1日	913	令和4年10月1日
群	馬	809	平成30年10月6日	835	令和元年10月6日	837	令和2年10月3日	865	令和3年10月2日	895	令和4年10月8日
埼	玉	898	平成30年10月1日	926	令和元年10月1日	928	令和2年10月1日	956	令和3年10月1日	987	令和4年10月1日
千	葉	895	平成30年10月1日	923	令和元年10月1日	925	令和2年10月1日	953	令和3年10月1日	984	令和4年10月1日
東	京	985	平成30年10月1日	1013	令和元年10月1日	1013	_	1041	令和3年10月1日	1072	令和4年10月1日
神奈	€JII	983	平成30年10月1日	1011	令和元年10月1日	1012	令和2年10月1日	1040	令和3年10月1日	1071	令和4年10月1日
新	潟	803	平成30年10月1日	830	令和元年10月6日	831	令和2年10月1日	859	令和3年10月1日	890	令和4年10月1日
富	山	821	平成30年10月1日	848	令和元年10月1日	849	令和2年10月1日	877	令和3年10月1日	908	令和4年10月1日
石	Ш	806	平成30年10月1日	832	令和元年10月2日	833	令和2年10月7日	861	令和3年10月7日	891	令和4年10月8日
福	井	803	平成30年10月1日	829	令和元年10月4日	830	令和2年10月2日	858	令和3年10月1日	888	令和4年10月2日
山	梨	810	平成30年10月3日	837	令和元年10月1日	838	令和2年10月8日	866	令和3年10月1日	898	令和4年10月20日
長	野	821	平成30年10月1日	848	令和元年10月4日	849	令和2年10月1日	877	令和3年10月1日	908	令和4年10月1日
岐	阜	825	平成30年10月1日	851	令和元年10月1日	852	令和2年10月1日	880	令和3年10月1日	910	令和4年10月1日
静	岡	858	平成30年10月3日	885	令和元年10月4日	885	_	913	令和3年10月2日	944	令和4年10月5日
愛	知	898	平成30年10月1日	926	令和元年10月1日	927	令和2年10月1日	955	令和3年10月1日	986	令和4年10月1日
Ξ	重	846	平成30年10月1日	873	令和元年10月1日	874	令和2年10月1日	902	令和3年10月1日	933	令和4年10月1日
滋	賀	839	平成30年10月1日	866	令和元年10月3日	868	令和2年10月1日	896	令和3年10月1日	927	令和4年10月6日
京	都	882	平成30年10月1日	909	令和元年10月1日	909	_	937	令和3年10月1日	968	令和4年10月9日
大	阪	936	平成30年10月1日	964	令和元年10月1日	964	_	992	令和3年10月1日	1023	令和4年10月1日
兵	庫	871	平成30年10月1日	899	令和元年10月1日	900	令和2年10月1日	928	令和3年10月1日	960	令和4年10月1日
奈	良	811	平成30年10月4日	837	令和元年10月5日	838	令和2年10月1日	866	令和3年10月1日	896	令和4年10月1日
和歌	此	803	平成30年10月1日	830	令和元年10月1日	831	令和2年10月1日	859	令和3年10月1日	889	令和4年10月1日
鳥	取	762	平成30年10月5日	790	令和元年10月5日	792	令和2年10月2日	821	令和3年10月6日	854	令和4年10月6日
島	根	764	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	792	令和2年10月1日	824	令和3年10月2日	857	令和4年10月5日
岡	山	807	平成30年10月3日	833	令和元年10月2日	834	令和2年10月1日	862	令和3年10月2日	892	令和4年10月1日
広	島	844	平成30年10月1日	871	令和元年10月1日	871	_	899	令和3年10月1日	930	令和4年10月1日
山		802	平成30年10月1日	829	令和元年10月5日	829	_	857	令和3年10月1日	888	令和4年10月13日
徳	島	766	平成30年10月1日	793	令和元年10月1日	796	令和2年10月3日	824	令和3年10月1日	855	令和4年10月6日
香	Ш	792	平成30年10月1日	818	令和元年10月1日	820	令和2年10月1日	848	令和3年10月1日	878	令和4年10月1日
愛	媛	764	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月1日	853	令和4年10月5日
高	知	762	平成30年10月5日	790	令和元年10月5日	792	令和2年10月3日	820	令和3年10月2日	853	令和4年10月9日
福	岡	814	平成30年10月1日	841	令和元年10月1日	842	令和2年10月1日	870	令和3年10月1日	900	令和4年10月8日
佐	賀	762	平成30年10月4日	790	令和元年10月4日	792	令和2年10月2日	821	令和3年10月6日	853	令和4年10月2日
長	崎	762	平成30年10月6日	790	令和元年10月3日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月2日	853	令和4年10月8日
熊	本	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	793	令和2年10月1日	821	令和3年10月1日	853	令和4年10月1日
大	分	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	792	令和2年10月1日	822	令和3年10月6日	854	令和4年10月5日
宮	崎	762	平成30年10月5日	790	令和元年10月4日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月6日	853	令和4年10月6日
鹿児	島	761	平成30年10月1日	790	令和元年10月3日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月2日	853	令和4年10月6日
沖	縄	762	平成30年10月3日	790	令和元年10月3日	792	令和2年10月3日	820	令和3年10月8日	853	令和4年10月6日

### 詳細データ② 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

# 監督指導結果の推移(平成16~令和4年、全国計)

事		法違反の状況		法違反事	業場の認識状	況 (%)	最賃未満労働者の状況			
項別	監督実施 事業場数	最賃支払 義務違反	違反率 (%)	適用される 最 賃 額 を	金額は知らな いが、最賃が	最賃が適用 されること	監督実施 事業場の	最低賃金 未 満	最低賃金未 満労働者数	
年		事業場数		知っている	適用されること を知っている	を 知 ら な かった	労働者数	労働者数	の比率 (%)	
16	12,337 件	678 件	5.5 %	30.2 %	53.1 %	16.7 %	178,757 人	2,321 人	1.3 %	
17	11,820	753	6.4	30.9	50.5	18.6	177,086	2,087	1.2	
18	10,700	731	6.8	32.6	51.8	15.6	149,523	2,376	1.6	
19	20,362	1,399	6.9	33.4	56.0	10.7	299,402	4,241	1.4	
20	19,550	1,318	6.7	34.7	56.5	8.8	310,782	4,081	1.3	
21	9,743	833	8.5	32.5	59.7	7.8	150,126	3,393	2.3	
22	13,559	1,055	7.8	34.2	57.6	8.2	192,080	3,482	1.8	
23	14,298	1,481	10.4	41.3	51.8	6.9	201,362	5,275	2.6	
24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2	
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1	
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1	
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.1	
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4	
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5	
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3	
R1	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6	
R2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2	
R3	9308 (※)	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7	
R4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7	

<sup>(</sup>注) 各年とも1~3月の結果である。(※) 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

# 労働者の安全と健康を確保するための施策

### **詳細資料**① 安全衛生施策の休系 労働災害防止計画の策定 第14次労働災害防止計画 (2023年度~ 2027年度) に基づき労働災害発生の防止を図る。 安全衛生管理体制の確立 事業場における安全衛生管理活動の徹底を図る。 安全衛生教育の実施 事業場における安全衛生教育の実施の徹底を図る。 基本的 安全衛生意識の高揚 対策 全国安全週間・全国労働衛生週間及び無災害記録証授与制度を実施 自主的な安全衛生活動の促進 「信除性又は有害性等の調査等に関する指針」の公表、周知及び指導を実施。 化学物質に関しては、安全データシート (SDS) に基づくリスクアセスメント 労 の実施活用を図る 新たに発行された国際規格を踏まえ、労働安全衛生マネジメントシステムに 関するIISを制定 働 者 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 安全確保対策 転倒災事対策 腰痛予防対策の推進を図る の 高年齢労働者や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 安 高年齢労働者対策や外国人労働者対策等の推進を図る 全 業種別の労働災害防止対策の推進 院上貨物運洋業 建設業 制造業 林業の対策の推准を図る ۲ 健 過重労働対策及びメンタルヘルス対策の推進 長時間労働者に対する医師による面接指導の徹底を図る。 康 健 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に即した取組みの徹底を図る。 康 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施の徹底を図る。 確 確 葆 産業保健活動の推進 対 保 健康診断結果等に基づく措置の実施の徹底を図る。 笨 電楽保健総合 支援センターの地域窓口において小規模事業場を対象とする健康相談等を行う。 事業場における健康づくりを促進するため、健康保持増進措置に対する支援を行う。 扙 治療と仕事の面立支援に関する取組みの促進を図る。 策 化学物質管理対策の推進 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等によるばく露防止対策を図る。 職業性疾病予防対策 化学物質終理に関する事業表への支援な推進する 化学物質等の危険有害性等の表示及びSDSの交付の推進を図る。

### 石綿健康障害予防対策の推進

石綿含有製品の製造等の全面禁止の徹底を図る 石綿障害予防規則によるばく露防止対策の推進を図る

### 粉じん障害防止対策等の推進

作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理の徹底を図る。 じん肺、腰痛、電離放射線障害、熱中症、酸素欠乏症等の予防対策を推進する。

# 国際化に対応した安全衛生対策の推進

国際動向を踏まえた対策の推進を図る。 国際協力、協調的な取組の推進を図る。

# 労働災害防止団体等との連携

中央労働災害防止協会、 業種別労働災害防止協会等

### 詳細資料②

アウトプット指標 (新設)

### 第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の<br />
推進 (重点対策②)

アウトカム指標

■ 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を 2027年までに50%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・頑強心事業場における正社員以外の労働者への安全 衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその 増加に歯止めをかける。 ■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全 衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023年と比較して2027年までに増加させる。	■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較 して2027年までに滅少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 ( <mark>重点対策③</mark> )	
■「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働 者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実 施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	■ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 ( <u>重点対策</u>	0)
■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい 方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以 上とする。	■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。
(エ)業種別の労働災害防止対策の推進 (重点対策⑥)	
■「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置 を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2027年までに45%以上とする。	■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以 上滅少させる。
■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場 の割合を2027年までに85%以上とする。	■ 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	■ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と 比較して2027年までに5%以上滅少させる。
■「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置 を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	■ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅 な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
アウトプット指標(新設)	アウトカム指標
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 (重点対策⑦)	
■ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ■ 勤務問インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上 とする。	■ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
■ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の 割合を2027年までに50%以上とする。	■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする 労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
■ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027 年までに80%以上とする。	-
(カ)化学物質等による健康障害防止対策の推進( <mark>重点対策</mark> ⑧)	
■ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(SDS)の交付の養務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示。SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。	■ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上滅少させる。
■ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象と	

なっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスク アセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとと もに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止 するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上と ■ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年

と比較して2027年までに増加させる。

・死亡災害については、 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。 ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

■ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率\*を第13次労働災害防止計画

期間と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

### 詳細資料(3) 職場における安全対策

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、職場における安全対策を推 准しています。

### 1. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

産業構造の変化や働き方の多様化等の影響により、小売業及び介護施設を中心に転倒や腰痛等の労働者の作業行動を起因とする行 動災害が増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため第14次労働災害防止計画に基づいて、これらの災害の防止に資する 装備や設備等の普及や、業務を忙な現場の実態を踏まえたアプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及、 労働者の筋力・体幹等の身体機能の維持改義の取組の促進等に取り組んでいるところである



### 2. 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

身体機能の低下等の影響により労働災害の発生リスクが高い高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進するた め、令和2年に策定した「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めることとしている。また、外国人労働者の労働災害防止のため、効率的・効果的な安全衛生教 育手法の提示や、危険の見える化のため、外国人労働者も含めた全ての労働者向けのピクトグラム安全表示の開発を促進している。

### 3. 業種別の労働災害防止対策の推進

近年、陸上貨物運送事業における荷役作業時の労働災害が増加しており、その対策が急務である。

また、労働災害による死亡者のうち、約3割が建設業、約2割が製造業であり、それぞれ「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」 による死亡者数が最も多くなっている。また、林業については、死亡者数は多くはないものの、労働者10万人当たりの死亡者数は 産業計のものと比較し著しく多くなっている

これらの業種については、特に重点的に労働災害防止対策に取り組む必要がある。

- (1) 陸上貨物運送事業対策
- 陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割がトラックからの墜落・転落災害など、荷役作業時に発生していることから、ト ラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の推進を図る。
- (2) 建設業対策
- 死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止のために、墜落・転落防止対策の推進を図る。
- (3) 製造業対策
- 機械による労働災害を防止するため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造段階(メーカー)及び使用段 階(ユーザー)でのリスクアセスメントの実施促進を図る。また、技術の進展に対応して国際的な安全規格と整合を図るなど機 械等の安全基準 (構造規格等) を見直していく。
- (4) 林業対策
- 立木の伐倒等の際の災害が多いことから、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等に 基づく措置の徹底を図る。

4

### 詳細資料(4)

### 「過重労働による健康暗宝防止のための総合対策」の概要

(平成14年2月策定、令和2年4月最終改定)

過重労働による健康障害防止のためには、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に関する措置を適切に実施することが重要である。このため、「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」を定めるとともに、国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめ、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

### - 過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置 -

- (1) 時間外・休日労働時間等の削減
- ○36協定締結時における「指針」等の遵守
- ○労働時間の適正な把握 等
- (2) 年次有給休暇の取得促進
- (3) 労働時間等の設定の改善
- (4) 労働者の健康管理に係る措置の徹底
- ①健康管理体制の整備、健康診断の実施等
  - ・産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選仟及びその者による健康管理の実施
  - ・衛生委員会の設置等健康管理体制の整備
  - ・健康診断及びその事後措置の確実な実施 等
- ②長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者等に対する面接指導等
  - ・医師による面接指導の実施及びその事後措置等の実施
  - ・面接指導等を実施するための手続等の整備
  - ・小規模事業場における面接指導等の実施を促進するための地域産業保健センターの活用等
- ③メンタルヘルス対策の実施
- ④過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の原因の究明及び再発防止
- ⑤労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

### 国が行う所要の措置 -

- ○36協定における時間外・休日労働に係る適正化指導等
- ○時間外・休日労働が月45時間を超えているおそれのある事業場に対しての監督指導等
- ○過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

### 職場におけるメンタルヘルス対策 詳細資料(5)

### 制度的枠組

### 1 労働安全衛生法令の措置

- (1) 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) と面接指導を実施すること。(平成27年12月1日施行) (2) 長時間労働者に対する医師による面接指導の際にメンタルヘルス面の確認を行うこと。
- (3) 衛生委員会等において、メンタルヘルス対策の樹立に関して調査審議をすること

### 事業者が取り組むべき措置

- (1) 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の創設(平成26年6月公布、平成27年12月施行) ストレスチェック制度は、一次予防(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)を主な目的とし、労働者自 気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるために、以下の事項を定めている。 労働者自身のストレスへの
  - ○事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者\*\*による 心理的な負担の程度を把握するための給査(ストレスチェック)\*\*を行わなければならないこと。
  - ○検査結果は、検査を実施した医師等から直接本人に通知され、あらかじめ本人の同意を得ないで、検査結果を事業者に提 供してはならない
  - 供してはならないこと。 ○事業者は、検査結果の通知を受けた労働者のうち、厚生労働省令で定める要件\*\*\*に該当する労働者から申出があったとき は、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないこと。 ○事業者は、申出を理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。 ○事業者は、面接指導の結果に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴き、その意見を勘案し、必要 があると認めるときは、就業上の措置\*\*を講じなければならないこと。

  - ○原生労働大臣は、事業者が讃ざべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。
  - ストレスチェックの実施者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心 **※**1 理師とする。
  - 税権で目む、『職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を標準的な項目とする。検査の頻度は、1年ごとに1回とする。 要件は、高ストレス者であって面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者とする。
  - \*\*3
  - 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の ×4 措置を行うこと
- (2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定 (平成18年3月公示、平成27年11月改正) 指針では、事業者が講ずるメンタルヘルスケアの原則的な実施方法として、次の事項を示している。
  - 衛生委員会等における調査審議
  - 心の健康づくり計画の策定
  - 4つのメンタルヘルスケアの推進

  - (1) セルフケア (2) ラインによるケア
  - (3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
  - (4) 事業場外資源によるケア メンタルヘルスケアの具体的進め方
  - (1) 教育研修·情報提供
  - (2) 職場環境等の把握と改善

  - (3) メンタルヘルス不調への気付きと対応 (4) 職場復帰における支援
  - 5 個人情報の保護への配慮

  - る 心の健康に関する情報を理由とした不利益な取扱いの防止 7 小規模事業場における取組の留意事項

※事業外資源:事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関及び専門家をいう。

- (3)「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を策定(平成24年7月改訂)
- (4)「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を策定(令和2年7月改訂)

### 3 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

事業場に対して、上記指針等に即した取組みを指導。

### Ⅱ 職場におけるメンタルヘルス対策促進のための国の支援措置

# 総合的支援

産業保健総合支援センターによる支援

メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで、事業者の取り組むメンタ ルヘルス対策に対して総合的な支援を実施

- ① 事業者からの相談対応
- ② 個別事業場に対する訪問支援( ③ 職場復帰プログラムの作成支援 (ストレスチェック制度導入支援を含む)
- ④ 管理監督者に対する教育等を実施
- ⑤産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスに関する研修等を実施

情報の提供 働く人のメンタルヘルス・ボータルサイト「こころの耳」の開設(平成21年10月、https://kokoro.mhlw.go.jp/) 職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障

<u>その他</u> 独立行政法人労働者健康安全機構における団<mark>体経由産業</mark>保健活動推進助成金の支給

4

### 詳細資料(6) **事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等**

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の 措置や治療に対する配慮が行われるよう。事業場における取組をまとめたガイドラインを平成28年2月に策定(令和5年3月に改訂)。 (https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001088186.ndf)

また。ガイドラインの参考資料として主要な疾患について留意事項や企業や医療機関が情報のやりとりを行う際の参考になる「企 業・医療機関連携マニュアル を整備している。

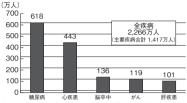
### 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの概要

### 背景・現状

- (例: がん5年相対生存率が向上 平成5~8年53.2% → 平成21~23年(令和2年3月調査)64.1%) 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
- (例: 仕事を持ちながら、がんで通院している者が多数 令和元年44.8万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
  - (例: 糖尿病患者の約8%が通踪を中断。その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)
- ⇒疾病にり患した労働者の治療と仕事の両立が重要な課題
- 治療と仕事の両立に悩む事業場が少なくない
- (例:従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所 89.5%)
- ⇒事業場が参考にできるガイドラインの必要性

### 日本の労働力人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている

### ○罹患しながら働く人数 (治療と仕事の両立に支援が必要な主な疾病)



出典:厚生労働省令和元年度国民生活基礎調査(各疾患については回答に重複あり)

### 治療と仕事の両立支援を行うための環境整備

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 両立支援に関する制度・体制などの整備(休暇制度や勤務制度の整備、労使等の協力等)

### 治療と仕事の両立支援の進め方

- ① 労働者が事業者へ申出
  - ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容や勤務情報等を提供
  - ・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて現在の症状 (通勤や業務遂行に影響を及ぼしうる症状等)、治療の予定、就業の可否、 望ましい就業上の措置、その他配慮事項を記載した書面を作成
  - ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出
- ② 事業者が産業医等の意見を聴取
  - ・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業の可否、就業上の措置、治療に対する職場で の配慮に関する意見を聴取
- ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施
  - 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治 療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施
- ※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

### 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインに基づく取組促進のための国の支援措置

### 総合的支援

- ○労働者健康安全機構が窓口となり「団体経由産業保健活動推進助成金」を助成。
- ○全国の産業保健総合支援センター等では、平成28年度よりガイドラインに基づく企業の取組を支援するため以下の 各種支援を実施
  - ①治療と仕事の両立支援に関するセミナー、専門的研修を開催
  - ②両立支援に取り組む事業場への訪問指導
  - ③関係者からの相談対応
- ④患者(労働者)と企業との間の個別調整支援

# 情報の提供

- ○企業における治療と仕事の両立支援の取組事例をまとめた「職場づくりの事例集」を作成
  - (http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000159796.pdf)
- ○両立支援に関する情報を一元化して提供するため「治療と仕事の両立支援ナビ」を開設
- (https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/)

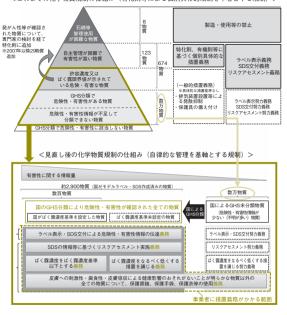
# 詳細資料(7) 化学物質による労働災害防止対策

化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現代の社会生活には欠くことのできないものだが、有益なものである反面、危険性や有実性を持つものも多く、適切な管理が必要である。

化学物質による労働災害防止のためには、事業場で取り扱っている化学物質の危険有害性情報を的確に把握するとともに、その情報に基づき、適切にばく露防止等の措置を講じる必要があることから、厚生労働省では、

- ・化学物質の危険有害性情報が適切に伝達されるよう、容器等へのラベル表示やSDS(安全データシート)の交付等の制度整備
- ・SDS等の情報に基づく危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の推進
- ・労働者に健康障害等を発生させるリスクが高い業務について、特定化学物質障害予防規則等の特別規則により各種の労働災害防止 措置を義務付け
- ・新規化学物質の届出制度 (事業者による有害性調査結果の国への届出)
- 等により、化学物質による労働災害の防止対策を推進している。

<これまでの化学物質規制の仕組み (特化則等による個別具体的規制を中心とする規制) >



### 詳細資料® 厚生労働省の石線 (アスベスト) 対策の概要

石綿とは、アスベストとも呼ばれる天然に産出する繊維状鉱物であり、人に対する有害性として、石綿粉じんを 吸入した際には、数十年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫等の健康障害を生じさせることがある。

# 今後の被害を未然に防止するための対策

- 1. 石綿等の製造等の全面禁止(労働安全衛生法)
  - ・「アスベスト総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係関僚会合)を踏まえ、平成18年9月1日より、例外的に製造等の禁止が 猶予された製品(適用除外製品等)を除き、石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、又は使用を禁止
  - ・適用除外製品等についても、代替品の安全性が確認されたものから順次、製造等を禁止し、平成24年3月1日より製造等を全面禁止
- 2. 建築物等解体時等の飛散防止・ばく露防止対策(石綿障害予防規則)
  - ・平成17年2月に石綿障害予防規則を制定し、対策を強化 ← 従来、特定化学物質等障害予防規則で規定

[石綿障害予防規則の概要]

建材等の事前調査、当局に対する届出、作業場所の隔離、呼吸用保護具の使用、作業の記録の保存、健康診断の実施 等

### 国民の有する不安への対応

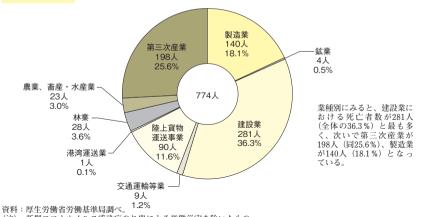
- 3. 退職された方に対する健康管理(労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度)
  - ・石綿を取り扱う業務に一定期間従事した経歴がある方等に対し、健康管理手帳を交付(国の費用で健康診断(半年ごとに1回))
- 4. 石綿ばく露作業による労災認定を受けた労働者の所属事業場などの公表

# 隙間のない健康被害者の救済

- 5. 労働者災害補償保険法に基づく救済
  - ・石綿による業務災害にあった労働者など又はその遺族などに対する保険給付
- 6. 石綿健康被害救済法による救済
  - ・労災保険に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金の支給

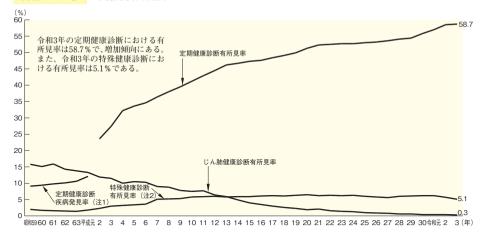
4

### 詳細データ① 業種別死亡災害発生状況(令和4年)



(注) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

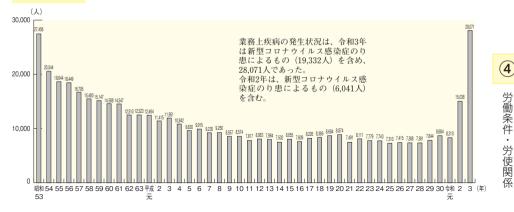
### 詳細データ② 年別健康診断結果



資料:厚生労働省労働基準局調べ。

- (注) 1. 平成元年10月定期健康診断項目改正
  - 2. 平成元年10月有機溶剤及び鉛健康診断項目改正
- 3. 平成7年特殊健診の集計方法変更
- 4. 平成11年1月定期健康診断項目改正

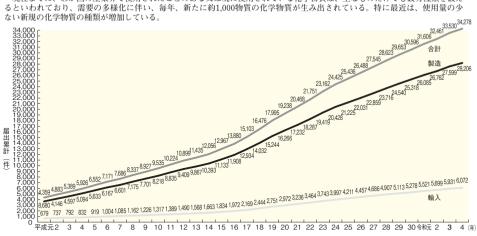
### 詳細データ③ 年別業務 上疾病者数



資料:厚生労働省労働基準局調べ。

### 詳細データ(4) 新規化学物質製造・輸入届出状況 年別(製造・輸入)

現在までに、わが国の産業界で使用されたことのある又は現に使用されている化学物質は、主なものだけでも数万種類を数え るといわれており、需要の多様化に伴い、毎年、新たに約1,000物質の化学物質が生み出されている。特に最近は、使用量の少 ない新規の化学物質の種類が増加している。



資料:厚生労働省労働基準局調べ。

### 石線による健康被害の救済

### 枳 亜

### 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

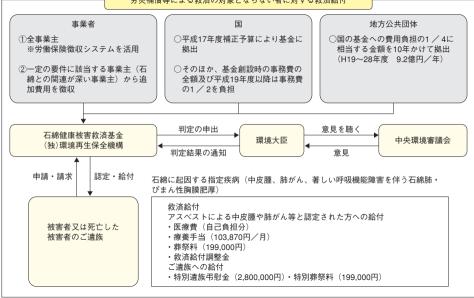
目 的:石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日: 基金の創設

平成18年2月10日 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3日27日 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日 医療費等の支給対象期間の拡大等 平成20年12月1日

指定疾病の追加(政会改正) 平成22年7月1日 特別遺族弔慰金・特別遺族給付金の請求期限の延長等 平成23年8月30日 肺がん等の判定基準の見直し 平成25年6月18日 一般拠出全率の改定(告示改正) 平成26年4月1日 特別遺族給付金の請求期限の延長、支給対象の拡大 令和4年6月17日

### 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付



### 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

### 「特別遺族給付金の支給」

①対 象 者:指定疾病等により令和8年3月26日までに死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効

により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

②給 付 額:特別遺族年金 原則240万円/年 ※特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

③請求期限:令和14年3月27日

④財 源:労働保険特別会計労災勘定から負担する。

4

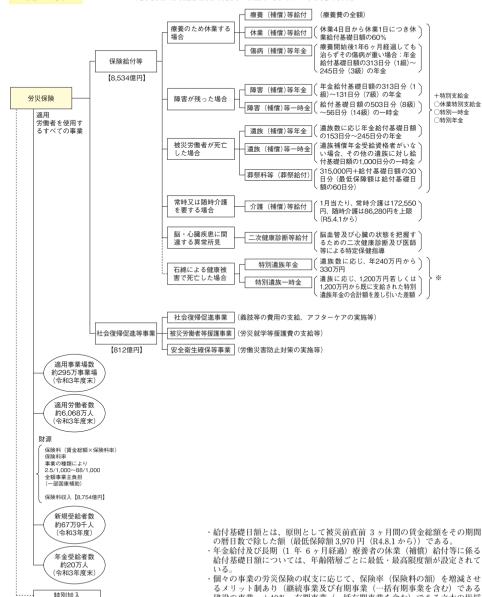
# 労働者災害補償保険制度

### 概 要

「中小事業主、一人親方

特定作業従事者、海外派遣者

### 労働者災害補償保険制度の概要(令和5年度予算額)



の事業 ±35%)

建設の事業 ±40%、有期事業 (一括有期事業を含む) である立木の伐採

※「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの。

# 詳細データ 労災保険の財政状況

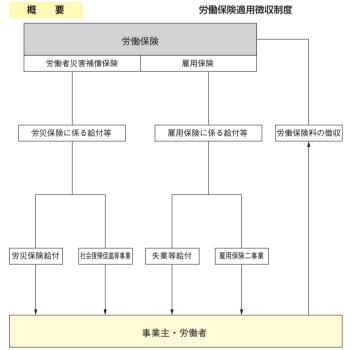
(単位:億円)

	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
①収入		12,237	12,177	11,705	12,036	12,332	11,746
	うち保険料収納額	8,717	8,686	8,249	8,621	8,972	8,503
	うち利子収入	1,305	1,286	1,256	1,203	1,118	1,061
(	②支出	11,914	11,999	12,151	12,467	12,253	11,885
	うち保険給付費等	8,312	8,317	8,396	8,496	8,243	8,138
	うち社会復帰促進等事業費	607	642	662	802	907	747
ž	央算上の収支 (①一②)	323	178	△446	△431	79	△139
積立金累計額		78,938	79,117	78,670	78,239	78,318	78,180

- (注) 1. 労災保険の積立金は、労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。
  - 2. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。
  - 3. 「うち保険給付費等」は、保険給付費及び特別支給金の合計である。

4

# **労働保険適用徴収制度**



### 「労働保険について」

労働保険とは、労働者災害補償 保険(労災保険)と雇用保険とを 総称した言葉であり、保険給付は 両保険制度で個別に行われているが、 保険料の徴収等については、両保 険は労働保険として、原則的に一 体のものとして取り扱われており、 各事業場における賃全総額に労災 保険率と雇用保険率を合わせた率 を乗じて得た額を労働保険料とし て徴収している。

労働保険は、農林水産の事業の 一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は成立手 続を行い、労働保険料を納付しな ければならないことになっている。

### 労働保険の適用・徴収業務

### 1. 労働保険とは

- ○「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)及び雇用保険を総称したもの。
- ○労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される。 ※労働保険の適用事業数 約341万 (令和3年度末)

### 2. 労働保険料

- ○保険料は、原則として労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収。
- ○保険料額は、事業主が労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算定。

労働保険料=事業全体の賃金総額×保険料率 (労災保険率+雇用保険率)

労災保険率 事業の種類により、2.5 / 1,000~88 / 1,000

雇用保険率(前期=令和4年4月1日~同年9月30日、後期=令和4年10月1日~令和5年3月31日)

(前期) 9.5 / 1,000 (後期) 13.5 / 1,000 一般の事業

農林水産、清酒製造の事業(前期) 11.5 / 1,000 (後期) 15.5 / 1,000

(前期) 12.5 / 1,000 (後期) 16.5 / 1,000 (令和 4 年度) 建設の事業

- ○労働保険料の負担は、以下のとおり。
  - 労災保険 全額事業主負担

雇用保険 失業等給付部分は労使折半、雇用保険二事業部分は全額事業主負担

○保険料収入:約2.6兆円、収納率:99.0%(令和3年度末)

# 詳細データ① 労働保険の適用状況

(単位:万)

年度末 区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
労働保険適用事業数	319	326	329	330	337	341
労災保険適用事業数	279	283	285	286	291	295
雇用保険適用事業数	217	222	225	227	233	237

資料:厚生労働省労働基準局調べ。

# 詳細データ② 労働保険料の収納状況

(単位:億円)

年度末 区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総額	27,557	24,560	24,873	25,264	25,649	26,081
労災保険分	8,528	8,686	8,558	8,621	8,653	8,506
雇用保険分	19,029	15,875	16,315	16,643	16,995	17,575

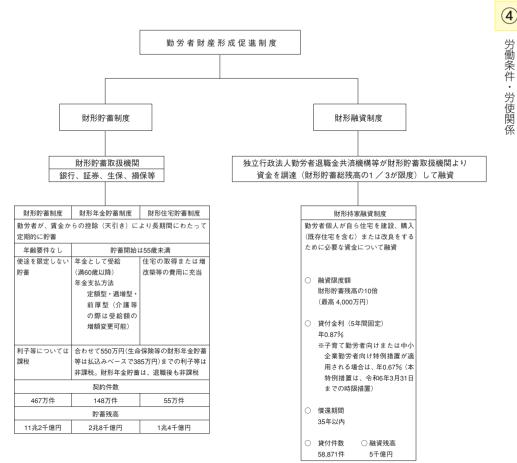
資料:厚生労働省労働基準局調べ。

# 勤労者福祉の向上

### 概

# 勤労者財産形成促進制度の概要

勤労者財産形成促進制度(財形制度)は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法(財形法)に基づいて創設され、勤労者の 貯蓄や持家取得といった財産づくりのための努力に対して、国や事業主が支援、協力する制度である。

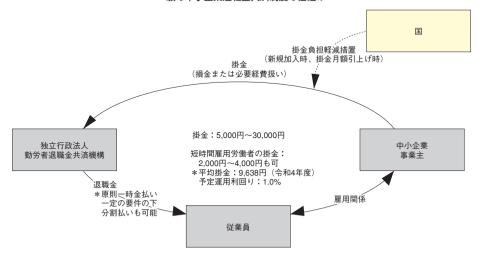


金利は令和5年4月1日現在 貯蓄・融資残高は令和4年3月31日現在

### 中小企業退職会共済制度

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助 によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

# 一般の中小企業退職金共済制度の什組み



加入・支給実績(令和4年度)

	一般の中小企業	特定業種退職金共済制度			
	退職金共済制度	建設業	清酒製造業	林業	
対象者	主に常用労働者	各業種に期間を	各業種に期間を定めて雇用される労働者		
共済契約者 (事業主)数(件)	379,084	174,575	1,788	3,262	
被共済者 (労働者)数(人)	3,586,864	2,136,969	4,131	20,751	
退職金等 支給件数(件)	281,641	65,836	136	1,256	
退職金等 支給金額(千円)	377,265,420	60,307,099	103,429	1,335,162	

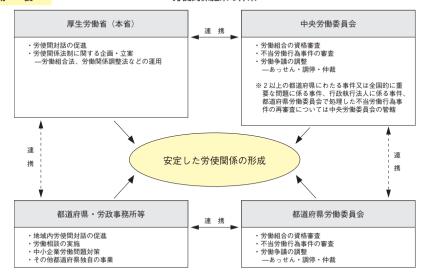
<sup>(</sup>注) 共済契約者数及び被共済者数については、令和4年度末現在の数値である。

# (2) 労使関係

### 労使関係の安定

柳 夷

### 労使関係施策の体系



# 詳細資料① 労働委員会制度と労働争議の調整

### ○ 中央労働委員会について

中央労働委員会は、労働組合法に基づいて昭和21年に設置された、国家行政組織法第3条第2項の国の行政機関の委員会の一つであり、労使紛争の処理のための中心的機関である。中央労働委員会は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)の三者合計45名(各側15名)の委員により構成されている。

なお、地方における労使紛争処理機関としては、各都道府県の行政委員会として中央労働委員会と同様に公労使三者構成をとる 都道府県労働委員会が47置かれている。

中央労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法、行政執行法人の労働関係に関する法律等により、主として次に掲げる労使関 係給争処理等の権限を有する。

### ① 不当労働行為事件の審査

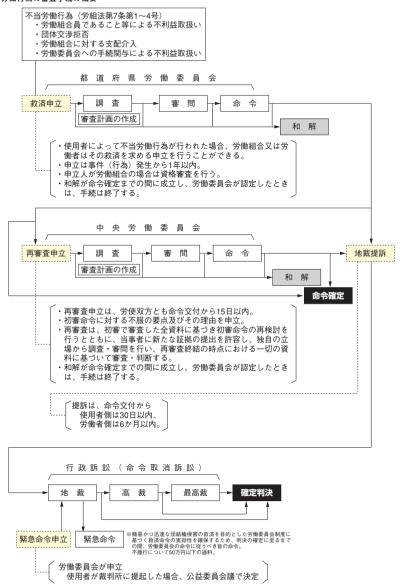
不当労働行為審査手続は、原則として二審制をとっており、中央労働委員会は、初審都道府県労働委員会の判断(救済命令)に対する当事者からの不服に係る再審査を行う。その他、中央労働委員会は、全国的に重要な事案や行政執行法人に係る不当労働行為事件についての初審(この場合は一審制)を行う。

なお、労働委員会の命令に対して、当事者は、命令の取消の訴えを提起できる。

### ② 労働争議のあっせん、調停及び仲裁

労働関係調整法等に基づき、労働関係の当事者間において、労働争議・紛争が発生した場合に、その解決を図る。 都道府県労働委員会が原則として一の都道府県における事件を処理するのに対して、中央労働委員会は二以上の都道 府県にわたる事件又は全国的に重要な問題に係る事件、行政執行法人に係る事件等について処理する。

# ○ 不当労働行為の審査手続の概要



4

### 労働争議の調整について

労働委員会が扱う労働争議・紛争の調整には、あっせん・調停・仲裁がある。中でも「あっせん」は最も利用されている調整手法である。 これらの調整は原則として当事者の申請により開始される。

労働委員会の行う調整は、公正な第三者としての助言を与え、労使の自主的な歩み寄りを促すことによって解決を図ることを基 木としている

労働委員会は調整を進めていくなかで、労使当事者に対して解決案を提示することもあるが、これは受諾を強制するものではない。 ただし、仲裁については、裁定がなされると、当事者はその裁定を内容とする労働協約を締結したのと同様の効力を持つので、 その裁定に拘束される。

### あっせん・調信・仲裁の特徴一覧

	あっせん	調停	仲 裁
開始事由	・一方申請 ・双方申請 ・会長の職権※1	・双方申請 ・労働協約に基づく一方申請 ・公益事業及び行政執行法人に係る ・一方申請 ・職権に基づく委員会の決議 ・大臣※2 又は知事からの請求 ・地方公営企業等に係る /・一方の申請により委員会が決議 ・職権に基づく委員会の決議 ・厚生労働大臣又は知事からの請求	・双方申請 ・労働協約に基づく一方申請 ※3
労働委員会の調整主体	あっせん員	調停委員会   (公労使三者構成)	仲裁委員会   (公益委員3人以上の奇数で構成※4)
解決案の提示	提示することもある	原則提示	原則提示
解決案の受諾	任意	任意	労働協約と同一の効力を持って 当事者を拘束

- ※1 行政執行法人における労使紛争については「委員会の決議」。
- ※2 公益事業の場合は「厚生労働大臣」、行政執行法人の場合は「主務大臣」。 ※3 行政執行法人及び地方公営企業等における労使紛争については、あっせん又は調停開始後2か月経過後の一方申請、委員会決 議(あっせん又は調停を行っている事件)、大臣(行政執行法人の場合は「主務大臣」、地方公営企業等の場合は「厚生労働大臣」) からの請求による仲裁開始規定がある
- ※4 行政執行法人については、担当委員全員(5人)又は3人。

### 企業組織再編に伴う労働問題への対応

### 概要

企業の国際的な競争が激化した現代の社会情勢下にあって、企業が柔軟に組織の再編成ができるように、企業組織再編を促す法 要備が行われてきた。例えば、独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁(平成9年)、商法改正による会社分割制度の導入(平成 整備が行われてきた。例えば、独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁(平成9年)、商法改正による会社分割制度の導入(平成 13年)、会社法制定による略式組織再編制度の導入(平成18年)等が挙げられる。

な社分割制度については、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)を制定し、関係省令及び指針を策定した。また、事業譲渡及び合併についても、労働者の雇用や労働条件に大きな影響を与えることも少なくないことから、平成28年に事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針(平成28年度厚生労働省告示第318号)を策定し t-

### 会社分割の具体的手続(吸収分割の場合)における労働者保護



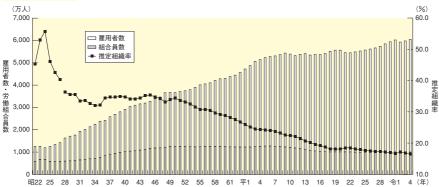
A社が会社分割をするに当たり、B社と分割契約を締結する。分割契約は、A社の労働者のうちB社に承継させる労働者の氏名が すべて特定できるよう定められ、分割契約が株主総会で承認されることにより、賃金、就業時間等を定めた労働契約は、会社分割 時にA社で勤務していたときと同じ内容のままB社に承継される。

会社分割前にコンピュータ製造部門に従事していた労働者は、自分が会社分割後にA社、B社のどちらに属するか等、分割契約の 定めについてA社から一定の期間内に通知を受ける。

通知を受けた労働者のうち、これまで従事していたコンピュータ製造部門の仕事から切り離されてA社に残留することとされた者 は、A杜に対して一定の期間内に異議を申し出ることによりB杜に承継され、引き続きコンピュータ製造部門の仕事をすることがで きる (下図の灰色網掛け部分)。



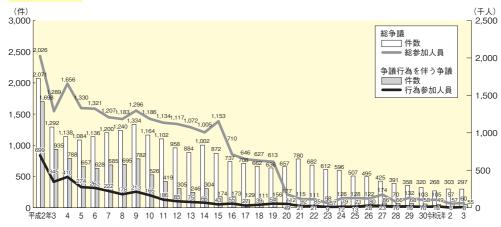
# 詳細データ① 労働組合の現勢



資料:厚生労働省政策統括官付雇用・賃金福祉統計室「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1. 雇用者数は、労働力調査の各年6月分の原数値である
  - 2. 「推定組織率」は、労働組合員数を雇用者数で除して得られた数値である。
  - 3. 昭和27年までは単位労働組合の労働組合員数、昭和28年以降は単一労働組合の労働組合員数であり、「推定組織率」の 計算においても同様である。なお、「雇用者数」を調査している「労働力調査」(総務省統計局)は、昭和28年及び昭 和42年に調査方法を改訂したが、昭和42年の変更による雇用者数のギャップは昭和28年までさかのぼって修正してあ
  - 4. 平成23年の雇用者数及び推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値及びその数値を用いて計算した値である。時系列比較の際は注意を要する。

# 詳細データ② 争議発生件数等の推移



資料:厚生労働省政策統括官付雇用,賃金福祉統計室「労働争議統計調査」

- (注) 1.「総争議」とは、争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが解決のために労働委員会等第三者が関与した争議との合計をいう。
  - 2. 「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず労働争議継続期間中における組合又は争議団の最大員数 をいう。
  - 3.「争議行為」とは、労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、 業務の正常な運営を阻害する行為(半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖、半日未満の同盟罷業、怠業、業務管理等)をいう。
  - 4. 「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

#### 詳細データ③ 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数の国際比較

労働争議件数 (件)

国・地域	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021
日本1)	50	38	39	38	26	27	35	32
アメリカ²)	22	11	12	7	20	25	8	16
カナダ3)	260	174	237	191	173	128	66	186
イギリス <sup>4)</sup>	116	92	106	79	81	96	_	-
ドイツ5)	_	131	1,618	1,170	1,528	1,252	1,265	-
フランス <sup>6)</sup>	699	-	_	_	_	_	_	_
スウェーデン")	14	5	5	6	1	6	0	2
ロシア8)	2,575	_	5	1	2	0	2	_
香港9)	1	3	2	_	5	_	_	_
韓国10)	287	86	105	101	134	141	105	141
マレーシア11)	3	2	_	_	_	_	_	_
タイ12)	9	3	6	5	2	7	1	_
インドネシア	96	82	10	_	_	_	_	_
フィリピン <sup>13)</sup>	26	8	5	9	14	18	5	_
インド <sup>14)</sup>	456	429	150	_	_	_	_	_
オーストラリア <sup>15)</sup>	472	-	228	_	163	147	_	_
ニュージーランド16)	60	17	5	6	143	110	_	_

労働争議参加人員 (千人)

国・地域	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021
日本1)	4	2	13	8	1	5	1	1
アメリカ²)	100	45	47	25	485	426	27	81
カナダ <sup>3)</sup>	199	58	429	206	86	46	624	290
イギリス <sup>4)</sup>	93	133	81	33	39	40	_	-
ドイツ <sup>5)</sup>	17	12	230	61	682	88	140	-
フランス <sup>6)</sup>	60	_	_	_	_	_	_	-
スウェーデン")	1	3	0	0	0	1	0	7
ロシア8)	85	_	1	0	0	0	0	-
香港9)	0	0	0	_	_	_	_	-
韓国10)	118	40	77	130	81	35	68	51
マレーシア11)	1	0	_	_	_	_	_	-
タイ12)	3	2	2	2	0	2	0	-
インドネシア	57	2	4	_	_	_	_	-
フィリピン <sup>13)</sup>	9	3	1	2	8	4	3	-
インド <sup>14)</sup>	2,914	1,063	473	_	_	_	_	-
オーストラリア <sup>15)</sup>	241	-	73	_	58	53	_	-
ニュージーランド16)	18	6	2	0	11	52	_	_

(千日) **学働場生口粉** 

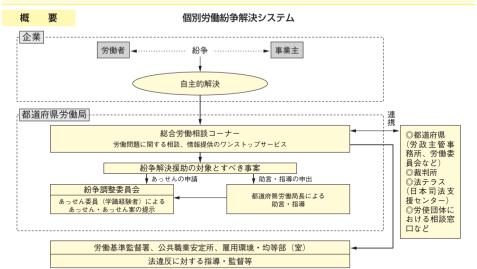
国・地域	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021
日本1)	6	23	15	15	1	11	2	1
アメリカ2)	1,736	302	740	440	2,815	3,244	966	1552
カナダ <sup>3)</sup>	4,148	1,202	1,846	1,201	1,134	1,213	1,452	1324
イギリス <sup>4)</sup>	224	365	170	276	273	206	_	_
ドイツ5)	19	25	1,092	129	571	162	195	_
フランス <sup>6)</sup>	1,997	3,850	_	_	_	-	_	_
スウェーデン"	1	29	_	3	0	8	0	_
ロシア8)	86	_	10	0	1	0	1	-
香港9)	0	0	0	_	_	-	_	-
韓国10)	848	511	447	862	552	402	554	472
マレーシア11)	5	0	_	_	_	-	_	_
タイ <sup>12)</sup>	46	50	88	62	3	52	2	-
インドネシア	766	11	37	_	_	-	_	_
フィリピン <sup>13)</sup>	123	34	5	25	161	147	143	_
インド <sup>14)</sup>	29,665	17,932	2,334	_	_	_	_	_
オーストラリア15)	228	_	83	_	106	64	_	-
ニュージーランド16)	30	6	0	0	0	0	_	_

資料出所 日本:厚生労働省(2022.8)「労働争議統計調査(時系列表)|

その他:ILOSTAT (https://ilostat.ilo.org/data/) 2022年9月現在、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府ウェブサイト (注) 1) 件数は半日以上のスト (同盟罷業) 及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。損失日数はスト 又は作業所閉鎖により労働に従事しなかった延べ日数。

- 2) 1.000人未満の争議を除く
- 3) 参加人員が10人目以上の争議を対象。
- 4) 2005年は政治的ストを除く。2010年は1日に満たない争議を除く。2015年以降は10人未満の争議を除く。 5) 1日に満たない争議を除く。2018年以降はストライキのみ。
- 6) 争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2010年以降は従業員10人以上の全ての事業 所が対象
- 7) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 8) 2005年は半日に満たない争議を除く。2015年、2018年はストライキのみ、2017年はロックアウトのみ。2015年以降の参 加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 2005年は公的部門、2010年以降は民間部門が対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年はストライキのみ。
- 10)参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年以降はストライキのみ。2015年以降は8時間に満たない争議を除く。
- 11) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) 2018年はロックアウトのみ。2020年はストライキのみ。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2015年はストライキのみ。 14) 10人未満の争議を除く。2005年は政治的なストを除く。争議参加人員の2015年は暫定値。
- 15) 10日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 16) 2010年以降は、5日未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

# 個別労働紛争解決制度



総合労働相談コーナーに署	子せられた相談 1.	242.579件		(10100011077111	~令和4年3月31
①相談者の種類 労働者	675.655#	事業主	400.326件	その他	166.598
20 (RI) TEI	(54.4%)	7.714	(32.2%)	COME	(13.4%
相談者のうち、外国人	14,211件	外国人のうち、	1,101件		
②相談の内訳(※内訳が複数)	(1.1%) ごまたがる事案もある:	技能実習生 ため、合計が1,393,123件になる)	(0.1%) J		
法制度の問い合わせ	838,913件	労働基準法等の違反の疑	170,070件		
Data of Marine	(60.2%)	いがあるもの	(12.2%)		
民事上の個別労働相談	284,139件 (20.4%)	その他	100,001件 (7.2%)		
民事上の個別労働紛争に関		284,139件	(1.270)		
①相談者の種類 労働者	235,924件	事業主	28,004件	その他	20.211
77.70	(83.0%)	争来主	(9.9%)	7 0718	(7.19
②労働者の就労状況	100.101/#	t-ne pp W M die	00.400#	745 Valle VAV AEEL viley	10.110
正社員	103,484件 (36.4%)	短時間労働者	39,122件 (13.8%)	派遣労働者	13,143
有期雇用労働者	31,427件	その他・不明	96,963件		
③紛争の内容(※内訳が複数)	(11.1%)	ため、合計が352,914件になる)	(34.1%)		
普通解雇	26,675件	整理解雇	2,875件	懲戒解雇	3,639
雇い止め	(7.6%) 14,346件	退職勧奨	(0.8%) 24,603件	採用内定取り消し	(1.09 1,924
	(4.1%)		(7.0%)		(0.59
自己都合退職	40,501件 (11.5%)	出向・配置転換	10,749件 (3.0%)	労働条件の引き下げ	30,524 (8.69
その他の労働条件	(11.5%) 57,847件	いじめ・嫌がらせ	(3.0%) 86.034(#	雇用管理等	(8.6% 8,913
	(16.4%)		(24.4%)	, and the same of	(2.59
募集・採用	2,537件	その他	41,747件		
<u> </u>   都道府県労働局長によるB			(11.8%)		
申出件数 8,484件	A HAVIIM				
①申出人の種類	8.447件	事業主	27/4		
労働者	8,4471 <del>1</del> (99.6%)	争来土	37件 (0.4%)		
②労働者の就労状況		6- n4- 80 W (E) 4-		AC / BE 777 TET 44	
正社員	4,298件 (50.7%)	短時間労働者	1,645件 (19.4%)	派遣労働者	564 (6.69
有期雇用労働者	1,530件	その他・不明	447件		(0.0)
	(18.0%)		(5.3%)		
③紛争の内容(※内訳が複数) 普通解雇	こまたかる事案もある? 601件	ため、合計が9,359件になる) 整理解雇	77件	懲戒解雇	58
	(6.4%)		(0.8%)		(0.69
雇い止め	527件 (5.6%)	退職勧奨	572件 (6.1%)	採用内定取り消し	(0.89
自己都合退職	771件	出向・配置転換	487件	労働条件の引き下げ	816
7. D (II D )   E + /4	(8.2%)		(5.2%)	<b>三田禁理</b> 禁	(8.79
その他の労働条件	2,318件 (24.8%)	いじめ・嫌がらせ	1,689件 (18.0%)	雇用管理等	387 (4.19
募集・採用	58件	その他	925件		· · · · ·
 処理件数 8,466件	(0.6%)		(9.9%)		
①処理の区分					
助言を実施	8,158件 (96.4%)	指導を実施	1件 (0.0%)		
取り下げ	(96.4%)	打ち切り	(0.0%)	その他	28
	(1.9%)		(1.4%)		(0.39
②処理の期間		1ヶ月を超えて			
1か月以内	8,354件	2か月以内	88件	2か月超	24
(会頭軟子呈入に しずた	(98.7%)		(1.0%)		(0.3
分争調整委員会によるあった 申請件数 3.760件	せんの件数				
申請件数 3,760件 ①申請人の種類					
労働者	3,695件 (98.3%)	事業主	63件 (1.7%)	労使双方	(0.19
②労働者の就労状況	(001010)		(111.10)		(4
正社員	1,862件	短時間労働者	688件	派遣労働者	281
有期雇用労働者	(49.5%) 766件	その他・不明	(18.3%) 163件		(7.59
	(20.4%)		(4.3%)		
③紛争の内容(※内訳が複数)	こまたがる事案もあるが	ため、合計が4,020件になる) 軟細級競	62#	微式程度	45
普通解雇	635件 (15.8%)	整理解雇	63件 (1.6%)	懲戒解雇	45 (1.1)
雇い止め	373件	退職勧奨	268件	採用内定取り消し	54
自己都合退職	(9.3%) 153件	出向・配置転換	(6.7%) 136件	労働条件の引き下げ	(1.3° 326
	(3.8%)		(3.4%)		(8.19
その他の労働条件	478件	いじめ・嫌がらせ	1,172件	雇用管理等	90
その他	(11.9%) 227件		(29.2%)		(2.29
	(5.6%)	410	7/4		
処理件数 3,819件(うち、当 ①処理の区分	事者 双万かあっせんに	参加し、あっせんを開催したもの2,01	/1 <del>+</del> )		
当事者間の合意の成立	1.263件	<b>うちあっせんを開催せ</b>	38件		
ヨ争自同の言思の成立	,	ずに合意したもの	J		
申請の取り下げ	(33.1%) 173件	その他	(1.0%) 23件		
1 412	(4.5%)	,	(0.6%)		
打ち切り	2,360件 (61.8%)	うち不参加による 打ち切り	1,541件 (40.4%)		
②処理の期間	(01.0%)	615810	(40.470))		
	4 500/4	1ヶ月を超えて	1.487件 27	D ±77	733件
1か月以内	1,599件 (41.9%)	2か月以内	(38.9%)	か月超	(19.2%)

**(5)** 



# 雇用対策

# 民間等の労働力需給調整事業

労働力需給調整システムの体系 凞 垂 (労働者派遣法第5条) 労働者派遣事業 労働者派遣事業 許可制 44.438事業所 派遣労働者数 約169万人 20223日末用在 (2021.6.1現在) 派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、 派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行 (職業安定法第30条) うこと 有料職業紹介事業 - 許可制 (職業安定法第33条) 27 893事業所 学校等、特別の法人、特定地方公共団体以外の者 許丁丁制 2022.3月末現在 1 099事業所 職業紹介事業 四乙室府等辞券。 2022 3月末現在 自立支援センター 等 (職業安定法第33条の2) 求人及び求職の申込みを受け、求人者との 学校等 届出制 間における雇用関係の成立をあっ旋するこ 5 180校 宣笙学龄 とを業として行うこと 大学、直修学校 等 無料職業紹介事業 2022.4.1現在 (職業安定法第33条の3) 特別の法人 届出制 ハローワーク 商工会議所 農業協同組合 等 1.801法人 2022.3月末現在 544か所 (職業安定法第29条) 無料で職業紹介を行うとともに、公共職業能 特定地方公共団体 国に通知 力開発施設の行う職業訓練をあっせんする 46都道府県4区260市116町17村3組合 2022 3月末現在 労働者供給事業 労働組合等 - 許可制 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命 101組合 2022.3月末現在 令を受けて労働に従事させることを業とし て行うこと (労働者派遣に該当するものを除く) 文書募集 草 隹 直接募集 新聞、雑誌等を用いて労働者を募集するもの 事業主又はその被用者が直接労働者に働きかけて応募を勧誘するもの (職業安定法第36条) 無報酬のもの 届出制 191団体 2022.3月末現在 募集情報等提供事業 委託募集 上記以外 許可制 事業主がその被用者以外の 労働者の募集を行う者若しくは募集受託者 の依頼を受け、当該募集に関する情報を労 者に委託して労働者の募集 58団体 2022 3月末現在 働者となろうとする者に提供すること又は を行わせるもの 特定募集情報等提供事業 届出制 労働者となろうとする者の依頼を受け、当 該者に関する情報を労働者の募集を行う者 (R4.10月以降) 若しくは募集受託者に提供すること 許可等は不要 上記以外

### **若**年考等雇田対策

#### 椒

### 今和5年度における主な若年者等雇用対策関連

### 1 若者雇用促進法に基づく取組の着実な実施

○ 若者雇用促進法(「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和45年法律第98号))に基づき(①新卒者等の募集を行う企業による勝場情報の提供の仕組み ②若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度(ユースエール認定制度)等を実施する。

#### 2 新卒者等の就職支援

- 全都道府県にワンストップで新卒予定者及び卒業後おおむね3年以内の者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置し、学校等との連携の下、「就職 支援ナビゲーター によるきめ細かな支援を実施している。
- 若者雇用促進法に基づく指針を通じて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの周知徹底等により、卒業後も「就職をあきらめさせない」継続的な支援。 就職後の職場定着支援等を強化する。

### 3 フリーター等の正社員化の推進

- (1) わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援
  - のかものがローソーソラにおける ソリーヌー寺の又依 通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所 が途後よた際の来写新趣識を実施。
- (2) トライアル雇田助成会の活田による就職支援
  - ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3ヶ日の計行雇用を行う「トライアル雇用」(1人当たり日額最大4万円、最長3ヶ日)の活用により 常用雇用への移行を促進する。

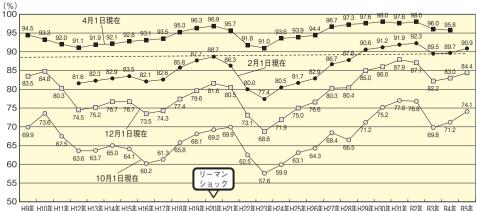
### 4 ニート等の職業的自立支援の推進

○ 「地域若者サポートステーション」を全国に設置し地方公共団体と協働し、ニート等の職業的自立に向けての専門的相談等を行う。

#### 5 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

- 対職状河期に対職時期を抑え、現在不本意ながら非正規雇用で働いている方や求職中の方に対して、ハローワークの就職状河期世代専門窓口でのきめ 細かな就職相談・定着支援及び就職氷河期世代の採用や正社員化を後押しするための事業主に対する助成措置等を実施。
- 就職氷河期世代の方のうち、長期にわたり無業の状態にある方に対して、地域若者サポートステーションにおいて職業的自立に向けた専門的相談等の 支援を実施。
- 都道府県ごとに設置されているプラットフォーム(都道府県、労働局、経済団体等が参加)において、地域における就職氷河期世代の活躍促進の社会 的気運を醸成するとともに、各種支援の積極的な広報を実施。

#### 詳細データ 新規大学卒業(予定)者の就職(内定)率



H9年 H10年 H11年 H12年 H13年 H14年 H15年 H16年 H17年 H18年 H19年 H20年 H21年 H22年 H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年 H29年 H30年 H31年 R2年 R3年 R4年 R5年

資料出所:「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」(文部科学省・厚生労働省) (注) 就職(内定)率とは、就職希望者に占める就職(内定)者の割合。(各年3月卒)

**(5)** 

### 高年齢者雇用就業対策

### 概 要

### 高年齢者雇用就業対策の休系

- ①高年齢者雇用確保措置の実施義務(65歳までの雇用機会の確保)
- ) 高年齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で指導等を実施。
  - ②高年齢者就業確保措置の実施の努力義務(70歳までの就業機会の確保)
- 高年齢者雇用安定法に基づき、70歳までの就業確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施。
  - ③高年齢者(65歳以上の者を含む。)の再就職支援の充実・強化
- 高年齢者が年齢にかかわりなく安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の 再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、就職に結びつく技能講習を実施するなど、再就職支 援を充実・确化する。
  - ・ 生涯現役支援窓口事業の実施
    - (全国の主要なハローワークに特に65歳以上の求職者支援に取り組む生涯現役支援窓口を設置し、職業生活の再設計 に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施)
  - 特定求職者雇用開発助成金の支給 (高年齢者等の雇入れを行う事業主に対する助成を実施)
  - ④「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進(65歳以降の就労機会の確保に向けた取組)

【企業支援】年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現 に向けた高年齢者の就労促進

- 年齢にかかわりなく働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。
  - 65歳超雇用推進助成金の支給
    - (65歳を超えた定年延長や継続雇用制度の導入等、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主を支援するための助成を実施)
  - 年齢にかかわりなく働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助
    - (高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等が生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施)
  - 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施
  - (高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する)

### 【地域高年齢者支援】高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 高年齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用等により、高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。
  - シルバー人材センターの機能強化
    - (シルバー人材センターを活用する高齢者が人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、会員拡大等による企業とのマッチング機能等を強化する。)
  - 生涯現役促進地域連携事業の実施
  - (地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の就業促進に結びつく事業を実施)
  - 生涯現役地域づくり環境整備事業の実施
    - (地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、高年齢者への就労支援と地域福祉・地方創生等を一体的に取り組む事業を実施)

### 暗宝老屋田対策

#### 枳 要

### 暗害者に対する就労支援の推准~暗害者雇用関係施策の概要~

### 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

- 1 ハローワークにおける「チーム支援」等の実施による支援の充実・強化
- (1) 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施

**慶害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連** 携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇 用を一貫して支援する。

(2) 「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークのマッチング機能の強化

福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員と福祉施設の職員、その他 の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。 (3) 福祉 教育 医療から雇用への移行推進事業の実施

障害者やその保護者、これらを取り巻く就労支援機関・特別支援学校・医療機関等関係機関の職員等に対し、企業での就 業への理解促進を図り、企業での就業に対する不安感等を払拭させるため、地域のニーズを踏まえた支援を実施する。

(4) 障害者トライアル雇用事業の実施

ハローワーク等の紹介により障害者を試行雇用(原則3か月。精神障害者については最大12か月。)する事業主に対して助 成し、暗害者の雇用の促進と安定を図る。

- 2 安心して安定的に働き続けることができる環境の整備
- (1) 障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援

**慶害者就業・生活支援センターにおいて、慶害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係** 機関との連構の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び 安定を図る。

- (2) 障害者の正社員化等に取り組む事業主への支援の充実
  - 就業規則又は労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等である障害者を正規雇用、無期雇用に転換した場合 に助成する.
- (3) 障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業

全国7ブロックに障害者雇用に係る事業主の相談窓口の設置し合理的配慮等のノウハウを提供するとともに、障害特性に 配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた措置を実施し、その先進的な取組を普及する事業を実施する。

### 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- 1 精神障害者等に対する就労支援の充実
  - (1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の推進

障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための 相談援助を実施するため、ハローワークに、精神障害者等の専門知識や支援経験を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

(2) 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、職場定着を推進するため、企業内において、精神・発達障 害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する 正しい理解を促進する。

2 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受入体制の整備

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉十等を配置するとともに、精神障害者等 の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化に取り組む。

- 3 発達障害者、難病患者に対する就労支援
  - (1) 発達障害者雇用トータルサポーターによる就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援の実施 ハローワークに、発達障害者の専門知識や支援経験を有する「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、相談援助

や専門的なカウンセリング等を実施する。

(2) 発達障害等のある学生等に対する専門的な就職支援の実施

就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るととも に、就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

(3) 難病相談支援センターと連携した難病患者への就労支援の実施

ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センター等と連携して、個々の難病患者の希望や特性、 配慮事項等を踏まえたきめ細かな就労支援を行う。

(4) 発達障害者・難病患者を雇い入れた事業主に対する助成の実施

発達障害者又は難病のある者を雇い入れ、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を実施する。

# Ⅲ 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

1 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークの導入を検討している企業を対象としたコンサル ティング等を実施する。

# (5)

### N 公務部門における障害者雇用の支援

1 公務部門における障害者雇用の支援 公務部門における雇用する障害者の定着支援や支援体制づくりを重点的に実施するため、ハローワーク等に職場適応支援者 を配置するとともに、必要な知識・スキルの習得を目的とした研修等を行う。

### V 障害者の職業能力開発支援の強化

- 1 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受入体制の整備(再掲)
- 2 障害者職業能力開発校における特別支援障害者に重点を置いた職業訓練の推進 障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受入れ、障害特性に応じた職業訓練を 実施するとともに、老朽化等により訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い施設整備を実施する。
- 3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な訓練資源を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練 を実施する。

### 外国人雇用対策

### 概 要

現

行法の

か枠組

7

並

本的考

えた

### 外国人雇用対策の基本的な考え方

「出入国管理及び難民認定法」

- ・我が国に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留する。
- ・一部の在留資格については、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して上陸許可基準が定められている。

### 「労働施策総合推進法」(旧雇用対策法)

- ・国が講じるべき施策は、専門的・技術的分野の外国人の就業促進、外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進、不法就労の防止とおれている。
- 事業主に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務を課し、事業主が講じるべき措置を具体化した「外国 人指針」を告示。
- 事業主に対し、外国人雇用状況の届出を義務付け。

### 「労働施策基本方針 ] H31年4月施行

### 新たな外国人材の受入れ

中小企業等をはじめとした人手不足が深刻化していることから、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、真に必要な分野に着目、従来の専門的・技術的分野における外国人材に加え、一定の自門性・技能を有し、即数力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。(H30年12月改正入管法成立、H31年4月施行。)

### 外国人労働者の雇用管理の改善

外国人材の保護や円滑な受入れに向け、 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針 (平成19年厚生労働省告示第276号)の周知やこれに基づく適正を雇用管理のための相談・指導体制の整備を図りつつ、 が国人と共生できるような社会の実現に向けて、労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保をはじめ、外国人労働者の雇用管理の改善等に取り組む。

### 在留資格に応じた支援

雇用管理改善の取組に関する好事例集の 周知等による就労環境の整備等を通じた 企業の高度外国人材の活用を積極的に推 進するとともに、外国人留学生の卒業 例の日本国内での就職・定着について、関 の日機関、大学、企業が連携しつつ効果的 な支援を行う。また、定住者など我が国 における活動制限のない外国人の安定し た雇用を確保するため、日本語能力の改 を図る研修や職業訓練等を実施する。

#### 「外国人労働者の雇用管理改善に向けた取組」

- ・ 都道府県労働局、ハローワークの体制を整備し、 以下の事項を実施。
  - 1) 事業主に対する外国人指針の周知・啓発。
  - 2) 外国人指針に基づく事業所指導により、外国 人労働者の雇用管理改善を促進。
- ・外国人特有の事情に配慮し雇用管理の改善に関する取組を通じて、外国人労働者の職場定着の促進等を図った事業主に対して助成する「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)」を実施。

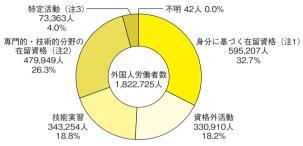
### [外国人に対する就職・定着支援]

- ・外国人雇用サービスセンター(東京、愛知、大阪、福岡)を中心とした 全国ネットワークを活用し、専門的・技術的分野の外国人の就業を促進。
- ・外国人雇用サービスセンター及び留学生が多い地域の新卒応援ハロー ワークに設置している留学生コーナーが、大学等の各部門と連携し、留 学生の国内就職を促進。
- ・日系人等の外国人求職者に対するきめ細かな支援を実施。
  - ハローワークに通訳・相談員を配置して、職業紹介・職業相談を実施 2) 全国すべてのハローワーク(出張所等含む)において、多言語による対応を行うため、13ヶ国語の電話通訳が可能なコールセンターによる支援を実施。
  - 3) 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を図る「外国 人就労・定着支援事業」を実施。

外国人雇用状況の届出制度の周知徹底

### 詳細データ

### 在留資格別外国人労働者の割合



資料出所:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和4年10月末)

- (注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。
- (注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、 「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。
- (注3)「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・ 介護福祉士候補者等が含まれる。

具体的

対応

**(5)** 

# 地域雇用対策

#### 枳 亜

### 地域雇用対策の概要

### 現下の課題

○新型コロナウイルス感染症等による経済情勢の変化が地域の雇用失業情勢に及ぼす影響を注視しながら 雇用対策を実施していく必要がある。

### 主な施策

### 【地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援】

─地域雇用開発助成金(令和5年度予算額9.5億円)

- 雇用機会の著しく不足する地域等において、事業所の設置・ 整備と求職者の雇入れを行う事業主に対して助成(地域雇 用開発促進法に基づく事業)
- ○地域雇用活性化推進事業 (令和5年度予算額12.3億円) 雇用機会の不足する地域等において、地域の特性を生かし た「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等 の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託 (地域雇用開発促進法に基づく事業)
- ○地域活性化雇用創造プロジェクト (令和5年度予算額52.2億円) 国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機 会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地 域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して補助

### 【地方へのUIJターンの支援】

- ○地方就職希望者活性化事業(令和5年度予算額6.6億円) 潜在的地方就職希望者の掘り起こし、地方就職への動機 付け、地方求人とのマッチング支援等を実施
- ○中途採用等支援助成金(UIJターンコース)

(令和5年度予算額98百万円) 東京圏からのUIJターン者を採用した事業主に対して採 用活動経費を助成

### 【その他】

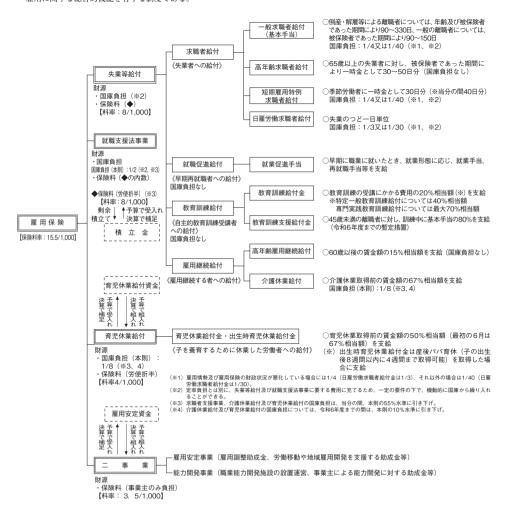
- ○事業復興型雇用確保事業(令和5年度予算額 制度要求) 東日本大震災の被災地において、被災求職者を雇い入れ た中小企業等に対する助成 (復興特会)
  - (令和3年度実績:支給労働者数2.569人,事業額10.5億円)

### **屋田保除制度**

### 椒

### 雇用保险制度の概要

- 1. 雇用保険は政府が管堂する強制保険制度である(労働者を雇用する事業は、原則として強制適用)。 適用事業所:235万所、被保険者:4.444万人、受給者実人員:43万人(令和3年度平均)
- 9 房田保除け
  - ①労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事中が生じた場合、労働者が自ら ために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに
  - ②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事 業を行う、 雇用に関する総合的機能を有する制度である。



(単位:億円)

**(5)** 

#### 詳細データ① 失業等給付関係収支状況

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度 予算	4 年度 予算
収	入	10,881	11,242	11,386	4,087	21,600	15,460
	うち 保険料収入	10,587	10,879	11,099	3,809	3,908	7,881
	うち 失業等給付に係る 国庫負担金	184	208	230	230	17,550	7,486
	うち 就職支援法事業に係る 国庫負担金	5	5	5	5	96	67
支	出	16,402	17,155	18,148	15,180	14,520	15,870
(う	ち 失業等給付費)	14,988	15,727	16,626	13,826	13,093	13,796
(う	ち 就職支援法事業)	191	156	134	130	151	278
差	引 剰 余	<b>▲</b> 5,521	<b>▲</b> 5,913	▲6,762	▲11,094	7,080	<b>▲</b> 410
雇用	安定事業費への貸し出し	-	-	-	▲13,951	▲14,447	▲3,510
積	立 金 残 高	57,545	51,632	44,871	19,826	12,460	8,540

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分することとしている。 2. 令和4年度予算の「支出」には予備費(4'予算:550億円)が計上されている。 3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

  - 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

#### 詳細データ② 育児休業給付関係収支状況

(単位:億円)

		2年度	3年度	4 年度 予算
収	λ	7,709	7,904	7,848
うち 保険料料	1.7	7,615	7,812	7,738
うち 国庫負担	! 金	81	79	91
支	出	6,648	6,656	7,473
うち 育児休業給	付費	6,437	6,452	7,300
差 引 剰	余	1,061	1,249	375
積 立 金 残	高	1,061	2,310	2,685

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分するとともに資金を創設した。
  - 2. 育児休業給付については、令和元年度決算:5,709億円になっている。 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

#### 詳細データ③ 雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度 予算
収 入	6,245	5,892	5,735	27,452	27,451	18,995
支 出	4,517	4,796	4,725	46,116	35,794	18,995
差 引 剰 余	1,729	1,096	1,010	▲ 18,664	▲ 8,343	0
安定資金残高	13,305	14,400	15,410	0	0	0

- (注) 1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
  - 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

### 雇用対策

#### 枳 要

### 近年の雇用対策の概要

1 緊急雇用開発プログラム (平成10年4月,予算495億円)

⇒雇用安定, 人材育成

・雇用調整助成金 ・特定求職者雇用開発助成金 加充等

(cf総合経済対策: 予算規模約16兆円)

### 2 雇用活性化総合プラン(平成10年11月、予算1兆円規模 [15か月])

⇒雇用の安定に加え、雇用の創出、労働移動支援

【100万人規模の雇用の創出・安定を目指す】

中小企業雇用創出人材確保助成金
緊急雇用創出特別談
・中高を開発を表す。

(cf緊急経済対策,予算規模17非円超)

### 3 緊急雇用対策(平成11年6月、予算3,299億円)

⇒中高年の非自発的失業者に焦点を当て、雇用機会の創出を最大の柱とした緊急の対策 【70万人を上回る規模の雇用・就業機会の増大】

新規·成長分野羅用創出特別獎励金の創設 人材移動特別助成金の創設(中高年労働移動支援特別助成金を抜本的に拡充) 緊急抽進雇用特別受付金の創設

### 4 経済新生対策における雇用対策(平成11年11月、予算1兆円規模「15か月」)

⇒中小企業の創業支援等による雇用の創出・安定、大規模なリストラの実施により影響を受ける地域における雇用創出対策

・中小企業地域雇用創出特別奨励金 ・特定地域・下請企業雇用創出奨励金 ) 創設 (cf经济新生社策, 予算規模18非円超)

### 5 ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策 (平成12年5月)

⇒成長産業に必要な人材の早期育成、就職促進

[35万 | 程度の夏田・計業機会の増士の租事化]

情報通信技術や介護関連分野の職業訓練 対充
 新規・成長分野雇用創出特別奨励金
 学卒未就職者の採用後の能力開発の支援の創設等

### 6 日本新生のための新発展政策における雇用対策(平成12年10月)

⇒IT革命の飛躍的推進等4分野に重点を置いた新発展政策

71 年前の7070歳和9398-歴ウ・フィル・一部の - 「化に対抗した社合の位職権が内限的権の指定。 - 試行試棄を遂じた中高年齢者の試棄機会の開発や高年齢者のミスマッチ解消のための職場のパリアフリー化推進業業の創設 (は日本新生のための耐発展技術、予算規模11兆円程度)

### 7 緊急経済対策における雇用対策(平成13年4月)

⇒雇用の創出とセーフティネット

緊急雇用用制出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置等の延長 中高年ホワイトカラー離職者向い訓練コースの充実やIT関連の能力開発・人材育成の推進 改正雇用根接法の円滑な路内

・しごと情報ネットの実施 ・雇用対策法等の改正法案の第151回通常国会での成立

### 8 総合雇用対策(平成13年9月、予算8,771億円)

⇒雇用の安定確保と新産業創出

一届に行びようによれたこれに大会の山 第四の後に重要 第一次 上で、信頼者タトドリが至や「ハローワークインターネットサービス」の提供求人を全国に拡大するなど求人情報の積極的提供、 ハローワークの関邦時間接着

ハローソーソの間前時間延奏。 ・キャリア・コンサルタントの養成等による能力・年齢のミスマッチの解消 ・医間数資訓練機関等の民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出 - アライネット整備 ・緊急地域服用創出特別交付金の創設

訓練延長給付制度の拡充 自営廃業者等に対する生活資金貸付制度の創設

### 9 改革加速のための総合対応策における雇用対策(平成14年10月)

⇒雇用のセーフティネットの拡充

### 10 改革加速プログラムにおける雇用対策(平成14年12月、予算5,130億円)

⇒経済・社会構造の変革に備えた雇用のセーフティネットの構築

羅用再生集中支援事業の創設 ・不良債権処理就業支援特別奨励金の抜本的拡充 早期再就職者支援基金事業の創設

写解育技能学工度基金金属の研究 ・場際のエイニット・リア形成の支援やマッチング機能の強化 ・早期再就審導任支援機による試験支援の実施 ・原用関係等的機能の提出 新たら雇用の創出及び場用の受定機保 新たの雇用の創出及び場用の受定機保 ・受虐性を開発を支援的定念を解析 ・受虐性を開発した。 ・受虐性を開発した。 ・最終地域解用創出物別欠付金事業の拡充・効果的活用 ・最終地域解析が終し、製したの試験支援の強化 ・規模性に対するも加速が特に 製造が起びったの試験支援の強化

```
11 成長力強化への早期実施策における雇用対策(平成20年4月)
⇒新雇用戦略 ―「全員参加の社会」の実現を目指して―
・仕事と東原の同立支援
・「南廷衛・全事・継続経緯支援の充実
いくつになっても働ける社会の実現(3年間で100万人の就業増(60~64歳)
・ 希望すれば動味けられる高格質用の促進
・「回域世代フロンディアプロジェクト」の程度
・ 多様な形態の設備による高格学の生きがい対策の推進
「「福祉から帰用へ」推進のかま計画」
・ 変更とし渡層・生気の実現、安心・納得して働くことのできる環境整備
```

### 12 安心実現のための緊急総合対策における雇用対策 (平成20年8月)

#### 平成20年度第1次補正予算99.4億円

⇒非正規雇用対策等の推進

E水職有雁州附近町がユーベートーー 対する支援を実施 罰金の支給期間の延長(1年→1年半)

・結婚金の支給制限の基長(18年-14年) ・開着者再門支援的政策(227人-297人) - 介護人材模保拠場定憲支援助政金(介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設 (女安心支援のための期急総合対策、予算規模14兆円程度)

### 13 生活対策における雇用対策 (平成20年10月)

### 平成20年度第2次補正予算2,505億円、平成21年度予算(追加要求分)約300億円

⇒生活者の暮らしの安心

□生活者の暮らしの安心 非常急を推開。 ・展内保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2~0.8%) 展用セーラアイント電化対策 ・年泉フリック・実施のための特別活動念の危险 ・年泉フリック・実施のための特別活動念の危险 ・日本泉フリック・実施のための特別活動念の危险 ・日本泉の一大の大きな、「10~1(27円等) ・中心企業秘を展用で生物成金・展用限整助成金の放充(中小企業の助成率23~445) ・ふるさと開発を制力を構造的数(2.500億円) 生活を心機を対策と振動法をの拡充(年長フリーター等の展入れ50~100万円) ・冷まが機を影響と振動法をの数は(5.600億円)、12・200億円 12・300億円 ・冷まが機を影響を開発したの制度(4.500円 12・8.8km) ・接着を展用ファースト・ステップ提励金の創設(検索者の初めての雇入れ100万円支給) ・接着を展用ファースト・ステップ提励金の創設(検索者の初めての雇入れ100万円支給)

(cf生活対策、予算規模32兆円程度)

### 14 生活防衛のための緊急対策における雇用対策(平成20年12月)

### 平成20年度第2次補正予算1,542億円、平成21年度予算(追加要求分)約1,300億円

⇒雇用機会の確保と離職した人に対する住宅・生活支援

・「痛用物質・ソルス・ (本年) ないます。 ないます。 ないます。 (本年) 本語文像 住宅・生活技術。 (生宅の) 継続等事業主への助成 (月4~6万円、6カ月まで) や住宅・生活支援の資金賃付 (最大186万円) 及び雇用税を進住宅の最大級の活用 開発機能は必要のお気 (大全業の助成率12~23)。 ・自社で乗く済運労働者を雇い入れた事業主への契助金の創設 (中小企業100万円、大企業50万円) 再規模数支援技術

職支援対策 緊急雇用創出事業の創設(1,500億円) 離職者訓練の実施規模の拡充薬、安定雇用に向けた長期間訓練の実施(最長2年間)

(cf生活防衛のための緊急対策、予算規模64兆円程度)

### 15 経済危機対策における雇用対策(平成21年4月)

### 平成21年度1次補正予算2兆5.128億円

⇒非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの推進

#### 16 緊急雇用対策(平成21年10月)

⇒「緊急的な支援措置」と「緊急雇用創造プログラム」

### 17 明日の安心と成長のための緊急経済対策における雇用対策(平成21年12月) 平成21年度2次補正予算5.984億円

⇒緊急対応策の強化、雇用戦略の推進

雇用調整助成金の要件緩和

「住産量要件」について、現行要件に加え、赤字企業については、企業規模にかかわらず。「前々年比10%以上減」の場合も支給対象 \*|生性重要性」に ンい

a・四粉布支援の優化 「プレストップ・サービス・デイ」の実施支援、ハローワークのワンストップ相談機能の充実 (「住居・生活支援アドバイザー」を配置) 住任子等』 や、空さ社農業等の僧上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援 様実験の操化

新卒等支援の後化 ・「真命・大龙戦闘」。ファイーター」の更なる額急機員 車急分野における開発の事態を暴電主も支援する「最中省体験関用事業」の創設 車急分野における開発の機構、関係・エネルギー等の分野における新たな展開機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進 ・介護、医様、関係、現本・アルギー等の分野における新たな展開機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進

### 18 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月)

平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費(雇用関連・厚労省分)1.176億円

⇒円高、デフレ状況に対する緊急的な対応 (ステップ1)

・「一門画、アレレルがに入り 9 条を助りよりがし、人アック) ・「全年の世界に関する器を連来、海軍がある。」「在シルスター (第2点)、採用拡大減励金」 ・「2年20月度が4年トライアルーク・空機を置 ・「2年20月度が4年トライアルーク・空機を選手では、「25)。 ・「第2年展開機会報保料計1 を改正し、「年業後3年間は新や扱い」を盛り込む 展用論本、人材度の支援 ・パーンナル・サポート、モデル事業の実施 ・ポーンナル・サポート、モデル事業の実施 ・ポーンナル・サポート、モデル事業の実施

### 19 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月)

平成22年度補正予算(雇用関連・厚労省分)3.170億円

⇒暑気・雇用動向を踏まえた機動的な対応(ステップ2)

新辛者・若年者支援の強化 ・「ジョブサポーター」の増員(1.753人→2,003人) ・若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充(25歳未満にも対象を拡大)

・ 若年者等正規順用代特別限勤金の拡充 (25度未満にも対象を拡大) 展用問整助成金の要件機和(制度見直) 「1住まい対策」の拡充(26年下支も一切支給など)を23年度末まで延長(制度見直し) 展用自治・人材育成、 ・ 電点分野雇用能計事業を拡充(1,000億円) ・ 場急人分替成支付事業の近長等(1,013億円) ・ 成長分野が人材所収支持事業の近長等

# 20 厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進(平成23年度予算での対応)

平成23年度予算(雇用関連・厚労省分)2.547億円

⇒「雇用戦略·基本方針2011 | を踏まえた本格的な「雇用·人材戦略 | の推進(ステップ3) 雇用を「つなぐ」「創る」「守る」の3本柱

鷹用を「つなく」 ・新卒者等雇用対策の推進 (110億円) ・ ランボリン型セーフティネットの確立 ・京戦者支援制度の創設 (775億円) パーソナル・サポートなどの推進

パーソナル・サポートなどの推進 雇用を「創名」 ・経済対策で拡充した重点分野雇用創造事業や、新設した成長分野等人材育成支援事業の効果的な実施 雇用を「同名」

・雇用調整助成金の活用

### 21 東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出のための『「日本はひとつ」しごとプロジェクト」

⇒東日本大震災の被災者の就労支援や雇用創出の促進

フェーズ1 (4月5日取りまとめ 予算措置のない緊急総合対策) 復旧専業等による確定な雇用創出 ・重点分野雇用創造事業の拡充(「震災対応分野」を追加、雇用期間の1年制限を廃止) ・緊急雇用創出事業雇用期間の拡充(雇用期間の1年制限を廃止)

・ 兼忌権用制四事業権用制同の抵抗 (権用制同 能災した方々としごととのマッチング体制の強化 「日本はひとつ」しごと協議会の創設 被災した方々の雇用の維持・確保 雇用調整助成金の拡充 (制度見直し)

- ズ2(4月27日取りまとめ 第一次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分1兆2,277億円)

フェーズ2(月北21日級リまごの 第一次衛止下海等を高率スた対 信仰日本電等は二名様型を支援制能制 特別した方々の際たな経職に向けた支援 ・規則した方を観り入れる企業への助成の站充 ・規則した方を観り入れる企業への助成の站充 ・規則した方を開発し、大型を開発した方を開発 ・ 通用機動成金の拡充(7,250時円) ・ 適用機動成金の拡充(7,250時円)

フェーズ3(10月25日取りまとめ、第三次補正予算等を請まえた対応、順用問題・厚労祭分3,923億円) 産業販用と無利対策の一体的支援 ・事業の実現実用的批准事息」。企业取得・全角を加・世代継承型用用創出事意」の創設(1,510億円) ・事業の実現実施の企業の企業の 短期を支える人材解表・定定した規範に向けた支援等 ・被以地の一次部に対したが表しません。 ・被以地の一次部に対した対策に大切と規範に向けた支援等 ・接対地の一次部に対したが表しません。 ・最初を表して来るは対したとの機能機能の延振を対策が支援。 ・最初を表して来るは対したとの機能機能を対象が表しまった。 ・最初を表しまる新卒者支援の更々る操作(237億円) ・最初を表しましましましましましましまった。 ・事間保険から地の支援(機関を開発)

### 22 円高への総合的対応策~リスクに強靱な社会の構築を目指して~(平成23年10月)

平成23年度第3次補正予算3.925億円

⇒急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打った対応

震災及び円高の影響による夫妻者の展開機会創出への支援 ・塩-台が開展担出業成の基を2,000億円機み増し、拡充した事業の対象期間を平成25年度末まで延長 震災平円高の影響を受けた者への試験支援 - 展目頻整効な学の拡充(指収度率し)

- 等の名等の後期支援 (写取内院政会を保存を扱い) 利用拡大規約金]、[3年以内既卒者トライアル雇用規約金] の実施期間延長 ジョブサポーターの附着(2,103人~2,203人) 報業訓練の拡充を

・公的職業訓練の拡充(制度見直し)・成長分野等人材育成支援事業の拡充(制度見直し)

# 23 日本再生加速プログラム~経済の再生と被災地の復興のために~(平成24年11月)

経済危機対応・地域活性化予備費等の活用(雇用関連分:厚労省)

⇒景気悪化縣念に対応し、日本再生と復興を加速

一郎 末市也に認志にお別し、日本行士と従来を加速 新漢(等成24年10月28日の製造法とされせて実施 成点分野における非正規程用労業者も含むた人材のキャリアアップ支援 原点分野における非正規程用労業者を含むた人材のキャリアアップ支援 原産人物学におけるは、最高と材料点・規範支援を全の活用(制度要求) 展用情勢への的なな対応 ・産品分野展用的出業の拡充(600億円)

### 24 日本経済再生のための緊急経済対策 (平成25年1月)

平成24年度補正予算(雇用関連分:厚労省)2.100億円

⇒日本経済再生に向けた取組の第1弾

被災者の一時的な雇用の確保 ・ 震災等緊急雇用対応事業の拡充・延長 (500億円) 被災地での安定的な雇用の創出

破災地での安定的な雇用の創出 ・事業復興型雇用創出事業の延長(制度要求) 若年者への人材育成の推進 ・若者育成支援事業の創設(600億円) 地域の雇用創出

25 好循環実現のための経済対策 (平成25年12月)

平成25年度補正予算(雇用関連分:厚労省)

→デフレ脳却と経済再生への道路を確かたものに

# 26 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策 (平成26年12月)

平成26年度補正予算(雇用関連分:厚労省)

→経済の暗弱が部分に的を絞ったフピード成れる対応

「まち・ひと・しごと劇生総合報職」に含まれる施策の先行的実施 ・地域しごと支援事業の実施 「地域活性・地域化単記等緊急支援空付金(地方劇生先行型)(内閣官房・内閣府)1.700億円の内数)

### 27 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月)

平成27年度補正予算(雇用関連分:原労省)

⇒包摂と多様性がもたらす持続的な成長、最重要課題への対応による好循環の強化

結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 ・三年以内既卒者等採用定葡奨励金の創設(制度要求) ・非正規雇用労働者の正社員転換等の推進(制度要求)

### 28 未来への投資を実現する経済対策 (平成28年8月)

平成28年度第2次補正予算(雇用関連分:厚労省)

⇒民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現

一氏的工事が行物の19 をお月以及に 18 の内閣では安小瀬大寺 ・保育院連事業上に対する開催定議支援助成金の拡充 (制度要求) ・保育院連事業上に対する開催に議支援助成金の拡充 (制度要求) ・企活保健完善等を重い入れる事業上の助政機能の制度 (制度要求) ・受工のビル製設にサリスタへの対抗の場合、地方等の支援 ・成長金集等への行用なご節移動のとおの支援の場比 (制度要求) ・地域における発産と関係の指数 (の回程)

銀本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化などの加速 ・地域雇用開発奨励金の拡充(制度要求)

### 29 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月)

平成30年度予算(雇用関連分:厚労省)

⇒人づくり革命の断行、生産性革命の実現

⇒人づくり革命の動所、生産性革命の実現 カレント教育を区側の学店は一の支援 - 専門実践教育組織統治等による支援(15億円) 生産・企業の主義に向けた重整が、同様の企業を(55億円) 生産・企業を発生に対した。人材有家、人材投資の基本拡充(55億円) - 名者等に対する一単した無となど前別等(53億円) 用用規切力、付加価値の高い産業への転職・再収穫支援 ・電車・再収穫の拡大に向けた見える化の建業(49億円) ・、内ローラーフにおけるマラン学機能の変素(49億円) ・、ハローラーフにおけるマラン学機能の変素(49億円)

### 30 安心と成長の未来を拓く総合経済対策

令和元年度補正予算

⇒Society5.0の実現に受けた国民各層の未来へのチャレンジをさらに加速し、経済の力強い成長軌道を確実なものに

### 31 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

### 令和2年度補下予算

- ⇒感染症の影響をしのぎ、その後のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成軌道へ戻す

### 32 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策

### 令和2年度

- ⇒国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開く

### 33 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

### 令和3年度補正予算

- ⇒新型コロナウイルス成染症の拡大防止
  - 雇用調整助成金の特別措置等
     雇用保険財政の安定
- ⇒未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- 3年間で4,000億円のパッケージの実施 コロナ橋での非正規雇用労働者の労働稼働支援事業 デジタル人材育成 非正規雇用労働者のキャリアアップ

### 34 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

### 令和4年度第2次補正予算

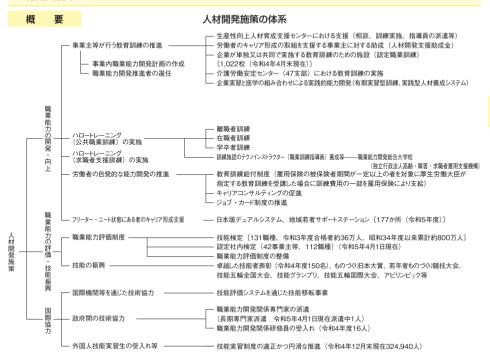
- ⇒賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化(「賃上げ・人材活性化・労働市
  - 場強化」雇用・労働総合政策パッケージ)等
- ⇒新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等
  - ・ 小学校休業等対応助成金・支援金による保護者の休暇取得支援 ・ 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

6



# 人材開発

### 人材開発施策



# ハロートレーニング (公共職業訓練)

#### 概 亜

### ハロートレーニング(公共職業訓練)の概要

### 1. 概要

- Mad 国及び都道府県は、その責務として「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要 とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないこととされており(職業能力開発促進法第4条第2項)、この規定を 踏まえ、労働者ごとのニーズに即した多様な職業訓練を実施するため、公共職業能力開発施設を設置している。

### 2. 訓練対象者

離職者、在職者、学卒者

### 3. 公共職業能力開発施設【237校】

区分	職業訓練の実施	設置主体	設置数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業 訓練を実施(応用課程)	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構 都道府県	1 15
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構	46
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	145 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国(注)	13

<sup>(</sup>注) 運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(2)及び都道府県(11)に委託している。

### 障害者の人材開発

#### 概 亜

隑 害

者

に

沝 す る

Y

材

開

発

 $\sigma$ 

推

進

### 障害者人材開発行政の概要

- 1 障害者職業能力開発校の設置・運営(全19校)
  - (1) 国立障害者職業能力開発校(13校)
    - ①(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営(2校)
    - ② 都道府県営 (11校)
  - (2) 都道府県立障害者職業能力開発校(6校)
- 2 一般の職業能力開発校における障害者の職業能力開発
  - 〇 受講者数
    - H30年度:653人 B元年度:633人 B2年度:690人 B3年度:689人



ー 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、職業訓練を実施

- 訓練対象人員(予算)
  - R2年度:3,430人 R3年度:3,380人 R4年度:3,230人 R5年度:2,850人
- 特別支援学校と連携した早期委託訓練事業
  - R2年度:270人 R3年度:270人 R4年度:270人 R5年度:230人
- 在職障害者を対象とした障害者委託訓練の実施(平成22年度開始) R2年度:150人 R3年度:150人 R4年度:300人 R5年度:300人



# 職業能力評価

#### 枳 要

### 職業能力評価制度の推進

名 称	技能検定制度	社内検定認定制度
概要	国が労働者の有する技能を一定の基準に基づいて検定	事業主等が実施している社内検定のうち、技能振興上
	し、公証する制度	奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度
対象となる	全国的に企業間で共通性のある技能で、対象労働者が	企業内における特有な技能を対象
技能及び職	多い職種を対象	令和5年4月1日現在、食品の販売加工、自動車部品管
種等	令和5年4月1日現在、機械加工、建築大工等131職種	理等112職種(42事業主等)を認定
	について特級、1級、2級、3級等に区分して実施(等級	
	区分のない職種(単一等級)もある)	
認定等の内	合格者は、厚生労働大臣名(特級、1級及び単一等級)、	認定を受けた社内検定(以下「認定社内検定」という。)
容	都道府県知事名又は指定試験機関の長名(2級、3級等)	については、「厚生労働省認定」と表示することができる
	の合格証書が交付され、「技能士」と称することができ	
	3	
受検対象者	原則として一定の実務経験を有する者	認定社内検定を実施する事業主等に雇用される労働者

等 級	技能検定試験の概要
特級	検定職種ごとの管理者又は監督者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
1級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
2級	検定職種ごとの中級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
3級	検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
基礎級	検定職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
単一等級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

名 称	職業能力評価基準
概要	労働者の職業能力を共通のものさしで評価できる様、業種・職種・職務別に必要な能力水準を示した基準。
対象となる 職種等	業種別に幅広い業種を対象とし、業種横断的な経理・人事等の事務系職種についても整備。
被評価者	労働者・求職者(職業能力評価基準を用いる実施者に委ねられる。)
活用方法	職業能力評価基準は、業界内での標準的な基準であり、各企業の活用目的に応じてカスタマイズすることで、 人事制度の見直しや社員教育制度の導入、キャリア・バスの提示等、様々な場面での活用が可能。

#### 詳細データ 技能検定の実施状況

	特 級	1級	2級	3級	随時2級	随時3級	基礎級	単一等級	合 計
申請者数	4,825	100,543	390,241	345,409	9,966	88,407	30,032	2,993	972,416
(人)	121,471	3,831,980	9,580,682	4,313,738	19,987	265,874	972,843	328,797	19,435,372
合格者数	1,993	30,086	111,227	173,410	235	23,126	26,375	1,584	368,036
(人)	32,631	1,560,784	3,185,242	2,066,046	499	71,842	904,216	184,124	8,005,384
合格率	41.3	29.9	28.5	50.2	2.4	26.2	87.8	52.9	37.8
(%)	26.9	40.7	33.2	47.9	2.5	27.0	92.9	56.0	41.2

資料:厚生労働省人材開発統括官調べ。

上段:令和3年度、下段:累計(昭和34年度~令和3年度)

(注) 1. 随中級か申請者数及び合格者数の累計については、技能実習法改正による受検義務化(平成29年度)以降の値としている。 2. 基礎級については、平成29年度以前の実績においては、基礎1・2級を含む。

# 技能の振興

#### 概 要

# 技能の振興

施策	概 要
若年技能者人材育成 支援等事業	ものづくり分野で優れた技能、豊かな経験を有する「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対して、技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導を実施している。 また、地域における技能尊重気運の醸成を図るため、技能者を活用した技能習得機会の提供等、地域関係者の創意工夫による取組みを一層推進している。
若年者ものづくり 競技大会	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高校等において技能を習得中の20歳以下の若者に対して技能レベルを競う場を提供することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として、2005(平成17)年度から実施している。
技能五輪全国大会	国内の青年技能者(原則 23 歳以下の者)の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として 1963(昭和 38)年度から毎年実施している。
技能五輪国際大会	青年技能者(原則 22 歳以下の者)が国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興及び 技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として 1950(昭和 25)年にスペインで開催 され、現在隔年で開催。我が国は、1962(昭和 37)年度から参加している。
技能グランプリ	特に優れた技能を有する一級技能士等が参加する技能競技大会であり、技能士の技能の一層の向上を 図るとともに、その地位の向上及び技能の振興を図ることを目的として 1981(昭和 56)年度から毎 年実施してきたが、2002(平成 14)年度以降は隔年開催となっている。
卓越した技能者(現代 の名工)の表彰制度	卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の 地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者 となり、その職業に精進する機運を高めることを目的として 1967(昭和 42)年度から実施している。
ものづくり日本大賞 (内閣総理大臣表彰)	我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」に携わる人材のうち、特に優秀な成果を成し得た個人若しくはグループ又は団体に対してその功績をたたえることにより、「ものづくり」に係る技術及び技能の更なる発展と次世代への着実な継承に寄与することを目的として、2005(平成17)年度から実施している(3年ごとの実施)。
職業能力開発関係 厚生労働大臣表彰	認定職業訓練及び技能検定の推進についてその業績が極めて優良で他の模範となると認められる事業 所、団体又は功労者及び技能振興の推進についてその業績が極めて優良で他の模範になると認められ る事業所及び団体を表彰することにより、認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進と技能水準の 向上に資するとともに職業能力開発促進法の趣旨の周知徹底を図ることを目的として実施している。
職業能力開発論文 コンクール	職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文 を表彰することにより、職業能力開発関係者の意識啓発及び職業能力開発の推進と向上に資すること を目的として隔年実施している。
職業訓練教材コンクール	公共職業訓練又は認定職業訓練等において、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、 その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたも のを表彰することにより、職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向 上に資することを目的として隔年実施している。
アビリンピック (全国障害者技能 競技大会)	障害のある人の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加するとともに、広く障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として、1972(昭和 47)年から実施している。



### キャリア形成支援

### 概 要

### 職業牛涯を通じたキャリア形成支援の推進について

○ 職業生涯の長期化や働き方の多様化等が進む中、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、ひいては人材の育成・確保や労働生産性の向上等につなげるため、職業訓練の充実・強化や能力本位の労働市場の形成を支援するのみならず、個々人に合った職業生涯を通じたキャリア形成を支援していくことが必要。

### (1) 個人の主体的な能力開発の支援

- 教育訓練給付制度による労働者の自発的な能力開発の支援。
- ・キャリアコンサルタント登録制度等を通じたキャリアコンサルタントの計画的な養成及び質の向上。
- ・個人が身近にキャリアコンサルティングを受けることができる環境の整備。
- ・ジョブ・カード制度の活用促進。

### (2) 企業による労働者の能力開発の支援

- ・人材開発支援助成金、認定職業訓練制度等のより効果的な活用や企業内でキャリア形成の推進役となる人材の育成等の保強。
- ・設備・訓練指導員・資金等の面で企業内では実施困難な職業訓練について、中小企業等のニーズに即して個別に実施する在職者訓練や訓練指導員の企業への派遣等を一層効果的に実施。
- ・職業生活の節目において、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受けられる環境(セルフ・キャリアドック)の整備。

6

# 若年無業者等の職業的自立支援

#### 枳 亜

### **地域若者サポートステーション事業**

### 1 事業の目的

就学に当たって困難を拘える若者等(15~49歳の無業の方)が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう。 地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

### 2 事業概要等

### 実施主体

<u>都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和5年度177か所(全都道府県に設置)。</u> 支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏ま えた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学 校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施(学校と連携した支援)。
- OJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等で の就労に向けた支援を実施。
- <u>合宿形式を含めた集中訓練プログラム</u>を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向 F. ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 動職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関(福祉機関等)とネットワークを形成し、連携(必要に応じて相互にリファー)。







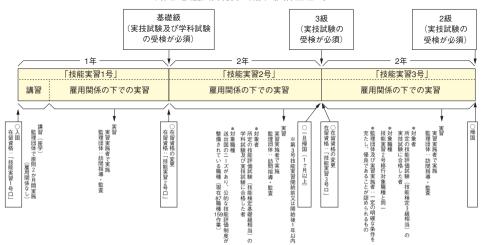
# 外国人技能実習制度

### 概 要

外国人に対する技能移転の仕組みとして1993 (平成5) 年に創設。2010 (平成22) 年7月より入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適田されている。

また、2017 (平成29) 年11月1日に管理監督体制の強化や制度の拡充を内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号) が施行された。同法において技能実習計画の認定及び監理団体の許可制度などを設けるとともに、認可法人の外国人技能実習機構が設立され、同機構が監理団体等の実地検査等の業務や、技能実習生の相談・支援等の援助業務を行うなど監理監督体制の強化や技能実習生の保護を図っている。技能実習生は、入国時に原則とカ月間の日本語や法令関係等の講習を受け、技能実習1号(1年目)で技能検定基礎級相当、技能実習2号(2・3年目)で技能検定3級相当の技能修得等を目標に、最長5年間の実質が可能となっている。

### 外国人技能実習制度の概要(団体監理型)



### 外国人技能実習生の推移

(単位:人、各年末現在)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
計	151,482	155,214	167,641	192,655	228,589	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940

資料: 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」

(注) 平成28年までは、在留資格「技能実習1号」及び「技能実習2号」の総在留外国人数を合わせた数である。



# 雇用均等•児童福祉

### 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進等

### 概 要

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・ 定年・解雇・労働契約の更新について労働者に対する性別を理由とした差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とした 不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント対策等が定められている。

労働施策総合推進法では、職場におけるパワーハラスメント対策が定められている。都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、男女雇用機会均等法等の履行確保を図るため、企業に対する指導を実施するとともに、労働者等からの相談に対応し、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び調停によって紛争解決の援助を実施している。

女性活躍推進法では、常田労働者数101人以上の事業主に対して、行動計画策定・届出、情報公表を義務付けている。

### 男女雇用機会均等法のポイント

### 性別を理由とする差別の禁止

- 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止(第5条・第6条)
  - ・ 募集・採用、配置 (業務の配分及び権限の付与を含む。)・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の 変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止
- 間接差別の禁止(第7条)
  - 労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがあるものとして、厚生労働省令で定める措置について、合理的な理由がない場合、これを講ずることを禁止 「厚生労働省令で定かる措置」
    - 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
    - 労働者の募集・採用、昇進又は職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
    - 労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること
    - ※ なお、省令で定めるもの以外については、均等法違反ではないが、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性あり
- 女性労働者に係る措置に関する特例(第8条)
  - 性別による差別的取扱いを原則として禁止する一方、雇用の場で男女労働者間に事実上生じている格差を解消することを目的として行う女性のみを対象とした措置や取扱いは違法でない旨を規定

### 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止(第9条)

- ・ 婚姻、妊娠、出産を退職理由とする定めを禁止
- ・ 婚姻を理由とする解雇を禁止
- 妊娠、出産、産休取得、その他厚生労働省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いの禁止
- 妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠等による解雇でないことを証明しない限り無効

#### セクシュアルハラスメント対策(第11条、第11条の2)

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
- ・ 事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
- 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する国、事業主及び労働者の責務

### 妊娠・出産等に関するハラスメント対策(第11条の3、第11条の4)

- ・ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
- ・ 事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
- ・ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントに関する国、事業主及び労働者の責務

### 母性健康管理措置(第12条・第13条)

 妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるための時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守る ことができるようにするため必要な措置の実施を事業主に義務付け

### ポジティブ・アクションに対する国の援助(第14条)

男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)を講ずる事業主に対し、国は相談その他の援助を実施

### 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置

- 企業内における苦情の自主的解決 (第15条)
- 労働局長による紛争解決の援助(第17条)
- 機会均等調停会議による調停(第18条~第27条)
  - 調停は 紛争の当事者の一方又は双方からの申請により関始
  - 労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益取扱いの禁止

### 法施行のために必要がある場合の指導

- 厚生労働大臣又は労働局長による報告徴収、助言・指導・勧告(第29条)
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表 (第30条)
- 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料(第33条)
- ※ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置義務、事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止、国、事業主及び労働者の責務並びに母性健康管理に関する措置義務は派遣先にも適用(労働者派遣法第47条の2)

### 労働施策総合推進法(パワーハラスメント防止措置等)のポイント

### パワーハラスメント対策 (第30条の2、第30条の3)

- ・ 職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
- 事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
- 職場におけるパワーハラスメントに関する国、事業主及び労働者の責務を規定

#### 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置

- 労働局長による紛争解決の援助(第30条の5)
- 優越的言動問題調停会議による調停(第30条の6~第30条の8)
  - ・ 調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
  - ・ 労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益取扱いの禁止

### 法施行のために必要がある場合の指導

- 厚生労働大臣又は労働局長による報告の請求、助言・指導・勧告(第33条第1項、第36条第1項)
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表 (第33条第2項)
- 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料(第41条)
- ※ パワーハラスメントの防止措置義務、事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止並びに国、事業主及び労働者の責務は派遣先にも適用(労働者派遣法第47条の4)

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律概要(民間事業主関係部分)

### 1 基本方針等

- ▶国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- ▶ 地方公共団体(都道府県 市町村)は ト記基本方針等を勘案して 当該区域内における推進計画を策定(努力義務)。

### 2 事業主行動計画等

### 次の(1)・(2)について、常用労働者数が101人以上の事業主は義務、100人以下の事業主は努力義務

### (1) 企業におけるPDCAを促し、女性活躍の取組を推進

⇒ 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、及びこれを踏まえた行動計画の策定・届出・公表 (指針に即した行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))※常用労働者数301人以上の事業主は、男女の賃金の差異の把握が義務化

- ▶目標(省令で定める項目に関連した定量的目標) ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間

### (2) 女性の職業選択に資するよう、企業の情報公表を促進

### ⇒ 女性の活躍に関する情報公表

情報公表の項目(省会で規定)

- 情報公及の残ら (目 を たがた)○ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績について、
- ▶常用労働者数100人以下の事業主(努力義務) ①及び②の全ての項目から1つ以上公表

### (3) 認定制度によるインセンティブの付与

- ⇒ 優良企業を認定し、認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」の利用を可能に
  - □ 認定基準は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、省令で規定

### (4) 履行確保措置

⇒ 厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告 情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとする。

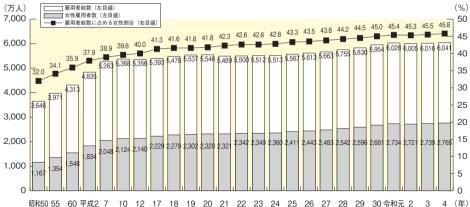




### 3 その他(施行期日等)

- ①制定時:平成27年9月4日公布・施行(事業主行動計画等に関する部分は平成28年4月1日施行)。10年間(令和7年度末まで)の時限立法。
- ②改正時: 令和元年6月5日公布、令和2年6月1日施行(状況把握・目標設定については令和2年4月1日施行、101人~300人事業主への適用拡大に

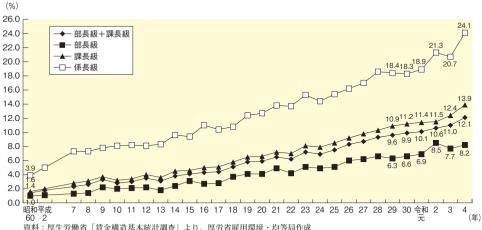
#### 詳細データ① 雇用者数の推移(全産業)



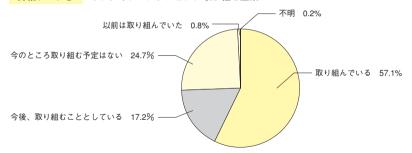
資料:総務省統計局「労働力調查」

- 注1) 平成27年から令和3年までの数値については、比率を除き、令和2年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は 補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値については、平成22年国勢調査基 準のベンチマーク人口に基づき、平成22年から26年までの数値については、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に 基づく時系列接続用数値を掲載している。
- 平成23年の教値は、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完的に推計した値である。

#### 詳細データ② 役職別管理職等に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)

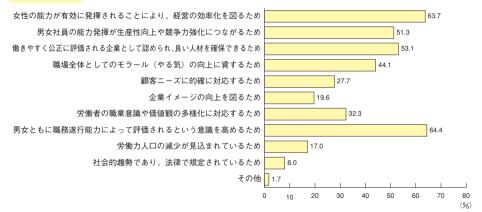


### 詳細データ③ ポジティブ・アクションに取り組む企業



資料:厚生労働省雇用環境·均等局「平成26年度雇用均等基本調查」

# 詳細データ④ ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由別企業割合



資料: 厚生労働省雇用環境・均等局「平成25年度雇用均等基本調査」 (ポジティブ・アクションに「取り組んでいる| 又は「今後、取り組むこととしている| 企業=100.0%)

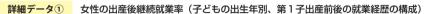
### 仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

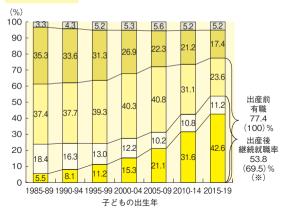
### 概 要

希望するすべての労働者が育児や介護を行いながら安心して働くことができる社会の実現のため、出産後の継続就業率や男性の育児休業取得率の向上等を目指し、育児・介護休業法に基づく両立支援制度の整備、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり等を行っている。

### 育児・介護休業法の概要

#### 介護休業 ※賃金の支払義務なし。※介護休業給付金(賃金の67%) あり。 育児休業 ※賃金の支払義務なし。※育児休業給付金(賃金の67%又は50%)あり。 子が1歳(保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳)に達するまでの育 □ 対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで、介護休業の権利を保障 児休業の権利を保障(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間) 【パパ・ママ育休プラス】 ※ 有期契約労働者は、 □ 子が1歳に達するまでに分割して原則2回まで取得可能(令和4年10月1日施行) 子が1歳6か月に達するまでに労働契約(更新される場合には更新後の契約) の期間が満了することが明らかでない場合であれば取得が可能 出生時育児休業 (産後パパ育休) (令和4年10月1日施行) (介護、出生時育児休業 (産後パパ育休) も同趣旨) ※賃金の支払義務なし。※出生時育児休業給付金(賃金の67%)あり。 (「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件は令和4年4月1日に廃止されて □ 子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業(産後パパ育休)の権利を保障 いる。) ※2回に分割して取得可能、育児休業とは別に取得可能 介護休暇 ※賃金の支払義務なし 子の看護休暇 ※賃金の支払義務なし 小学校就学前の子を養育する場合に年5日(2人以上であれば年10日)を限度とし 介護等をする場合に年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を限度として取 て取得できる(1日▽は時間単位) 得できる(1日▽は時間単位) 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限 □ 3歳に達するまでの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業(午後10時から午前5時まで)を制限 短時間勤務の措置等 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ 介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を義務づけ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時間の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置 個別周知・意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置 (令和4年4月1日施行) 事業主に、本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対する育児休業制度等の個別の制度周知・休業取得意向確認の義務づけ 事業主に、育児休業及び出生時育児休業(産後パパ育休)の申出が円滑に行われるようにするため、研修や相談窓口の設置等の雇用環境整備措置を講じることを義務づけ 育児休業の取得状況の公表 (令和5年4月1日施行) □ 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に、毎年1回男性の育児休業等の取得状況を公表することを義務づけ 不利益取扱いの禁止等 □ 事業主が、 育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止 □ 事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務づけ 実効性の確保 苦情処理・紛争解決援助、調停 □ 勧告に従わない事業所名の公表 ※育児・介護休業法の規定は最低基準であり、事業主が法を上回る措置をとることは可能 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施 (令和7年3月末までの時限立法 (※平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長)) 行動計画の策定 届出・実施 計画終了・目標達成 厚生労働大臣 による認定 ·101人以上企業 各都道府県労働局に届出 ・次期行動計画の策定・実施 →義務 一定の基準を満たす企業を認定 ·100人以下企業 計画の公表・従業員へ周知 ・認定の申請 ・企業は商品等に<u>認定マーク</u>を使用可 (平成21年4日から義務付け (平成19年4月1日から「くるみん認定」開始) (平成27年4月1日から「ブラチナくるみん認定」開始) (令和4年4月1日から「トライくるみん認定」開始) (令和4年4月1日から「ブラス認定」開始) →<u>努力義務</u> 目標達成に向けて計画実施 (平成23年4月から義務の対象を 拡大(従前は301人以上企業)) 認定基準 行動計画の期間が2年以上5年以下であること。 策定した行動計画を集集し、それに定めた目標を達成したこと。 次の①または②のいずれかを満ましていること。 計画期間内に、男性の育児休業等取得率が 行動計画(一般事業主行動計画) ○届出状況(令和4年12月末時点) 企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るため に策定する計画 【行動計画とは】 101人以上企業の 301人以上企業の 99.1% 99.3% 、次ののまたは②のいずれかを満たしていること。 「計画開間内に、男性の習史体業等同律率が くるみん設定 10%以上 プラナイくるみん設定 30%以上 トライくるみん設定 30%以上 トライくるみん設定 7%以上 の商児を目的とした体部制度を利用した者の割合が くるみん認定 20%以上 フラナイくるみん設定 50%以上 フラナイくるみん設定 50%以上 フラナイくるみん設定 50%以上 フラナイくるみん設定 50%以上 フラナイとみん党を 50%以上 フラナイとみん党を 50%以上 フラナイとみん党を 50%以上 フラナイとみん党を 50%以上 フラナイとみん党を 50%以上 フラナイトラー 50%以上であること。 文性の奇里体業事取得率を単年が50%以上であること。 文性の奇里体業事取得率を単年が60%のようサイト 「両立 支援のひるば」で公表していること。(くるみん認定のみ)。 3歳から小学を収入学するまでの子を持つ労働を支援とする 「育児体業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措 101~300人企業の 99.0% 【計画に定める事項】 規模計届出企業数 103,48 103.486社 ① 計画期間(各企業の実情を踏まえおおむね2 ~ 5年間の範囲) ② 達成しようとする目標 ③ 目標達成のための対策およびその実施時期 くるみん認定企業 4.062\*† 【計画の内容に関する事項】 1 雇用環境の整備に関する事項 ・うち、プラチナくるみん認定企業 535社 (1) 主に育児をしている従業員を対象とする取組 (2) 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組 トライくるみん認定企業 カラテナできると その他の次世代育成支援対策 対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境整備以外の取組 -計画例-(例1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。 男性:取得率〇%以上、女性:取得率〇%以上 置」を講じていること。 フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平 均が各月45時間未満であること。 ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと 令和〇年〇月~ 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職 場復帰のための護習会を年に○回実施 ノー残業デーを月に1日設定する。 ☆ くるみん等認定基準を満たした上で 「不妊治療のための休暇制度・両立支援制度」を設けること、 その他の基準を満たした場合、「プラス」認定を受けることが ◇対策> 令和○年○月~ 部署ごとに検討グループを設置 令和○年○月~ 社内報などでキャンペーンを行う





就業継続(育休利用) □ 就業継続(育休なし) □ 出産退職□ 妊娠前から無職 □ その他・不詳

資料:国立社会保障·人口問題研究所 「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」

(※)() 内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

# 詳細データ② 男女別育児休業取得率

(単位:%)

	出産した女性労働者に占める 育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働 者に占める育児休業取得者 の割合
2007年度	89.7	1.56
2008年度	90.6	1.23
2009年度	85.6	1.72
2010年度	83.7 (84.3)	1.38〔1.34〕
2011年度	(87.8)	(2.63)
2012年度	83.6	1.89
2013年度	83.0	2.03
2014年度	86.6	2.30
2015年度	81.5	2.65
2016年度	81.8	3.16
2017年度	83.2	5.14
2018年度	82.2	6.16
2019年度	83.0	7.48
2020年度	81.6	12.65
2021年度	85.1	13.97

資料:厚生労働省雇用環境·均等局「雇用均等基本調査」

(注) 2010年度及び2011年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

# 詳細データ③ 男女別介護休業取得率

(単位:%)

	男女計	男性	女性
2017年度	1.2	1.1	1.2

※介護をしている雇用者に占める取得者割合 資料:総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

# 非正規雇用労働者対策

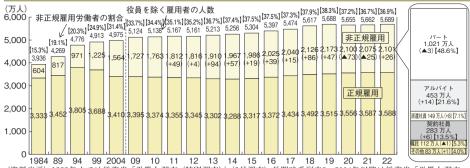
### 概 要

### 非正規雇用労働者の推移

近年、パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

### 詳細データ 正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 正規雇用労働者は3.588万人(2022年平均。以下同じ)。対前年比で8年連続の増加(+1万人)。
- まで規雇用労働者は2.101万人。2010年以降増加が続き、2020年以降は減少したが、2022年は増加(+26万人)。
- 分量を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は36.9%。前年に比べ0.2ポイントの上昇。



- (資料出所) 1999年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査) 長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」(年平均) 長期時系列表10
- (注) 1. 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)
  - 2. 2010年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
  - 3. 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口 (新基準) への切替による遡及集計した数値 (割合は除く)。
  - 4. 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値 (2015年国勢調査基準)。
  - 5. 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
  - 6. 正規雇用労働者:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
  - 7. 非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
  - 8. 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 下計員・非下規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金)

同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても 待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにする。

### 不合理な待遇差の禁止 (パート・有期法8条、9条)

- 同一企業内において、正社員とパート・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇に ついて、不合理な待遇差を設けることを禁止
- 裁判の際に判断基準となる「均衡待遇」(法8条)、「均等待遇」(法9条) を規定

: 待遇ごとに、その性質・目的に照らして、 ①職務内容 ②職務内容・配置の変更節囲(人材活用の仕組み) ③その他の事情のうち

適切と認められる事情を考慮して、不合理な待遇差を禁止

:①職務内容 ②職務内容・配置の変更範囲(人材活用の仕組み)が同じ場合は、

パート・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いを禁止

※「職務内容」とは、業務の内容+責任の程度をいう。

※「その他の事情」として、職務の成果、能力、経験、労使交渉の経緯などが考慮され得る。

### 労働者に対する待遇に関する説明義務 (パート・有期法14条)

- 非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができ、 事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければならない。
- ◆派遣労働者については労働者派遣法において同様に規定
- ◆同一労働同一賃金は、会和2年4月1日から施行(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は会和3年4月1日)

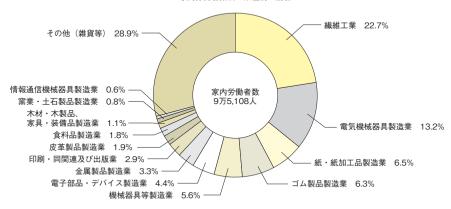
### 家内労働及び雇用型・自営型テレワーク対策

### 枳

### 家内労働対策の概要

家内労働手帳の交付の徹底、最低工賃の決定及び周知、工賃の支払い及び安全衛牛の確保などの対策を推進しています。

### 家内労働者数及び業種別の割合



資料:厚生労働省雇用環境·均等局「家内労働概況調査」(2022年10月実施)

# テレワークガイドライン 主な概要

#### テレワークの導入に際しての留意点

- テレワークの推進は、労使双方にとってブラスなものとなるよう、働き方改革の推進の観点にも配意して行うことが有益であり、使用者が適切に労務管理を行い、 労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークとすることが求められる。
- カ両者が変わりと聞いことが、とも2度頃はアレアーアとすることが承められる。 テレアークを推進するなかで、従来の労務管理の在り方等について改めて見直しを行うことも、生産性の向上に資するものであり、テレワークを実施する労働者だけでなく、企業にとってもメリットのあるものである。 テレアークを円滑かつ適切に乗入・実施するに当たっては、あらかじめ労使で十分に話し合い、ルールを定めておくことが重要である。

#### テレワークの対象業務

- --般にテレワークを実施することが難 一版にアレーフィスポリロの業務 しい業種・職種であっても個別の業務 によっては実施できる場合があり、業務 理職側の意識を変えることや、業務遂 行の方法の目直1.を給討することが望
- オフィスに出勤する労働者のみに業務 が偏らないよう、留意することが必要 である

# テレワークの対象者等

- テレワークの対象者を選定するに当たっては、 正相重田 労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみ を理由としてテレワーク対象者から除外することのない を埋田としてアレソー) よう留意する必要がある
- 在宅での勤務は生活と仕事の線引きが困難になる等の理 中から在空勤務を差望したい労働者について ス勤務やモバイル勤務の利用も考えられる。
- 特に新入社員、中途採用の社員及び異動直後の社員は、 コミュニケーションの円滑化に特段の配慮をすることが 望すしい

# 導入に当たっての望ましい取組

- 不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス 化、決裁の電子化等が有効であり、職場内の意識 改革をはじめ、業務の進め方の見直しに取り組む 上が望すし
- 働き方が変化する中でも、労働者や企業の状況に 園さ力が変化する中でも、方側者や企業の状況に かじた適切なコミュニケーションを促進するため の取組を行うことが望ましい。 企業のトップや経営層がテレワークの必要性を理 解し、方針を示すなど企業全体として取り組む必

#### 労務管理上の留意点

#### テレワークにおける人事評価制度

- 人事評価は 企業が労働者に対してどのような働きを求め
- 人争計画は、企業が方間者に対してとのような関さを求め、と う処遇に反映するかといった観点から、企業がその手法を工夫 して、適切に実施することが基本である。 人事評価の評価者に対しても、訓練等の機会を設ける等の工夫
- が老えられる。
- 時間外等のメール等に対応しなかったことを理由として不利益 は な人事評価を行うことは適切な人事評価とはいえない
- な人事評価を行っことは適切な人事評価とはいえない。 テレワークを行う場合の評価方法を、オフィスでの勤務の場合 の評価方法と区別する際には、誰もがテレワークを行えるよう にすることを妨げないように工夫を行うことが望ましい。 テレワークを実施せずにオフィスで勤務していることを理由と
- して、オフィスに出勤している労働者を高く評価すること等も、 労働者がテレワークを行おうとすることの妨げになるものであ り、適切な人事評価とはいえない

# テレワークに要する費用負担の取扱い

- **ァレソークに要する費用負担の取扱い**テレワークを行うことによって労働者に過度の負担が生じることは望ましくない。
  個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与が決策により、費用負担の取扱いは様々であるため、 労使のどちらがどのように負担するか等についてはあらかじめ労使で十分に話し合い、企業ご との状況に応じたルールを定め、叙業規則等において規定しておくことが望ましい。 在宅勤務に伴う費用について、業務に要した実費の金額を在宅勤務の実態を踏まえて合理的・ 客観的に計算し、支給することも考えられる。

#### テレワーク投現下における人材育成。 テレワークを効果的に実施するための人材育成

- オンラインでの人材育成は、オンラインならではの利点を持っているため、その利点を活かす 工夫をすることも有用である。 テレワークを導入した初期あるいは機材を新規導入したとき等には、必要な研修等を行うこと
- アレゾーグで導入した位制めるいは極めた制み等へしたことでいる、必要な制制では1.7〜にも有用である。 自律的に働くことができるよう、管理機による適切なマネジメントが行われることが重要であ り、管理機のマネジメント能力向上に取り組むことも望ましい。

# テレワークのルールの策定と周知

- 労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が 溶用される
- 週間でもつ。 テレワークを円滑に実施するためには、使用者は労使で協議して策定したテレワークのルールを就業規則に定め、労働者に適切に周知することが望ましい。

# 様々な労働時間制度の活用

#### 労働時間の季軟な取扱い

- 労働基準法上の全ての労働時間制度でテレワークが実施可能。このため、テレワーク導入前 に採用している労働時間制度を維持したまま、テレワークを行うことが可能、一方で、テレ ワークを実施しやすくするために労働時間制度を変更する場合には、各々の制度の導入要件 に合わせて変更することが可能。
- 通常の労働時間制度及び変形労働時間制においては、始業及び終業の時刻や所定労働時間を 風帯のが固定的る必要があるが、必ずしも一律の時間に労働する必要がないときには、テレ ワークを行う労働者ごとに自中度を認めることも考えられる。
- フレックスタイム制は、労働者が始業及び終業の時刻を決定する ことができる制度であり、テレワークになじみやすい。 事業場外みなし労働時間制は、労働者が事業場外で業務に従事し
  - #某場外がなし労闘時間制は、労闘者が単某場外で業務に促事し た場合において、労働時間を享定することが困難なとをに適用さ れる制度であり、テレワークにおいて一定程度自由な働き方をす 会労働者にとって、柔軟にテレワークを行うことが可能となる。 (※) このほか、事業場外みなし労働時間制を適用するための要 件について明確化)

# テレワークにおける労働時間管理の工夫

# テレワークにおける労働時間管理の把握

- 労働時間の管理については、本来のオフィス以外の場所で行われるため使用者によ る現認ができないなど、労働時間の把握に工夫が必要となる一方で、情報通信技術を活用する等によって、労務管理を円滑に行うことも可能となる。
- を出加する特によって、カが8点とと17所に17に見られた。 労働時間の発生については、労働時間の適正な犯度のために使用者が講ずべき措置 に関するガイドライン」を踏まえ、次の方法によることが考えられる。 パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として、始集及び終業の時刻を
  - 一コーンの使用時間の記録等の自転的な記録を登録として、 対策表のと終まの時刻を 確認すること (デレワークに使用する情報通信機器の使用時間の記録等や、サカモ イトオフィスへの入退場の記録等により労働時間を指揮 労働者の自己申告により把握すること (※ 労働時間の自己申告に当たっては、自
  - 己申告制の適正な運用等について十分な説明を行うこと、労働者による労働時間の 適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと 等の留意点を記載)。

### テレワークに特有の事象の取扱い

- 中抜け時間(※ 把握する際の工夫方法として、例えば一日の終業時に、 H級19時间(※ 152集9の際のエ大力法として、別れは一日の終来時に、 労働者から報告させることが考えられることや、中抜け時間について、 休憩時間として取り扱い終業時刻を繰り下げたり、時間単位の年次有給 休暇として取り扱うことも、始業及び終業の時刻の間の時間について、 休憩時間を除き労働時間として取り扱うことも可能であることを記載)。 長時間労働対策
- テレワークによる長時間労働等を防ぐ手法としては、次のような手法が 孝えられる
  - メール送付の抑制等やシステムへのアクセス制限等
- ・時間外・休日・所定外深夜労働についての手続 : 労使の合意により、時間外等の労働が可能な時間帯や時間数をあらか じめ使用者が設定する等

#### テレワークにおける安全衛生の確保

- テレワークでは、労働者が上司等とコミュニケーションを取りにくい、上司 等が労働者の心身の変調に気づきにくいという状況となる場合が多く、事業 者は、「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリス 日は、アレーフを引力の関連の及主側上を連ばするためのフェックスト ト(事業者用)を活用する等により、健康相談体制の整備や、コミュニケー ションの活性化のための措置を実施することが望ましい。
- 自宅等については、事務所衛生基準規則等は一般には適用されないが、安全衛生に配慮したテレワークが実施されるよう、[自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)]を活用すること等により、作業環境に関する状況の報告を求めるとともに、必要な場合には、労 使が協力して改善を図る又はサテライトオフィス等の活用を検討することが重 要である。

# テレワークにおける労働災害の<u>補</u>償

労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となる。 使用者は、情報通信機器の使用状況などの客観的な記録や労働者から申告された時間の記録を適切に保存するとともに、労働者が負傷した場合の災害発生状況等に ついて、使用者や医療機関等が正確に把握できるよう、当該状況等を可能な限り記録しておくことを労働者に対して周知することが望ましい。

# テレワークの際のハラスメントへの対応

事業主は、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等(以下「ハ 事業主は、職場におけるハソーハフスメント、モソフェアルハンスペントランス ラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられており、テレワークの際にも、オフィスに出動する働き方の場合と同様に、関係法令 関係指針に基づき、ハラスメントを行ってはならない旨を労働者に周知啓発する等、 ハラスメントの防止対策を十分に謹じる必要がある。

#### テレワークの際のセキュリティへの対応

情報セキュリティの観点から全ての業務を一律にテレワークの対象 外と判断するのではなく、関連技術の進展状況等を踏まえ、解決方 法の検討を行うことや業務毎に個別に判断することが望ましい。



# 白堂型テレワークの適正な宝施のためのガイドライン<概要>

- ○自営型テレワークは、季託を受けて行う就労であり、基本的に労働関係法会が適用されない。
- ○自営型テレワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、自営型テレワークを良好な就業形能とするために必要な事項を 示すもの

正義	
自営型テレワーク	注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として 自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の 作成又は移跡の提供を行う就労 (法人形態の場合、他人を使用している場合などを除く。)
自営型テレワーカー	自営型テレワークを行う者
注文者	自営型テレワークの仕事を自営型テレワーカーに直接注文 し、又はしようとする者
仲介事業者	①他者から業務の委託を受け、当該業務に関する仕事を自営 型テレワーカーに注文する行為業として行う者 ②自営型テレワーカーと注文者を同じ、自営型テレワーク の仕事のあっせんを業として行う者 ③インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発 注を行うことができるサービス(いわゆる「クラウドソー シング」)を美して運営している者

#### 2 関係者が守るべき事項(主なもの)

(1) 募集	
募集内容の明示	注文者又は②の仲介書業者は、文書、電子メール又はウェブ サイト上等で次の事項を明示すること。 ①仕事の内容 ②成果物の納期予定日(役務が提供される予定期日又は予定 期間) ③ 戦闘予定額・支払期日・支払方法 ④諸経費の取扱い ⑤提案等に係る知的財産権の取扱い ⑤問合せた
募集から契約まで	・選考外の用途で応募者に無断で使用等しないこと。

# 提案等の取扱い

の間に取得した・知的財産権を契約時に譲渡等させる場合は、募集の際にそ の旨を明示すること。

# (2) 契約条件の文書明示

(と) 天利末げの文音的が								
契約条件の文書明示	注文者は、自営型テレワーカーと協議の上、次の事項を明 かにした文書を交付すること(電子メール又はウェブサイ ト上等の明示でも可)。 ①注文者の氏名又は名称、所在地、連絡先 ②注文年内四 ③仕事の開発を表現の一次 ②社事の開発を表現の一次 (会別解解・支払期日・支払方法 (会別解解・支払期日・支払方法 (会別解解・支払期日・支払方法 (会別を表現の取扱い (の成果物の納品先及び納品方法 (制度をする場合は、検査を完了する期日(検収日) (今契約条件を変更する場合の取扱い 1) 知的財産権の取扱い 2) 自営型テレワーカーが業務上知り得た個人情報及び注文者 等に関する情報の取扱い (世) 第一次の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の							
保存	明示した文書又は電子メール等を3年間保存すること。							

### (3)契約条件の適正化

#### イ 契約条件明示に当たって留意すべき事項

. 2003/11/2031-11/07						
注文者の氏名等	注文者が特定でき、確実に連絡が取れるものであること。					
仕事の内容	作業を円滑に進めることができ、誤解が生じることがない よう明確に分かるものであること。					
報酬額	同一又は類似の仕事をする自営型テレワーカーの報酬、仕事の難易度、納期の長短、自営型テレワーカーの能力等を考 産することにより、自営型テレワーカーの適正な利益の確保 が可能となるように決定すること。					
支払期日	注文者が成果物についての検査をするかどうかを問わず、 成果物を受け取った日又は役務の提供を受けた日から起算し て30日以内とし、長くても60日以内とすること。					
支払方法	仲介事業者等の注文者以外の者が支払代行を行う場合に は、契約条件の明示の際に、併せて明示すること。					
諸経費	通信費、送料等仕事に係る経費において、注文者が負担する経費がある場合には、あらかじめその範囲を明確にしておくこと。					

※ 対休部・仲介車業者のみに求められる車項

	※計学即・門川事業有のかに示められる事項					
納期	作業時間が長時間に及び健康を害することがないように設定すること。その際、通常の労働者の1日の所定労働時間の 上限(8時間)も作業時間の上限の目安とすること。					
納品先	報酬の支払期日は納品日から一定日数以内とされる場合も多 いため、確実な納品のために納品先を明確にしておくこと。					
契約条件の変更	あらかじめ契約変更の取扱いを明らかにしておくこと。 更に当たっては、文書等で明示し合意すること等を明確に ておくこと。					
補修	自営型テレワーカーの責任を含め明確にしておくこと。					
知的財産権	注文者へ譲渡等させる場合、対価等をあらかじめ明確にしておくこと。 注文者である仲介事業者は、発注者に譲渡等をさせる場合、その旨も明確にすること。					
個人情報等	個人情報の安全管理に関する事項や機密情報等の取扱いに 関する事項をあらかじめ明らかにしておくこと。					

# ロ 成果物の内容に関する具体的説明

### ハ 報酬の支払

- ・瑕疵が補修された場合は 報酬を支払う必要があること
- ・発注者が仲介事業者に報酬を支払わない場合でも、自営型テレワーカーが 瑕疵のない成果物を納品し、役務を提供したときは仲介事業者は報酬を支 払うこと

# ニ 契約条件の変更

- ・十分協議の上、文書等を交付すること。
- ・自営型テレワーカーに不利益が生ずるような変更を強要しないこと。
- ・仲介事業者は、発注者が契約条件を変更する場合、自営型テレワーカーに 不利益が生じないよう発注者と協議することが求められること。
- ホ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合の
  - ・補修を求めることや損害賠償を請求する場合の取扱いについて自党型テレ ワーカーの責任を含めあらかじめ明確にしておくこと。

# へ 契約解除

- ・合意解除の場合、十分協議した上で、報酬を決定すること。
- ・自営型テレワーカーに契約違反等がない場合、契約解除により生じた損害 の賠償が必要となること。
- ・注文者の責に帰すべき事中以外の事由(災害等)で契約が解除される場合 に生じた負担は、十分協議することが望ましいこと。
- ト 継続的な注文の打切りの場合における事前予告
  - ・継続的な取引関係にある場合に、注文を打ち切ろうとするときは、速やかに、 その旨及び理由を予告すること。

# (4) その他

手数料	仲介事業者は、手数料の額、発生条件、徴収時期等をあら かじめ明示してから徴収すること。契約成立時に徴収する場 合には、契約締結に際し競等を明示すること。
物品の強制購入等	正当な理由なく自己の指定する物を強制して購入させた り、役務を強制して利用させないこと。
注文者の協力	仕事をする上で必要な打合せに応じる等必要な協力を行う ことが望ましいこと。
個人情報等	利用の目的をできる限り特定し、同意を得ずに必要な範囲 を超えて取り扱わないこと( <i>仲介事業者も同様</i> )。個人情報 の取扱いを委託する場合、自営型テレワーカーに必要な監督 を行うこと。
健康確保措置	健康確保のための手法について、情報提供することが望ま しいこと。プライバシーの保護に配慮の上相談に応じ、作業 の進捗状況に応じた必要な配慮に努めること。
能力開発支援	自営型テレワーカーの能力開発を支援することが望ましい こと。
担当者の明確化	あらかじめ、自営型テレワーカーからの問合せや苦情等に 対応する担当者を明らかにすることが望ましいこと。
苦情の自主的 解決	自営型テレワーカーと十分協議する等、自主的な解決を図るように努めること。 <i>仲介事業者は、相談窓口の明確化など 苦情処理体制の整備を行うことが望ましいこと。</i>
その他	下請法が適用される場合は遵守すること。

# 少子化対策

#### 概 要 子育で支援対策の経緯 1000 = (1 57 S/2 W/7) 4大臣 (文・厚・労・建) 合意 3大臣 (大・厚・自) 合意 1994年 12月 エンゼルプラン 緊急保育対策等5か年事業 小子化対策推准朋係関係会議法定 (1995年度~1999年度) 少子化対策推進基本方針 1999年 12月 6大臣 (大・文・厚・労・建・自) 合意 (2000年度~04年度) 1999年 12月 新エンゼルプラン 2001 7 6 閉議決定 **同什労働公主と**か 2001.7.6 仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等) 7月 少子化対策プラスワン 2003.7.16から段階施行 2003.9.1施行 2003年 次世代育成支援対策推進法 2004.6.4閣議決定 2004年 6月 少子化社会対策大綱 2004 12 24小子化社会対策会議決定 2004年 12月 2005年 4月 子ども・子育て応援プラン (2005年度~09年度) 地方公共団体、企業 等における行動計画 2006.6.20少子化社会対策会議決定 の策定・宝施 2006年 6月 新しい少子化対策について 2007.12.27少子化社会対策会議決定 2007年 12月 子どもと家族を応援する日本| 重点戦略 仕事と生活の調和推進のための行動指針 「新待機児童ゼロ作戦」について 2008年 2月 2010.1.29 閣議決定 2010.1.29 少子化社会対策会議決定 2010年 1日 子ども・子育てビジョン 子ども・子育て新システム検討会議 2010年 11月 待機児童解消「先取り」プロジェクト 少子化社会対策会議決定 2012年 3日 子ども・子育て新システムの基本制度について 2012.3.30 閻護決定 子ども・子育て新システム関連3法案を国会に提出 2012.8.10 法案修正等を経て子ども・子育て関連3法が可決・成立 (2012.8.22から段階施行) 2012年 8日 ども・子育て支援法 等 子ども・子育て関連3法 2013年 4月 侍機児童解消加速化プラン 2013.6.7 少子化社会対策会議決定 2013年 6日 少子化合機空破のための緊急対策 2014年 7月 放課後子ども総合プラン 20141120 ·部規定は同年12.2 施行) 2014年 11月 まち・ひと・しごと創生法 2014.12.27 閣議決定 2014年 12月 長期ビジョン・総合戦略 2015.3.20 閣議決定 2015年 3月 少子化社会対策大綱 2015 4 1~2025 3 31 2015年 4月 次世代音成支援対策推准法延長 2016.4.1 施行 子育て支援法改正 2016年 4月 2016.6.2 閣議決定 2016年 6日 -億総活躍プラン 2017.3.28 働き方改革実現会議決定 2017年 3月 2017年 6月 子育て安心プラン 2017.12.8 閣議決定 2017年 12月 新しい経済政策パッケ 2018.4.1 施行 2018年 子ども・子育て支援法改 2018.6.13 2018.6.13 人生100年時代構想会議とりまとめ 2018年 人づくり革命 基本構想 働き方改革を推進するための 関係法律の整備に関する法律 2018年 7月 2018年 9月 新・放課後子ども総合プラン 2019.10.1 施行 2019年 5月 子育て支援法改正 2020.4.1 施行 2019.12.20 閣議決定 2019年 12月 2020.5.29 閣議決定 長期ビジョン・総合戦略 (2期) 5月 少子化社会対策大綱 2020.12.15 閣議決定 2020年 12月 全世代型社会保障改革の方針 202012.21 公表 新子育て安心プラン 2021年 2月 2021.2.2 閣議決定 子ども・子育て支援法及び児童手当法の改正法案を国会に提出 2022.4.1 施行 2021年 5月 子ども・子育て支援法及び児童手当法改正 2021.12.21 閣議決定 2021年 12月 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 2023年 3月 こども・子育て政策の強化について(試案) ~次元の異なる少子化対策の実現に向けて~ 2023.4.1 施行 2023.4.1 こども家庭庁発足 2023年 4月 2023.4.1 こども政策推進会議設置 ※少子化社会対策会議等は、こども政策推進会議の設置に伴い廃止

出典: こども家庭庁資料

# 各種子育て支援事業の取組の現状

	Į.	事 業 名	事 業 内 容	実績		
利用者支援		利用者支援事業	子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業 等の情報提供や必要に応じ相談・助言等を行い、また、関係機関との連絡調整等 を行うもの。			
訪問		乳児家庭全戸 訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供 や養育環境等の把握を行うもの。	1,739市区町村 (令和2年4月1日現在)		
支援	3	<b>養育支援訪問事業</b>	育支援訪問事業 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。			
親や子の	地域子育で 支援拠点事業					
集う場	児童館事業		児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親 クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,347か所 (公営2,381か所、 民営1,966か所) (令和3年10月現在)		
預	一時預かり事業		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、 幼稚園、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。	10,236か所 (令和3年度実績報告ベース) ※一般型及び余裕活用型の合計値		
か	育 (ショートステイ) 短 事業		保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設等において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	918か所 (令和3年度実績)		
6)			保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設等において児童を預かるもの。宿泊可。	494か所 (令和3年度実績)		
相互援助	ファミリー・ サポート・センター 事業		児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	971か所 (令和3年度交付決定ベース)		

# 多様な保育の取組の現状

事 業 名	事 業 内 容	実績			
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育を必要とする乳幼児を保育する施設(原 則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:23,899箇所 利用児童数:196万人 (令和4年4月1日現在)			
延長保育事業	延長保育事業 開所時間を超えて保育を行う事業				
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	73か所 (令和4年4月1日現在)			
病児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、 看護師等が一時的に保育する事業	3,791か所 (令和3年度実績報告ベース)			
地域型保育事業	小規模保育事業等の地域型保育事業は、都市部においては、待機児童の80%以上を 占める0~2歳児の待機児童の解消を図り、人口滅少地域では、身近な地域での子育 で支援機能を確保する等、重要な役割を満たす事業として、子ども・子育て支援新 制度に新たに位置付けられた事業	箇所数:7,474箇所 利用児童数:9.2万人 (令和4年4月1日現在)			
企業主導型保育事業	従業員の多様な働き方に応じた保育を企業が提供できるよう、保育施設の整備や運営に係る費用の一部を助成するもの	助成決定数:4,223施設 ※令和2年度募集結果を受けた整備 予定分を含めると4,448施設 ※令和2年度までの助成決定数累計 (令和3年3月31日時点)			

福祉

#### ~子育てをめぐる現状と課題について~

○急速な少子化の進行 (平成27年合計特殊出生率 1.45)

- ○結婚・出産・子育での希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、 希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを 取り巻く環境が変化。
- ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - 家族関係社会支出の対GDP比の低さ 日本:126%、仏:2.91%、英:3.80%、スウェーデン:3.64%(2013年)
- ○子育ての孤立咸と負担咸の増加
- ○深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁 |
- ○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ○子育で支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、 保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・ 子育て支援の充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

# 子ども・子育で支援新制度(平成27年4月から実施)の趣旨と主なポイント

# ◆子ども・子育て関連3法の趣旨

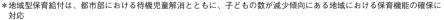
自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\*子ども・子育で関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

# ◆主なポイント



及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設



- ② 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- ④ 市町村が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤ 社会全体による費用負担
  - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 (幼児教育・保育・子育で支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1 兆円超程度の追加財源が必要)
- ⑥ 政府の推進体制
  - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
  - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
  - ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務
- ⑧ 施行時期
  - ・平成27年4月に本格施行



# 子ども・子育で支援法に基づく給付・事業の全体像

# 子ども・子育で支援給付

### ■施設型給付

 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に 委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うもの とする

# ■地域型保育給付

- 小規模保育、家庭的保育、居字訪問型保育、事業所内保育
- ※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

# 地域子ども・子育で支援事業

- ■利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、 一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)
- ※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- ■延長保育事業, 病児保育事業
- ■放課後児童クラブ
- ■妊婦健診

# 認定でども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設 (新た な「幼保連携型認定こども園」)
  - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人 (株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
- →消費税を含む安定的な財源を確保

#### [類型] 《改正前》 《改正後》 幼保連携型 保育所 幼保連携型認定こども園 幼稚園 (6.093件) (学校) (児童福祉施設) (学校及び児童福祉施設) ※設置主体は国、白 ○幼稚園は学校教育法に基づく認可 ○改正認定こども園法に基づく単一の認可 治体、学校法人、 ○保育所は児童福祉法に基づく認可 ○指導監督の一本化 社会福祉法人 ○それぞれの法体系に基づく指導監督 ○財政措置は「施設型給付」で一本化 ○幼稚園・保育所それぞれの財政措置 ※設置主体は国、自治体、学校法人、社会 福祉法人 幼稚園型 幼稚園 保育所 (1,246件) (学校) 機能 ※設置主体は国、自治体、学校法人 ○施設体系は、従前どおり 保育所 保育所型 幼稚園 (1,164件) (児童福祉施設) 機能 ○財政措置は「施設型給付」 ※設置主体制限なし で一本化 幼稚園機能 地方裁量型 (82件) 保育所機能

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は8.585件(令和3年4月時点))

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について の需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

# 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ 保育を利用せず家庭で子育 てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 学校教育士子育で支援

/ 満3歳以上の子どもを持 一 保育を利用する家庭 も・子育ての利用希望)学 校教育十保育十放課後児童クラブ 十子音で支援

満3歳去満の子どもを持つ 保育を利用する家庭 (子ども・子育ての利用希望) 保育十子育で支援

満3歳未満の子どもを持つ 保育を利用せず 家庭で子音でを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 子育て支援

# 需要の調査・把握(現在の利用状況十利用希望)

# 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、 「量の見込み」(現在の利用状況十利用希望)、「確保方策」(確保の内容十実施時期)を記載。

# 計画的な整備

# 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所=施設型給付の対象※ \*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者 家庭的保育事業者 地域型保育給付居宅訪問型保育事業者 の対象※ 事業所内保育事業者

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

# 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育で支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業等

- 延長保育事業 • 病児保育事業
- 放課後 児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

# 保育所等

#### 詳細データ① 保育所等の推移

(冬年4月1日現在)

保育所等数			1	保育所等定員	Į	保育所等入所人員				
	年 次	総数 (か所)	公立 (か所)	私立 (か所)	総数(人)	公立 (人)	私立(人)	総数(人)	公立(人)	私立 (人)
2004	(平成16)年	22,490	12,358	10,132	2,028,110	1,100,268	927,842	1,966,958	1,002,001	964,957
05	( 17)	22,570	12,090	10,480	2,052,635	1,087,834	964,801	1,993,796	987,854	1,005,942
06	( 18)	22,699	11,848	10,851	2,079,317	1,076,548	1,002,769	2,004,238	967,503	1,036,735
07	( 19)	22,848	11,602	11,246	2,105,254	1,063,369	1,041,885	2,015,337	944,566	1,070,771
08	( 20)	22,909	11,327	11,582	2,120,934	1,046,694	1,074,240	2,022,227	919,559	1,102,668
09	( 21)	22,925	11,009	11,916	2,131,929	1,025,838	1,106,091	2,040,934	901,119	1,139,815
10	( 22)	23,069	10,760	12,309	2,158,045	1,010,317	1,147,728	2,080,072	890,477	1,189,595
11	( 23)	22,959	10,242	12,717	2,170,898	973,004	1,197,894	2,094,552	856,687	1,237,865
12	( 24)	23,685	10,280	13,405	2,240,424	978,870	1,261,554	2,177,158	865,557	1,311,601
13	( 25)	24,036	10,031	14,005	2,288,805	965,139	1,323,666	2,219,603	849,642	1,369,961
14	( 26)	24,424	9,791	14,633	2,335,328	949,541	1,385,787	2,266,794	834,845	1,431,949
15	( 27)	25,465	9,568	15,897	2,449,168	929,337	1,519,831	2,336,244	818,513	1,517,731
16	( 28)	26,225	9,368	16,857	2,518,135	917,246	1,600,889	2,395,889	804,790	1,591,099
17	( 29)	27,030	9,188	17,842	2,593,484	908,681	1,684,803	2,455,111	791,895	1,663,216
18	( 30)	27,906	8,990	18,916	2,670,799	897,058	1,773,741	2,504,934	772,929	1,732,005
19	(令和元)	28,681	8,766	19,915	2,737,614	881,320	1,856,294	2,551,791	751,853	1,799,938
20		29,400	8,571	20,829	2,798,888	867,410	1,931,478	2,589,394	730,218	1,859,176
21	( 3)	29,988	8,380	21,608	2,840,783	849,804	1,990,979	2,591,187	699,666	1,891,521

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

- (注) 1. 東日本大震災の影響により、2011年は、仙台市以外の宮城県、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計した数であり、 2012年は、郡山市及びいわき市以外の福島県の一部地域を除いて集計した数である。

  - 2. 2015年から「保育所」と「幼保連携型認定こども園」の合計である。 3. 2015年から「保育所等定員」は子ども・子育て支援法による利用定員である。

#### 詳細データ② 児童厚生施設設置数の推移

年 次	児童館			児童遊園			
+ //	総数	公 営	私営	総数	公 営	私営	
1965(昭和40)年 70(45) 75(50) 80(55) 85(60) 90(平成2) 95(7) 00(12) 01(13) 02(14) 03(15) 04(16) 05(17) 06(18) 07(19) 08(20) 09(21) 11(23) 12(24) 13(25) 14(26) 15(27) 16(28) 17(29) 18(30) 19(令和元) 20(2) 21(3)	544 1,417 2,117 2,815 3,517 3,840 4,154 4,420 4,577 4,611 4,673 4,693 4,716 4,718 4,700 4,689 4,360 4,345 4,318 4,617 4,598 4,613 4,637 4,598 4,613 4,637 4,547 4,453 4,398 4,347	412 1,295 1,769 2,376 2,943 3,137 3,275 3,259 3,255 3,244 3,210 3,187 3,200 3,125 3,051 3,052 2,757 2,732 2,673 2,869 2,804 2,794 2,770 2,681 2,632 2,595 2,553 2,488 2,381	132 122 348 439 574 703 879 1,161 1,322 1,367 1,463 1,506 1,516 1,593 1,649 1,667 1,603 1,645 1,748 1,748 1,844 1,844 1,843 1,956 1,900 1,910 1,966	2,141 3,234 4,237 4,173 4,103 4,150 4,107 4,025 3,985 3,926 3,827 3,802 3,649 3,600 3,455 3,407 3,283 3,164 3,065 2,785 2,742 2,781 2,725 2,380 2,293 2,221 2,173 2,121	2,049 3,097 4,092 4,025 3,958 3,975 3,933 3,840 3,799 3,741 3,646 3,643 3,477 3,430 3,292 3,298 3,193 3,096 2,997 2,702 2,676 2,718 2,667 2,718 2,667 2,328 2,1243 2,166 2,121 2,070	92 137 145 148 145 175 185 185 181 159 172 170 163 109 90 68 68 83 66 63 55 55 55 55	

資料:厚生労働省政策統括官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

平成21~23年は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けていることに留意する必要がある。

平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合わせた。 平成24年からは都道府県・指定都市・中核市において把握している施設のうち、活動中の施設について集計した数である。

<sup>(</sup>注) 昭和45年までは12月末現在、昭和50年以降は10月1日現在である。

#### 詳細データ③ 児童福祉施設等の現状

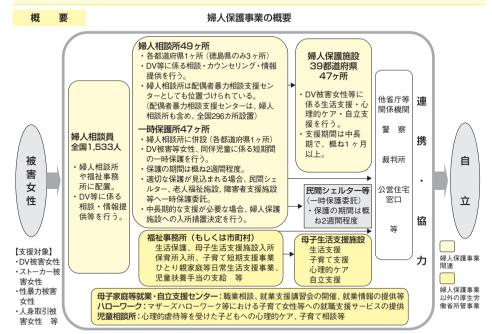
里親	家庭における養育を里親に委託・		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー	養育者の住居に	
1170			15,607世帯	4,844世帯	6,080人	ホーム	護を行う(定員5	~6名)
	区分	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホーム数	446か所
	/四和小手柜	専門里親	728世帯	168世帯	204人		ホーム剱	
	(里親は重複 登録有り)	養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人		委託児童数	1.718人
	豆虾用 77	親族里親	631世帯	569世帯	819人		女礼儿里奴	1,710人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な 場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	家庭環境、学校に おける交友関係そ の他の環境上の理 由により社会生活 が困難となった児 童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家庭 環境その他の環境 上の理由により生 活指導等を要する 児童	配偶者のない女子 又はこれに準ずる 事情にある女子及 びその者の監護す べき児童	義務教育を終了し た児童であって、 児童養護施設等を 退所した児童等
施設数 (公立·私立)	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 8,428人 (母親を含む)	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

小規模グループケア	2,197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

- ※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理 治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令 和4年3月末現在)
- ※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小 規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ (令和3年10月1日現在)
- ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和3 年10月1日現在)
- ※自立援助ホームの定員、現員(令和4年3月31日現在)及び職員数(令和 3年10月1日現在)は家庭福祉課調べ ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

# DV (配偶者からの暴力) 防止対策



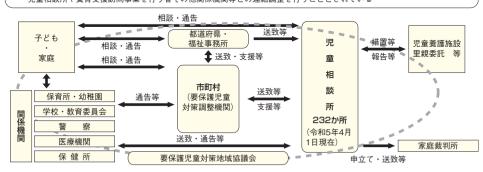
(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は令和2年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は令和2年11月1日現在。

# 児童虐待防止対策

# 概 要

#### 地域での児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、 「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と 児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている ※児童相談所は都道程限、指定都市、児童相談所設置市に設置
- 市町村虐待相談対応件数は年々増加 平成17年度 40.222件→令和3年度 162.884件
- 各市町村単位で、医療・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置 (令和2年4月1日現在、99.8%の市町村で設置)
- 平成20年の児童福祉法改正法により、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加(平成21年4月~)
- 協議会は、要保護児童対策調整機関が中核となり、事務の総括や、要保護児童等に対する支援の実施状況の進行管理、 児童相談所や養育支援訪問事業を行う者その他関係機関等との連絡調整を行うこととされている



# 詳細データ 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

○ 令和3年度の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法が施行される前の平成11年度の約18 倍に増加。



H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 ※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件 → 多数の死亡事例が発生(令和2年度心中以外 47例・49人)

	第	1次報	告	第	2次報	告	第	3次報	告	第	4次報	告	第	5次報	告	第	6次報	告	第	7次報	告	第	8次報	告	第	9次報	告	第	10次载	告
	(平成	以17年	4月)	(平成	<b></b> 18年	3月)	(平成	划9年	6月)	(平成	20年	3月)	(平成	21年	7月)	(平原	戊22年	7月)	(平成	23年	7月)	(平原	戊24年	7月)	(平原	<b>戈25年</b>	7月)	(平原	<b>龙26年</b>	9月)
		15.7.1		(H	16.1.	<b>1∼</b>		17.1.1			18.1.1			19.1.1			20.4.1			21.4.1			22.4.1			23.4.1			24.4.1	
		5.12.3			6.12.0			7.12.3			8.12.3			20.3.3			21.3.3			22.3.3			23.3.3			24.3.3			25.3.3	
		ヶ月間			1年間	)		1年間	)	_	1年間	)		3ヶF	間)		1年間	)		1年間	)		1年間	)		1年間	)		1年間	)
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計
例数	24	_	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	25	-	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90
	第1	11次氧	告	第	12次氧	告	第1	13次氧	告	第1	4次氧	告	第1	5次幸	告	第	16次氧	告	第1	7次執	告	第	18次氧	告						
	(平成	27年	10月)	(平成	28年	9月)	(平成	29年	8月)	(平成	30年	8月)	(令和	元年	8月)	(令:	和2年9	9月)	(令	和3年8	3月)	(令:	和4年9	9月)						
	(H	25.4.1	~	(H	26.4.1	l∼	(H	27.4.1	l∼	(H	29.4.1	l∼	(H	29.4.1	l∼	(H	30.4.1	~	(H	31.4.1	~		32.4.1							
		26.3.3			27.3.3			28.3.3			30.3.3			30.3.3			31.3.3			2.3.31			3.3.31							
	_	1年間	)	_	1年間	)	(	1年間	)	(	1年間	)	(	1年間	)	(	1年間	)	(	1年間	)	_	1年間	)						
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計						
例数	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66						
人数	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	]					

# 母子家庭等の自立支援策

# 脚 更

# ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ひとり親家庭等に対する支援として、「<u>子育で・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱</u>により施策を推進。

# 子育て・生活支援

- ○母子・父子自立支援員による相談支援
- ○ヘルパー派遣、保育所等 の優先入所
- ○こどもの生活・学習支援 事業等による子どもへの 支援
- ス族 〇母子生活支援施設の機能 拡充 など

#### 就業支援

- ○母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による 就業支援の推進
- ○母子家庭等就業・自立支 援センター事業の推進
- ○能力開発等のための給付金の支給

など

#### 養育費確保支援

- ○養育費等相談支援センター事業の推進
- ター事業の推進 ○母子家庭等就業・自立支
- 援センター等における養 育費相談の推進
- ○「養育費の手引き」やリー フレットの配布

など

#### 経済的支援

- ○児童扶養手当の支給
- ○母子父子寡婦福祉資金の 貸付
  - 就職のための技能習得や 児童の修学など12種類の 福祉資金を貸付

など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、
  - ①国が基本方針を定め、
  - ②都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

#### .....【ひとり親支援施策の変遷】.....

- ○平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育で・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保 策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- ○平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- ○平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- ・ ○平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- ○平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- ○令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金との併給制限の見直しを実施。

7

# 母子家庭等の福祉対策の概要

所	児童扶養手当 の支給	生別母子世帯等(詳細データ①参照)		854,540人 1,299,635人	*3		生活指導等	①母子生活支援施設 ②母子・父子福祉センター ③母子・父子休養ホーム ④母子・父子自立支援員の設置	設置数 設置数 設置数 相談員数	215か所 55か所 2か所	*3 *4 *4
所得保障		遺族基礎年金 * 5	受給者	90,051人	*2	自立		⑤ひとり親家庭等 日常生活支援事業	相談貝数 派遣件数	1,788人 2,663件	*6 *6
		遺族厚生年金 * 5		5,714,118人	*2	のため		⑥保育対策(保育所 への優先入所)			
	母子福祉資金 の貸付け	母子父子(寡婦)世 帯に対する低利また	貸付件数	18,898件	*6	の施策					
	父子福祉資金 の貸付け	は無利子の資金貸付	貸付件数	1,235件	*6	策					
	寡婦福祉資金 の貸付け		貸付件数	380件	*6						

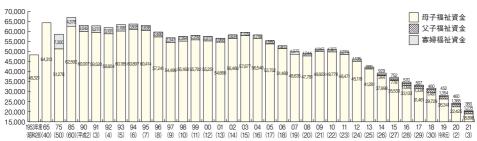
- (注) 令和2年度末、\*2 令和3年度末、\*3 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和3年度福祉行政報告例」 **\***1
  - (令和4年3月末現在)、\*4 厚生労働省政策統括官付社会統計室「令和3年社会福祉施設等調査」(令和3年10月1日現在) 「令和3年度厚生年金保険・国民年金事業年報」より。続柄によらないすべての受給者に対するものであり、旧法も含む。
  - **\***5
  - 厚生労働省子ども家庭局調べ (令和3年度末現在)

#### 詳細データ① 児童扶養手当

目 的	離婚等による母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること (平成22年8月より父子家庭の父にも支給)
受 給 者	・父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童(※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者。以下同じ。)を監護する母又は養育する者(祖父母等) ・父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父
手当額 (月額)	児童1人の場合 44,140円~10,410円 児童2人目の加算額 10,420円~5,210円 3人以上児童1人の加算額 6,250円~3,130円
所 得 制 限	受給者の前年の年収160万円未満(2人世帯) 160万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円きざみで支給停止 なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収610万円未満(6人世帯)
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が認定し、金融機関を通じて年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)支払う。
支給 状況 (令和3年度末)	受給者数     854,540人(母子世帯数782,249人、父子世帯数41,812人、その他の世帯30,479人)       母子世帯における支給理由別内訳     父子世帯における支給理由別内訳       (生別人産の他)     670,210人       万死別     4,697人       大麻の母     4,697人       父文障害     4,706人       遺選案     1,576人       以保護命令     4人

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ。

#### 詳細データ② 母子父子寡婦福祉資金貸付件数の推移



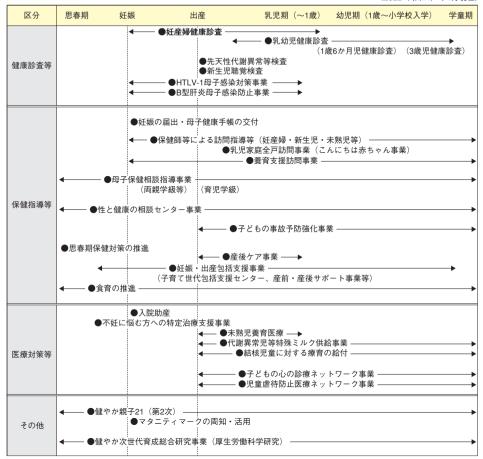
資料:厚生労働省子ども家庭局調べ。

# 母子保健対策

#### 枳 亜

# 母子保健対策の休系

(2022 (全和4) 年4月刊在)



# 母子保健事業の推進体制

	市町村(市町村保健センター)		都道府県等(保健所)
	○基本的母子保健サービス		○専門的母子保健サービス
健康診査等	・妊産婦、乳幼児(1歳6か月児、 3歳児)の健康診査		· 先天性代謝異常等検査
保健指導等	<ul><li>・母子健康手帳の交付</li><li>・両親学級、産後ケア等の妊産婦への支払</li></ul>	技術的援助	・不妊専門相談、女性の健康教育等
訪問指導	· 妊産婦、新生児訪問指導、未熟児訪問指導		
療養援護等	· 未熟児養育医療		

#### 母子保健関係指標の推移 詳細データ①

年 次	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出産 1) 千対)	妊産婦死亡率 (出産 <sup>2)</sup> 10万対)	死産率 (出産 <sup>2)</sup> 千対)
				(四座"一周)		
1965(昭和40)年 75(50) 85(60) 95(平成 7) 97(9) 98(10) 99(11) 2000(12) 01(13) 02(14) 03(15) 04(16) 05(17) 06(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 07(18) 08(21) 11(22) 11(22) 11(22) 11(28) 17(28) 18(28) 17(28) 18(30) 19(命和元) 20(2) 21(3) 22(4)	186 17.1 11.9 9.5 9.5 9.4 9.5 9.5 9.2 8.8 8.6 8.6 8.6 8.6 8.6 8.6 8.6 8.6 8.6	18.5 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10	11.7 11.7 16.8 3.4 2.2 1.9 2.0 1.8 1.6 1.7 1.5 1.4 1.3 1.3 1.2 1.2 1.1 1.0 0.9 0.9 0.9 0.9 0.9 0.9 0.9 0	15.4 7.0 6.4 6.2 6.0 5.8 5.5 5.3 5.0 4.8 4.7 4.5 4.3 4.2 4.1 4.0 3.7 3.7 3.7 3.6 3.5 3.3 3.4 3.4 3.3	80.4 27.3 15.1 6.9 6.3 6.9 6.9 6.3 6.9 6.3 6.3 6.3 6.3 6.3 6.3 6.3 6.3 6.3 6.3	81.4 50.8 46.0 32.1 31.4 31.6 31.2 31.0 31.1 31.5 30.5 30.5 30.5 29.1 27.5 22.5 23.9 24.6 22.9 22.9 22.9 22.0 21.1 21.1 22.1 23.1 24.1 25.2 25.2 25.2 25.2 25.2 26.2 27.3 27.5

資料:厚生労働省政策統括官付人口動態,保健社会統計室「人口動態統計」

- (注) 1. 出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。
  - 2. 出生数に死産数を加えたものである。
  - 3. 2022 (令和4) 年は概数である。

#### 詳細データ② 先天性代謝異常等検査実施状況(2021(令和3)年度)

III 45 #6	先天性代謝異常検査							
出 生 数 (A)(人)	検査実施実人員数	受検率						
( ) () ()	(B) (人)	(B / A) (%)						
808,121	839,496	103.9						

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ。

- (注) 1. 2,000g以下の低体重児の再採血者等が、検査実施実人員数に含まれることにより、受検率は100%を越えることがある。
  - 2. 令和3年度出生数のうち、令和4年1月~3月の出生数は速報値を用いて算出している。

#### 詳細データ③ 未熟児養育医療給付決定件数等の状況

訪問	指導	養育医療給付決定件数
被指導実人員 被指導延人員		没自区/泉和门/人足门数
40,506	48,805	29,925

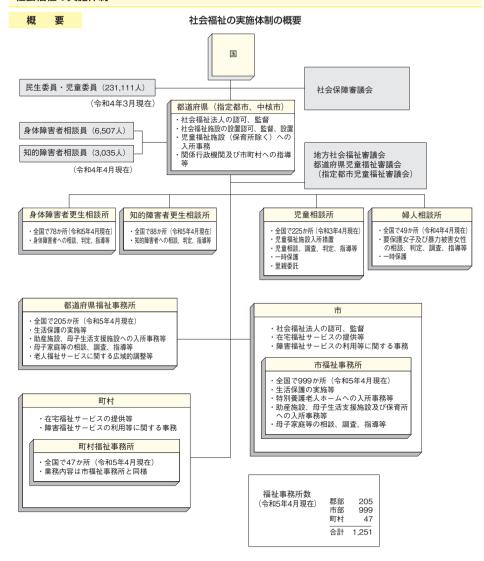
資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「地域保健·健康增進事業報告」(2021(令和3)年度) 養育医療給付決定件数は、厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和3年度福祉行政報告例」





# 社会福祉•援護

# 社会福祉の実施体制



# 社会福祉法人

# 概 要

#### 社会福祉法人の概要

社会福祉法人とは、社会福祉法第2条に定められている社会福祉事業(第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業)を行うことを 目的として、社会福祉法の規定により設立される法人である。

社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性から、その設立運営に厳格な規制が加えられている。

社会福祉法人の設立等の認可は、厚生労働大臣(事業が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国組織として設立される法人等) 若しくは都道府県知事または市長(特別区の区長を含む)が行う。

#### 第1種社会福祉事業

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の抹助を行う施設
- 生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施 設 児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老 人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- 授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業

#### 第2種社会福祉事業

- ・生計困難者に対して日常生活必需品・全銭を与える事業
- · 生計困難者生活相談事業
- ・生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓 ・ 重要
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支 援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、 子育で短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育で支援拠点事業、一時預かり事業、小規 模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、 子育で摂助活動支援事業
- ・児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、 児童家庭支援センター
- ・児童福祉増進相談事業 (利用者支援事業など)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常 生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活 支援事業
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉 施設
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサー ビス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス 福祉事業
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター (日帰り介 護施設)、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護 支援センター
- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般 相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、 手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補 装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供 施設
- · 身体障害者更生相談事業
- 知的障害者更生相談事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設、 介護医療院を利用させる事業
- 隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- 各社会福祉事業に関する連絡
- ・各社会福祉事業に関する助成

#### 社会福祉法人設立の要件

社会福祉法人を設立するに当たっては、主に以下の要件を満たす必要がある。

# 1. 組 織

社会福祉法人の役員は、6名以上の理事及び2名以上の監事で構成等すること。理事には、①社会福祉事業の経営に関する議見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者が含まれなければならない。監事には①社会福祉事業について議員を有する者、②財務管理について議員を有する者が含まれなければならない。

社会福祉法人の評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされており、評議員の教は、定款で定めた理事の員数を招える数でなければならない。

また、関係行政庁の職員や、実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではなく、親族等の特殊な関係にある者の選任についても制限されている。

さらに、一定規模以上の法人は全計監査人を設置しなければならない。

### 2. 資 産

基本財産として、社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等の資産を用意すること。

その他財産として、法人設立時に年間事業費の12分の1以上(一部介護保険法等に係る事業を主とする法人は12分の2以上が望ましい。)に相当する額を、預金等で進備すること。

#### 3. 事 業

前ページに掲げる社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業とは、公益を目的とする事業で社会福祉事業以外の事業(社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められない。)をいい、具体的には居宅介護支援事業、介護老人保健施設、有料老人ホームを経営する事業等であること。

収益事業とは、その収益を法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるために行われる事業で、法人所有の不動産を活用して行う貸ビル、駐車場売店の経営等であること。

公益事業及び収益事業は、ともに本来事業である社会福祉事業に対し従たる地位にあること。また、その用に供する財産は、基本財産、その他財産とは明確に分離して管理すること。

#### 4. 情報開示

毎年6月末日までに、次に掲げる書類を作成し、所轄庁へ届け出なければならない。

- ・計算書類等(計算書類(貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書をいう。以下同じ。)及び事業報告並びに その附属明細書、監査報告(会計監査人設置法人は、会計監査報告を含む。))
- ・財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等を記載した書類)

上記書類と定款は各事務所に備えておき、正当な理由がある場合を除いて、これらを外部の閲覧に供しなければならない。

また、定款、計算書類、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、現況報告書については、インターネットを活用し、公表しなければならない。

#### 5. 設立の相談

設立の際は、各都道府県、市(特別区を含む)の社会福祉法人担当部局に相談すること。

# 6. その他

施設長の資格

社会福祉施設の施設長は、厚生労働省令及び旧厚生省令、昭和47年「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(局長通知)」に規定する適格者でなければならない。

#### 社会福祉法人数の推移

(各年とも3月31日現在の数)

年 次	1980年 (昭和55)	85 (60)	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)
厚生労働大臣所管	9,471	11,672	118	127	138	144	146	151	164	181	195	222	242	285
都道府県知事等所管	_	_	13,305	14,705	16,596	17,002	17,560	18,150	18,613	18,630	18,258	18,412	18,537	18,625
年 次	10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)	19 (令和元)	20 (令和2)	21 (令和3)	22 (令和4)	
厚生労働大臣所管	308	330	364	403	431	480	514	40	40	40	39	39	39	
都道府県知事等所管	18,674	18,727	19,246	19,407	19,636	19,823	19,969	20,625	20,798	20,872	20,933	20,985	21,021	

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 昭和62年4月以前はすべて厚生労働大臣所管
  - 2. 年次11 (23) は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

# 社会福祉協議会

# 概 要

#### 社会福祉協議会の概要

#### 1 社会福祉協議会の概要(2023(令和5年)年4月1日現在)

・全国社会福祉協議会 1か所

・都道府県・指定都市社会福祉協議会 67か所 ・市区町村社会福祉協議会 1,817か所

資料:全国社会福祉協議会調べ

#### 2 市区町村社会福祉協議会の主な事業例 2021 (令和3) 年度事績

(数字は各事業を実施している市区町村社協の割合:%)

(数)は日子末を天旭と	(数1な仕事来を大地としている中区引行正開の出口・ル)								
計	画	地域福祉活動計画の策定	79.7						
相談	*1	総合相談(対象を限定しないあらゆる相談)事業	82.5						
貸	付	法外援護資金貸付・給付	30.6						
		地域福祉推進基礎組織	49.1						
小地域流	舌動 ※2	小地域ネットワーク活動	60.5						
		ふれあい・いきいきサロンの設置	89.5						
A-D-5-16 16	- >	ボランティアセンター機能	90.1						
住民参加・ボラ	フンテイア ※3	福祉教育事業の推進のための指定事業	70.7						
		訪問介護事業	60.9						
	介護保険事業	通所介護事業	35.0						
在宅福祉サービス		訪問入浴介護事業	12.3						
仕七価位り一ころ		居宅介護(ホームヘルプ)事業	50.9						
	自立支援給付	重度訪問介護(ホームヘルプサービス)事業	39.9						
		行動援護事業	9.7						
福祉サービス	利用援助 ※4	日常生活自立支援事業	86.8						
成年	後見 ※5	法人後見事業	35.8						
		身体障害児者(家族)の会	38.9						
		知的障害児者(家族)の会	28.1						
业中≯ /5	家族)の会	精神障害児者(家族)の会	12.1						
	* ・ 運営援助	認知症高齢者(家族)の会	14.3						
▽ノボ旦末以1し	* 连占饭则	ひとり暮らし高齢者の会	7.9						
		ひとり親家庭の会	14.9						
		ひきこもり(家族)の会	7.3						
田休	事務	共同募金支会または分会	91.0						
四件	争伤	老人クラブ連合会	52.8						
		ファミリーサポート事業	15.7						
子ども・子和	タフ宏府士塔	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	11.8						
150.1	月(外庭义版	こども会・こどもクラブの組織化・運営支援	4.6						
		児童館・児童センターの運営	8.2						
		買い物支援サービス	21.1						
20	D他	電話による声かけ活動	17.6						
70	71B	食事サービス	48.9						
		移動サービス	36.7						

- (注) ※1. 総合相談事業を実施している社協のうち、51.9%が窓口業務として毎日実施している。
  - ※2. 小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動)とは、日常生活圏域(地区社協、小・中学校区、自治会・町内会等)に おいて、地域の要接護者やそのおそれのある人々に対して、近隣住民やボランティア(福祉協力員、福祉委員等)、民 生委員・児童委員、老人クラブ等が一定の継続性や組織性をもって行う見守りや支援活動を指す。活動対象者(世帯) は、ひとり暮らし高齢者世帯を中心に全体で3,819,765件である。
  - ※3. ふれあい・いきいきサロンは、87,733か所で実施している。
  - ※4. 日常生活自立支援事業は、都道府県・指定都市社協を実施主体とし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる社協(基幹的社協)等に委託する形で行われる。ここでの数字は、本事業の委託を受けている市区町村社協の全体に占める割合を表しており、実際は、基幹的社協が本事業の委託を受けていない複数の市区町村社協を担当エリアとしているため、全国域をカバーしている。また、その実利用者は令和3年度末で56,549人が利用している。
  - ※5. 受任体制のある市区町村社協の全体に占める割合。全国社会福祉協議会「令和3年度成年後見制度にかかる取組状況調査報告書」に基づく。

資料:全国社会福祉協議会調べ。(「市区町村社会福祉協議会活動実態調査等報告書2021 | 等)



# 社会福祉施設

# 脚 更

# 社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

# **社会福祉施設分類別施設数、定員数**

分 類	施設数	利用者定員
総数	(か所) 1) 153,048	(人) 1) 2) 6,233,156
①経営主体分類		
公営	2) 15,614	2) 876,176
私営	2) 137,439	2) 5,356,979
②年齢別分類		
成人施設	106,488	2) 3,113,060
児童施設	46,560	3,120,096

資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等 調査」(令和3年10月1日現在)及び「介護サービス施設・事業所 調査」(令和3年10月1日現在)

- (注) 1) 都道府県・指定都市・中核市が把握する施設について、活動 中の施設を集計している。
  - 推計値を含んだ数値であり、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

# 社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方を共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助的度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。 社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負相関係は、原則、次表のとおりとなっている。

費用負担者設置主体	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等	<u>50</u> 100	<u>25</u> 100		<u>25</u> 100

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。また、平成20年度より、保育所の整備については、従来の次世代育成支援対策施設整備交付金から子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により取り扱うとともに、新たに保育所等整備交付金が創設された。

社会福祉施設の運営のための費用(措置費)は、施設へ入所(利用)または入所(利用)委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

# 詳細データ① 施設の種類別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施	設	の #	重 類		施 設 数			定 員	
	収	0) 4		2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021 (令和 3)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年
総			数	148,749	150,732	153,048	5,983,267	6,113,168	6,233,174
保救	護護	施施	設 設	288 183	289 183	288 182	19,248 16,468	19,266 16,383	19,090 16,207
市	生	施	RX ₩Ðr	20	20	20	1,418	1.388	1,388
更医	療保	護	施設	56	56	56	1,410	1,300	1,300
授	産	施	設 施 設 設	15	15	15	470	470	470
宿	所 提	供 ""	施設	14	15	15	892	1,025	1,025
老	人 福	社	施設	75,287	75,237	75,629	2,006,394	2,016,245	2,042,091
養	護老	人 ホ	- A	946	948	941	62,912	62,944	62,153
養	護老人	、 ホ ー	ム (一般)	894	896	889	59,938	59,960	59,169
養	護老人	、ホー	ム (盲)	52	52	52	2,974	2,984	2,984
特	別 養 護	老人才	ト ー ム2)	10,593	10,719	10,888	630,883	639,570	650,943
軽	費 老	人 ホ	- A	2,319	2,321	2,330	94,944	95,073	95,318
軽	費老人	ホ - A	ム A 型	191	190	189	11,326	11,276	11,176
軽	費老人	* - 1	ム B 型	12	13	13	518	568	568
軽	費老人ホー	- ム (ケア	ハウス)	2,035	2,034	2,039	81,707	81,787	82,032
都	市 型 軽	費老人	ホ - ム	81	84	89	1,393	1,442	1,542
老	人 福 社	止 セ ン	タ ー	1,997	1,959	1,921			
老	人 福 祉 ·	センター	(特A型)	237	227	218			
老	人 福 祉	センタ	- (A型)	1,320	1,291	1,258			
老	人 福 祉	センタ	<ul><li>(B型)</li></ul>	440	441	445			
老	人デイサ	ービスセ	ン タ -3)	47,866	47,622	47,759	1,068,069	1,067,550	1,081,046
老	人 短 排		施 設4)	11,566	11,668	11,790	149,586	151,108	152,631
障	害 者 支	援 施	設 等	5,636	5,556	5,530	189,155	187,809	187,299
障	害者	支 援	施設	2,561	2,570	2,573	138,672	138,367	138,370
		支 援 セ	ンター	2,935	2,849	2,824	48,703	47,689	47,202
福	祉	ホ -	- Д	140	137	133	1,780	1,753	1,727
身体	障害者社	会 参 加 支	援施 設	315	316	315	265	265	265
	体 障 害 者	福 祉 セ	ンター	154	154	153			
身	体障害者相		- (A型)	36	38	38			
身	体障害者	畐祉センタ	- (B型)	118	116	115			
障	害者更	生セン	ター -	4	4	4	265	265	265
補	装 具	製作	施 設	14	14	14			
盲	導 犬	訓練	施設	13	13	13	***		
点	字	☑ #	館	72	71	71			
点	字 出	版	施設	10	10	10			
聴	党 障 害 者	情 報 提	供 施 設	48	50	50			
婦	人 保	護	施設	46	47	47	1,215	1,329	1,245

					I	旅設数			定員			
施	設	の	種	類	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年		
児 童	福	祉 が	在 設	等		45.722	46.560					
助	伸産		き 収 版	設	44,616 385	45,722	46,560	2,987,642 3.096	3,067,329 3.146	3,120,096 3,120		
	ISE.	児	UTS.	院	142	144	145	3,868	3,855	3,120		
乳 母 子	生	活支	援 旅	設5)	219	212	208	4,547	4,472	4.385		
保保	工音		na na Ph	等 6)	28,737	29,474	29,995	2,792,277	2,863,513	2,908,756		
地域	型目	保育	事業	所	6.441	6.857	7.245	99.465	107.608	114.630		
小規		育事	業所 A		4,033	4,467	4,855	68,709	76,234	83,102		
小規		育事	業所 B		805	794	778	12.917	12.793	12.543		
小規			業 所 C		99	87	94	952	828	882		
	庭的	保育	事 拳	所	899	868	852	3.813	3.740	3.683		
居宅		型保	育事業	所	10	11	13	21	22	25		
事業	上斯	内土保育		所	595	630	653	13,053	13.991	14.395		
児		養護	施	設	609	612	612	31.311	30,912	30.472		
障害	一児 2			社型)	255	254	249	9.477	9.027	8.816		
陸 害	児り			接型)	218	220	222	20.622	20.885	21.153		
	発達 支	援セン		<b>社型</b> )	601	642	676	18,659	19,625	20,550		
児童多		援セン		療型)	98	95	95	3.197	3,108	3.100		
児童	心心	理治	療施	設	49	51	51	2,109	2,182	2,179		
児童	á	立支	援 施	設	58	58	58	3,561	3,468	3,468		
児童	家庭		セーン タ	_	130	144	154					
児		童		館	4,453	4,398	4,347					
/\	型	- 児	童	館	2,593	2,533	2,509					
児	童	セン	タ	_	1,726	1,733	1,709					
大	型児	童	館 A	型	15	15	15					
大	型児	童	館 B	型	4	4	3					
	型児	童	館 C	型		-						
そ	の他	の	児 童	館	115	113	111					
児	童	3	遊	童	2,221	2,173	2,121					
母子	. ◊	子 福	祉 旅	#Gr	60	56	57					
母子		子福祉	センタ		58	54	55		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
母子	· 🗘		養ホー	A	2	2	2					
その仕			祉 施 設		22,501	23,509	24,622	779,348	820,925	863,088		
授	産		施	設	61	61	61	1,879	1,854	1,830		
無料	斗 低		宿 泊	所	448	512	614	14,644	17,211	20,395		
盲	人	ホー	-	A	19	18	18	380	360	360		
隣		- 保		館	1,066	1,061	1,061					
^	地	保 健	、福 二 社	館	32	33	34		:			
日常	生 活		住 居 施	設		9	108		233	2,145		
有 *			* - ·	L .	15.134	15.956	16.724	573,541	606.394	635,879		
	ビス付き			外)	,	,		1				
有 *			* -		5.741	5.859	6.002	188,904	194,873	202.479		
(サービ	ス付き高	齢者向け住	モであるも	((0)	0,741	0,000	0,002	100,004	1 .04,070	1 202,470		

資料:厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等調査」、「介護サービス施設・事業所調査」

- (注) 1. 都道府県・指定都市・中核市が程する施設について、活動中の施設を集計している。 2. 「介護サービス施設・事業所調査」において、介護を人福祉施設・地域密着型介護を人福祉施設として把握した数値である。 3. 「介護サービス施設・事業所調査」において、通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業 所として把握した数値である。
  - 所として記述した数値である。 4. 「介護サービス施設・事業所調査」において、短期人所生活介護事業所として把握した数値である。 5. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

  - 6. 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。 7. 統計項目のあり得ない場合は、「・」としている。

  - 8. 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合は、「…」としている。

#### 詳細データ② 社会福祉施設の措置費(運営費・給付費) 負担割合

					費用	負担	
施設種別	措置権者(※1)	入所先施設の 区 分	措置費支弁者(※1)	围	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所 設置市	市	町村
保護施設	知事•指定都市長•中核市長	都道府県立施設市町村立施設	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	_	_
小田安/    四日	市長(※2)	私設施設	市	3/4	_	1/4	_
老人福祉施設	市町村長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	市町村	_	_	10/ (*	
婦人保護施設	知事	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県	5/10	5/10	_	_
児童福祉施設(※3)	知事·指定都市市長· 児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県·指定都市·児童相 談所設置市	1/2	1/2	-	_
	+E (Wa)	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	_	_
母子生活支援施設 助産施設	市長(※2)	市町村立施設 私設施設	市	1/2	1/4	1/4	_
	知事·指定都市市長·中核市市長 児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県·指定都市·中核市 児童相談所設置市	1/2	1/2	_	_
保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業(所) (※6)	市町村長	私設施設	市町村	1/2	1/4 (※ 7)	1/	/4
身体障害者社会参加	知事・指定都市市長・中核市市長	都道府県立施設 市町村立施設	都道府県・指定都市・中核市	5/10	5/10	_	_
支援施設(※5)	市町村長	私設施設	市町村	5/10	_	5/	10

- (注)※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置(行政処分)がそれ ぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施(公法上の利用契約関係)に改められた。
  - ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は 町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
  - ※3、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所を含み、保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福 祉施設。
  - ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費
  - の費用負担は全て市町村(指定都市、中核市含む)において行っている。 ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。 ※6. 子ども子育て関連三法により、平成27年4月1日より、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業も対象とされた。ま
  - た、私立保育所を除く施設・事業に対しては利用者への施設型給付及び地域型保育給付(個人給付)を法定代理受領す る形に改められた。
  - ※7. 指定都市・中核市は除く。

# 福祉に進わる人材

#### 概 要

# 福祉に携わる人材確保の休系図

# 福祉人材ヤンター・福祉人材バンク(※)。

福祉人材センターは各都道府県社会福祉協議会に設置されています。 ■福祉人材がンクは福祉人材センターの支所として一部の市社会福祉協議会に設置されています。福祉人材センターと連携 1世世八代パンクは1世世八代 ことと シスパこして 日の月上五日世世初日 こには したがら より地域に密着した無料職業紹介や広報・啓発活動を行っています。

希望する人

のある人<br />
福祉施設等で働い

た経験

がある人間を

知りたい人

参加

3/1

参加

情報

発信

届出

情報

発信

# 求職申込

情報提供 対職あっせん ●福祉の仕事に就きたい、機会があれば働 いてみたい、資格や経験を生かして働い てみたいなど福祉の仕事を希望する人た ちに求職の申込をいただき、求人の情報 を提供し、就職のあっせんをいたします。

# 無料職業紹介

●社会福祉サービス実施機関の新設や 欠員・増員に伴う職員募集、産休や 育休などに伴う代替職員募集、パー トなど多様な勤務形態の職員募集な ど求人の申込をいただき、求職者の 情報を提供し、人材のあっせんをい ナー ます

この事業は、職業安定法第 33条により厚牛労働大臣の 許可を受けて行う無料職業 紹介です。

求人申込

情報提供 人材あっせん

# 福祉職場説明会 · 合同面接会説明

- ●福祉職場説明会は、福祉施設や在字福祉サービスなどの福祉の仕事について、実際に 働いている職員の方々から説明してもらい、仕事に関する不安を解消し積極的な就 聯につかげていただく堪です
- ●合同面接会では、実際に求人のある福祉施設・事業所と面接を行います。
- ●いずれの会場でも、福祉に関する資格の取得方法や就職に関する相談にも応じます。

# 潜在的有資格者等向け講習会

●介護福祉士や社会福祉士、保育士等の福祉に関する資格を取得している方等を対象に、 最新の福祉現場の動向や実践的な講義・実習を行います。福祉施設などで働いた経 験のある方も、資格を取得してからしばらく関係する仕事に就いていなかった方も、 資格を活かして福祉現場で働きたいと思っている方の就職を支援します。

# 施設見学・職場体験

- ●「福祉に関心がある」という方や「福祉の仕事に就きたい」という方を対象に、研修 や講話だけでなく、実際に施設の様子を見たり職員の仕事を体験していただく場です。
- ●特に「福祉の仕事に就きたい」という方には、実際に就職を考えている施設・事業所 への体験・見学も調整します。

# 福祉の仕事の広報・啓発

●高校生を対象にした学校での「出前講座」や、市民を対象にした「福祉入門教室」、 各種パンフレットの作成など、就労を希望する人だけでなく広く福祉の仕事に関する 情報発信を行っています。

# 離職等による届出

●離職等した際に、住所や氏名等を福祉人材センターに届け出していただきます。 また、届出した方には求人情報や研修案内等の再就業を支援する情報を提供します。

# 人材確保に関する研修・相談

- ●良質な福祉サービスを維持するた めには、有能な福祉人材を確保す るとともに、その定着と資質の向 上を図ることが大切です
- ●多彩な福祉人材確保、職員の定着 を図るための職員処遇や勘路休割 の改善、人材育成や経営のあり方 等について、経営者を対象とした 研修・相談を行っています。

# 働く人の資質向上・ キャリアアップに関する 研修・相談

- ■福祉サービスの向上を図るために は、福祉施設等で働く人の専門性 の充実・キャリアアップが大切で
- ●職能団体や他の研修実施機関とも 連携し、階層別・職種別等の研修 を行っています
- ●また、資格取得・転職などに関す る個別相談にも応じています。

社会福祉施設 事業所 筝

相談

助言

参加• 相談

福祉

施設等で働

助言

離職 福祉 低した人 施設等 から

連携 情報提供

- ·介護福祉士会
- 社会福祉十会
- 看護協会 (ナースセンター) 等職能団体
- ハローワーク
- (公共職業安定所) 等職業紹介機関
- 福祉関係 ・大学
- 短大 ·福祉系養成校
- 高校
- **社**会福祉 業種別協議会 (施設経営者)

202

# 詳細データ

# 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人) 令和3年10月1日現在

(+II-70)									13-140-1	0/J. H-50 H
		1)	1)			1)	2)			
	総数	保護施設	老人福祉 施 設	障 害 者援 叛	婦人保護施 設	児童福祉 施 設 (保育所等・ 地域型保育 事業所を除く)	保育所等	地域型保育事業所	母子·父子 福祉施設	有ホ ( 付者 宅 人ムス齢住)
総数	1,214,854	6,203	39,452	108,397	400	91,028	690,188	56,307	218	222,661
施設長・園長・管理者	59,252	214	2,392	3,949	29	4,555	29,565	6,268	23	12,257
サービス管理責任者	4,063			4,063						
生活指導・支援員等 3)	91,987	758	4,331	62,535	169	15,560			2	8,632
職業・作業指導員	3,547	62	108	2,391	14	453			-	521
セラピスト	7,497	7	149	1,080	7	3,833			-	2,421
理学療法士	2,668	2	44	553	-	1,099			-	970
作業療法士	1,756	4	32	356	-	914			-	451
その他の療法員	3,073	1	72	172	7	1,820			-	1,001
心理・職能判定員	37			37						
医師・歯科医師	3,120	26	125	312	4	1,347	1,059	143	1	103
保健師・助産師・看護師	54,093	428	2,557	5,531	23	11,934	12,680	818	-	20,122
精神保健福祉士	1,373	121	34	1,006	0					212
保育士	406,005					19,668	384,371	1,959	8	
保育補助者	22,374						22,300	74		
保育教諭 4)	120,583						120,583			
うち保育士資格保有者	114,224						114,224			
保育従事者 5)	34,274							34,274		
うち保育士資格保有者	32,131							32,131		
家庭的保育者 5)	1,416							1,416		
うち保育士資格保有者	1,071							1,071		
家庭的保育補助者 5)	817							817		
居宅訪問型保育補助者 5)	152							152		
うち保育士資格保有者	83							83		
児童生活支援員	644					644			-	
児童厚生員	11,454					11,454			-	
母子支援員	691					691			-	
介護職員	170,279	3,169	18,194	12,213	5					136,698
栄養士	34,139	202	2,063	2,496	20	1,587	24,382	1,896	-	1,492
調理員	80,785	498	4,586	4,865	46	4,013	49,464	3,491	-	13,823
事務員	39,564	439	2,722	5,028	46	4,052	16,177	969	86	10,045
児童発達支援管理責任者	1,329					1,329			-	
その他の教諭 6)	4,856						4,856			
その他の職員 7)	60,521	279	2,192	2,891	36	9,908	24,752	4,030	99	16,335

資料:厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

- (注) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
  - 従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。
    - 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター(特A型、A型、B型)、児童福祉施設(保育所等・地
    - 域型保育事業所を除く)には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。 (保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所で ある
    - 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護 施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
    - 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号) 附則にある保育教論等の資格の特例 のため、保育士資格を有さない者を含む。
    - 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育 士資格を有さない者を含む。
    - 6) その他の教論は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第 14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の 教諭である。
    - 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。

# **社会福祉士及び介護福祉士**

# 概 要

#### 社会福祉士及び介護福祉士の概要

#### 「社会福祉士とは〕

・ 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により 日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療 サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者である。

大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けて社会福祉士になることができる。

# 社会福祉士の資格取得方法



#### 「介護福祉士とは〕

介護福祉士の名称を用いて、専門的 知識及び技術をもって、身体上または 精神上の障害があることにより日常生 活を営むのに支障があるることにより日心身 の状況に応じた介護(喀痰吸引等を含 かりを行い、並びにその者及びその介 護者に対して介護に関する指導を行う ことを業とする者である。

3年以上介護等の業務に従事し、かつ 都道府県知事の指定する実務者研修を 修了した者等で、介護福祉士試験に合 格した者等が、登録を受けて介護福祉 士となることができる。

# 介護福祉士の資格取得方法



- (注1) 養成施設ルートについては、平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入しています。
- (注2) 当分の間、介護職員基礎研修及び喀痰吸引等研修を修了した者についても介護福祉士試験を受けることができます。
- (注3) 特例高等学校については、卒業後9ヶ月以上の実務経験が必要です。
- (注4) 介護技術講習又は介護課程若しくは介護課程目を受けた方は、実技試験が免除となります。

# 詳細データ① 社会福祉十国家試験及び介護福祉十国家試験の結果

区分		社会福祉士		介護福祉士			
△ ガ	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
第35回(2022(令和4)年度)	36,974人	16,338人	44.2%	79,151人	66,771人	84.3%	

資料:厚牛労働省社会・援護局調べ。

# 詳細データ② 社会福祉十及び介護福祉十資格取得者数

	社会福祉士	介護福祉士
2022(令和4)年度	266,557人	1,819,097人

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。 (注) 令和4年3月末現在の登録者数

# 民牛委員・児童委員

# 概

#### 民生委員・児童委員の概要

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政

機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進するものとして、民生委員法に規定されている。 また、民生委員は、児童福祉法に規定されている児童委員を兼ねることとされており、地域の児童、妊産婦、母子家庭等の生活 るた。氏王女貞は、九里神祖広に成たとれている元里女貞を称ねることととれており、地域の九里、虹座頭、は了水陸寺の土田や取り巻く環境の状況を日頃から適切に把握するとともに、支援が必要な児童等を発見した場合には、相談に応じ、利用し得る制度やサービス等について助言し、問題の解決に努めることとされている。

主任児童委員は、児童委員活動への期待の高まりを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する制度として平成6年に創設、 平成13年には児童福祉法に法定化されている。主任児童委員は、児童委員の中から「主任児童委員」の指名を受け、児童の福祉に 関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行う こととされている。

# 詳細データ①

# 民生委員・児童委員、主任児童委員数

(令和4年3月31日現在)

	民生委員・児童委員	うち主任児童委員
男	88,610	2,914
女	142,501	18,545
合計	231,111	21,459

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和3年度福祉行政報告例」

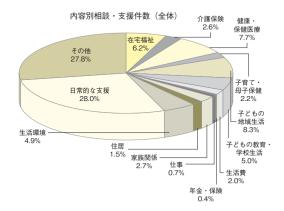
# 詳細データ② 民生委員・児童委員の活動状況

# 民生委員・児童委員全体の活動件数

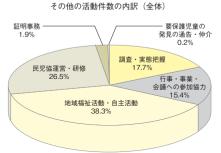
令和3年度の民生委員・児童委員による相談支援件数の総数は499万6,099件で、その内容は以下の表のとおりである。「日常的な支援」及び「その他」を除くと、「子どもの地域生活」に関するものが8.3%、「健康・保健医療」に関するものが7.7%と他に比べて比率が高い。

また、分野別では「高齢者に関すること」が58.9%と半数を超え、「子どもに関すること」が19.0%、「障害者に関すること」が4.3%となっている。

内容別相談・支援件数	数
総件数	4,996,099
在宅福祉	311,090
介護保険	128,010
健康・保健医療	382,287
子育て・母子保健	109,012
子どもの地域生活	415,714
子どもの教育・学校生活	251,998
生活費	98,973
年金・保険	22,265
仕事	32,836
家族関係	136,143
住居	76,430
生活環境	246,235
日常的な支援	1,397,994
その他	1,387,112



その他の活動件数	
総件数	18,809,585
調査・実態把握	3,328,556
行事・事業・会議への参加協力	2,889,066
地域福祉活動・自主活動	7,206,115
民児協運営・研修	4,982,737
証明(調査・確認等)事務	365,298
要保護児童の発見の通告・仲介	37,813



資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和3年度福祉行政報告例」

(8)

# ボランティア活動

#### 概 亜

# ボランティア活動の現状

#### [活動者数]

(2018 (平成30) 年4月現在 全国社会福祉協議会調べ。都道府県・指定都市社協及び市区町村社協ポランティアセンターで登録また は把握している人数・グループ)

- (1) 人数 768万人 (1980 (昭和55) 年度 160万人の約4.8倍) (2) グループ 17.7万グループ (1980 (昭和55) 年度 1.6万グループの約11倍)

# [活動者の構成・内容] (2009 (平成21) 年9月末日現在)

※以下、すべて個人向け調査

(1) 性別

(%)

男性	女性	無回答
31.0	68.8	0.2

#### (2) 年齢

(%)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0.5	3.6	4.5	8.0	17.7	40.9	22.5	2.3

# (3) 職業別

(%)

(0) 1962(7)			(/0/
企業(被雇用者)	6.1	定年退職後の方	22.5
公務員	2.9	学生	1.7
団体職員	6.5	仕事には就いていない	5.1
NPO・NGO職員	3.5	その他	7.5
自営業	8.1	無回答	0.5
主婦・主夫(仕事を持っていない方)	35.6		

# (4) ボランティア活動の分野(複数回答)

(%)

高齢者の福祉活動	44.1	防災、防犯、交通安全などの活動	14.8
障害者の福祉活動	33.4	人権擁護に関する活動	5.9
子育て(乳幼児)に関する活動	17.8	国際交流・国際協力に関する活動	7.6
青少年(児童)の健全育成に関する活動	17.7	まちづくりなどに関する活動	22.5
健康や医療に関する活動	10.0	自治会・町内会・民生委員・児童委員・ 地区社協等の活動	26.7
教育、文化、スポーツ振興	19.8	その他	11.1
地域の美化・環境保全に関する活動	22.4	無回答	1.6
災害時のボランティア活動	14.7		

# (5) ボランティア活動を行っているエリア

(%)

小学校区・中学校区などの範囲における 活動	14.6	在宅での活動が中心	2.4
市町村全域を範囲とした活動	56.9	活動エリアは特に定まっていない	12.8
市町村域を超えた活動(県域・海外など)	10.3	無回答	3.0

# 牛活保護制度

# 概 要

#### 生活保護制度の概要

#### 「生活保護制度とは〕

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の 生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類であり、要保護者の必要に応じ、単給または併給として行われる。

# 牛活保護費の決め方

### (最低生活費の計算)



・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

# (収入充当額の計算)

平均月額収入- (必要経費の実費+各種控除) =収入充当額

#### (扶助額の計算)

最低生活費一収入充当額=扶助額

#### 「生活保護の基準]

生活保護の基準のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向等に対応して 改定するいわゆる水準均衡方式により改定している。

# 世帯類型別生活扶助基準(令和5年度)

(単位:円)

	3人世帯 33歳男、29歳女、4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男、65歳女	母子世帯 30歳女、4歳子、2歳子
1級地—1	158,760	77,980	121,480	190,550
1級地—2	153,890	74,690	117,450	185,750
2級地—1	149,130	70,630	113,750	179,270
2級地—2	149,130	70,630	113,750	179,270
3級地—1	142,760	67,740	108,810	171,430
3級地—2	139,630	66,300	106,350	168,360

(注) 冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。なお、基準額は令和5年4月1日現在。

# 詳細データ① 生活保護受給世帯数・生活保護受給者数・保護率、扶助人員と扶助率の推移

全体的な保護動向としては、生活保護受給者数は平成7年を底に増加に転じ、平成27年3月に過去最高を記録したが、近年は減少傾向で推移している。令和3年度の1か月平均の生活保護受給者数は203万8,557人、生活保護受給世帯数は164万1,512世帯、保護率は16.2%となっている。

(1か月平均)

		保護	生活保護	/D. *** -	生活扶	住宅扶	教育扶	介護扶	医療扶	その他		扶	助率(実)	人員=100	.0)	
	受 世 (千t	們奴	受給者数 (千人)	保護率 (%)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	扶助人員 (千人)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助
1975(昭和50)	年度	708	1,349	12.1	1,160	705	229		785	5	86.0	52.2	16.9		58.2	0.4
80 (55)		747	1,427	12.2	1,251	867	261		856	5	87.7	60.7	18.3		60.0	0.3
85( 60)		781	1,431	11.8	1,269	968	252		910	4	88.7	67.6	17.6		63.6	0.3
1990(平成 2)		624	1,015	8.2	890	730	136		711	3	87.7	71.9	13.4		70.1	0.3
91( 3)		601	946	7.6	826	681	117		681	3	87.3	72.0	12.4		71.9	0.3
92( 4)		586	898	7.2	781	646	104		662	3	86.9	72.0	11.6		73.7	0.3
93( 5)		586	883	7.1	765	639	97		659	3	86.7	72.4	10.9		74.6	0.3
94( 6)		595	885	7.1	766	645	92		671	3	86.5	72.8	10.4		75.8	0.3
95( 7)		602	882	7.0	760	639	88		680	2	86.2	72.4	10.0		77.1	0.3
96(8)		613	887	7.1	766	649	85		695	3	86.3	73.1	9.6		78.3	0.3
97( 9)		631	906	7.2	784	669	84		716	3	86.6	73.8	9.3		79.0	0.3
98( 10)		663	947	7.5	822	707	86		753	2	86.8	74.7	9.1		79.6	0.3
99( 11)		704	1,004	7.9	877	763	91		804	2	87.3	76.0	9.1		80.0	0.2
00( 12)		751	1,072	8.4	943	824	97	67	864	2	87.9	76.9	9.0	6.2	80.6	0.2
01 ( 13)		805	1,148	9.0	1,015	891	105	84	929	2	88.4	77.6	9.1	7.4	80.9	0.2
02( 14)		871	1,243	9.8	1,105	975	114	106	1,003	3	89.0	78.5	9.2	8.5	80.7	0.2
03( 15)		941	1,344	10.5	1,202	1,069	124	127	1,083	3	89.4	79.5	9.2	9.5	80.5	0.2
04( 16)		999	1,423	11.1	1,274	1,143	132	147	1,155	3	89.5	80.3	9.3	10.3	81.1	0.2
05( 17)		,042	1,476	11.6	1,320	1,194	136	164	1,208	32	89.5	80.9	9.2	11.1	81.8	2.1
06( 18)		,076	1,514	11.8	1,354	1,233	137	172	1,226	36	89.5	81.5	9.1	11.4	81.0	2.4
07( 19)		,105	1,543	12.1	1,380	1,262	136	184	1,248	38	89.4	81.8	8.8	11.9	80.9	2.5
08( 20)		,149	1,593	12.5	1,422	1,305	135	196	1,282	40	89.3	81.9	8.5	12.3	80.5	2.5
09( 21)		,274	1,764	13.8	1,586	1,460	144	210	1,406	49	89.9	82.8	8.2	11.9	79.8	2.8
10( 22)		,410	1,952	15.2	1,767	1,635	155	228	1,554	56	90.5	83.7	8.0	11.7	79.6	2.9
11( 23)		,498	2,067	16.2	1,872	1,742	159	248	1,657	60	90.6	84.3	7.7	12.0	80.2	2.9
12( 24)		,559	2,136	16.7	1,928	1,812	159	270	1,716	62	90.3	84.8	7.4	12.6	80.4	2.9
13( 25)		,592	2,162	17.0	1,941	1,836	154	290	1,746	61	89.8	84.9	7.1	13.4	80.8	2.8
14( 26)		,612	2,166	17.0	1,947	1,844	148	310	1,763	59	89.9	85.1	6.8	14.3	81.4	2.7
15( 27)		,630	2,164	17.0	1,927	1,842	142	330	1,776	57	89.1	85.1	6.6	15.3	82.1	2.6
16( 28)		,637	2,145	16.9	1,907	1,830	134	348	1,770	54	88.9	85.3	6.2	16.2	82.5	2.5
17( 29)		,641	2,125	16.8	1,886	1,816	125	366	1,765	52	88.7	85.5	5.9	17.2	83.1	2.4
18( 30)	1 1	,637	2,097	16.6	1,852	1,792	117	381	1,751	49	88.3	85.5	5.6	18.2	83.5	2.3
19(令和元)		,636	2,073	16.4	1,820	1,770	108	394	1,743	46	87.8	85.4	5.2	19.0	84.1	2.2
20( 2)		,637	2,052	16.3	1,796	1,755	101	405	1,710	43	87.5	85.5	4.9	19.7	83.3	2.1
21( 3)	1,	,642	2,039	16.2	1,781	1,747	94	416	1,709	41	87.4	85.7	4.6	20.4	83.8	2.0

資料:厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」(平成23年度までは政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」) (注) 「その他扶助人員」は、平成17年度より、高等学校等就学費が新たに創設されたことに伴い増加している。

# 詳細データ② 世帯類型別生活保護受給世帯数の構成比の推移

生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が55.6%と最も多い。

なお、高齢者世帯の割合が平成17年に減少しているのは高齢者世帯の定義を、平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」としていたものを、平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更したことによるものである。

(単位:%)

	1975 (昭和50) 年度	80 (55)	85 (60)	1990 (平成2)	91 (3)	92 (4)	93 (5)	94 (6)	95 (7)	96 (8)	97 (9)	98 (10)	99 (11)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)
高齢者世帯	31.4	30.3	31.2	37.2	38.8	40.2	41.1	41.8	42.3	43.2	44.0	44.5	44.9	45.5	46.0	46.3	46.4	46.7
母子世帯	10.0	12.8	14.6	11.7	10.8	9.9	9.3	9.0	8.7	8.4	8.3	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8
傷病・障害者 世帯	45.8	46.0	44.8	42.9	42.7	42.4	42.3	42.1	42.0	41.6	41.0	40.4	39.6	38.7	37.8	36.7	35.8	35.1
その他の世帯	12.9	10.9	9.3	8.1	7.8	7.5	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	6.8	7.1	7.4	7.7	8.3	9.0	9.4
	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)	19 (令和元)	20 (2)	21 (3)	
高齢者世帯	43.5	44.1	45.1	45.7	44.3	42.9	42.6	43.7	45.4	47.5	49.5	51.4	53.0	54.1	55.1	55.5	55.6	
母子世帯	8.7	8.6	8.4	8.2	7.8	7.7	7.6	7.4	7.0	6.8	6.4	6.1	5.7	5.3	5.0	4.6	4.4	
傷病・障害者 世帯	37.5	37.0	36.4	35.5	34.3	33.1	32.8	30.6	29.3	28.3	27.3	26.4	25.7	25.3	25.0	24.8	24.8	
その他の世帯	10.3	10.2	10.1	10.6	13.5	16.2	17.0	18.4	18.2	17.5	16.8	16.1	15.7	15.2	14.9	15.0	15.2	

資料:厚生労働省社会・援護局「被保護者關査」(平成23年度までは政策統括官行政報告統計室「福祉行政報告例」)

# 日常生活自立支援事業

# 概 要

# 日堂生活白立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とするよの。

### 1 対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 判断能力が不十分な者 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者)
- イ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

#### 2. 援助内容

- ア本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
  - a 福祉サービスの利用援助
  - b 苦情解決制度の利用援助
  - c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- イ アに伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
  - a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

#### 3. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。

ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区 町村社会福祉協議会等(基幹的社協)が実施している。

(参考) 令和4年3月末現在の実施体制

 基幹的社協
 1,578か所

 専門員
 3,842人

 生活支援員
 15.845人

#### 4 宝施状况

	延べ相談件数(※)	新規利用契約件数
平成11年10月~平成12年3月	13,007件	327件
平成12年度	42,504件	1,687件
平成13年度	106,676件	3,280件(対前年度比1.94倍)
平成14年度	159,688件	4,631件(対前年度比1.41倍)
平成15年度	231,898件	6,252件(対前年度比1.35倍)
平成16年度	298,043件	6,486件(対前年度比1.04倍)
平成17年度	402,965件	7,247件(対前年度比1.12倍)
平成18年度	530,871件	7,626件(対前年度比1.05倍)
平成19年度	708,432件	8,580件(対前年度比1.13倍)
平成20年度	879,523件	9,142件(対前年度比1.07倍)
平成21年度	1,021,489件	9,434件(対前年度比1.03倍)
平成22年度	1,157,756件	10,346件(対前年度比1.10倍)
平成23年度	1,241,086件	10,933件(対前年度比1.06倍)
平成24年度	1,399,641件	10,872件
平成25年度	1,472,472件	11,513件(対前年度比1.06倍)
平成26年度	1,577,103件	12,349件(対前年度比1.07倍)
平成27年度	1,767,312件	12,854件(対前年度比1.04倍)
平成28年度	1,904,734件	11,849件(対前年度比0.92倍)
平成29年度	2,010,154件	11,768件(対前年度比0.99倍)
平成30年度	2,079,178件	11,538件(対前年度比0.98倍)
令和元年度	2,128,325件	11,419件(対前年度比0.99倍)
令和 2年度	2,205,227件	11,554件(対前年度比1.01倍)
令和 3年度	2,288,030件	10,830件(対前年度比0.94倍)
合 計	25,626,114件	202,517件

※ 延べ相談件数は、事業内容等に関する問い合わせ、契約締結までの相談及び契約締結後の相談を含むものである。 (参考)

# 【令和3年度 対象者別契約の状況】

対象者	認知症高齢者 など	知的障害者 など	精神障害者 など	その他	計	うち生活保護
契約件数	5,948	1,659	2,662	561	10,830	4,550
構成比(%)	54.9	15.3	24.6	5.2		42.0

資料:全国社会福祉協議会調べ。

# 牛活福祉資金貸付制度

# 概 要

# 生活福祉資金貸付制度の概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

#### 【貸付対象】

低所得者世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

**隨害者世帯・・・・身体隨害者手帳、療育手帳、精神隨害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯** 

高齢者世帯・・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

# 【貸付資金の種類】

総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)、福祉資金(福祉費、緊急小口資金)、教育支援資金(教育支援費、就学支度費)、不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

#### 【貸付金利子】

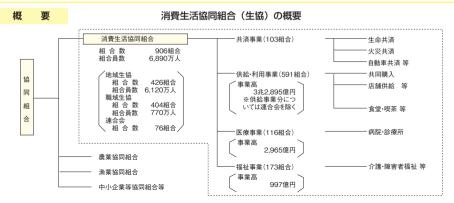
連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%

「 ①緊急小口資金、教育支援資金は無利子

②不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率。

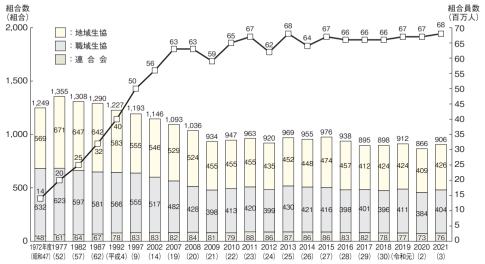


# 消費生活協同組合



資料:厚生労働省社会·援護局「令和4年度消費生活協同組合(連合会)実態調査」

# 消費生活協同組合数等の推移



資料:厚生労働省社会・援護局「令和4年度消費生活協同組合(連合会)実態調査」

# 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

# 枳

# 戦傷病者・戦没者遣族等の揺蓮

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く 軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

対象者	軍人(恩給該当者を除く)軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族										
	障害給付		遺	族給付							
	障害年金	459人	遺族年金		895人						
	公務傷病		(軍人軍属の遺族)	/ 先順位者	894人)						
	9,729,100円(特別項症) ~	961,000円(第5款症)		後順位者	1人						
			遺族給与金		804人						
援護	勤務関連傷病		(準軍属の遺族)	/ 先順位者	803人)						
の	7,417,100円(特別項症) ~	743,000円(第5款症)		後順位者	1人						
内容		( (==1)	0.75.T. L. H. H. M. M. M.								
<u></u>	障害一時金	679人(累計)	公務死亡 先順位者		1,966,800円						
	(年金に代え選択した場合)		後順位者		72,000円)						
			勤務関連死亡 / 先順位者		1,573,500円						
			√ 後順位者		56,400円						
			弔慰金	累計	2,085,290人						
			額面5万円、年6分の利用	子付、10年償還の国	国債						

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 受給人員は令和5年3月31日現在。 2. 金額は令和5年3月31日現在。

# 戦傷病者特別援護法による援護

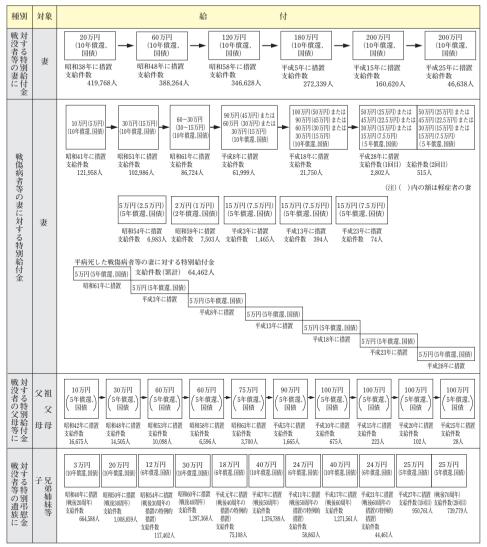
軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者 2,814人										
援護の内容	<ol> <li>1. 療養の給付</li> <li>2. 療養手当(月額30,700円)の支給</li> <li>3. 葬祭費(212,000円)の支給</li> </ol>	32人 0人 1件	<ul><li>5. 補装具の支給及び修理</li><li>6. 国立保養所への収容</li><li>7. JR無賃乗車船の取扱い</li></ul>	25件 0人 429人							
	4. 更生医療の給付	0件									
戦傷病者相談員 114人(令和3年10月1日現在)											

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 受給人員等 (戦傷病者相談員の数を除く。) は令和4年3月31日現在。
  - 2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。
  - 3. 金額は令和5年3月31日現在。

# 詳細データ 特別給付金・特別弔慰金一覧



- (注) 支給件数は令和5年3月31日現在。
- 1. 戦没者等の妻などが受けてきた精神的痛苦に対し、国として特別の慰藉を行うため、特別給付金として国債を支給している。なお、戦傷病者等の妻に対する特別給付金については平成28年の措置から、戦没者等の妻に対する特別給付金については令和5年の措置から、それぞれ5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしている。
- 2. 戦後 20 周年、30 周年、40 周年、50 周年、60 周年、70 周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の 遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。なお、平成 27 年の措置から 5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回支給することとしている。

(8)

#### 戦中・戦後の労苦継承

#### 概 要

#### 戦中・戦後の労苦継承

#### ○昭和館

昭和館は、戦没者遺族を初めとする国民が経験した戦中・戦後の生活上の労苦を次世代に伝えることを目的として、1999(平成11) 年表に開館した

昭和館では、当時の国民生活の様子をありのままに伝える実物資料の展示を始め、図書・映像などの閲覧提供を行っている。 また、関連施設の情報を幅広く提供する事業も展開している。さらに、年2回開催される特別企画展では、毎回テーマを設定 して展示し、戦没者遺族を初めとする国民が経験した生活上の労苦をしのぶことができる。

· 所 在 地: 東京都千代田区九段南1-6-1

· 電 話 番 号: 03-3222-2577

・ホームページ: https://www.showakan.go.ip

#### ○しょうけい館(戦傷病者史料館)

しょうけい館は、戦傷病者に対する援護施策の一環として、戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦を次世代に 伝えることを目的として、2006 (平成18) 年春に開館した。

しょうけい館では、戦傷病者やその家族の労苦をありのままに伝える実物資料や証言の展示を始め、野戦病院ジオラマや 図書・映像などの閲覧提供を行うとともに、企画展示などを行っている。戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦 をしのぶことができる。

・所 在 地: 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下

· 雷 話 番 号: 03-3234-7821

・ホームページ: https://www.shokeikan.go.jp

#### 慰霊事業

#### 概 要

#### 尉霊事業の概要

#### 

昭和38年度から、毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館において全国戦没者追悼式を 実施している。

また、昭和39年度から毎年春に皇族の御臨席の下、国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められている遺骨に対 して拝礼を行っている。また、拝礼式においては、遺骨収集事業により収容した戦没者の遺骨のうち、遺族に返還す ることのできない遺骨の納骨を行っている。

#### **戦没者遺骨収集**

昭和27年度から、旧主要戦域において戦没者の遺骨収集を実施しており、海外戦没者240万人(硫黄島、沖縄を含む) のうち令和5年3月末現在、約128万柱の遺骨を収容している。

また、各国の国立公文書館等における資料調査や、戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査により得ら れた情報を活用し、戦没者の遺骨収集の推進を図っている。

#### 戦没者遺骨に係る所属集団判定

戦没者の遺骨について、DNA鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であ るか否かの判定を行っている。

#### 戦没者遺骨に係る身元の特定のためのDNA鑑定及び遺骨等返還

遺骨収集事業により送還した遺骨について、身元の特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨につい て、遺族へお返ししている。

また、遺留品については遺留品調査を実施して伝達している。

#### 尉雪巛拝

昭和51年度から、旧主要戦域や遺骨収容の望めない地域のほか海上での戦没者の慰霊のため、計画的に遺族を主体 とした慰霊巡拝を行っている。

#### 慰霊友好親善事業

平成3年度から、戦没者遺児が、戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域の関係者と友好親善事業を通じて戦 争犠牲者の慰霊追悼を行い、恒久平和を願う事業を行っている。

#### 戦没者慰霊碑の維持管理等

旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、 旧ソ連地域で小規模慰霊碑を建立するなどの事業を行っている。

#### 詳細データ① 戦没者遺骨収集の実施状況

(単位:柱)

地 域	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
硫黄島	42	11	46	24	75
加良局	42	11	46	24	75
沖縄	18	56	57	49	46
THE	10	36	57	49	46
中部太平洋	98	264	0	195	74
TAPACTA		204	2	0	0
ミャンマー	30	0	0	0	0
7 1 7			0	0	0
インドネシア	0	0	0	0	0
	-		0	0	0
フィリピン	0	0	0	0	0
	-	-	0	0	0 7
インド	0	0	0	0	
	-		0	0	0
東部ニューギニア	42	0	0	0	23
70 m		, ,	0	0	0
ビスマーク・ソロモン諸島	494	5	0	0	1
			0	0	0
千島・樺太・アリューシャン	2	7	0	0	0
			0	0	0
ロシア(旧ソ連・モンゴルを含む)	112	61	0	0	0
			0	0	0
中国東北部(ノモンハンを含む)	0	0	0	0	0
			0	0	0
オーストラリア	0	0	0	0	0
	_	_	0	0	0
韓国	0	0	0	0	0
,	_	_	0	0	0
アメリカ	0	0	0	Ö	0
MALE DESCRIPTION OF THE PARTY O	_	_	0	2	0
地域不明(※1)	0	0	0	0	0
合 計	838	404	105	73	121
- AT	038	404	105	/3	121

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

- ※1 大使館等で受領した遺骨で、収容した地域の情報がないことにより地域を特定できないもの。
- 注 令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数、下段に遺骨を日本に送還した数を記載。 合計においては、遺骨を日本に送還した数を反映している。
- 注 一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。

# 詳細データ② 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA 鑑定状況

(単位:件)

年度	判明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	21	898	919
計	1,231	3,819	5,050

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

# 詳細データ③ 慰霊巡拝の実施状況

(単位:人)

年 度	地 域	参加遺族数
2015 ( 27)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、インドネシア、パラオ諸島、東部ニューギニア、北ボルネオ	345
2016 ( 28)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、樺太、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリア ナ諸島、ミャンマー	301
2017 ( 29)	旧ソ連、中国、硫黄島、東部ニューギニア、インドネシア、トラック諸島、フィリピン、マーシャル・ ギルバート諸島	281
2018 ( 30)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、 パラオ諸島	286
2019(令和元)	旧ソ連、中国、硫黄島、アッツ島、フィリピン、モンゴル、インド、東部ニューギニア、ソロモン諸 島、マリアナ諸島	243
2020 ( 2)	硫黄島	19
2021 ( 3)	硫黄島	42
2022 ( 4)	硫黄島	128

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

# 詳細データ④ 戦没者慰霊碑建立状況

慰霊碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46. 3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	昭48. 3.28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国(自治領)北マリアナ諸島サイパン島マッピ	昭49. 3.25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東ニューブリテン州ラバウル市	昭55. 9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	昭56. 3.28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市	昭56. 9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭57. 9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島マジュロ	昭59. 3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州ペリリュー島	昭60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッツ島(アリューシャン列島)	昭62. 7. 1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	平 6. 3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクパチン	平 6. 3.25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7. 7.31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦サハリン州(樺太)スミルヌイフ	平 8.11. 1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市	平13.10.15

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

# 詳細データ⑤ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑建立状況

地域	建 立 地	竣工年月
タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12. 9
クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12. 9
ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チェルノゴルスク市	平13. 9
スベルドロフスク州	ロシア連邦スベルドロフスク州ニージニタギール市	平13. 9
ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15. 9
ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20. 9
ジョージア	ジョージア トビリシ市	平22. 3
沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチョム市	平22.11
アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11
ザバイカル地方	ロシア連邦ザバイカル地方チタ市	平25. 7
タンボフ州	ロシア連邦タンボフ州ノーヴァヤ・リャダ町	平29. 3
イルクーツク州	ロシア連邦イルクーツク州イルクーツク市	平29. 8
カザフスタン共和国	カザフスタン共和国アスタナ市	令 5. 3

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

(8)

#### 中国残留邦人等に対する援護施策

#### 概

中国残留邦人等に対する援護施策の概要

# 中国残留邦人等に対する支援策

# 国が委託する施設での支 研 修施設での支援

揺

\*

中国帰国者支援・ 交流センター (全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、 東海・北陸、近畿、 中国・四国 カ州)

- <帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)>
  - \*平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
  - ・ 集中的な日本語教育 生活指導 就職相談等の定着促進事業 (宿泊・涌所研修)
- <定着促進支援修了後1年間の白立研修支援(首都圏センター)> ・集中的な日本語習得支援 生活相談等を行う自立研修事業 (诵所研修)
- <永続的な支援(7センター共通)>
  - ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
  - ・生活相談、地域の人々や帰国者同十の交流支援
  - ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等 の支援
- <介護に係る環境整備(7センター共涌)>
- ・語りかけボランティア訪問
- <次世代継承事業(首都圏センター)>
- ・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ 語り部事業を実施

# 支給事務を実施 ※自治体が支援給付及び配偶者支援金の

満額の老齢基礎 年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国 後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢 基礎年全等を支給。

生活支援

支援給付及び 配偶者支援金 の支給

#### <支援給付>

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
- 厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収 入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世 帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

#### <配偶者支援金>

・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等 が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して 支給

# 応じて実施 地域での支援

地域での多様な ネットワークを活用し 地域で安定して生活 できる環境を構築

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー) の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
  - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- ・民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国残留邦人等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

#### 概 要

#### 老後の生活支援の概要

#### 1. 満額の老齢基礎年金等の支給

特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給することを可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間(最大40年)に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料納付額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に納付する。(対象者:6278人 ※ 415年3月末現在)

中国残留邦人等のうち、以下の要件に該当する者

1 明治44年4月2日以後に出生した者

| 明治44年4月2日以後に田主した有

2 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者(※)

3 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

4 永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有する者

※2に準ずる事情にある者として厚生労働大臣が認める者を含む。

#### 2 支援給付制度

対象者

満額の老齢基礎年金等の支給に加え、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給する。 支援給付は、生活保護の基準を準用する。

#### 詳細データ① 被支援世帯数・被支援実人員・給付人員と給付率の推移

(1か月平均)

	被支援	被支援	生活支	住宅支	介護支	医療支	その他		給付率	(実人員=	=100.0)	
	実世帯 数	実人員 (人)	援人員 (人)	援人員 (人)	援人員 (人)	援人員 (人)	人員 (人)	生活 支援	住宅 支援	介護 支援	医療 支援	その他 支援
2019 (令和元年度)	3,971	5,767	5,694	5,406	2,133	5,489	9	99%	94%	37%	95%	0%
2020(令和2年度)	3,847	5,530	5,443	5,152	2,181	5,232	9	98%	93%	39%	95%	0%
2021 (令和3年度)	3,712	5,269	5,190	4,896	2,220	5,001	6	99%	93%	42%	95%	0%

資料: 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

#### 詳細データ② 世帯類型別被支援給付世帯数の推移

	夫婦世帯	本人単身世帯	配偶者単身世帯	その他世帯
2018(平成30年度)	1,768	1,533	449	274
2019 (令和元年度)	1,656	1,505	485	261
2020 (令和 2 年度)	1,550	1,460	516	252
2021 (令和3年度)	1,434	1,431	537	233

資料:厚生労働省支援給付施行事務監查資料

#### 【支援・相談員の配置】

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

#### 詳細データ③ 支援・相談員数(人)

2018(平成30年度)	361
2019 (令和元年度)	350
2020(令和2年度)	335
2021(令和3年度)	322

資料:厚生労働省調べ

#### 3. 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域での支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援することを目的とする。

#### 【対象者】

中国残留邦人等及び中国残留邦人等と日本で生活を共にするために日本に同行入国した親族等

### 【実施主体】

本事業の実施主体は、都道府県、市町村(特別区を含む)である。

### 【実施状況】

	実施率(実施自治体数/全自治体数)
2019 (令和元年度)	95%
2020(令和2年度)	94%
2021 (令和 3 年度)	93%
2022(令和 4 年度)	91%

資料:厚生労働省調べ



# **隨害者保健福祉**

#### 障害福祉サービスに係る自立支援給付

#### 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系(令和5年3月現在) 概

サー	ビス	事業所数	利用者数	サービスの内容
	居宅介護 (ホームヘルプ)	21,873	201,192	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	7,545	12,395	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者しくは精神障害により行動上 著い、困難を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、 食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	同行援護	5,732	26,355	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供 (代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うもの
	行動援護	2,062	13,889	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するため に必要な支援、外出支援を行うもの
介護給付	重度障害者等包括支援	10	45	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行うもの
給付	短期入所 (ショートステイ)	5,627	52,645	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、 排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	259	21,033	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護および日常生活の世話を行うもの
	生活介護	12,399	299,489	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと ともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	2,557	124,357	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	1,502	16,588	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	2,972	35,681	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行うもの
訓練	就労継続支援 (A型・B型)	20,601	413,179	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行うもの
訓練等給付	就労定着支援	1,549	15,735	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うもの
	自立生活援助	302	1,292	施設等から一人暮らしに移行した人に、定期的な居宅訪問や随時の相談 対応等により必要な情報提供及び助言等を行うもの
	共同生活援助 (グループホーム)	12,572	171,651	主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うもの

※事業所数、利用者数については、令和5年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

#### 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス (日中活動事業) と夜のサービス (居住支援事業) に分けることにより、サービスの組み合わせを選

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。

#### ロナズ針の担。いているようになれるままも翌年

口中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択
療養介護 (医療型)※
生活介護
自立訓練 (機能訓練·生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援 (A型·B型)
就労定着支援
自立生活援助
地域活動支援センター (地域生活支援事業)
※瘠巻介誰についてけ 医療機関への入院とあわせて宝屋

#### 住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援 (グループホーム、福祉ホームの機能)





# 地域生活支援事業と自立支援給付(障害福祉サービス)

	地域生活支援事業	自立支援給付(障害福祉サービス)
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応
	な形態で実施することが可能な事業	した給付
費用の流れ	自治体が実施(自治体は自ら事業を実施、又は事業	利用者本人に対する給付(実際には、事業者が給付
	者への委託等により実施)	費を代理受領)
利用者	実施主体の裁量	障害支援区分認定(介護給付は18歳以上のみ必要、
		訓練等給付は必要なし)*、支給決定が必要
利用料	実施主体の裁量	応能負担
事業実施にあたって	実施主体の裁量(一部運営基準有り:地域活動支援	指定基準(人員、設備及び運営に関する基準)等有り
の基準	センター、福祉ホーム)	
財源	補助金(一部交付税措置有り)	負担金
	/補助割合:都道府県事業 国1/2以内	(負担割合:国1/2、都道府県・市町村1/4)
	市町村事業 国1/2以内 都道府県1/4以内	

<sup>※</sup>同行援護については、障害支援区分認定は不要。 ※訓練等給付のうち、共同生活援助については、一定の場合は障害支援区分認定が必要。

#### 暗宝者の手帳制度

	発行件数 (千)	根拠規定	発行責任者	交付申請窓口
身体障害者手帳	4,910	身体障害者福祉法第15条	都道府県知事、 指定都市市長、 中核市市長	居住地を管轄する福祉事務所 長(福祉事務所を設置しない 町村の場合は町村長。)
療育手帳	1,213	療育手帳制度について (昭和48年厚生省発児 第156号)	都道府県知事、 指定都市市長 (一部の児童相談所を 設置する中核市市長)	居住地を管轄する福祉事務 所長(福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。)
精神障害者保健福祉手帳	1,263 (年度末現在の交付台帳 登載数から有効期限切れ のものを除いた数)	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第45条	都道府県知事、 指定都市市長	居住地を管轄する市町村長

資料:発行件数については、身体障害者手帳及び療育手帳は、「令和3年度福祉行政報告例」、 精神障害者保健福祉手帳は「令和3年度衛生行政報告例」による。

#### 詳細データ 障害者数 (推計)

		総数	在宅者	施設入所者
	18歲未満	7.2万人	6.8万人	0.4万人
身体障害児・者	18歳以上	419.5万人	412.5万人	7.0万人
身体障害児・省	年齢不詳	9.3万人	9.3万人	_
	合計	436.0万人 (34人)	428.7万人 (34人)	7.3万人 (1人)
	18歳未満	22.5万人	21.4万人	1.1 万人
知的障害児・者	18歳以上	85.1 万人	72.9万人	12.2万人
	年齢不詳	1.8万人	1.8万人	_
	合計	109.4万人 (9人)	96.2万人 (8人)	13.2万人 (1人)

		総数	外来患者	入院患者
	20歳未満	59.9万人	59.5万人	0.4万人
精神障害者	20歳以上	554.6万人	526.3万人	28.4万人
有 作	年齢不詳	0.3万人	0.3万人	0.0万人
	合計	614.8万人 (49人)	586.1万人 (46人)	28.8万人 (2人)

資料:「身体障害児・者」在宅者:厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)

施設入所者: 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部で作成

「知的障害児・者」在宅者:厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)

施設入所者:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 で作成

「精神障害者」外来患者:厚生労働省「患者調査」(令和2年) より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成 入院患者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

- (注) 1. ( )内数字は、総人口1,000人あたりの人数(身体障害児・者、知的障害児・者は平成28年人口推計、精神障害者は令和 2年人口推計による)。
  - 2. 精神障害者の数は、ICD-10の [V 精神及び行動の障害 | から知的障害 (精神遅滞) を除いた数に、てんかんとアルツハイ マー病の数を加えた患者数に対応している。
    - また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
  - 3. 身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
  - 4. 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

9

#### 白立支援医療制度

#### 概 要

#### 白立支援医療制度

#### ○目的

心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度 ※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担 (負担率:国1/2、都道府県等1/2)

#### ○対象者

- ・精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要す る程度の状態の精神障害(てんかんを含む。)のある者
- ・更生医療: 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
- ・育成医療:身体に障害を有する児童(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む。)で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

#### ○対象となる主な障害と治療例

- ・精神通院医療(精神疾患):外来、外来での投薬、精神科デイケア等
- · 更生医療 · 育成医療:肢体不自由 · · 関節拘縮→人工関節置換術

視覚障害…白内障→水晶体摘出術

内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術

腎臓機能障害→腎移植、人工透析

#### 自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ①患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれ に満たない場合は1割)
- ②費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、 更に軽減措置を実施。

所得区分(医療保険の世帯単位)	更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上 市町村民税 235,000円以上	対象外	対象外	20,000円
中間所得2 市町村民税 33,000円以上235,000円未満	総医療費の1割 又は高額療養費	10,000円	10,000円
中間所得1 市町村民税 33,000円未満	(医療保険)の 自己負担限度額	5,000円	5,000円
低 所 得 2 市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円	5,000円	5,000円
低所得1 「市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)	2,500円	2,500円	2,500円
生 活 保 護 生活保護世帯	0円	ОМ	0円

#### ○「重度かつ継続」の範囲

・疾病、症状等から対象となる者

[更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

[精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

(負担上限月額の経過的特例措置

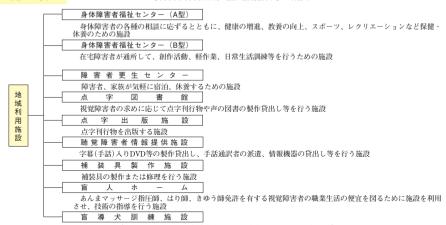
育成医療の中間所得1,2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、2024年3月31日までの経過的特例措置(障害者総合支援 法施行令附則第12条、第13条)

9

#### 身体障害者福祉施策

#### 概 要

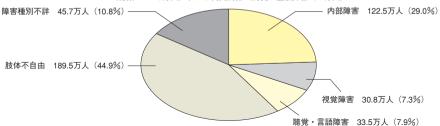
#### 身体障害者社会参加支援施設等の概要



盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

#### 詳細データ① 障害の種類別にみた身体障害者数(在宅)

(総数:421.9万人)(2016年推計数)(再掲:重複障害73.7万人)



#### 詳細データ② 年齢階級別にみた身体障害者数の推移(人口千人対)

年 次	総 数	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
1955(昭和30)年	14.5	5.3	7.1	14.5	16.0	20.6	25.4	25.4	29.4
1980(55)	23.8	3.5	4.9	7.0	16.0	33.7	55.8	68.7	87.6
2006(平成18)	32.7	4.5	4.1	6.1	11.6	24.4	48.9	58.3	94.9
2011( 23)	35.2	4.3	4.2	6.0	10.0	19.8	44.1	53.5	105.4
2016( 28)	39.9	4.1	5.9	6.4	9.8	20.3	40.6	56.1	104.3

資料:厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「身体障害児・者実態調査」、「生活のしづらさなどに関する調査」

(注) 人口千人対の身体障害者数算出の基礎人口は、総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」における18歳以上の人口を用いた。

#### 障害児・知的障害者福祉施策

#### 枳 要

#### 障害児通所支援・障害児入所支援の体系(令和5年3月現在)

	サービス	事業所数	利用者数	サービスの内容	
	児童発達支援	11,320	174,811	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練、その他必要な支援を行うもの	
障害児子	医療型児童発達支援	88	1,759	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うもの	
障害児通所支援 (市町村)	放課後等デイサービス	19,835	313,314	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、 社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの	
	保育所等訪問支援	1,530	16,248	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のため の専門的な支援その他の必要な支援を行うもの	
障害児1	福祉型障害児入所施設	181	1,339	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うもの	
障害児入所支援 (都道府県)	医療型障害児入所施設	196	1,792	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの	

※事業所数、利用者数については令和5年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

#### 詳細データ 年齢階級別にみた知的障害児(者)数の推移(人口千人対)

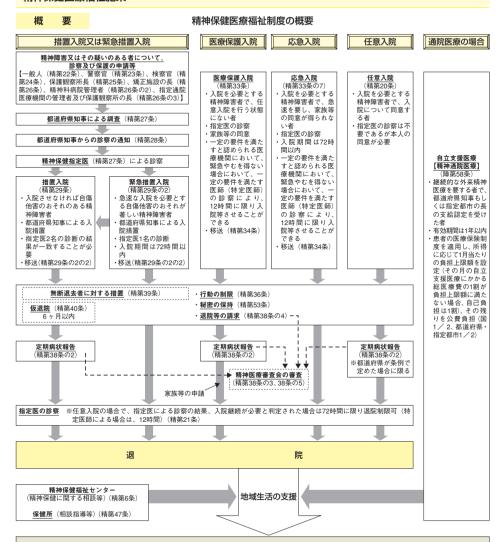
	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
	0~9成	10~19減	20~29成	30~39成	40~49成	50~59成	600成以上
平成7年	2.8	4.1	4.1	2.1	1.7	1.2	0.5
平成17年	4.9	6.6	5.7	4.8	2.8	1.6	0.7
平成23年	5.4	9.6	8.2	7.0	4.6	2.6	2.1
平成28年	9.4	13.8	14.8	7.7	6.7	4.7	4.3

資料:厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「知的障害児(者)基礎調査」、「生活のしづらさなどに関する調査」 (注) 人口千人対の知的障害児(者)数算出の基礎人口は、総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」の人口を用いた。

福

# 9

#### **精神保健医療福祉施策**



(居宅介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、地域活動支援センター等)

この表において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号): 「精」、障害者の日常生活及び社会生 (注) 活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号): 「障| 又は「障害者総合支援法| と略する。表中「都道府県知事| とあるのは、「都道府県知事または指定都市市長」と読み替える。

地域における障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供

詳細データ
精神病床を有する病院数、精神病床数、月末在院患者数及び月末病床利用率の推移 (各年6月末)

				(0 + 0717k7
年 次	精神病床を有する病院数	全精神病床数	月末在院患者数	月末病床利用率(%)
1965(昭和40)年	1,069	164,027	177,170	108.0
1970( 45)	1,364	242,022	253,433	104.7
1975( 50)	1,454	275,468	281,127	102.0
1980 (55)	1,521	304,469	311,584	102.3
1985( 60)	1,604	333,570	339,989	101.9
1990(平成 2)	1,655	358,251	348,859	97.4
1995( 7)	1,671	362,154	340,812	94.1
1996(8)	1,668	361,073	339,822	94.1
1997( 9)	1,669	360,432	336,685	93.4
1998( 10)	1,670	359,563	335,845	93.4
1999( 11)	1,670	358,609	333,294	92.9
2000 ( 12)	1,673	358,597	333,328	93.0
2001 ( 13)	1,669	357,388	332,759	93.1
2002( 14)	1,670	356,621	330,666	92.7
2003( 15)	1,667	355,269	329,555	92.8
2004( 16)	1,671	354,923	326,613	92.0
2005( 17)	1,671	354,313	324,851	91.7
2006( 18)	1,668	352,721	321,067	91.0
2007( 19)	1,671	351,762	317,139	90.2
2008( 20)	1,667	350,353	314,251	89.7
2009( 21)	1,667	348,129	312,681	89.8
2010( 22)	1,671	347,281	311,007	89.6
2011 ( 23)	1,655	345,024	306,064	88.7
2012( 24)	1,657	342,709	303,521	88.6
2013( 25)	1,649	340,591	299,542	87.9
2014( 26)	1,645	339,088	294,696	86.9
2015( 27)	1,639	336,628	290,923	86.4
2016( 28)	1,636	334,544	287,784	86.0
2017( 29)	1,638	332,717	285,947	85.9
2018( 30)	1,639	330,261	283,735	85.9
2019(令和元)	1,628	327,488	280,874	85.8
2020( 2)	1,622	325,140	275,224	84.6
2021 ( 3)	1,618	323,524	270,680	83.7

資料:厚生労働省政策統括官付保健統計室「病院報告」

#### 発達障害者支援施策

#### 概 亜

#### 発達暗害者支援法のねらいと概要

#### | 主な趣旨

- ○発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- ○発達生活全般にわたる支援の促進
- ○発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

#### Ⅱ 概 要

定義:発達障害=自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、 通常低年齢で発現する障害

就学中(学童期等)

就学前(乳幼児期)

就学後(青壮年期)

- ○乳幼児健診等による早期発見
- ○早期の発達支援
- ○就学時健康診断における発見
- ○適切な教育的支援・支援体制の整備
- ○放課後児童健全育成事業の利用
- ○専門的発達支援

- ○発達障害者の特性に応じた適切
- な就労の機会の確保
- ○地域での生活支援
- ○発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等





# **高齢者保健福祉**

#### 介護保険制度の概要

#### 概 垂

#### サービス提供機関

#### 居宅サービス 介護予防サービス 〉訪問介護 (ホームヘルブ) ◇訪問 λ 淡介護 介護予防訪問入浴 計問看護 〉訪問リハビリテーション 民空痞蓋管理指道 ◇活七原食管圧損等◇通所介護 (デイサービス)◇通所リハビリテーション ◇短期入所生活介護 ◇ 加州スパエニ / 1 歳 (ショートステイ) ◇ 短期入所療養介護 ◇ 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 ◇特定福祉用具販売 施設サービス ◇介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 貸与 ◇介護老人保健施設 (字) (母体验) ◇介護療養型医療施設 ◇介護医療院 地域密着型介護サービス ◇定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ○夜間対応型訪問介護 >地域密着型通所介護 >認知症対応型通所介護 >小規模多機能型居字介護 (グループホーム) ◇認知症対応型共同生活介護 ◇地域密着型特定施設入居者 生活介護

◇地域密着型介護老人福祉

◇看護小規模多機能型居宅介護

施設入所者生活介護

◇住宅改修費の支給

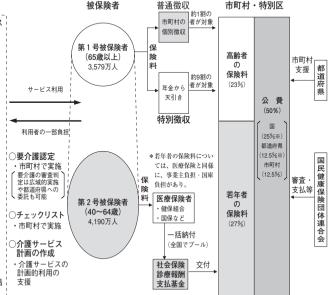
#### ◇介護予防訪問 リハビリテーション △介護予防居宅審養 施理指導 △企業予防領部 リハビリテーション (デイケア) ◇介護予防短期入所 生活介護 エ/ロ川 曖 (ショートステイ) ◇介護予防短期入所 療養介護 小孩 7 B 小莲 3 B 杜中 佐設 1 早老生活介護 ○介護予防福祉用具 與牙 ◇特定介護予防福祉 用具販売 地域密着型介護 予防サービス 介護予防認知症 対応型通所介護 **企業予防小相様** 多機能型居宅介護 ◇介護予防認知症 対応型共同生活介護

#### その他 ◇住宅改修費の支給

介護予防・日常生活 支援総合事業 第1早生迁去坪車拳

△第1号計問車拳 △笠+足温記車業 第1号介護予防支援事業

#### 介護保険制度の体系図



- ※国の負担分のうち5%は調整交付全であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減 ※施設等給付費(都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設に係る給付費)は、国20%、都道府県17.5% ※第1号被保険者の数は、「令和2年度介護保険事業状況報告年報 | によるものであり、令和2年度末現在のもの である
- ※第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者から の報告によるものであり、令和2年度内の月平均値である。

#### 詳細資料①

#### 対象者・受給権者・保険料負担、賦課・徴収方法

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	・要介護者(寝たきり・認知症等で介護が必要な状態)	要介護・要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の
	・要支援者(日常生活に支援が必要な状態)	加齢に起因する疾病 (特定疾病) による場合に限定
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険料とともに徴収し、納付金とし
		て一括して納付
賦課・徴収方法	<ul><li>・所得段階別定額保険料(低所得者の負担軽減)</li></ul>	・健保:標準報酬及び標準賞与×介護保険料率
	・年金が年額18万円以上の方は特別徴収	(事業主負担あり)
	(年金からのお支払い)	・国保:所得割、均等割等に按分
	それ以外の方は普通徴収	(国庫負担あり)

### 詳細資料② 保険料

1. 第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料とし、 低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとする。

段階	対象者	保険料	(参考) 対象者(令和2年度)
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.5	609万人
第2段階	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	296万人
第3段階	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.75	271万人
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	446万人
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.0	480万人
第6段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額 120万円未満	基準額×1.2	521万人
第7段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3	463万人
第8段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5	238万人
第9段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上	基準額×1.7	255万人

- ※上記表は標準的な段階。市町村が条例により課税層についての区分数を弾力的に設定できる。なお、保険料率はどの段階において も市町村が設定できる。
- ※公費の投入により平成27年4月から、第1段階について基準額×0.05の範囲内で軽減強化を行い、更に令和元年10月から第1段階 について基準額×0.15、第2段階について基準額×0.25、第3段階について基準額×0.05の範囲内での軽減強化を実施。
- 2. 第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者ごとに算定される。

#### 詳細資料③ 利田料

- 1. 1割・2割・3割の定率負担+入院・入所者は居住(滞在)費・食費を原則自己負担
- 2 1割・2割・3割負担が高額になる場合は高額介護(予防)サービス費を支給
- 3. 1割負担・居住(滞在)費・食費の負担額について、低所得者に配慮
- ※ 2割負担:本人の合計所得金額が160万円以上で同一世帯内の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が346万円以上(同一世帯内の第1号被保険者が1人の場合280万円以上)

3割負担: 本人の合計所得金額が220万円以上で同一世帯内の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が463万円以上(同一世帯内の第1号被保険者が1人の場合340万円以上)

#### <高額介護サービス費>

所得区分	世帯の上限額
(1)(2) または(3) に該当しない場合	
①市町村民税課税世帯~課税所得380万円(年収約770万円)未満	①44,400円
②課税所得380万円(年収約770万円)以上~同690万円(同約1,160万円)未満	②93,000円
③課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	③140,100円
(2)①市町村民税世帯非課税者	①24,600円
②24,600円への減額により生活保護の要保護者とならない場合	②24,600円
(a) 市町村民税世帯非課税で、(公的年金等収入金額+合計所得金額) が80万円以下である場合	個人15,000円
(b) 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人15,000円
(3)①生活保護の被保護者	①個人15,000円
②15,000円への減額により生活保護の要保護者とならない場合	②15,000円

※ 個人とあるのは個人の上限額

※ 制度施行時における特別養護老人ホーム入所者(旧措置入所者)の利用料については、当分の間、負担能力に応じた減免措置を 講じている。

#### 詳細資料(4) 利用手続

- 1. 介護認定審査会は、被保険者の認定調査結果、主治医の意見書等に基づき、要介護状態区分等を審査判定 (審査判定は報道府県に委託可)
  - 介護認定審査会の審査判定結果に基づき、市町村が要介護・要支援を認定
  - ※ 要介護認定基準は全国一律に客観的に定める。
  - → 要介護度に応じた支給限度額を設定
    - ○在宅サービスについては、要介護度(7段階・要支援を含む)に応じて、約5.0~36.2万円/月(額は地域により異なる)

#### (在字サービスの支給限度類)

(はも) しへ	/文川改及65/
要介護度	支給限度額
要支援1	5,032単位/月
要支援2	10,531単位/月
要介護1	16,765単位/月
要介護2	19,705単位/月
要介護3	27,048単位/月
要介護4	30,938単位/月
要介護5	36,217単位/月

- \*1単位:10~11.40円(地域やサービスにより異なる)
  - 2. 本人の需要に適応したサービスを総合的・計画的に提供する観点から、介護サービス計画 (ケアプラン) の作成が基本

#### 詳細資料(5)

#### 保険給付等の内容

	総合事業におけるサービス	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を 行うサービス	_	・介護予防サービス	・居 記問介定 ・居 記問介定 ・ 話問別入行護 ・ 話問別入看護 ・ 話問見入籍 ・ 記問 ・
市町村が指定・監督を行うサービス	・介護予防・日常生活支援総合 事業 第1号訪問事業 第1号通所事業 第1号生活支援事業 第1号介護予防支援事業	<ul> <li>・介護予防支援</li> <li>・地域密着型介護予防サービス (介護予防認知症対応型通所介護 介護予防・別模多機能型居宅介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	・居宅介護支援 ・地域密着型サービス  / 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型過所介護 認知症対応型過所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型持定治及居者生活介護 地域密着型介護を入居者生活介護 地域密着型介護を入居者と活介護
その他	_	・住宅改修	· 住宅改修

<sup>※ 「</sup>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行に伴い、都道府県が指定・監督を行うサービスについて、指定都市・中核市に権限移譲されている。

#### 詳細資料⑥ 制度運営安定化のための配慮

#### 〈財政面での配慮〉

都道府県に財政安定化基金を置き(財源は、国、都道府県、市町村が1/3ずつ)、見通しを上回る給付費増や保険料収納率の低下に起因する財政不足を補うため、資金の交付及び貸付を行う。

#### 〈事務実施面での配慮〉

- 1. 要介護認定の審査判定業務の都道府県への委託を可能としている。
- 2. 都道府県が複数市町村の審査会の共同設置を支援している。

#### 介護保険の基盤整備

#### 概 要

#### 基般整備

- 1. 介護サービス基盤の整備を計画的に進めるため、国が策定する基本方針に基づき、市町村、都道府県がそれぞれ市町村介護保険 事業計画 都道府県介護保険事業支援計画を管定する
- 2. 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講 ずるものとする
- 3. 国は介護施設等における防災対策等を推進するため、地域介護・福祉空間整備等交付金により支援を行う。また、地域密着型サービスなど、市町村の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点の整備等を推進するため、都道府県に設置された地域医療企識総合確保基金により支援を行う

#### 詳細資料① 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

#### 1 趣旨

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの整備、耐震化整備等のほか、非常用自家発電設備の整備、水 害対策強化、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

#### 2 事業内容

- ① 既存高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業。平成27年4月から原則として自力で避難することが困難な人が多く入所する高齢者施設等にスプリンクラーの設置が義務づけられている。本事業は、平成30年4月以降、スプリンクラーの設置義務が生じた施設について 早急に整備を行う。
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業。高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。
- ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業・水害対策強化事業。高齢者施設等には、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の機器が必要な者が入所しており、大規模停電等により、生命をおびやかす事態が想定されることから、非常用自家発電設備の設置を促進する。また、水害対策として、高齢者施設等における避難確保のため、垂直避難スペースやエレベーター、スロープ等の設置を支援する。
- ④ 高齢者施設等の安全対策強化事業等・換気設備設置事業。高齢者施設等の安全対策等を強化するため、劣化・損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修等を促進する。また、感染症対策のため、換気設備の設置を促進する。
- 3. 実施主体 都道府県 市区町村
- 4. 補助率 定額 (一部の事業については1/2)
- 5. 予算額 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 11.7億円 (令和5年度)

#### **詳細資料②** 地域医療介護総合確保基金(介護施設整備分)

#### 1. 趣旨

地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供 体制の整備を促進するための支援を行う。

#### 2. 事業内容

各都道府県に設置された基金を原資として、次の事業を実施。

介護施設等の整備に関する事業

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対しての支援をするととも に、介護施設等の開設準備経費等や施設内の保育施設の整備、特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用、介護療養型 医療施設等の介護医療院等への転換整備等に対しての支援

- 3. 実施主体 都道府県
- 4. 補助率 定額 (一部の事業については1/2)
- 5. 予算額 地域医療介護総合確保基金(介護施設整備分) 352億円(令和5年度)

(10)

#### 介護保険制度の実施状況

#### 詳細データ① 第1号被保険者数の推移(人)

各年4月末時点

2000年 2001年 2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 2006年 2007年 2008年 2008年 2009年 2010年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2165478 1202年 2165478 1202年 2018年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2165478 1202年 2165478 1202年 2018年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2165478 1202年 2165478 1202年 2018年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2165478 1202年 2018年 2018年 2018年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2165478 1202年 2018年 20

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告|

#### 詳細データ② 要介護(要支援)認定者数の推移(人)

各年4月末時点

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
要支援1	290,923	319,595	398,322	504,835	601,258	673,542	58,678	527,027	551,720	574,997	603,560	662,247	692,126	772,816	824,654	873,999	887,841	889,634	880,676	927,162	933,035	966,278	973,535
要支援2	-	-	-	-	-	-	45,414	521,549	629,071	661,881	653,899	668,629	712,425	770,816	805,585	839,110	858,355	867,353	883,828	926,414	944,370	951,409	950,594
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	654,952	39,557	1,460	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	551,134	709,493	890,772	1,070,191	1,252,269	1,332,078	1,386,738	876,240	769,388	788,133	852,325	909,673	970,468	1,051,891	1,114,774	1,175,743	1,223,871	1,263,488	1,296,659	1,325,530	1,352,354	1,407,805	1,430,677
要介護2	393,691	489,560	571,012	640,574	594,806	614,040	651,370	755,749	806,110	822,691	854,158	900,892	952,408	992,717	1,029,165	1,062,102	1,083,300	1,105,911	1,126,741	1,139,023	1,157,433	1,167,640	1,163,712
要介護3	316,515	357,797	393,646	430,709	492,195	527,329	560,602	652,255	711,337	737,951	712,847	699,763	724,287	746,722	769,081	792,848	812,742	835,556	855,784	868,796	881,602	908,935	921,774
要介護4	338,901	365,352	393,783	423,846	478,585	496,616	524,989	547,175	578,873	589,512	629,757	641,178	669,754	696,080	711,038	729,956	746,855	768,322	790,783	804,416	820,826	854,924	880,474
要介護5	290,457	340,662	381,472	414,169	455,021	464,550	465,350	488,753	500,255	514,758	563,671	593,228	608,928	612,113	604,770	603,677	602,442	601,086	602,876	602,438	603,460	585,499	588,893
合 計	2,181,621	2,582,459	3,029,007	3,484,324	3,874,134	4,108,155	4,348,093	4,408,305	4,548,214	4,689,923	4,870,217	5,075,610	5,330,396	5,643,155	5,859,067	6,077,435	6,215,406	6,331,350	6,437,347	6,593,779	6,693,080	6,842,490	6,909,659

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

(注) 介護保険法改正時(2006年4月1日施行)に要支援認定を受けていた者は、その認定期間の満了まで「経過的要介護」となっている。

#### 詳細データ③ 介護サービス受給者数の推移(人)

各年4月サービス分

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2021年
居宅サービス(介護予防を含む)	971,461	1,419,344	1,723,523	2,014,841	2,314,883	2,505,636	2,546,666	2,573,797	2,685,115	2,782,828	2,941,266	3,101,253	3,284,065	3,484,228	3,662,108	3,821,196	3,898,569	3,806,094	3,659,642	3,777,700	3,836,886	3,990,006	4,078,525
地域密着型サービス (介護予防を含む)	-	-	-	-	-	-	141,625	173,878	205,078	226,574	253,769	282,297	310,906	343,371	372,110	394,808	722,333	808,942	840,645	870,236	843,943	867,285	892,343
施設サービス	518,227	650,590	688,842	721,394	757,593	780,818	788,637	814,575	825,155	825,835	838,279	847,946	861,950	886,764	892,514	902,605	921,117	925,563	932,309	946,270	954,487	953,140	958,412
合 計	1,489,688	2,069,934	2,412,365	2,736,235	3,072,476	3,286,454	3,476,928	3,562,250	3,715,348	3,835,237	4,033,314	4,231,496	4,456,921	4,714,363	4,926,732	5,118,609	5,542,019	5,540,599	5,432,596	5,594,206	5,635,316	5,810,431	5,929,280

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

#### 詳細データ4 介護給付費の推移(月間・サービス種別・百万円)

各年4月サービス分

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
居宅サービス(介護予防を含む)	57,001	118,500	153,214	182,507	216,783	236,804	214,366	229,147	246,922	265,488	287,004	304,065	324,049	353,809	373,608	379,492	362,588	366,974	365,149	381,140	381,730	404,019	415,549
地域密着型サービス (介護予防を含む)	-	-	-	-	-	-	28,287	34,383	40,065	44,455	49,568	55,181	62,465	69,571	75,980	80,113	112,019	118,138	124,466	129,899	132,505	136,937	140,957
施設サービス	144,874	200,177	212,586	214,033	227,927	234,326	198,493	205,154	207,915	214,115	218,512	219,492	224,185	229,609	232,676	232,505	233,605	237,866	243,644	248,399	259,815	259,750	262,412
合 計	201,875	318,677	365,800	396,540	444,709	471,130	441,146	468,684	494,903	524,058	555,084	578,739	610,700	652,989	682,264	692,110	708,212	722,978	733,259	759,439	774,050	800,706	818,918

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

# 詳細データ(5) 各サービスの費用額

	費用額(単位:百万円)	割合(単位:%)
総数	934,055	100
居宅サービス	420,659	45.0
訪問通所	313,641	33.6
訪問介護	90,666	9.7
訪問入浴介護	4,911	0.5
訪問看護	32,954	3.5
訪問リハビリテーション	5,434	0.6
通所介護	107,063	11.5
通所リハビリテーション	38,865	4.2
福祉用具貸与	33,748	3.6
短期入所	38,926	4.2
短期入所生活介護	35,361	3.8
短期入所療養介護(老健)	3,423	0.4
短期入所療養介護(病院等)	109	0.0
短期入所療養介護(医療院)	32	0.0
居宅療養管理指導	13,410	1.4
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	54,624	5.8
特定施設入居者生活介護(短期利用)	58	0.0
	46,809	5.0
也域密着型サービス	161,969	17.3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,232	0.7
夜間対応型訪問介護	315	0.0
地域密着型通所介護	34,737	3.7
認知症対応型通所介護	6,565	0.7
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	24,056	2.6
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	21	0.0
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	62,557	6.7
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	41	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用 以外)	1,843	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	1	0.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20,438	2.2
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・ 短期利用以外)	5,151	0.6
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・ 短期利用)	13	0.0
施設サービス	304,619	32.6
介護福祉施設サービス	169,763	18.2
介護保健施設サービス	114,885	12.3
介護療養施設サービス	3,520	0.4
介護医療院サービス	16,451	1.8

資料:厚生労働省政策統括官付社会統計室「介護給付費等実態統計」(令和4年4月審査分) より厚生労働省老健局作成。 (注) 1. 数値はそれぞれの単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。 2. 介護予防給付を含めた数値。

# 詳細データ⑥ 介護の総費用の推移(年間・億円)

(年度)

200	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (予算)	2022 (予算)	2023 (予算)
36,27	45,919	51,929	56,891	62,025	63,957	63,615	66,719	69,497	74,306	78,204	82,253	87,570	91,734	95,877	98,326	99,903	102,188	104,319	107,812	121,486	128,390	132,890	138,312

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」 2021年度~2023年度については、予算額から推計。

# 詳細データ⑦ 介護サービス請求事業所数

	2002年度 (2003年4月 審査分)	2003年度 (2004年4月 審査分)	2004年度 (2005年4月 審査分)	2005年度 (2006年4月 審査分)	2006年度 (2007年4月 審査分)	2007年度 (2008年4月 審査分)	2008年度 (2009年4月 審査分)	2009年度 (2010年4月 審査分)	2010年度 (2011年4月 審査分)	2011年度 (2012年4月 審査分)
居宅サービス										
訪問介護	16,761	20,110	23,373	25,310	25,685	25,213	25,267	25,982	27,029	28,661
訪問入浴介護	2,622	2,696	2,698	2,619	2,458	2,303	2,253	2,283	2,285	2,329
訪問看護	8,821	8,748	8,643	8,568	8,341	8,041	7,845	7,750	7,683	7,910
訪問リハビリテーション	2,022	1,998	2,010	1,999	2,612	2,848	2,988	3,117	3,247	3,322
居宅療養管理指導	16,595	16,546	16,454	16,553	16,014	16,015	16,555	17,114	17,752	18,713
通所介護	11,429	13,817	16,771	19,754	20,748	22,146	23,644	25,610	28,054	31,570
通所リハビリテーション	5,714	5,872	6,092	6,263	6,436	6,530	6,539	6,703	6,763	6,860
短期入所生活介護	5,117	5,431	5,843	6,348	6,747	7,080	7,373	7,607	7,791	8,259
短期入所療養介護	3,577	3,736	3,832	3,884	3,891	3,805	3,762	3,744	3,680	3,678
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	531	777	1,205	1,726	2,491	2,824	2,998	3,222	3,476	3,762
特定施設入居者生活介護(短期利用)										
福祉用具貸与	5,456	6,428	7,120	7,509	7,035	6,579	6,276	6,328	6,425	6,689
地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	•	•	•		•	•		•	•	•
夜間対応型訪問介護	•	•	•	•	50	92	86	95	112	152
地域密着型通所介護	•	•	•		•	•	•	•	•	•
認知症対応型通所介護	•	•	•		2,562	2,883	3,098	3,277	3,455	3,611
小規模多機能型居宅介護	•	•	•		507	1,373	1,936	2,303	2,785	3,402
認知症対応型共同生活介護	2,854	4,689	6,422	8,069	8,776	9,327	9,712	10,041	10,676	11,378
地域密着型特定施設入居者生活介護	•		•		36	75	106	138	165	210
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	•	•	•		51	135	233	332	415	696
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
居宅介護支援	22,877	25,918	28,556	30,387	30,722	30,692	30,932	31,428	32,412	34,019
施設サービス										
介護老人福祉施設	4,951	5,165	5,411	5,684	5,828	5,986	6,103	6,167	6,207	6,399
介護老人保健施設	2,928	3,065	3,216	3,360	3,445	3,509	3,581	3,671	3,731	3,834
介護療養型医療施設	3,451	3,437	3,346	3,038	2,664	2,427	2,194	2,018	1,877	1,766
介護医療院		•			•	•	•	•	•	•
介護予防サービス										
介護予防訪問介護					21,927	22,673	22,800	23,307	24,035	25,306
介護予防訪問入浴介護	•		•		259	318	343	319	321	377
介護予防訪問看護		•	•		4,831	5,117	5,223	5,285	5,342	5,578
介護予防訪問リハビリテーション			•		1,168	1,544	1,682	1,793	1,965	2,069
介護予防居宅療養管理指導	•	•	•		4,392	5,201	5,807	6,120	6,529	7,035
介護予防通所介護		•	•		18,038	20,321	21,690	23,249	24,889	27,705
介護予防通所リハビリテーション		•			5,701	6,114	6,194	6,338	6,370	6,512
介護予防短期入所生活介護		•			3,062	3,761	3,936	3,916	3,876	4,108
介護予防短期入所療養介護					938	1,040	1,002	914	822	791
介護予防特定施設入居者生活介護	•	•	•	•	2,071	2,389	2,525	2,672	2,851	3,063
介護予防福祉用具貸与	•	•	•		4,839	5,052	5,094	5,205	5,402	5,733
介護予防支援	•	•	•	•	3,490	3,859	3,987	4,117	4,134	4,224
地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	•	•	•	•	340	386	433	455	417	474
介護予防小規模多機能型居宅介護		•	•		184	653	1,003	1,265	1,595	1,992
介護予防認知症対応型共同生活介護					687	752	800	729	695	710

各年4月審查分

	2012年度 (2013年4月 審査分)	2013年度 (2014年4月 審査分)	2014年度 (2015年4月 審査分)	2015年度 (2016年4月 審査分)	2016年度 (2017年4月 審査分)	2017年度 (2018年4月 審査分)	2018年度 (2019年4月 審査分)	2019年度 (2020年4月 審査分)	2020年度 (2021年4月 審査分)	2021年度 (2022年4月 審査分)
居宅サービス										
訪問介護	30,272	31,656	32,636	33,262	33,445	33,284	33,176	33,482	33,750	34,372
訪問入浴介護	2,300	2,224	2,179	2,054	1,977	1,872	1,770	1,689	1,663	1,658
訪問看護	8,289	8,785	9,367	10,126	10,689	11,164	11,795	12,328	13,093	13,843
訪問リハビリテーション	3,488	3,573	3,681	3,871	4,013	4,138	4,614	4,778	4,950	5,214
居宅療養管理指導	20,150	22,217	25,433	29,210	33,571	36,246	39,123	40,920	44,327	45,607
通所介護	35,453	39,196	42,386	43,440	23,134	23,599	23,881	24,186	24,354	24,445
通所リハビリテーション	7,056	7,200	7,371	7,511	7,675	7,740	7,920	8,188	8,116	8,060
短期入所生活介護	8,845	9,189	9,823	10,152	10,340	10,530	10,615	10,572	10,587	10,643
短期入所療養介護	3,802	3,768	3,808	3,833	3,794	3,735	3,781	3,686	3,459	3,385
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	4,046	4,290	4,530	4,735	4,914	5,088	5,252	5,384	5,526	5,664
特定施設入居者生活介護(短期利用)	62	93	122	300	378	378	298	235	193	246
福祉用具貸与	6,889	7,081	7,225	7,283	7,314	7,193	7,113	7,055	7,076	7,180
地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	176	352	500	633	747	868	946	1,012	1,088	1,151
夜間対応型訪問介護	163	167	192	182	185	179	172	170	170	180
地域密着型通所介護					20,265	19,709	19,452	19,159	18,982	18,947
認知症対応型通所介護	3,735	3,770	3,787	3,719	3,645	3,541	3,439	3,322	3,165	3,098
小規模多機能型居宅介護	3,979	4,337	4,728	4,984	5,155	5,364	5,453	5,487	5,550	5,575
認知症対応型共同生活介護	11,837	12,289	12,776	12,985	13,192	13,499	13,674	13,750	13,960	14,079
地域密着型特定施設入居者生活介護	247	273	283	292	312	324	335	346	356	354
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,026	1,186	1,764	1,949	2,031	2,231	2,344	2,370	2,435	2,483
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	38	108	191	309	394	487	557	644	757	872
居宅介護支援	35,630	37,097	38,541	39,471	39,949	40,065	39,685	38,874	38,318	37,831
施設サービス										
介護老人福祉施設	6,640	6,796	7,340	7,558	7,695	7,885	8,057	8,156	8,238	8,340
介護老人保健施設	3,963	4,018	4,130	4,201	4,243	4,289	4,285	4,274	4,246	4,230
介護療養型医療施設	1,630	1,532	1,434	1,320	1,226	1,078	912	717	483	340
介護医療院							145	339	569	671
介護予防サービス										
介護予防訪問介護	26,520	27,572	28,246	27,667	21,791	2,948				
介護予防訪問入浴介護	377	346	356	363	343	362	364	330	331	310
介護予防訪問看護	5,955	6,440	6,926	7,581	8,175	8,682	9,256	9,802	10,483	11,013
介護予防訪問リハビリテーション	2,196	2,318	2,470	2,589	2,796	2,957	3,218	3,400	3,631	3,761
介護予防居宅療養管理指導	7,975	8,902	10,295	11,596	13,364	14,570	16,381	17,185	19,375	20,063
介護予防通所介護	30,834	33,902	36,499	35,982	28,012	3,916			•••	
介護予防通所リハビリテーション	6,745	6,896	7,081	7,195	7,362	7,473	7,656	7,971	7,900	7,837
介護予防短期入所生活介護	4,351	4,583	4,779	4,723	4,836	4,848	4,967	4,307	3,956	3,766
介護予防短期入所療養介護	772	784	822	806	782	793	794	667	552	507
介護予防特定施設入居者生活介護	3,289	3,480	3,627	3,792	3,956	4,093	4,235	4,333	4,442	4,474
介護予防福祉用具貸与	5,965	6,198	6,396	6,542	6,631	6,572	6,545	6,517	6,546	6,624
介護予防支援	4,392	4,492	4,541	4,704	4,834	4,960	5,072	5,121	5,169	5,204
地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	545	571	579	569	577	545	556	520	470	457
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,463	2,696	3,124	3,388	3,576	3,743	3,929	3,883	3,918	3,865
介護予防認知症対応型共同生活介護	776	754	752	795	809	880	1,030	979	1,011	1,012

資料:厚生労働省政策統括官付社会統計室「介護給付費等実態統計」「介護給付費等実態調査」「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

<sup>(</sup>注) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防サービスが2006年4月から導入されている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスが2012年4月から導入されている。

地域密着型通所介護が2016年4月から導入されている。

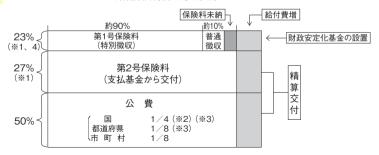
介護医療院サービスが2018年4月から導入されている。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護は2017年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業 に移行されている。

#### 介護保険制度の財政状況

#### 概 要

#### 介護保険制度の財政状況



- ※1 令和3~5年度における第1号被保険者と第2号被保険者の推計人口比率に基づく割合である。
  - (12~14年度はそれぞれ17%、33% 15~17年度はそれぞれ18%、32% 18~20年度はそれぞれ19%、31% 21~23年度はそれぞれ20%、30% 24~26年度はそれぞれ21%、29% 27~29年度はそれぞれ22%、28% 30~合和2年度はそれぞれ23%、27%)
- ※2 国費の5%分は、市町村間の財政の格差の調整のために充てる(市町村により交付割合が異なる)。 (調整事由)①後期高齢者の加入割合の相違 ②高齢者の負担能力(所得段階別被保険者数)の相違 ③災害時の保険料・利用料減免等(特別調整)
- ※3 平成18年度からの介護保険施設等(\*)に係る給付費の負担割合は次のとおり。
  - (\*) 都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設

国 25% → 20%

都道府県 12.5% → 17.5%

※4 平成27年度から保険料の低所得者軽減強化のために別枠で公費負担(国・都道府県・市町村)を行っている。

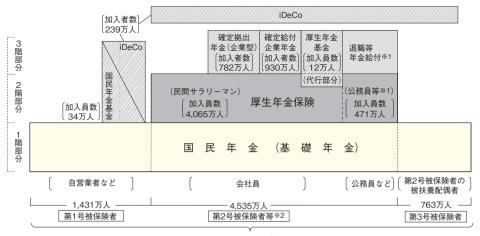
# 11 年金

#### 年金制度の概要

#### 概 要

#### 年金制度の体系

- ○現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- ○民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、<u>厚生年金保険</u>に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。 (2階部分)
- ○また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の<u>私的年金</u>に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



6.729万人

(数値は令和4年3月末時点) ※斜線部は任意加入

- ※1 被用者年全制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年全給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた勝徳が暗が入るする。
- 「映現川平市のでと来物。 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を 有する者を全計)。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業 者、無業者等	○民間サラリーマン、公務員が該当	○民間サラリーマン、公務員に扶養され る配偶者
○保険料は定額、月16,520円(令和5年4月~) ※平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動 ○任意で、付加保険料の納付や国民年金基金、iDeCoへの加入が可能	○保険料は報酬額に比例、料率は18.3% (平成29年9月~) ※平成16年10月から毎年0.354%引き 上げ、平成29年9月以降18.3%で固定 ○労使折半で保険料を負担 ○企業により、企業型確定拠出年金や確 定給付型年金を実施 ○任意で、iDeCoへの加入が可能	○被保険者本人は、負担を要しない ○配偶者の加入している厚生年金制度が 負担 ○任意で、iDeCoへの加入が可能

- ○老齢年金の給付額(令和5年度)※67歳以下の方(新規裁定者)の場合
- ・自営業者(40年加入の第1号被保険者1人分)
- ・サラリーマン夫婦 (第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦2人分(40年加入)の合計
- 〇公的年金受給権者数 (令和4年3月末)
- ○公的年金受給者の年金総額(令和4年3月末)

- : 月額 66,250円
- : 月額224,482円
- : 4.023万人
- : 56兆674億円

#### 詳細資料①

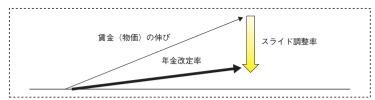
#### マクロ経済スライド

平成16年の改正により、負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に 当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みが導入された。 この什組みは、平成27年度、今和元年度、今和2年度、今和5年度の4回発動された(今和5年度に今 和3年度、今和4年度から繰り越された未調整分を解消。)。

#### 新しい年余額の調整の什組み(マクロ経済スライド)

年金を初めてもらうとき (新規裁定者):賃金の伸び率 ー スライド調整率※ 年金をもらっている人 (既裁定者) :物価の伸び率 - スライド調整率※

※ スライド調整率: 公的年金全体の被保険者数の減少率十平均余命の延びを勘案した一定率



- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生 じないようにするために必要な積立金(給付費1年分程度)を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の 均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支 える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。(こ の仕組みを、「マクロ経済スライド」という。)
- その後の財政検証において、給付と負担の均衡を取ることができると見込まれるようになった時点で、こう した年金額の調整を終了。



#### 詳細資料② 年金制度の国際比較

						(*1)
	日本	アメリカ	英 国	ドイツ (※2)	フランス (※2)	スウェーデン (※2)
制度体系	厚生年金保険 国 民 年 金 (基 礫 年 金) 全居住者	(通用) 在新一連長、障害保険 (2) 在新一連長、障害保険 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(編 注 次 報 注 次 報 表 2 (	通過   日本	#### JEEF   MARK   MERT	所称に基づく年金 同証する 所称比例中金
被保険者	全居住者	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者	居住している被用者 は原則加入 (注)医師、弁護士等の一部 の自営業者も加入	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者 (※3)
保険料率 (一般被用者 の場合)	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,520円 (2023年度額)	12.4% (労使折半)	25.8% (※4) (本人 : 12.0% 事業主 : 13.8%	18.6% (労使折半)	17.75% (※5)  (本人 : 7.30% 事業主:10.45%)	17.21% (※6) (本人 : 7.0% 事業主: 10.21%
支給開始年齢 (※7)	<u>厚生年金保険</u> ・男性:64歳 ・女性:62歳 ・女性:82歳 (注)男性42025年度までに、 女性42030年度までに 65歳に引上げ予定 国民年金(基礎年金) 65歳	66歳 (注) 2027年までに67歳 に引上げ予定	66歳 (注)2028年までに67歳 に引上げ予定 (注)2046年までに68歳 に引上げ予定	66歳 (注) 2031年までに67歳 に引上げ予定	満額拠出期間(※8) を満たす場合 62歳 (注)2030年までに64歳 に引き上げ予定 連額拠出期間 を満たさない場合 67歳	(注)63歳以降本人が 受給開始時期を選択 (注)2026年までに64歳 に引上げ予定
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)(※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注)プレミアム年金は 積立方式

- ※1 2023年4月1日時点
- ※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。 ※3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は66歳で、現にスウェーデンに居住していること、かつ3年以上のEU 諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住又は就労歴が必要。
- ※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得等に応じて異なる料率となる場合がある。
- ※5 フランスの保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。
- ※6 スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族・障害年金の保険料については別途課せられ、事業主のみが負担する。
- ※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられて
- ※8 満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。1958~60年生まれの者は41年9ヶ月(167四半期)であるが、段階的に延長されており、1965年 生まれの者以降は43年(172四半期)となる予定。
- ※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ、老齢年金の受給には、40単位分(10年相当)の保険料記録が必要となっている。 資料出所:各国政府の発表資料 ほか

## 詳細データ①

#### 公的年金被保障者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

年度	被保険者総数	国民年金 第1号		険被保険者 号被保険者等)	国民年金 第3号
	形心 女人	被保険者	第1号	第2~4号	被保険者
1987 (昭和 62)年度	64,105	19,292	28,216	5,299	11,299
90 (平成 2)	66,313	17,579	31,493	5,285	11,956
95 ( 7)	69,952	19,104	33,275	5,372	12,201
2000 ( 12)	70,491	21,537	32,192	5,231	11,531
01 ( 13)	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334
02 ( 14)	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236
03 ( 15)	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094
04 ( 16)	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993
05 ( 17)	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922
06 ( 18)	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789
07 ( 19)	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628
08 ( 20)	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436
09 ( 21)	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209
10 ( 22)	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046
11 ( 23)	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778
12 ( 24)	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602
13 ( 25)	67,175	18,054	35,273	4,394	9,454
14 ( 26)	67,134	17,420	35,985	4,409	9,319
15 ( 27)	67,119	16,679	36,864	4,425	9,151
16 ( 28)	67,309	15,754	38,218	4,447	8,890
17 ( 29)	67,335	15,052	39,112	4,469	8,701
18 ( 30)	67,462	14,711	39,806	4,478	8,467
19 (令和 元)	67,616	14,533	40,374	4,505	8,203
20 ( 2)	67,558	14,495	40,472	4,662	7,930
21 ( 3)	67,293	14,312	40,645	4,709	7,627



資料:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

- (注) 1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
  - 2. 厚生年金被保険者は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有 する被保険者を含む。
  - 3. 厚生年金保険の第1号被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険 者を計上している。
  - 4. 厚生年金保険の第2~4号被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2~4号厚生年金被保険 者を計上している。

#### **詳細データ②** 公的年全受給者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

				厚生年金保険(	共済年金を含む)	
年度	総数	国民年金	(再掲) 基礎のみ・旧国年	第1号	第2〜4号 (共済年金を 含む)	福祉年金
1987 (昭和 62)年度	22,523	10,077	10,020	8,306	2,652	1,488
90 (平成 2)	25,014	11,001	10,841	10,023	3,027	964
95 ( 7)	32,373 〈29,479〉	14,751	11,667	13,621	3,602	400
2000 ( 12)	40,790 〈33,998〉	19,304	12,078	18,074	3,275	137
01 ( 13)	42,731 〈35,084〉	20,238	12,107	19,005	3,380	107
02 ( 14)	44,748 〈36,210〉	21,222	12,129	20,315	3,130	82
03 ( 15)	46,771 〈37,396〉	22,111	12,107	21,369	3,229	62
04 ( 16)	48,710 〈38,460〉	22,997	12,043	22,334	3,333	47
05 ( 17)	50,566 〈39,347〉	23,954	11,952	23,156	3,421	34
06 ( 18)	52,542 〈40,298〉	24,968	11,874	24,043	3,506	24
07 ( 19)	54,797 〈41,464〉	25,925	11,740	25,226	3,628	17
08 ( 20)	57,435 〈42,825〉	26,949	11,509	26,684	3,790	12
09 ( 21)	59,883 〈44,135〉	27,787	11,221	28,141	3,948	8
10 ( 22)	61,882 〈45,269〉	28,343	10,917	29,433	4,101	5
11 ( 23)	63,841 〈46,184〉	29,122	10,675	30,479	4,237	3
12 ( 24)	66,216 〈46,987〉	30,305	10,473	31,535	4,373	2
13 ( 25)	68,004 〈47,419〉	31,397	10,234	32,164	4,442	1
14 ( 26)	69,877 〈48,009〉	32,409	9,993	32,932	4,535	1
15 ( 27)	71,580 〈48,618〉	33,229	9,748[8,793]	33,703	4,647	0
16 ( 28)	72,623 〈48,745〉	33,858	9,498[8,510]	34,094	4,672	0
17 ( 29)	74,646 〈49,591〉	34,839	9,336[8,315]	35,060	4,747	0
18 ( 30)	75,429 〈49,647〉	35,294	9,096[8,041]	35,296	4,839	0
19 (令和 元)	75,897 〈49,498〉	35,645	8,865[7,774]	35,432	4,819	0
20 ( 2)	76,652 〈49,668〉	35,961	8,631 [7,506]	35,815	4,876	0
21 ( 3)	76,977 〈49,541〉	36,142	8,401 [7,247]	35,878	4,957	0

資料:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

- (注) 1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成14年度から平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は特除されていない。
  - 2. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金及び 旧法国民年金の受給者をいう。
  - 3. [ ] 内は基礎のみ共済なし・旧国年の数値。基礎のみ共済なしは基礎のみの受給者のうち、共済組合等の組合員等たる 厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。
  - 4. 職務上・公務上を含む。
  - 5. 厚生年金保険 (第1号) の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間 (平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む) のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
  - 6. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者は、平成7年度以前は共済年金の受給権者を、平成12年度から平成26年度までは共済 年金の受給者を、それぞれ計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立 学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

年度 総数 国民年金 (再掲) 第2~4号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福祉年金
基礎のみ・旧国年 第1号 (共済年金を 含む)	
1987 (昭和 62)年度 176,553 36,529 36,152 85,830 49,304	4,892
90 (平成 2) 216,399 43,368 42,319 110,826 58,847	3,359
95 ( 7) 318,473 (313,430) 77,456 55,852 163,958 75,694	1,608
2000 ( 12) 388,411 (378,421) 115,706 64,077 211,018 60,554	563
01 ( 13) 401,904 〈390,524〉 123,155 65,190 216,428 61,123	442
02 ( 14) 421,316 (408,390) 130,886 66,280 227,491 61,879	337
03 ( 15) 434,056 (421,206) 136,701 66,491 233,971 62,603	254
04 ( 16) 442,774 (431,128) 143,156 66,815 236,195 63,130	190
05 ( 17) 455,700 (444,658) 150,681 67,241 240,934 63,233	138
06 ( 18) 465,444 (453,682) 158,168 67,587 242,932 63,947	98
07 ( 19) 474,395 (462,040) 165,637 67,659 244,254 64,245	69
08 ( 20) 488,658 (475,392) 173,646 67,069 249,461 64,436	47
09 ( 21) 502,554 (488,159) 180,421 66,148 255,333 66,768	32
10 ( 22) 511,332 〈496,045〉 185,352 65,212 258,761 67,199	21
11 ( 23) 522,229 〈506,098〉 191,168 64,418 263,023 68,026	13
12 ( 24) 532,397 〈515,432〉 199,912 63,914 263,902 68,575	8
13 ( 25) 528,436 〈511,155〉 206,546 62,688 256,672 65,214	5
14 (     26)     534,031     \$\langle 517,209 \rangle\$     213,040     61,598     255,993     64,994	3
15 ( 27) 545,504 (530,592) 221,751 61,452 258,123 65,628	2
16 ( 28) 548,355 〈537,175〉 227,156 60,646 257,008 64,190	1
17 ( 29) 554,108 〈544,933〉 232,642 59,880 258,091 63,374	0
18 ( 30)     555,904     \$\langle 548,051 \rangle\$     236,380     58,960     256,643     62,881	0
19 (令和 元) 556,262 〈548,400〉 239,742 58,111 254,965 61,554	0
20 ( 2) 560,078 (552,033) 243,212 57,280 255,715 61,151	0
21 ( 3) 560,674 (552,631) 244,997 56,271 254,996 60,681	0



資料:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

- (注) 1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額(年額)を合計したものである。また、 年金額には一部支給停止されている金額を含む。
  - 〉内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
  - 3. 厚生年金保険(第1号)の平成2年度以前は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
  - 4. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年 度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、 平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、 平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等 たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額 を計上している。
  - 5. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金及び 旧法国民年金の受給者の年金総額をいう。
  - 6. 職務上・公務上を含む。
  - 7. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者の年金総額は、平成7年度以前は共済年金の受給権者の年金総額を、平成12年度から 平成26年度までは共済年金の受給者の年金総額を、それぞれ計上している。 平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚 生年金または共済年金の年金総額を計上している。
  - 8. 厚生年金保険(第2~4号)の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

## 詳細データ(4) 基礎年金の給付に要する費用の状況

i	詳細データ④ 基礎年金の給付に要する費用の状況 (単位:億円)													
		1987 (昭和62) 年度	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)
費用負担	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400
	特別国庫負担 分除く(再掲)	52,150	67,563	104,865	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998
	国民年金	16,500	18,921	26,690	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802
負担	特別国庫負担 分除く(再掲)	12,542	14,536	21,777	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400
	厚生年金保険	32,292	44,106	69,866	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933
	共済組合等	7,316	8,921	13,222	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665
	拠出金単価 (月額)(円)	7,691	9,519	14,111	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212
	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400
	基礎年金給付費	6,606	10,853	41,653	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240
年金給付	みなし基礎年金 給付費(基礎年金 交付金相当分)	49,502	61,095	68,126	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160
1寸	国民年金	27,120	31,296	31,507	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,675
	厚生年金保険	17,469	22,584	25,986	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244
	共済組合等	4,913	7,215	10,632	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151
		10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)	19 (元)	20 (2)	21 (3)	
	総額	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370	235,566	238,692	241,402	244,721	246,338	
atta.	特別国庫負担 分除く(再掲)	196,401	197,382	203,015	210,147	215,008	221,967	226,956	231,993	234,971	237,602	240,815	242,353	
角	国民年金	36,149	35,194	36,540	37,513	36,832	36,165	34,602	33,199	33,133	32,688	32,839	33,478	
費用負担	特別国庫負担 分除く(再掲)	32,849	31,961	33,298	34,239	33,546	32,813	31,188	29,626	29,413	28,888	28,933	29,494	
	厚生年金保険	143,640	145,301	149,213	154,907	160,096	167,216	173,529	179,872	183,059	186,105	188,534	189,348	
	共済組合等	19,912	20,119	20,505	21,001	21,366	21,939	22,240	22,495	22,500	22,609	23,348	23,512	
	拠出金単価 (月額)(円)	29,947	30,587	31,301	32,737	33,146	34,198	34,870	35,509	35,805	36,194	36,822	37,086	
	総額	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370	235,566	238,692	241,402	244,721	246,338	
	基礎年金給付費	169,658	174,316	183,009	192,675	199,833	209,321	216,809	224,065	228,990	233,290	237,979	240,857	
年金給	みなし基礎年金 給付費(基礎年金 交付金相当分)	30,043	26,298	23,248	20,746	18,461	15,999	13,561	11,501	9,702	8,112	6,742	5,481	
付	国民年金	12,358	10,855	9,564	8,378	7,246	6,286	5,384	4,537	3,778	3,106	2,532	2,026	
	厚生年金保険	13,864	11,971	10,551	9,472	8,743	7,513	6,235	5,280	4,477	3,771	3,163	2,581	
	共済組合等	3,821	3,472	3,133	2,896	2,473	2,200	1,942	1,684	1,448	1,235	1,047	873	

資料: 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」等 (注) 基礎年金拠出金 (特別国庫負担分除く) の2分の1は国庫負担となっている。なお、平成15年度までは3分の1、平成16年度は 3分の1+定額、平成17年度は3分の1+1000分の11+定額、平成18年度は3分の1+1000分の25、平成19年度ならびに平成20年 度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。

#### 年金額・保険料の推移

#### 詳細データ① 年金額の推移

#### [国民年金]

	老齡基礎年金	障害基礎年金 (1級)	障害基礎年金 (2級)	遺族基礎年金 (子1人)
2004(平成16)年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2005 ( 17) 年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2006 ( 18) 年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2007 ( 19) 年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2008 ( 20) 年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2009 ( 21) 年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2010 ( 22) 年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2011 ( 23) 年度	65,741円	82,175円	65,741円	84,658円
2012( 24)年度	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013 ( 25) 年4月~9月	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013 ( 25) 年10月~2014 ( 26) 年3月	64,875円	81,091円	64,875円	83,541円
2014 ( 26) 年度	64,400円	80,500円	64,400円	82,933円
2015 ( 27) 年度	65,008円	81,258円	65,000円	83,716円
2016 ( 28) 年度	65,008円	81,260円	65,000円	83,716円
2017 ( 29) 年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2018 ( 30) 年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2019(令和元)年度	65,008円	81,260円	65,008円	83,716円
2020 ( 2) 年度	65,141円	81,427円	65,141円	83,882円
2021 (3)年度	65,075円	81,343円	65,075円	83,800円
2022 ( 4)年度	64,816円	81,020円	64,816円	83,466円
2023 ( 5) 年度	66,250円	82,812円	66,250円	85,308円

- (注1) 老齢基礎年金は、40年間保険料を納付した場合の額(満額)
- (注2) 2023年度の年金額は、67歳以下の方(新規裁定者)の場合の額。

#### 「標準的な年金受給世帯の年金額 (夫婦の基礎年金十夫の厚生年金)〕

(13/-	-J 0- 1 <u>- II</u>	人相口 10 - 7 一重 10、() () () () () ()	1 = 1 / (-// - 1 = / /
			老齢厚生年金(注1)
2004	(平成16)	年度	233,299円
2005	( 17)	年度	233,299円
2006	( 18)	年度	232,591円
2007	( 19)	年度	232,591円
2008	( 20)	年度	232,591円
2009	( 21)	年度	232,591円
2010	( 22)	年度	232,591円
2011	( 23)	年度	231,648円
2012	( 24)	年度	230,940円
2013	( 25)	年4月~9月	230,940円
2013	( 25)	年10月~2014 ( 26) 年3月	228,591円
2014	( 26)	年度	226,925円 (注

			老齢厚生年金 (注2)	
2015	(平成27)	年度	221,507円	(注4)
2016	( 28)	年度	221,504円	
2017	( 29)	年度	221,277円	
2018	( 30)	年度	221,277円	
2019	(令和元)	年度	221,504円	]

	老齢厚生年金(注3)	
2020(令和2)年度	220,724円	
2021 (3) 年度	220,496円	
2022 ( 4) 年度	219,593円	
2023 (5) 年度	224,482円	(注5)

- (注1) 特例水準の計算式によって算出された給付水準(詳細資料②参照) (夫が平均的収入(平均標準報酬月額(賞与を除く)36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額)
- (注2) 本来の計算式によって算出された給付水準 (夫が平均的収入(平均標準報酬額(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額)
- (注3) 平均的な収入 (平均標準報酬 (賞与含む額換算) 43.9万円) で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2 人分の老齢基礎年金(満額)) の給付水準です。
- (注4) 2014年度額と2015年度額を比較すると減額となっているのは、2015年度については、特例水準の解消により、直近の状況に即してモデルの前提・計算式を改めたことによるもの。
- (注5) 2023年度の年金額は、67歳以下の方(新規裁定者)の場合の額。

#### 詳細データ②

#### 保険料の推移

#### [国民年金]

-T-3E-J		
		国民年金保険料額
(平成16)	年度	13,300円
( 17)	年度	13,580円
( 18)	年度	13,860円
( 19)	年度	14,100円
( 20)	年度	14,410円
( 21)	年度	14,660円
( 22)	年度	15,100円
( 23)	年度	15,020円
( 24)	年度	14,980円
( 25)	年度	15,040円
( 26)	年度	15,250円
( 27)	年度	15,590円
( 28)	年度	16,260円
( 29)	年度	16,490円
( 30)	年度	16,340円
(令和元)	年度	16,410円
( 2)	年度	16,540円
( 3)	年度	16,610円
( 4)	年度	16,590円
( 5)	年度	16,520円
	(平成16) ( 17) ( 18) ( 19) ( 20) ( 21) ( 22) ( 23) ( 24) ( 25) ( 26) ( 27) ( 28) ( 29) ( 30) (令和元) ( 2) ( 3)	(平成16) 年度 ( 17) 年度 ( 18) 年度 ( 19) 年度 ( 20) 年度 ( 21) 年度 ( 22) 年度 ( 23) 年度 ( 24) 年度 ( 25) 年度 ( 26) 年度 ( 26) 年度 ( 27) 年度 ( 28) 年度 ( 28) 年度 ( 29) 年度 ( 30) 年度 ( 30) 年度 ( 30) 年度 ( 30) 年度 ( 4) 年度 ( 4) 年度

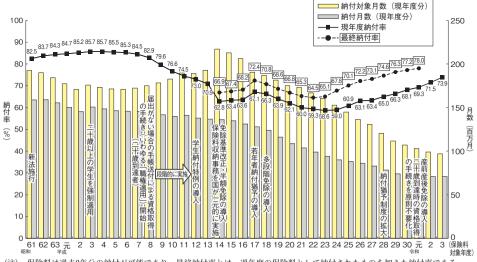
- (注) 国民年金保険料額は、毎年、280円(※)ずつ引き 上げ、平成29年度に16,900円(※)で固定された。 産前産後期間の保険料免除開始に伴い、平成31年4 月以降は17.000円(※)。
- 平成16年度の賃金水準を基準として価格表示

[厚生年金]

(,, , ,		
		厚生年金保険料率
2004(平成16)年10	)月~	13.934%
2005 ( 17) 年9	月~	14.288%
2006 ( 18) 年9	月~	14.642%
2007 ( 19) 年9	月~	14.996%
2008 ( 20) 年9	月~	15.350%
2009 ( 21) 年9	月~	15.704%
2010 ( 22) 年9	月~	16.058%
2011 ( 23) 年9	月~	16.412%
2012 ( 24) 年9	月~	16.766%
2013 ( 25) 年9	月~	17.120%
2014 ( 26) 年9	月~	17.474%
2015 ( 27) 年9	月~	17.828%
2016 ( 28) 年9	月~	18.182%
2017 ( 29) 年9	月~	18.300%
())) = = = = = =		t- t

(注) 厚生年金保険料率は、毎年、0.354%ずつ引き上げ、 平成29年9月以降、18.3%で固定された。

#### 国民年金保険料の納付率等の推移



保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

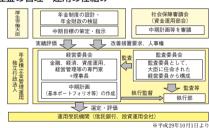
### 年金積立金の管理・運用

#### 概 亜

#### 年金精立金の管理・運用の仕組み

概要

- (元) 年金財政に責任を持つ厚生労働大臣が、 運用に特化した独立行政法人(年金積立 金管理運用独立行政法人)に資金を寄託 して運用。
- ○公募により選定された内外の優れた運用 機関への委託運用中心 (37社123ファン ド) (令和4年3月末現在)



# 詳細データ 厚生在全保除・国民在金の積立金の累積状況の推移

詳細デー	-タ 厚生年	F金保険・国民 <sup>は</sup>	年金の積立金の
年 度	厚生年金 (括弧内は時価 ベース)	(括弧内は時価 (括弧内は時価	
平成元年度末	702,175	32,216	734,391
平成2年度末	768,605	36,317	804,922
平成3年度末	839,970	43,572	883,542
平成4年度末	911,340	51,275	962,615
平成5年度末	978,705	58,468	1,037,174
平成6年度末	1,045,318	63,712	1,109,030
平成7年度末	1,118,111	69,516	1,187,628
平成8年度末	1,184,579	78,493	1,263,072
平成9年度末	1,257,560	84,683	1,342,243
平成10年度末	1,308,446	89,619	1,398,065
平成11年度末	1,347,988	94,617	1,442,605
平成12年度末	1,368,804	98,208	1,467,012
平成13年度末	1,373,934	99,490	1,473,424
十成13年及木	(1,345,967)	(97,348)	(1,443,315)
平成14年度末	1,377,023	99,108	1,476,132
十成14年及木	(1,320,717)	(94,698)	(1,415,415)
平成15年度末	1,374,110	98,612	1,472,722
十成15年及木	(1,359,151)	(97,160)	(1,456,311)
平成16年度末	1,376,619	96,991	1,473,610
十成10年及木	(1,382,468)	(97,151)	(1,479,619)
平成17年度末	1,324,020	91,514	1,415,534
十成17年及木	(1,403,465)	(96,766)	(1,500,231)
平成18年度末	1,300,980	87,660	1,388,640
十成10年及木	(1,397,509)	(93,828)	(1,491,337)
平成19年度末	1,270,568	82,692	1,353,260
十成19年及木	(1,301,810)	(84,674)	(1,386,485)
平成20年度末	1,240,188	76,920	1,317,108
十成20十段不	(1,166,496)	(71,885)	(1,238,381)
平台4年中十	1,195,052	74,822	1,269,874
平成21年度末	(1,207,568)	(75,079)	(1,282,647)
(注) 1 4	- 類け簿価ベーフ	抵弧内は時価ペ	7

惧仏流の推	19		(単位:億円)
年 度	厚生年金 (括弧内は時価 ベース)	国民年金 (括弧内は時価 ベース)	合 計 (括弧内は時価 ベース)
平成22年度末	1,134,604	77,333	1,211,937
1 100.22.71.2.11	(1,141,532)	( 77,394)	(1,218,926)
平成23年度末	1,085,263	77,318	1,162,581
1/2/20-12/1	(1,114,990)	( 79,025)	(1,194,015)
平成24年度末	1,050,354	72,789	1,123,143
1/227-12/1	(1,178,823)	( 81,446)	(1,260,269)
平成25年度末	1,031,737	70,945	1,102,683
1 1/2/20-1/2/1	(1,236,139)	( 84,492)	(1,320,631)
平成26年度末	1,049,500	71,965	1,121,465
1700年及木	(1,366,656)	( 92,667)	(1,459,323)
平成27年度末	1,072,240	73,233	1,145,473
	(1,339,311)	( 87,768)	(1,427,079)
平成28年度末	1,103,321	73,186	1,176,506
	(1,444,462)	( 89,668)	(1,534,130)
平成29年度末	1,119,295	73,132	1,192,427
	(1,549,035)	(92,210)	(1,641,245)
平成30年度末	1,125,431	74,437	1,199,868
干成30千及木	(1,573,302)	(91,543)	(1,664,845)
令和元年度末	1,128,931	76,142	1,205,074
节和儿牛及木	(1,493,896)	(85,232)	(1,579,128)
令和2年度末	1,134,126	75,498	1,209,625
7和2千及木	(1,841,927)	(103,259)	(1,945,186)
令和3年度末	1,140,140	77,561	1,217,701
市和の十尺木	(1,940,615)	(105,642)	(2,046,256)
令和4年度予算	1,107,187	71,045	1,178,231
令和5年度予算	1,124,671	71,294	1,195,965

- (注) 1. 金額は簿価ベース、括弧内は時価ベース
  - 2. ただし、一部簿価で代行されたものを含む。
  - 3. 厚生年金の積立金には、厚生年金基金の代行部分は含まれていない。

  - 4. 国民年金の積立金には、基礎年金勘定分は含まれていない。 5. 平成13年度末以降には、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17年度までは旧基金)への寄託分を含んでいる。
  - 6. 四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

#### **詳細資料** 年余積立余管理運用独立行政法人 中期計画(概要)

- 1 年全積立全の管理及び運用の基本的な方針
  - 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の穿めるところに基づき待う。
  - ・リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)を参酌して、長期的な 観点からの資産機成割合(基本ポートフォリオ)を等定し、年全種立金の運用を行う。
  - 年金積立全の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。
     また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮する。
- 2 国民から一層信頼される組織体制の確立
  - ・意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。
- 3 基本的た運田手法及が運田日標
  - 年金積立金の運用は、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ボートフォリオを定め、これを適切に管理する。
  - ・各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。
- 4 基本ポートフォリオ

A 給証を行う

- ・経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルボートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般 に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングもリスク分析を踏まえて実開的な観点から策定する。 その際、名目資金上昇率から下振れリスクか全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下張れ確率が大きい場合があ
- ることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等によ 国内債
- 基本ボートフォリオを構成する資産区分は、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式 とし、基本ボートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。
- ・オルタナティブ資産は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による議決を経た上で、上振れる突襲する。

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	
資産構成割合	25%	25%	25%	25%	
手端头穴帽	±7%	±6%	±8%	±7%	
乖離許容幅	+1	10/	+110/		

(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。

- 5 運用の多様化・高度化
  - ・運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用は、超過収益が獲得できる との期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。
  - ・運用対象については、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広に検討を行う。
  - ・オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、体制整備を図る。また、オルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を維禁的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重知組を進める。
- 6 運用受託機関等の選定、評価及び管理
- ・運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。
- 7 リスク管理
- ・リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切 に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。
- ・ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進める。
- 8 スチュワードシップ責任を果たすための活動
  - ・企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理 運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上 につながるESG (環境、社会、ガバナンス) の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチ ュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。
- 9 ESGを考慮した投資等
- 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。
- 10 情報発信・広報及び透明性の確保
  - ・国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。
  - ・各年度の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速 に公表する。

## 年金財政の将来見诵し

## 枳

# 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

― 幅広い複数ケースの経済前提における目通1,(人口の前提・出生由位、死亡由位) -

※所得代替率…公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。 ※所得代替率… 公的平金の紹介の生を小り 1日标。 2012カリン (アルリカンス) (2012年) (2013年年) (2019年度 1.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率 経済前提 給付水準調整終了後の標準 給付水準調整の	経済成長率 (実質)	,
高・パーパーパー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2029年度以降 20~30年	
経済成長と 労働参加が 連むケースI 51.9% (2046(令和28)年度) [基礎:26.7%(2046)、比例:25.3%(調整なし)]	0.9%	
(内閣府計算) ケースII 51.6% (2046(令和28)年度) (基礎:26.6%(2046)、比例:25.0%(2023))	0.6%	
の成長実現   ケースⅢ 50.8% (2047(令和29)年度) [基礎:26.2%(2047)、比例:24.6%(2023)]   50%	0.4%	
経済成長と 労働参加が 一定程度進 むケース (注) 46.5% (2053 (令和35) 年度) (注) 46.5% (2053 (令和35) 年度)	0.2%	
内閣府試算   のペースライン   ケースマ (50.0%) (2043(令和25)年度)   大一スマ (注)44.5% (2058(令和40)年度)   基礎:21.9%(2058)、比例:22.6%(2032)}	0.0%	
経済成長と 労働参加が 進まないケース (※)機械的に給付水準調整を続けた場合) エース (※)機械的に給付水準調整を続けると、国民年全は2052年度に積立全がななり完全な賦課方式に移行。 その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。	▲0.5%	
のベースライン 注:所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うことと ケースに接続 されているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。		

## 2019 (令和元) 年財政検証結果 (人口:出生中位、死亡中位 経済:ケース [)

### 厚生年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度) 価格	積立 度合
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019 (元)	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0
2020 (2)	52.3	37.7	3.4	11.0	50.5	21.2	1.8	203.7	202.1	4.0
2021 (3)	52.9	38.2	3.4	11.1	51.4	21.5	1.5	205.2	202.3	4.0
2022 (4)	53.7	38.8	3.5	11.2	52.2	21.8	1.5	206.7	202.1	3.9
2023 (5)	54.8	39.7	3.6	11.3	52.8	22.1	2.0	208.8	201.6	3.9
2024 (6)	56.1	40.9	3.6	11.5	53.7	22.4	2.4	211.2	200.2	3.9
2025 (7)	57.9	42.1	4.1	11.6	54.6	22.8	3.2	214.4	198.9	3.9
2035 (17)	84.3	54.9	15.6	13.8	69.1	27.6	15.2	326.8	218.5	4.5
2050 (32)	124.9	77.7	27.1	20.0	109.2	40.1	15.7	563.2	221.6	5.0
2070 (52)	204.2	127.6	42.4	34.2	189.9	68.5	14.3	875.4	169.8	4.5
2115 (97)	5126	379 9	29.8	1029	573.8	205.7	-61.3	580.0	229	1 1 1

	長期の経済前提					
	物価上昇率 2.0%					
賃金上	1.6%					
運用	実質〈対物価〉	3.0%				
利回り	スプレッド〈対賃金〉	1.4%				
彩 2029	0.9%					

	所得代替率 給付水準 調整終了後	給付水準 調整 終了年度
所得代替率	51.9%	2046
比例	25.3%	調整無し
基礎	26.7%	2046

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004 年度価格)	17,000円
(参老)	

国民年金の見通し

									年度末	** .
年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	積立金 (2019年度) 価格	積立 度合
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019 (元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3
2020 (2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3
2021 (3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3
2022 (4)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2
2023 (5)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1
2024 (6)	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1
2025 (7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0
2035 (17)	4.4	1.4	0.6	2.4	4.1	4.0	0.3	12.3	8.2	2.9
2050 (32)	6.5	1.9	0.9	3.7	6.1	6.0	0.4	17.6	6.9	2.8
2070 (52)	11.2	3.2	1.3	6.7	10.7	10.7	0.4	26.3	5.1	2.4
2115 (97)	31.0	9.4	1.5	20.1	32.0	31.9	-0.9	31.0	1.2	1.0

所得代替率						
	基礎	比例				
%	%	%				
61.7	36.4	25.3				
61.6	36.3	25.3				
61.5	36.2	25.3				
61.4	36.1	25.3				
61.1	35.9	25.3				
60.9	35.6	25.3				
60.6	35.3	25.3				
56.8	31.5	25.3				
51.9	26.7	25.3				
51.9	26.7	25.3				
51.9	26.7	25.3				

- (注: 1. 存続厚生年を基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通してある。 2. 実際の保険料の額は、2904年更正後の物価、賃金の伸びに基づきで定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。 3. 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。 4. 「確立度合」とは、前年度未積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

## 栶

## 2019 (令和元) 年財政検証結果 (人口:出生中位、死亡中位 経済:ケース皿)

## 厚生年金の見诵し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度) 価格	積立 度合
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019 (元)	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0
2020 (2)	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	202.1	4.0
2021 (3)	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	202.4	4.0
2022 (4)	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	202.4	4.0
2023 (5)	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	202.3	4.0
2024 (6)	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	201.6	3.9
2025 (7)	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	200.9	3.9
2035 (17)	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	218.9	4.6
2050 (32)	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	217.7	5.0
2070 (52)	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	166.1	4.5
2115 (97)	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	-26.1	169.9	19.4	1.0

	長期の経済前提						
	物価上昇率 1.2%						
賃金上	昇率(実質〈対物価〉)	1.1%					
運用	実質〈対物価〉	2.8%					
利回り	スプレッド〈対賃金〉	1.7%					
	済成長率 (実質) 年度以降 20 ~ 30 年	0.4%					

所得代替率 50.8% 2047 比例 24.6% 2025		所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
	所得代替率	50.8%	2047
	比例	24.6%	2025
基礎   26.2% 2047	基礎	26.2%	2047

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004 年度価格)	17,000円

### 国民年金の見通し

									年度末	
年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	程度末 積立金 (2019年度) 価格	積立 度合
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019 (元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3
2020 (2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3
2021 (3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3
2022 (4)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2
2023 (5)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1
2024 (6)	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1
2025 (7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0
2035 (17)	4.1	1.3	0.4	2.3	3.9	3.8	0.1	11.5	8.1	2.9
2050 (32)	5.0	1.5	0.5	3.0	4.9	4.8	0.1	13.1	6.6	2.7
2070 (52)	6.6	1.9	0.6	4.1	6.5	6.5	0.1	14.9	4.8	2.3
2115 (97)	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	11.0	-0.4	10.6	1.2	1.0

(参考)					
所得代替率					
	基礎				
%	%	%			
61.7	36.4	25.3			
61.5	36.3	25.2			
61.4	36.2	25.2			
61.1	36.1	25.0			
60.7	35.9	24.8			
60.2	35.6	24.6			
59.9	35.3	24.6			
56.1	31.5	24.6			
50.8	26.2	24.6			
50.8	26.2	24.6			
50.8	26.2	24.6			

- (注) 1. 存続厚生半金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。 2. 実際の保険権の額は、2004年改正後の物価、貿金の伸びに基づきで定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。 3. 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。 4. 福立度合」とは、前年度未積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

### 2019 (令和元) 年財政検証結果 (人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースV) 概

## 厚生年金の見通し

									年度末	74.
年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	積立金 (2019年度) 価格	積立 度合
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019 (元)	51.6	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.8	201.9	201.9	4.0
2020 (2)	52.2	37.6	3.4	10.9	50.4	21.2	1.7	203.6	201.9	4.0
2021 (3)	52.5	37.8	3.4	11.0	51.3	21.4	1.2	204.8	201.9	4.0
2022 (4)	52.8	38.0	3.5	11.1	51.8	21.7	1.0	205.8	201.2	4.0
2023 (5)	52.7	38.2	3.1	11.2	51.8	21.8	0.9	206.7	200.1	4.0
2024 (6)	52.8	38.5	2.9	11.2	52.1	21.9	0.7	207.4	198.9	4.0
2025 (7)	53.2	38.9	3.1	11.2	52.1	22.0	1.2	208.6	197.8	4.0
2035 (17)	59.7	41.1	6.8	11.8	55.6	23.5	4.0	246.7	202.4	4.4
2050 (32)	63.4	43.6	7.3	12.5	63.6	25.0	-0.3	262.7	169.9	4.1
2070 (52)	67.6	48.5	7.0	12.1	68.8	24.2	-1.1	254.1	119.6	3.7
2115 (97)	77.0	60.0	2.2	14.7	85.3	29.4	-8.3	77.0	17.7	1.0

長期の経済前提				
	物価上昇率	0.8%		
賃金上	賃金上昇率(実質〈対物価〉)			
運用	運用 実質〈対物価〉			
利回り	スプレッド〈対賃金〉	1.2%		
2029	0.0%			
	122-71-1			

		所得代替率	給付水準
		/ 給付水準 \	調整
		調整終了後	終了年度
所得	代替率	44.5%	2058
	比例	22.6%	2032
	基礎	21.9%	2058

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004 年度価格)	17,000円

## 国民年金の見诵!

<b>リステェッ</b> ル (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)										
年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度) 価格	積立 度合
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019 (元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3
2020 (2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.3	3.3
2021 (3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.2	11.1	3.2
2022 (4)	3.5	1.3	0.2	1.9	3.6	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.1
2023 (5)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	11.0	10.6	3.1
2024 (6)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.2	10.8	10.4	3.0
2025 (7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.2	10.6	10.1	3.0
2035 (17)	3.7	1.2	0.3	2.2	3.8	3.7	-0.1	9.5	7.8	2.5
2050 (32)	3.9	1.3	0.2	2.5	4.1	4.0	-0.2	6.7	4.3	1.7
2070 (52)	4.1	1.4	0.1	2.5	4.1	4.1	-0.0	5.1	2.4	1.2
2115 (97)	5.0	1.7	0.1	3.1	5.0	4.9	-0.0	5.0	1.1	1.0

## (参考)

所得代替率					
	基礎	比例			
%	%	%			
61.7	36.4	25.3			
61.5	36.3	25.2			
61.4	36.2	25.2			
61.1	36.1	25.0			
60.7	35.8	24.8			
60.1	35.5	24.6			
59.6	35.2	24.3			
53.7	31.1	22.6			
47.1	24.5	22.6			
44.5	21.9	22.6			
44.5	21.9	22.6			

- (注) 1. 存終厚生半多基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。 2. 実際の保険解わ額は、2004年改正後の物価、質金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。 3. 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(今和元)年度の価格に換算したものである。 4. 「積立度今」とは、前年度未積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

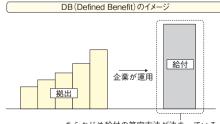
## 企業年余など

#### 概 要

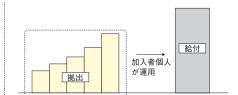
## 企業年金などの概要

図1 給付建て (DB) と拠出建て (DC) の基本的仕組み

- ○絵付建て(Defined Benefit, DR)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年余絵付の算定方法が決まっている制度。 資産は企業が運用。
- ○拠出建て (Defined Contribution。DC) は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入 者個人が運用。



あらかじめ給付の算定方法が決まっている



DC (Defined Contribution) のイメージ

あらかじめ拠出額が決まっている

### [確定給付企業年全]

労使が合意した年金規約に基づき、企業の事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び母体企業の外部で年金資産を管理・運 用する規約型企業年金と、母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資金を管理・運用し、年金給付 を行う(厚生年金の代行は行わない)基金型企業年金の二つの形態がある

確定給付企業年金法は、以下のような受給権の保護のための規定が整備されている。

- :年金資産の積立基準を設定するとともに、財政再計算、財政検証や積立不足の解消を義務付ける規定。
- ・受託者責任:事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定。
- ・情報開示 : 事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務付ける規定。

## [確定拠出年金]

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、加入者自らが資産の運用を行い、その結果により給付額が決定さ れる年金である。事業主がその従業員を対象として確定拠出型の企業年金を行う企業型年金と、国民年金基金連合会が実施する個人 型年金(iDeCo)の二つの形態がある。

企業型年金の場合は事業主 (規約で定めた場合、加入者の拠出も可能) が、個人型年金の場合は加入者個人(企業年金を実施して いない中小事業主に限り、追加して事業主の拠出も可能)が拠出限度額の範囲内で掛金を拠出する。拠出された掛金は、加入者ごと に積み立てられ、その運用の指図は加入者自らが行う。給付の額は、掛金とその運用収益によって決まり、老齢給付金、障害給付金 などの給付が支給される。

### [国民年余基金]

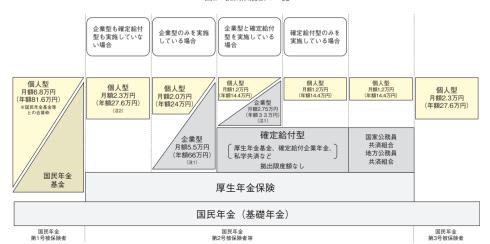
- 白賞業者等が、白らの選択により、国民年金に上乗せして老後の所得保障の充実を図ることができる制度として、1989(平成元) 年の法律改正により国民年金基金制度が整備され、1991(平成3)年4月から実施されている。国民年金基金に加入できる者は、国民 年金の第1号被保険者であり、業種は問わない地域型基金の全国国民年金基金(※)と、同種の事業または業務に従事する者で組織 し全国を通じて1つ設立される職能型基金の2種類がある

(※) 全国国民年金基金は、2019 (平成31) 年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併し、設 立されたものです。

### [厚生年金基金]

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人であり、老齢厚生年金の一部(物価スライドと賃金スライドを除い た部分)を代行し、これにさらに独自の上乗せ給付を行う。給付に必要な掛金は事業主から徴収され、事業主と加入員が負担する。 厚生年金基金を設立している事業主は政府に対して代行給付に見合う厚生年金保険の保険料の納付を免除され、代行相当分を含め基 金が支給する給付に要する掛金を基金に納付する。なお、厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)により、当該法律の施行日(2014(平成26)年4月1日)後は新設できなくなった。

## 図2 拠出限度額の一覧



- (注) 1. 個人型に加入しない場合は、事業主掛金を越えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に 加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。
- 2. 企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中 (注) 小事業主掛金納付制度)。

### 詳細データ① 厚生年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数(千人)	資産(兆円)
2001 (平成13) 年度	1,737	10,871	57.0
2003(平成15)年度	1,357	8,351	48.6
2005(平成17)年度	687	5,310	37.3
2007(平成19)年度	626	4,782	32.5
2009(平成21)年度	608	4,562	29.0
2011(平成23)年度	577	4,366	26.6
2013(平成25)年度	531	4,050	30.6
2015(平成27)年度	256	2,539	25.2
2017(平成29)年度	36	571	16.1
2019(令和元)年度	8	158	12.1
2021(令和3)年度	5	125	13.9

資料:厚生労働省年金局調べ。

- (注) 1. 資産の評価方法は、時価。 2. 資産残高には企業年金連合会分を含む。

## **詳細データ②** 確定給付企業年金の実施件数・加入者数の推移

年度	件数	加入者数(万人)
2002(平成14)年度	15	3
2004(平成16)年度	987	314
2006(平成18)年度	1,941	430
2008(平成20)年度	5,008	570
2010(平成22)年度	10,050	727
2012(平成24)年度	14,676	796

年度	件数	加入者数 (万人)
2014(平成26)年度	13,884	782
2016(平成28)年度	13,540	826
2018(平成30)年度	12,959	940
2020(令和 2 )年度	12,331	933
2021(令和3)年度	12,108	930

資料:生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

(注) 確定給付企業年金法は平成14年4月から施行。

### 詳細データ③ 確定拠出年金の規約数・加入者数の推移

年度	規約数	企業型加入者数(千人)	個人型加入者数 (千人)
2001(平成13)年度	32	88	0.4
2003(平成15)年度	656	704	28.2
2005(平成17)年度	1,726	1,739	63.3
2007(平成19)年度	2,600	2,714	93.0
2009(平成21)年度	3,231	3,408	112.1
2011(平成23)年度	4,131	4,228	138.6
2013(平成25)年度	4,371	4,656	183.5
2015(平成27)年度	4,875	5,501	257.6
2017(平成29)年度	5,712	6,499	853.7
2019(令和元)年度	6,380	7,252	1,562.8
2021(令和3)年度	6,802	7,820	2,387.8



資料:規約数・企業型加入者数:運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」。個人型加入者数:厚生労働省年金局調べ。

(注) 確定拠出年金法は平成13年10月から施行。また、個人型については平成14年1月から実施。

### 詳細データ④ 国民年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数 (千人)	資産 (兆円)
2001(平成13)年度	72 (25)	787 (127)	1.5
2003(平成15)年度	72 (25)	789 (126)	1.8
2005(平成17)年度	72 (25)	727 (117)	2.7
2007(平成19)年度	72 (25)	648 (106)	2.7
2009(平成21)年度	72 (25)	577 ( 97)	2.6
2011(平成23)年度	72 (25)	522 ( 87)	2.7
2013(平成25)年度	72 (25)	481 ( 79)	3.6
2015(平成27)年度	72 (25)	427 ( 71)	4.0
2017(平成29)年度	72 (25)	375 ( 62)	4.2
2019(令和元)年度	4 (3)	349 ( 21)	3.9
2021(令和3)年度	4 (3)	343 ( 20)	4.8

資料:厚生労働省年金局調べ、() 内は職能型基金で内数。

(注) 1. 資産の評価方法は、時価。 2. 資産残高には国民年金基金連合会分を含む。

## 在全相談

### 概 垂

### 年全相談

1 相談窓口の種類

- んきん加入者ダイヤル」で承ります。
  - ・「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
  - (050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1165」にお電話ください) · 「予約受付専用電話」 0570-05-4890
  - (050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6631-7521」にお電話ください。)
  - ・「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用番号」0570-058-555

  - (050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1144」にお電話ください。)
  - (050から始まる电話でおかげになる場合は「03-6/00-1144」にお电話くたさい。) ・「ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け)」0570-003-004 (050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6630-2525」にお電話ください。) ・「ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)」0570-007-123
  - (050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6837-2913」にお電話ください。)

### 2. 受付時間

・年金事務所・街角の年金相談センター

受付時間:月曜日:午前8:30~午後7:00

・わんきんダイヤル

受付時間:月曜日:午前8:30~午後7:00

火~金曜日:午前8:30~午後5:15 第二土曜日:午前9:30~午後4:00

- 第二二曜日 - 〒田野 - 30 - 〒184 - 50 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。 ※祝日 (第二二曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

· 予約受付専用電話

受付時間:月~金曜日 (平日):午前8:30~午後5:15 ※十日祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

・ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 受付時間:月曜日:午前8:30~午後7:00

火~金曜日:午前8:30~午後5:15 第二十曜日:午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。 ※祝日(第二土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

ねんきん加入者ダイヤル

受付時間:月~金曜日:午前8:30~午後7:00 第二土曜日:午前9:30~午後4:00 ※祝日(第二土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

3. 年金相談においでになるときに、お持ちいただきたいもの 年金の相談においでになるときは、基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書又は改定通知書等、日本年金機構から本人に交付さ れた基礎年金番号が分かる書類をお持ちください。個人番号によるご相談もできますが、その場合は個人番号が確認できる個人番号 カード等をご用意ください。

また、窓口にて午金加入記録、年金見込み額又は証明書等の(再)交付をご希望される場合は、交付物の詐取を防止するため、本 人と確認できる身分証明書の提示が必要です。

詳しくは、次ページの《確認書類の例》を参照してください。

### 4. 本人以外のご家族等が相談をされる時のお願い

年金の相談は、本人の委任があれば家族や友人の方でもかまいません。本人からの委任状をご用意ください。 委任状には、本人の基礎年金番号通知書や年金手帳に記載されている基礎年金番号又は本人の年金証書に記載されている基礎年金 番号と年金コード、本人の住所、氏名、生年月日、電話番号、委任内容、委任日を記入したうえ、委任を受ける方の住所、氏名、本 人との関係を書いてください。

年金相談の委任を受ける方の身分証明書も忘れないようご用意ください。 また

※委任状の様式は、日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)からダウンロードできますのでご利用ください。

## 《確認書類の例》

## 番号確認書類の例

- ○個人番号カード
- ○通知カード
- ○個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

### 身元確認書類の例

### 1つの提示で足りるもの

2つ以上の提示が必要なもの (異なる○印の組合せが必要です。)

- ○個人番号カード (マイナンバーカード)
- ○住民基本台帳カード (写直付きのもの)
- ○運転免許証 (運転経歴証明書)
- ○旅券 (パスポート)
- ○身体障害者手帳
- ○精神障害者保健福祉手帳
- ○瘠育手帳
- ○特別永住者証明書
- ○在留カード
- ○国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書 (写真付きのもの)※
- · 船員手帳
- 海技免状
- 小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 戦傷病者手帳
- 字地建物取引十証
- · 電気工事士免状
- ·無線從事者免許証
- · 認定雷気工事従事者認定証
- 特種電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- · 航空從事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証
- ・検定合格証(警備員に関する検定の合格証)

- ○被保险者証、組合員証(国民健康保険、健康保険、船員保険、 後期高齢者医療、介護保険、共済組合)
- ○公的年金(企業年金、基金を除く)の年金証書又は恩給 訂生
- ○基礎年金番号诵知書、年金手帳
- ○住民基本台帳カード (写真の付いていないもの)
- ○児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ○日本年金機構が交付した通知書 ※
  - 在全額內定通知書
  - · 年全振込通知書 等
- ○印鑑登録証明書
- ○学生証(写直付きのもの)※
- ○国、地方公共団体又は法人が発行した身分証明書 (写真付きのもの)※
- ○国又は地方公共団体が発行した資格証明書(写真付きの もので左記に掲げる書類以外のもの)※
- ※「氏名」、「生年月日又は住所」が記載されたものに限ります。

### 【注意】

金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金通帳、キャッシュ カード、クレジットカードは、番号法トの身元確認書類と しては認められません。

個人番号の提供を受けない従来の本人確認の場合のみ、 使用することができます。

・資格(身分)証明書(公的機関等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真等個人を特定する情報が含まれた有効期限 内のもの)は原本の提示が必要です。

## 代理権の確認書類の例

## 【任意代理人】

○委任状

【法定代理人 (親権者、成年後見人等、施設・療養機関の職員)】

- ○戸籍謄本
- ○登記事項証明書(法務局)
- ○審判書謄本 (裁判所) 及び審判確定証明書 (裁判所)

## 5. 電話により年金相談をされる時のお願い

電話による具体的なご相談は、ご本人のみとさせていただいております。 ただし、日本年金機構よりお送りした通知書の内容等についてのご照会については、ご本人が直接相談することが困難な場合に限

り、配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族の方からの相談もお受けいたします。 なお、ご相談においては、相談者を確認させていただくため、次のような点をお尋ねさせていただいておりますので、あらかじめ 基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書又は改定通知書などをご用意ください。

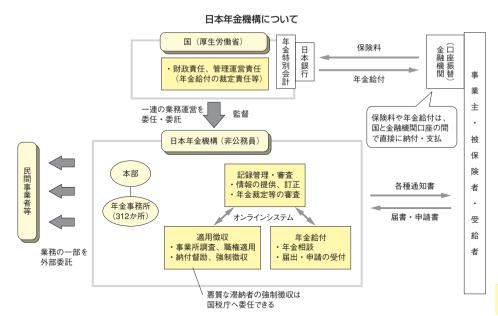
- ・相談者がご本人の場合…
- 基礎年金番号・氏名・生年月日・住所など
- ・相談者が配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族の方の場合…
- 上記の他、配偶者又は親族の方の基礎年金番号・氏名・生年月日・住所・続柄・電話番号・ご本人が直接相談することが困難な

相談したい内容は、あらかじめ具体的に整理してメモにしておいていただけると便利です。



		(2023 (中和3) 午4万級证)
都道府県	街角の年金相談センター名称	所 在 地
	1 幅配品	札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル4階
北海道	麻生	札幌市北区北38条西4-1-8
青 森	麻生   青森(オフィス)	70元(1)10と200大四年   1 - 0
	育林 (オノイム)	青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル10階 盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル4階
岩 手	盛岡(オフィス)	盛岡市大連5号の875
宮城		仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークヒル2階
秋 田	秋田(オフィス)	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALVE2階
山 形	酒田 酒田	酒田市中町1-13-8
福島	福島	福島市北五老内町7-5 i・s・M37-2階
茨 城	水戸	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル1階
次	土浦	土浦市桜町1-16-12 リーガル土浦ビル3階
群馬	前橋	前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階
- II	<b>大</b> 空	さいたま市大宮区桜木町2-287 大宮西口大栄ビル3階
埼 玉	大宮 草加	草加市瀬崎1-9-1 谷塚コリーナ2階
_ NO	川越(オフィス)	川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	川盛川勝田本町 10 - 23   川座駅 III こ 1/01日
	十 <del>葉</del> 船橋	千葉市中央区新田町4-22 サンライトビル1階 船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階
千 葉		市橋中本門  1-3-1 ノエイスこル/陣
	柏	柏市柏4-8-1   柏東口金子ビル1階
	市川(オフィス)	市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階
	新宿	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階
	町田	町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階
	立川	立川市曙町2-7-16 鈴春ビル6階
	国分寺	国分寺市南町2-1-31 青木ビル2階
	大森	大田区山王2-8-26 東辰ビル5階
東 京	大森 八王子(オフィス)	大田区山王2-8-26 東辰ビル5階   八王子市横山町22-1 エフ・ティービル八王子3階
	足立(オフィス)	足立区綾瀬2-24-1 ロイヤルアヤセ2階
	江戸川(オフィス)	江戸川区一之江8-14-1 交通会館一之江ビル3階
	練馬(オフィス)	本E   T
	おおり (オノイヘ)	練馬区東大泉6-52-1 WICSビル1階 武蔵野市中町1-6-4 三鷹山田ビル3階
	武蔵野(オフィス) 江東(オフィス)	武殿野印中町1-6-4 - 二鷹山田ビル3階     江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル5階
	江果 (オノイ人)	/ 大水区電厂 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2
	横浜	横浜市西区高島2-19-12 スカイビル18階
	戸塚	横浜市戸塚区上倉田町498-11 第5吉本ビル3階
	溝ノ口	川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティブラザ1-10階
神奈川		相模原市南区相模大野3-8-1 小田急相模大野ステーションスクエア1階
	新横浜(オフィス)	横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル3階
	藤沢(オフィス)	藤沢市藤沢496   藤沢森井ビル6階
	厚木(オフィス)	厚木市中町3-11-18 Flos厚木6階
新 潟	新潟	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階
富山	富山	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階 富山市稲荷元町2-11-1 アピアショッピングセンター2階
岩川	金沢	金沢市鳴和1-17-30
福井	福井(オフィス)	金沢市鳴和1-17-30 福井市手寄1-4-1 AOSSA2階
	F BZ	福井川子野   一4 一   AOSA2月   長野市中御所45 一   山王ビル1階
長 野		
4+ 🖨	上田(オフィス)	上田市天神1-8-1   上田駅前ビルパレオ6階
岐 阜		岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階
+~ -	静岡	静岡印駿州区開町18-1 サワスホット静岡2階
静岡		静岡市駿河区南町181 サウスボット静岡2階 沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル4階 浜松市東区南奥町200 サーラブラザ浜松5階
	浜松(オフィス)	浜松巾果区西塚町200 サーフファザ浜松5階
愛 知	名古屋	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階
	**	名古屋市中区栄4-2-29 JRE名古屋広小路プレイス8階
三 重	津(オフィス)	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル1階
滋賀	草津	早津市渋川1-1-50 近鉄日貞店早津店5階
	中公	宇治市広野町西裏54-2
京 都	京都(オフィス)	京都市西京区桂野里町17 ミュー阪急桂 (EAST) 5階
	天王寺	大阪市天王寺区南河堀町10—17 ACTY天王寺2階
	吹田	吹田市片山町1-3-1 メロード吹田2番館10階
	堺東	堺市堺区中万町1-1-21   堺車八幸ビル7階
	松古	堺市堺区中瓦町1-1-21 堺東八幸ビル7階 枚方市岡東町5-23 アーバンエース枚方ビル2階
大 阪	城東	大阪市城東区中央1-8-24 東洋プラザ蒲生ビル1階
	東大阪	東大阪市永和1-18-12 NTT西日本東大阪ビル1階
	豊中	豊中市本町1-1-3 豊中高架下店舗南ブロック1階
	なかもず	堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所会館1階
	北須磨	神戸市須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル7階
兵 庫	尼崎	尼崎市南塚口町2-1-2-208 塚口さんさんタウン2番館2階
一 净	<b>炉</b>	姫路市南畝町2-53 ネオフィス姫路南1階
	西宮(オフィス)	西宮市北口町1-2 アクタ西宮東館1階
奈 良	奈良	奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル1階 和歌山市美国町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル1階
和歌山	和歌山(オフィス)	和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル1階
岡山	岡山	岡山市北区昭和町4-55
	广白	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル1階
広 島	福山	福山市東桜町1-21 エストパルク6階
ш		防府市栄町1-5-1 ルルサス防府2階
徳島	徳島(オフィス)	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル8階
香川		徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル8階 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル5階
愛 媛		同な川地の山産門3   百川二人にかり旧
		松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
福岡		北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザ   -1階
佐 賀	鳥栖(オフィス)	鳥栖市宿町1118 鳥栖市役所東別館1階
長 崎		長崎市千歳町2-6 いわさきビル5階   熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル3階
熊本	熊本	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル3階
大 分	中津(オフィス)	中津市豊田町14-3 中津市役所別棟2階
宮崎		宮崎市大淀4-6-28   宮交シティ2階
鹿児島	鹿児島(オフィス)	鹿児島市大黒町2-11 南星いづろビル6階

| 鹿 児 島 | 鹿児島 (オフィス) | 鹿児島市大黒町2-11 南星いづろビル6階 ※街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。



# 国際協力

## 国際協力

#### 概 要

## 日本の政府開発援助 (ODA) の現状

日本の政府開発援助(ODA)は、2021(令和3)年実績において政府全体で約176億3.414万ドルであり、米国、ドイツに次いで世

日本グルスロ明市近20回、(ODA) は、2021 (〒415) 十天県において (東月17日後3-414月) ドル (名の)、木国、ドイツに次いで世 東第3位である(卒業国向け援助を除く)。令和4年度予算においては、15,736億円となっている。 二国間協力に占める保健、水供給・衛生、人口分野、労働政策、人材育成を含む社会インフラ&サービスの割合は、2021 (令和3) 年において27.81%(卒業国を含む約束額ベース: 42億8.576万ドル)とODAの重要な柱の一つとなっており、厚生労働省でもこれ らの分野を中心に研修員受入れや専門家の派遣などの協力をすすめている。 資料:「政府開発援助 (ODA) 白書 2022年版」



## 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数、専門家派遣数の推移

(単位:人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)
研修員等受入れ(計)	892	754	741	1,190	1,193	762	789	496	765	555
国際協力機構(JICA)	563	449	461	872	914	494	555	246	519	320
世界保健機関(WHO)	24	5	9	25	0	9	0	0	0	0
その他	305	300	271	293	279	259	234	250	246	235
専門家派遣(計)	229	193	218	166	171	123	134	34	35	78
国際協力機構(JICA)	229	176	211	166	171	123	134	34	35	78
その他	0	17	7	0	0	0	0	0	0	0

資料:厚生労働省大臣官房国際課調べ。

### WHOに対する日本の財政的貢献の推移

	日本の分担率(%)	加盟国の分担総額	日本の分担額	日本の任意拠出金
	口本07万担率(76)	(1,000米ドル)	(1,000米ドル)	(1,000米ドル)
1990 (平成 2) 年度	11.17	326.870	34.690	9.296
1998 ( 10)	15.38	421,327	63,223	13,590
1999 ( 11)	19.665	421,327	77,962	14,923
2000 ( 12)	20.244	421,327	84,701	16,040
2001 ( 13)	20.244	421,327	84,701	14,740
2002 ( 14)	19.353	421,327	79,968	10,409
2003 ( 15)	19.353	421,327	79,968	10,640
2004 ( 16)	19.202	431,550	82,423	10,640
2005 ( 17)	19.468	431,550	83,565	10,660
2006 ( 18)	19.468	446,558	86,937	10,660
2007 ( 19)	19.468	446,558	86,937	10,660
2008 ( 20)	16.625	464,420	77,212	11,222
2009 ( 21)	16.625	464,420	77,212	14,382
2010 ( 22)	16.625	472,557	77,212	11,308
2011 ( 23)	12.531	472,557	58,196	11,583
2012 ( 24)	12.531	474,609	58,196	11,526
2013 ( 25)	12.531	474,641	58,196	9,582
2014 ( 26)	10.834	479,274	50,323	7,091
2015 ( 27)	10.834	479,274	50,323	17,530
2016 ( 28) 2017 ( 29)	10.834 9.6802	477,989 477.989	50,323 44.964	10,294 10,294
2017 ( 29)	9.6802			10,294
2019 ( 30) 年度	9.6802	494,362 494.362	46,313 46,313	12,303
2019 (予和元) 年度   2020 ( 2 ) 年度	9.6602 8.5645	494,362 488.947	40,313	17,249
2020 ( 2 ) 年度	8.5645	488.946	40,976	5,627
2021 ( 3) 年度   2022 ( 4) 年度	8.5645	477.500	40,976	7,595
2022 ( 4) 年度   2023 ( 5) 年度	8.0335	482.449	38,436	4.074
2020 ( 0 ) 干技	5.0005	-10 <b>2</b> ,770	55,-100	7,077

資料:厚生労働省大臣官房国際課調べ。

- (注) 1. 任意拠出金の額は、厚生労働省支払分のみであり、他省支払分は含まれていない。
  - 2. 2023年のWHOへの分担率の上位5か国は、①アメリカ (22.0000%) ②中国 (15.2550%) ③日本 (8.0335%) ④ドイツ (6.1114%) ⑤イギリス (4.3753%) である。

## ILOに対する日本の財政的貢献の推移

	日本の分担率(%)	加盟国の分担総額	日本の分担額	日本(厚生労働省)の
	日本の分担率(%)	(1,000スイス・フラン)	(1,000スイス・フラン)	任意拠出金(百万円)
1990 (平成 2) 年度	11.30	289.135	32,672	241
2000 ( 12)	20	357,615	72,432	295
2001 ( 13)	20.260	357,615	69,048	318
2002 ( 14)	19.369	384,125	74,266	269
2003 ( 15)	19.21804	384,125	69,829	244
2004 ( 16)	19.21804	354,825	68,190	209
2005 ( 17)	19.485	354,825	69,138	216
2006 ( 18)	19.485	371,444	72,299	212
2007 ( 19)	19.485	371,444	71,971	202
2008 ( 20)	16.632	394,664	65,191	174
2009 ( 21)	16.632	394,664	65,230	164
2010 ( 22)	16.631	388,795	64,459	164
2011 ( 23)	12.535	388,795	44,271	400
2012 ( 24)	12.535	361,880	45,337	454
2013 ( 25)	12.535	361,880	43,438	417
2014 ( 26)	10.839	380,599	41,222	353
2015 ( 27)	10.839	380,599	41,190	359
2016 ( 28)	10.839	378,760	41,038	360
2017 ( 29)	9.684	378,760	36,629	485
2018 ( 30)	9.684	380,298	36,806	574
2019(令和元)年度	9.684	380,298	34,967	574
2020 ( 2) 2021 ( 3)	8.568	395,320	33,837	970
	8.568	395,320	33,871	684
2022 ( 4)	8.568	383,742	31,046	746

資料:厚生労働省大臣官房国際課調べ

- (注) 1. 2021 年のILO への分担率の上位5 か国は、①アメリカ (22,000%) ②中国 (12,010%) ③日本 (8,568%)
  - 1. 2021 年の11.0 への分担率の上記5が国は、① アメリカ (22.000%) ②中国 (12.010%) ③日本 (8 ① ドイソ (6.093%) ③ イギリス (4.569%) である。 2. 分担金は、総会で決議した予算総額及び分担率に基づき加盟各国に割り当てられた義務的な負担金。 拠出金は、加盟各国及び民間財団等のドナーが自発的に提供する出資金。
  - 3. WHO及びILOには早期に納入した際の減額制度等があるため、日本の分担額を加盟国の分担総額で割ったものが日本 の分担率と必ずしも完全に一致するものではない。

## OECDに対する厚生労働省の財政的貢献の推移

年度			Ⅱ部分担金	任意拠	出金
2012 (H24)	96,619ユーロ	10,821千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	249,575ユーロ	27,953千円
2013 (H25)	100,178ユーロ	10,719千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	249,575ユーロ	26,705千円
2014 (H26)	74,046ユーロ	9,478千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	224,000ユーロ	28,672千円
2015 (H27)	126,016ユーロ	17,642千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	220,000ユーロ	30,800千円
2016 (H28)	94,438ユーロ	12,938千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	686,738ユーロ	94,083千円
2017 (H29)	89,029ユーロ	10,861千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	563,482ユーロ	68,745千円
2018 (H30)	90,461ユーロ	11,217千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	571,091ユーロ	70,816千円
2019 (R1)	92,685ユーロ	12,142千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	572,957ユーロ	75,057千円
2020 (R2)	92,775ユーロ	11,411千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	571,269ユーロ	70,266千円
2021 (R3)	92,280ユーロ	11,166千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	594,805ユーロ	71,971千円
2022 (R4)	93,250ユーロ	11,936千円	(化学品プロジェクト、地域経済雇用開発プログラム)	603,915ユーロ	77,301千円

- (注) 1. OECDの活動は、「部分担金(全加盟国に共通する利害に関わる中核的な活動に充てられるもの。外務省が一括して拠出)、  $\blacksquare$ 部分担金( $\frown$ 部の加盟国が参加するプロジェクトに充てるもの)及び任意拠出金(加盟国が任意にプロジェクトに拠出するもの)により運営されており、厚生労働省は $\blacksquare$ 部分担金や任意拠出金を通じて財政的貢献をしている。
  - 2. 任意拠出金は、主に雇用政策、医療政策、社会政策等の分野に対し拠出している。

## 詳細データ①

## ILO条約一覧

★番号…日本が批准した条約 [番号] …廃止又は撤回された条約

条約	名称、採択年	条約	名称、採択年	条約	名称、採択年
番号	石桥、抹扒牛	番号	石桥、抹扒牛	番号	<b>石</b> 称、抹扒牛
1	工業的企業に於ける労働時間を1日 8時間かつ1週48時間に制限する条 約、1919年	<b>★</b> 2	失業に関する条約、1919年	3	産前産後に於ける婦人使用に関す る条約、1919年
[4]	夜間に於ける婦人使用に関する条 約、1919年	<b>★</b> 5	工業ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢 ヲ定ムル条約、1919年	6	工業に於て使用せらるる年少者の 夜業に関する条約、1919年
[★7]	海上に使用し得る児童の最低年齢 を定むる条約、1920年	[★8]	船舶の滅失または沈没の場合における失業の補償に関する条約、 1920年	[★9]	海員に対する職業紹介所設置に関 する条約、1920年
<b>★</b> 10	農業ニ使用シ得ル児童ノ年齢ニ関 スル条約、1921年	11	農業労働者の結社及組合の権利に 関する条約、1921年	12	農業に於ける労働者補償に関する 条約、1921年
13	ペーント塗における白鉛の使用に 関する条約、1921年	14	工業的企業に於ける週休の適用に 関する条約、1921年	[ <b>★</b> 15]	石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル 年少者ノ最低年齢ヲ定ムル条約、 1921年
[ <b>★</b> 16]	海上に使用せらるる児童及び年少者の強制体格検査に関する条約、 1921年	17	労働者災害補償に関する条約、 1925年	<b>★</b> 18	労働者職業病補償に関する条約、 1925年
<b>★</b> 19	労働者災害補償に付いての内外人 労働者の均等待遇に関する条約、 1925年	20	パン焼工場に於ける夜業に関する 条約、1925年	[ <b>★</b> 21]	船中における移民監督の単純化に 関する条約、1926年
<b>★</b> 22	海員の雇入契約に関する条約、 1926年	23	海員の送還に関する条約、1926年	24	工業及び商業における労働者並び に家庭使用人のための疾病保険に 関する条約、1927年
25	農業労働者のための疾病保険に関 する条約、1927年	<b>★</b> 26	最低賃金決定制度の創設に関する 条約、1928年	<b>★</b> 27	船舶に依り運送せらるる重包装貨 物の重量標示に関する条約、1929 年
[28]	船舶の荷積又は荷卸に使用せらる る労働者の災害に対する保護に関 する条約、1929年	<b>★</b> 29	強制労働に関する条約、1930年	30	商業及び事務所における労働時間 の規律に関する条約、1930年

条約		条約		条約	
番号	名称、採択年	番号	名称、採択年	番号	名称、採択年
[31]	炭坑に於ける労働時間を制限する 条約、1931年	32	船舶の荷積又は荷卸に使用せらる る労働者の災害に対する保護に関 する条約(1932年改正)、1932年	33	非工業的労務に使用し得る児童の 年令に関する条約、1932年
[34]	有料職業紹介所に関する条約、 1933年	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者、並びに家内労働者及家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約、1933年	36	農業的企業に使用せらるる者の為 の強制老令保険に関する条約、 1933年
37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約、1933年	38	農業的企業に使用せらるる者の為 の強制廃疾保険に関する条約、 1933年	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者、 並びに家内労働者及家庭使用人の 為の強制寡婦及孤児保険に関する 条約、1933年
40	農業的企業に使用せらるる者の為 の強制寡婦及孤児保険に関する条 約、1933年	[41]	夜間に於ける婦人使用に関する条 約(1934年改正)、1934年	<b>★</b> 42	労働者職業病補償に関する条約 (1934年改正)、1934年
43	自動式板硝子工場に於ける労働時間の規律に関する条約、1934年	44	非任意的失業者に対し給付又は手 当を確保する条約、1934年	<b>★</b> 45	すべての種類の鉱山の坑内作業に おける女子の使用に関する条約、 1935年
[46]	炭坑に於ける労働時間を制限する 条約(1935年改正)、1935年	47	労働時間を1週40時間に短縮することに関する条約、1935年	48	廃疾、老令並に寡婦及び孤児保険 に基く権利の保全の為の国際制度 の確立に関する条約、1935年
49	硝子壜工場に於ける労働時間の短 縮に関する条約、1935年	[ <b>★</b> 50]	特殊ノ労働者募集制度ノ規律ニ関 スル条約、1936年	[51]	公共事業に於ける労働時間の短縮 に関する条約、1936年
52	年次有給休暇に関する条約、1936 年	[53]	商船に乗り組む船長及職員に対す る職務上の資格の最低要件に関す る条約、1936年	[54]	船員の為の年次有給休暇に関する 条約、1936年
55	海員の疾病、傷痍または死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約、1936年	56	海員のための疾病保険に関する条 約、1936年	[57]	船内労働時間及び定員に関する条 約、1936年
<b>★</b> 58	海上で使用することができる児童 の最低年齢を定める条約(1936年 の改正条約)、1936年	59	工業に使用し得る児童の最低年令 を定める条約(1937年改正)、 1937年	[60]	非工業的労務に使用し得る児童の 年令に関する条約(1937年改正)、 1937年
[61]	繊維工業に於ける労働時間の短縮 に関する条約、1937年	62	建築業における安全規定に関する 条約、1937年	63	主要な鉱業及び製造工業(建築及び建設を含む)並びに農業における賃金及び労働時間の統計に関する条約、1938年
[64]	土民労働者の文書による雇用契約 の規律に関する条約、1939年	[65]	土民労働者による雇用契約の違反 に対する刑罰に関する条約、1939 年	[66]	移民労働者の募集、職業紹介及び 労働条件に関する条約、1939年
[67]	路面運送における労働時間及び休 息時間の規律に関する条約、1939 年	68	船舶乗組員に対する食糧及び賄に 関する条約、1946年	★69	船舶料理士の資格証明に関する条 約、1946年
70	船員のための社会保障に関する条 約、1946年	71	船員の年金に関する条約、1946年	[72]	船員の有給休暇に関する条約、 1946年
[ <b>★</b> 73]	船員の健康検査に関する条約、 1946年	[74]	有能海員の証明に関する条約、 1946年	75	船内船員設備に関する条約、1946 年
[76]	賃金、船内労働時間及び定員に関 する条約、1946年	77	工業における児童及び年少者の雇 用適格のための健康検査に関する 条約、1946年	78	非工業的業務における児童及び年 少者の雇用適格のための健康検査 に関する条約、1946年

条約		条約		条約	
番号	名称、採択年	番号	名称、採択年	番号	名称、採択年
79	非工業的業務における児童及び年 少者の夜業の制限に関する条約、 1946年	★80	国際労働機関の総会がその第28回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに関し規定を設けることと、国際連盟の解体及び国際労働機関悪章の改正に伴れらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約、1946年	★81	工業及び商業における労働監督に 関する条約、1947年
82	非本土地域における社会政策に関 する条約、1947年	83	非本土地域に対する国際労働基準 の適用に関する条約、1947年	84	非本土地域における結社権及び労働争議の解決に関する条約、1947 年
85	非本土地域における労働監督機関 に関する条約、1947年	[86]	土民労働者の雇用契約の最長期間 に関する条約、1947年	<b>★</b> 87	結社の自由及び団結権の保護に関 する条約、1948年
★88	職業安定組織の構成に関する条約、 1948年	89	工業に使用される婦人の夜業に関 する条約(1948年改正)、1948年	90	工業に使用される年少者の夜業に 関する条約(1948年改正)、1948 年
[91]	船員の有給休暇に関する条約 (1949年改正)、1949年	92	船内船員設備に関する条約(1949 年改正)、1949年	[93]	賃金、船内労働時間及び定員に関 する条約(1949年改正)、1949年
94	公契約における労働条項に関する 条約、1949年	95	賃金の保護に関する条約、1949年	★96	有料職業紹介所に関する条約 (1949年の改正条約)、1949年
97	移民労働者に関する条約(1949年 改正)、1949年	★98	団結権及び団体交渉権についての 原則の適用に関する条約、1949年	99	農業における最低賃金決定制度に 関する条約、1951年
<b>★</b> 100	同一価値の労働についての男女労 働者に対する同一報酬に関する条 約、1951年	101	農業における有給休暇に関する条 約、1952年	<b>★</b> 102	社会保障の最低基準に関する条約、 1952年
103	母性保護に関する条約(1952年改 正)、1952年	[104]	土民労働者による雇用契約の違反 に対する刑罰の廃止に関する条約、 1955年	<b>★</b> 105	強制労働の廃止に関する条約、 1957年
106	商業及び事務所における週休に関 する条約、1957年	107	独立国における土民並びに他の種 族民及び半種族民の保護及び同化 に関する条約、1957年	108	国の発給する船員身分証明書に関 する条約、1958年
[109]	賃金、船内労働時間及び定員に関 する条約(1958年の改正条約)、 1958年	110	農園労働者の雇用条件に関する条 約、1958年	111	雇用及び職業についての差別待遇 に関する条約、1958年
112	漁船員として使用することができ る最低年齢に関する条約、1959年	113	漁船員の健康検査に関する条約、 1959年	114	漁船員の雇入契約に関する条約、 1959年
<b>★</b> 115	電離放射線からの労働者の保護に 関する条約、1960年	<b>★</b> 116	国際労働機関の総会がその第32回までの会期において採択した諸条約の一部改正で条約の運用に関する報告の国際労働機関の理事会による作成に関する規定の統一を目的とするものに関する条約、1961年	117	社会政策の基本的な目的及び基準 に関する条約、1962年
118	社会保障における内国民及び非内 国民の均等待遇に関する条約、 1962年	<b>★</b> 119	機械の防護に関する条約、1963年	<b>★</b> 120	商業及び事務所における衛生に関 する条約、1964年
<b>★</b> 121	業務災害の場合における給付に関 する条約、1964年	<b>★</b> 122	雇用政策に関する条約、1964年	123	鉱山の坑内労働に使用することが できる最低年齢に関する条約、 1965年

条約		条約		条約	
番号	名称、採択年	番号	名称、採択年	番号	名称、採択年
124	鉱山の坑内労働に使用される年少 者の適格性についての健康診断に 関する条約、1965年	125	漁船員の海技免状に関する条約、 1966年	126	漁業の船内船員設備に関する条約、 1966年
127	1人の労働者が運搬することを許さ れる荷物の最大重量に関する条約、 1967年	128	障害、老齢及び遺族給付に関する 条約、1967年	129	農業における労働監督に関する条 約、1969年
130	医療及び疾病給付に関する条約、 1969年	<b>★</b> 131	開発途上にある国を特に考慮した 最低賃金の決定に関する条約、 1970年	132	年次有給休暇に関する条約(1970 年の改正条約)、1970年
133	船内船員設備に関する条約(補足 規定)、1970年	<b>★</b> 134	船員の職業上の災害の防止に関す る条約、1970年	135	企業における労働者代表に与えられる保護及び便宜に関する条約、 1971年
136	ベンゼンから生ずる中毒の危害に 対する保護に関する条約、1971年	137	港湾における新しい荷役方法の社 会的影響に関する条約、1973年	<b>★</b> 138	就業が認められるための最低年齢 に関する条約、1973年
<b>★</b> 139	がん原性物質及びがん原性因子に よる職業性障害の防止及び管理に 関する条約、1974年	140	有給教育休暇に関する条約、1974 年	141	農業従事者団体並びに経済的及び 社会的開発におけるその役割に関 する条約、1975年
<b>★</b> 142	人的資源の開発における職業指導 及び職業訓練に関する条約、1975 年	143	劣悪な条件の下にある移住並びに 移民労働者の機会及び待遇の均等 の促進に関する条約、1975年	<b>★</b> 144	国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約 (第144号)、1976年
[145]	船員の雇用の継続に関する条約、 1976年	146	船員の年次有給休暇に関する条約、 1976年	<b>★</b> 147	商船における最低基準に関する条 約、1976年
148	空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害からの労働者の保護に関する条約、1977年	149	看護職員の雇用、労働条件及び生 活状態に関する条約、1977年	150	労働行政(役割、機能及び組織) に関する条約、1978年
151	公務における団結権の保護及び雇 用条件の決定のための手続に関す る条約、1978年	152	港湾労働における職業上の安全及 び衛生に関する条約、1979年	153	路面運送における労働時間及び休 息期間に関する条約、1979年
154	団体交渉の促進に関する条約、 1981年	155	職業上の安全及び健康並びに作業 環境に関する条約、1981年	<b>★</b> 156	家族的責任を有する男女労働者の 機会及び待遇の均等に関する条約、 1981年
157	社会保障についての権利の維持の ための国際制度の確立に関する条 約、1982年	158	使用者の発意による雇用の終了に 関する条約、1982年	<b>★</b> 159	障害者の職業リハビリテーション 及び雇用に関する条約、1983年
160	労働統計に関する条約、1985年	161	職業衛生機関に関する条約、1985 年	<b>★</b> 162	石綿の使用における安全に関する 条約、1986年
163	海上及び港における船員の福祉に 関する条約、1987年	164	船員の健康の保護及び医療に関す る条約、1987年	165	船員のための社会保障に関する条 約、1987年
166	船員の送還に関する条約、1987年	167	建設業における安全及び健康に関 する条約、1988年	168	雇用の促進及び失業に対する保護 に関する条約、1988年
169	独立国における原住民及び種族民 に関する条約、1989年	170	職場における化学物質の使用の安 全に関する条約、1990年	171	夜業に関する条約、1990年
172	旅館、飲食店及び類似の事業場に おける労働条件に関する条約、 1991年	173	使用者の支払不能の場合における 労働者債権の保護に関する条約、 1992年	174	大規模産業災害の防止に関する条 約、1993年
175	パートタイム労働に関する条約、 1994年	176	鉱山における安全及び健康に関す る条約、1995年	177	在宅形態の労働に関する条約、 1996年

条約	名称、採択年	条約	名称、採択年	条約	名称、採択年
番号	石桥、抹扒车	番号	石桥、抹扒车	番号	石你、抹扒牛
178	船員の労働条件及び生活条件の監 督に関する条約、1996年	[179]	船員の募集及び職業紹介に関する 条約、1996年	[180]	船員の労働時間及び船舶の定員に 関する条約、1996年
<b>★</b> 181	民間職業仲介事業所に関する条約、 1997年	<b>★</b> 182	最悪の形態の児童労働の禁止及び 撤廃のための即時の行動に関する 条約、1999年	183	1952年の母性保護条約(改正)に 関する改正条約、2000年
184	農業における安全及び健康に関す る条約、2001年	185	1958年の船員の身分証明書条約を 改正する条約、2003年	*-	2006年の海上の労働に関する条約、 2006年
<b>★</b> 187	職業上の安全及び健康を促進する ための枠組みに関する条約、2006 年	188	漁業部門における労働に関する条 約、2007年	189	家事労働者の適切な仕事に関する 条約、2011年
190	仕事の世界における暴力及びハラス メントの撤廃に関する条約、2019年				

# 詳細データ②

# ILO勧告一覧

## [番号] …撤回または置き換えられた勧告

勧告	名称、採択年	勧告	名称、採択年	勧告	名称、採択年
番号		番号		番号	
[1]	失業に関する勧告、1919年	[2]	外国人労働者の相互的待遇に関す る勧告、1919年	3	炭疽予防に関する勧告、1919年
4	鉛中毒に対する婦人及び児童の保 護に関する勧告、1919年	[5]	官立保健機関の設置に関する勧告、 1919年	6	燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止 に関する1906年のベルヌ国際条約 の適用に関する勧告、1919年
[7]	漁業に於ける労働時間の制限に関 する勧告、1920年	8	内水航行に於ける労働時間の制限 に関する勧告、1920年	9	国内海員法典作成に関する勧告、 1920年
10	海員の失業保険に関する勧告、 1920年	[11]	農業における失業の予防に関する 勧告、1921年	[12]	産前産後に於ける農業婦人賃金労 働者の保護に関する勧告、1921年
13	農業に於ける婦人の夜業に関する 勧告、1921年	14	農業に於ける児童及年少者の夜業 に関する勧告、1921年	[15]	農業技術教育の発達に関する勧告、 1921年
[16]	農業労働者の居住条件に関する勧 告、1921年	17	農業に於ける社会保険に関する勧 告、1921年	[18]	商業に於ける週休の適用に関する 勧告、1921年
19	移民の出国、入国、帰国及通過に 関する統計其の他の情報の国際労 働事務局宛通告に関する勧告、 1922年	20	労働者保護を目的とする法令及規 則の実施を確保する為の監督制度 の組織に付ての一般原則に関する 勧告、1923年	[21]	労働者の余暇利用施設の発達に関する勧告、1924年
22	労働者補償の最小限度の規模に関 する勧告、1925年	23	労働者補償に付いての争議の裁判 に関する勧告、1925年	24	労働者職業病補償に関する勧告、 1925年
25	労働者災害補償に付いての内外人 労働者の均等待遇に関する勧告、 1925年	[26]	船中における移民たる婦人及び少 女の保護に関する勧告、1926年	[27]	船長及び見習の送還に関する勧告、 1926年
28	海員の労働状態の監督に付ての一 般原則に関する勧告、1926年	29	疾病保険の一般原則に関する勧告、 1927年	30	最低賃金決定制度の適用に関する 勧告、1928年
[31]	産業災害の予防に関する勧告、 1929年	[32]	動力に依り運転せらるる機械の保護に付いての責任に関する勧告、 1929年	[33]	船舶の荷積又は荷卸に使用せらるる 労働者の災害に対する保護に付て の相互主義に関する勧告、1929年

勧告		勧告		勧告	
番号	名称、採択年	番号	名称、採択年	番号	名称、採択年
[34]	船舶の荷積又は荷卸に使用せらる る労働者の安全に関する規則の作 成に付労働者団体及び使用者団体 に諮問することに関する勧告、 1929年	35	間接の労働強制に関する勧告、 1930年	[36]	強制労働の規律に関する勧告、 1930年
[37]	旅館、料理店及類似の設備に於ける労働時間の規律に関する勧告、 1930年	[38]	劇場及他の公衆娯楽場に於ける労 働時間の規律に関する勧告、1930 年	[39]	病者、虚弱者、貧窮者又は精神不 適者の治療又は看護の為の設備に 於ける労働時間の規律に関する勧 告、1930年
40	1932年に採択せられたる船舶の荷 積又は荷卸に使用せらるる労働者 の災害に対する保護に関する条約 に規定せらるる相互主義を促進す る為の勧告、1932年	41	非工業的労務に使用し得る児童の 年齢に関する勧告、1932年	[42]	職業紹介所に関する勧告、1933年
[43]	廃疾、老令並びに寡婦及び孤児保 険の一般原則に関する勧告、1933 年	44	失業保険及失業者の為の各種の扶 助に関する勧告、1934年	[45]	年少者の失業に関する勧告、1935 年
[46]	募集の漸次の排除に関する勧告、 1936年	47	年次有給休暇に関する勧告、1936 年	48	港に於ける海員の福利の増進に関 する勧告、1936年
[49]	船内労働時間及び定員に関する勧 告、1936年	[50]	公共事業に関する国際的協力に関 する勧告、1937年	[51]	公共事業の国家的計画に関する勧 告、1937年
52	家族的企業における工業的労務に 使用し得る児童の最低年令に関す る勧告、1937年	[53]	建築業における安全規定に関する 勧告、1937年	[54]	建築業における監督に関する勧告、 1937年
[55]	建築業における災害予防のための 協力に関する勧告、1937年	[56]	建築業のための職業教育に関する 勧告、1937年	[57]	職業訓練に関する勧告、1939年
[58]	土民労働者の文書による雇用契約 の最長期間に関する勧告、1939年	[59]	土民労働者のための労働監督機関 に関する勧告、1939年	[60]	従弟制度に関する勧告、1939年
[61]	移民労働者の募集、職業紹介及び 労働条件に関する勧告、1939年	[62]	移民労働者の募集、職業紹介及び 労働条件に関する各国間の協力に 関する勧告、1939年	[63]	路面運送における個人的管理手帳 に関する勧告、1939年
[64]	路面運送における夜業の規律に関 する勧告、1939年	[65]	路面運送における労働時間を規律 する方法に関する勧告、1939年	[66]	私有車輌の職業的操縦者の休息時間に関する勧告、1939年
67	所得保障に関する勧告、1944年	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告、1944年	69	医的保護に関する勧告、1944年
[70]	属地における社会政策の最低基準 に関する勧告、1944年	[71]	戦時より平時への過渡期における 雇用組織に関する勧告、1944年	[72]	職業安定組織に関する勧告、1944 年
[73]	公共事業の国家的計画に関する勧告、1944年	[74]	属地における社会政策の最低基準 に関する勧告(補足的規定)、1945 年	75	船員の社会保障に関する協定に関 する勧告、1946年
76	船員の被扶養者に対する医的保護 に関する勧告、1946年	[77]	海上勤務に対する訓練の組織に関 する勧告、1946年	78	寝具、食事道具及びその他の物品 の船舶所有者による乗組員への給 与に関する勧告、1946年
79	児童及び年少者の雇用適格のため の健康検査に関する勧告、1946年	80	非工業的業務における児童及び年 少者の夜業の制限に関する勧告、 1946年	81	労働監督に関する勧告、1947年
82	鉱業及び運送業における労働監督 に関する勧告、1947年	83	職業安定組織の構成に関する勧告、 1948年	84	公契約における労働条項に関する 勧告、1949年

勧告		勧告		勧告	
番号	名称、採択年	番号	名称、採択年	番号	名称、採択年
85	賃金の保護に関する勧告、1949年	86	移民労働者に関する勧告(1949年 改正)、1949年	[87]	職業指導に関する勧告、1949年
[88]	身体障害者を含む成年者の職業訓 練に関する勧告、1950年		農業における最低賃金決定制度に 関する勧告、1951年	90	同一価値の労働についての男女労 働者に対する同一報酬に関する勧 告、1951年
91	労働協約に関する勧告、1951年	92	任意調停及び任意仲裁に関する勧 告、1951年	93	農業における有給休暇に関する勧 告、1952年
94	企業における使用者と労働者との 間の協議及び協力に関する勧告、 1952年	95	母性保護に関する勧告、1952年	[96]	炭鉱における坑内作業の最低就業 年令に関する勧告、1953年
97	就業の場所における労働者の健康 の保護に関する勧告、1953年	98	有給休暇に関する勧告、1954年	99	身体障害者の職業更生に関する勧 告、1955年
100	開発程度の低い国及び領域におけ る移住労働者の保護に関する勧告、 1955年	[101]	農業における職業訓練に関する勧 告、1956年	102	労働者の福祉施設に関する勧告、 1956年
103	商業及び事務所における週休に関 する勧告、1957年	104	独立国における土民並びに他の種 族民及び半種族民の保護及び同化 に関する勧告、1957年	105	船内医療箱の内容に関する勧告、 1958年
106	海上にある船舶に対する無線によ る医療助言に関する勧告、1958年	[107]	外国で登録された船舶において勤 務する船員の雇入に関する勧告、 1958年	108	船舶の登録に関連する船員の社会 的条件及び安全に関する勧告、 1958年
[109]	賃金、船内労働時間及び定員に関 する勧告、1958年	110	農園労働者の雇用条件に関する勧 告、1958年	111	雇用及び職業についての差別待遇 に関する勧告、1958年
[112]	就業の場所における職業衛生機関 に関する勧告、1959年	113	産業的及び全国的規模における公の機関と使用者団体及び労働者団体との間の協議及び協力に関する勧告、1960年	114	電離放射線からの労働者の防護に 関する勧告、1960年
115	労働者住宅に関する勧告、1961年	116	労働時間の短縮に関する勧告、 1962年	[117]	職業訓練に関する勧告、1962年
118	機械の防護に関する勧告、1963年	[119]	使用者の発意による雇用の終了に 関する勧告、1963年	120	商業及び事務所における衛生に関 する勧告、1964年
121	業務災害の場合における給付に関 する勧告、1964年	122	雇用政策に関する勧告、1964年	[123]	家庭責任をもつ婦人の雇用に関す る勧告、1965年
124	鉱山の坑内労働に使用することが できる最低年齢に関する勧告、 1965年	125	鉱山の坑内労働に従事する年少者 の労働条件に関する勧告、1965年	126	漁船員の職業訓練に関する勧告、 1966年
[127]	発展途上にある国の経済的及び社 会的開発における協同組合の役割 に関する勧告、1966年	128	1人の労働者が運搬することを許される荷物の最大重量に関する勧告、 1967年	129	企業内における経営者と労働者と の間のコミュニケーションに関す る勧告、1967年
130	企業内における苦情の解決のため の苦情の審査に関する勧告、1967 年	131	障害、老齢及び遺族給付に関する 勧告、1967年	132	小作農、分益農その他類似の種類 の農業従事者の生活状態及び労働 条件の改善に関する勧告、1968年
133	農業における労働監督に関する勧 告、1969年	134	医療及び疾病給付に関する勧告、 1969年	135	開発途上にある国を特に考慮した 最低賃金の決定に関する勧告、 1970年
136	開発を目的とする青少年の雇用及 び訓練のための特別計画に関する 勧告、1970年	[137]	船員の職業訓練に関する勧告、 1970年	138	海上及び港における船員の厚生に 関する勧告、1970年

勧告	名称、採択年	勧告	名称、採択年	勧告	名称、採択年
番号		番号	A4 1 - 44 5 = 8 W 4 - 41 - 5 1 h	番号	A. I A. C N. W N. W I. N
[139]	船内における技術的発展から生じ る雇用問題に関する勧告、1970年	140	船内の船員設備その他の区域にお ける空気調節装置に関する勧告、 1970年	141	船内の船員設備及び作業区域にお ける有害な騒音の規制に関する勧 告、1970年
142	船員の職業上の災害の防止に関す る勧告、1970年	143	企業における労働者代表に与えられる保護及び便宜に関する勧告、 1971年	144	ベンゼンから生ずる中毒の危害に 対する保護に関する勧告、1971年
145	港湾における新しい荷役方法の社 会的影響に関する勧告、1973年	146	就業の最低年齢に関する勧告、 1973年	147	がん原性物質及び因子による職業 性障害の防止及び管理に関する勧 告、1974年
148	有給教育休暇に関する勧告、1974 年	149	農業従事者団体並びに経済的及び 社会的開発におけるその役割に関 する勧告、1975年	[150]	人的資源の開発における職業指導 及び職業訓練に関する勧告、1975 年
151	移民労働者に関する勧告、1975年	152	国際労働基準の実施及び国際労働 機関の活動に関する国内措置を促 進するための三者協議に関する勧 告、1976年	[153]	年少船員の保護に関する勧告、 1976年
[154]	船員の雇用の継続に関する勧告、 1976年	155	商船の基準の改善に関する勧告、 1976年	156	空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害からの労働者の保護に関する勧告、 1977年
157	看護職員の雇用、労働条件及び生 活状態に関する勧告、1977年	158	労働行政(役割、機能及び組織) に関する勧告、1978年	159	公務における雇用条件の決定のた めの手続に関する勧告、1978年
160	港湾労働における職業上の安全及 び衛生に関する勧告、1979年	161	路面運送における労働時間及び休 息期間に関する勧告、1979年	162	高齢労働者に関する勧告、1980年
163	団体交渉の促進に関する勧告、 1981年	164	職業上の安全及び健康並びに作業 環境に関する勧告、1981年	165	男女労働者特に家族的責任を有す る労働者の機会均等及び均等待遇 に関する勧告、1981年
166	使用者の発意による雇用の終了に 関する勧告、1982年	167	社会保障についての権利の維持の ための国際制度の確立に関する勧 告、1983年	168	職業リハビリテーション及び雇用 (障害者)に関する勧告、1983年
169	雇用政策に関する勧告、1984年	170	労働統計に関する勧告、1985年	171	職業衛生機関に関する勧告、1985 年
172	石綿の使用における安全に関する 勧告、1986年	173	海上及び港における船員の福祉に 関する勧告、1987年	[174]	船員の送還に関する勧告、1987年
175	建設業における安全及び健康に関 する勧告、1988年	176	雇用の促進及び失業に対する保護 に関する勧告、1988年	177	職場における化学物質の使用の安 全に関する勧告、1990年
178	夜業に関する勧告、1990年	179	旅館、飲食店及び類似の事業場に おける労働条件に関する勧告、 1991年	180	使用者の支払不能の場合における 労働者債権の保護に関する勧告、 1992年
181	大規模産業災害の防止に関する勧 告、1993年	182	パートタイム労働に関する勧告、 1994年	183	鉱山における安全及び健康に関す る勧告、1995年
184	在宅形態の労働に関する勧告、 1996年	185	船員の労働条件及び生活条件の監 督に関する勧告、1996年	[186]	船員の募集及び職業紹介に関する 勧告、1996年
[187]	船員の賃金及び労働時間並びに船 舶の定員に関する勧告、1996年	188	民間職業事業所に関する勧告、 1997年	189	中小企業における雇用の創出を奨励するための一般的条件に関する勧告、1998年
190	最悪の形態の児童労働の禁止及び 撲滅のための即時の行動に関する 勧告、1999年	191	1952年の母性保護勧告に関する改 正勧告、2000年	192	農業における安全及び健康に関す る勧告、2001年

勧告	名称、採択年	勧告	名称、採択年	勧告	名称、採択年	
番号	石桥、抹扒车	番号	石桥、抹扒车	番号	<b>右</b> 称、抹扒牛	
193	協同組合の促進に関する勧告、 2002年	194	職業病の一覧表並びに職業上の事 故及び疾病の記録及び届出に関す る勧告、2002年	195	人的資源の開発(教育、訓練及び 生涯学習)に関する勧告、2004年	
[196]	漁業部門における労働に関する勧 告、2005年	197	職業上の安全及び健康を促進する ための枠組みに関する勧告、2006 年	198	雇用関係に関する勧告、2006年	
199	漁業部門における労働に関する勧 告、2007年	200	HIV及びエイズ並びに労働の世界に 関する勧告、2010年	201	家事労働者の適切な仕事に関する 勧告、2011年	
202	各国における社会的な保護の土台 に関する勧告、2012年	203	強制労働の効果的な廃止のための補 足的な措置に関する勧告、2014年	204	非公式な経済から公式な経済への 移行に関する勧告、2015年	
205	平和及び強靱性のための雇用及び 適切な仕事に関する勧告、2017年	206	仕事の世界における暴力及びハラス メントの撤廃に関する勧告、2019年			

# 国際交流

### 概 要

# 国際交流の概要

厚生労働省では、厚生分野、労働分野における先進国共通の課題解決に資するため、政務級の政府間交流を行っている。

## 近年の主な政策対話(過去3年)

時期	名称 (開催地)	参加国	テーマ
2020年1月	日独政労使交流(ドイツ)	日本、ドイツ	仕事の未来
2020年2月	日独高齢化シンポジウム(ドイツ)	日本、ドイツ	高齢者ケアの新機軸と介護職の役割
2020年5月	日中韓三国特別 保健大臣会合(テレビ会議)	日本、中国、韓国	新型コロナウイルス感染症に関する最新動向及 び関連政策
2020年12月	日中韓三国保健大臣会合 (テレビ会議)	日本、中国、韓国	新型コロナウイルス感染症対策に関する経験の 共有、予防やコントロールにおけるICTの役割、 診断、治療、ワクチンの協力など
2021年7月	日EUシンポジウム(テレビ会議)	日本、欧州連合	女性活躍の観点からのワークライフバランス
2021年11月	日独少子高齢化シンポジウム (テレビ会議)	日本、ドイツ	人口動態変化への対処戦略
2021年12月	日中韓少子高齢化セミナー (テレビ会議)	日本、中国、韓国	少子化の状況と対応、介護の担い手の確保
2021年12月	日中韓三国保健大臣会合 (テレビ会議)	日本、中国、韓国	パンデミック対応への備えや情報共有、認知症・ 非感染性疾患の予防や早期治療の推進、UHCの 保健システムに係る重要性など
2022年11月	日中韓少子高齢化セミナー (テレビ会議)	日本、中国、韓国	結婚・出産に関するイデオロギーの変化と少子 化、高齢者向けケアサービスへのデジタル技術 の活用
2022年12月	日中韓三国保健大臣会合 (テレビ会議)	日本、中国、韓国	パンデミック対応への予防・備え・対応についての協力の継続、UHC達成のための連携、健康的な高齢化等について議論。

# 厚牛科学

## 厚生労働省の科学技術施策

凞 垂 科学技術研究の推進に係る基本的考え方

# 安全・安心で質の高い健康生活を実現



## 健康安心の推進

- ○生活習慣病に関する研究 つこころの健康の推進に関する研究
- ○がん予防・診断・治療法の研究
- ○介護予防の推進に関する研究
- ○免疫・アレルギー疾患の克服に向けた研究 ○障害・難病などのQOL向上のための研究
- 先端医療の実現
- 失端医療室理のための基盤技術の研究 ○治験・臨床研究の基盤整備の推進
- ○医薬品・医療機器・再生医療等実用化の ための研究の推進
- 健康安全の確保
- ○新風・面風成染症等の研究 ○健康危機管理対策の研究
- )労働安全衛生の研究 ○医療等の安全の研究
- ○医薬品・医療機器等の規制調和・評価 関する研究
- ○食品の安全の研究

# 科学技術・イノベーション基本計画等に基づいて推進

## 研究者等が守るべき倫理指針について

## 概

## 各種指針の概要について

医学研究の分野では、研究を適切に実施する上で、個人情報保護を含む研究対象者保護の観点から研究者等が守るべき倫理指針と して、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」等の各種指針を定めている。

i) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下、「医学系指針」という。)は人 を対象とする医学研究を実施する上で、遵守すべき基本的な事項を定めており、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平 成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「ゲノム指針」という。) は子孫に受け継がれ得るゲノム又は遺伝子に 関する情報を明らかにする研究において特に遵守すべき事項を定めたものであった

近年、ヒトゲノム・遺伝子解析技術の進展に伴い、医学系研究の中で、ゲノム解析が行われる研究が実施されることが想定され、 そのような研究には医学系指針とゲノム指針の双方が適用されてきた。両指針で共通して規定される項目の規定内容に若干の差異が あることから、平成30年8月に医学系研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議を設置し、両指針に共通して規定される項目 の整合性や改正指針のあり方について検討を行った。

その結果、両指針において共通して規定されている項目については、ゲノム指針の理念を残しつつ、医学系指針の規定内容に合わ せた形で、両指針を統合する結論が得られたことから、令和3年3月23日に新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫 理指針 | (令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号) を策定した。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の一部の規定が令和5年4月1日に施行されること等を踏まえ、指針の見直しを行い、令和5年3月27日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一 部を改正する件 | (令和5年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号) を告示した(同年7月1日に施行)。

ii ) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針について

遺伝子治療は、疾病の治療・予防を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与する新しい医療技術であり、重 篤な遺伝性疾患など、治療法の確立していない疾病に対する画期的な治療法となることが期待されている。

このため、厚生労働省では、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成6年厚生労働省告示第23号)を策定し、遺伝子治療臨床研 究に関し、厚生科学審議会科学技術部会において、その計画の医療上の有用性及び倫理性の総合的な評価を行ってきた。平成26年11 月には遺伝子治療臨床研究の評価は再生医療等評価部会において実施されることとなるとともに、遺伝子を導入した細胞を人の体内 に投与する遺伝子治療臨床研究については、指針に基づく審査から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85 号) に基づく審査に移行することとなった。

さらに、近年急速に進歩を遂げているゲノム編集技術を用いた臨床研究についても医療上の有効性及び倫理性を確保するため、ま た、臨床研究法の施行に伴い、遺伝子を人の体内に投与する遺伝子治療臨床研究は同法の適用を受けるようになったことに対応し、 手続を明確にすることを目的として、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」(平成31年厚生労働省告示第48号)を策定した。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の一部の施行に伴い、 定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を踏まえ見直しを行い、令和5年3月27日付けで「遺伝 子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件 | (令和5年厚生労働省告示第103号)を告示した(同年7月1日に施行)。

## 再牛医療の適切な実施

## 概 要

## 再生医療の適切な実施

再生医療は、iPS細胞、体性幹細胞などの細胞を利用して、病気やけがで機能不全となった組織、臓器を再生させる医療である。 再生医療における倫理性・安全性を扭保するため、厚生労働省では、平成18年にヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18 年厚生労働省告示第425号。以下「ヒト幹指針」という。)を定め、安全性及び有効性の確保やインフォームド・コンセントなど、ヒト幹細胞を用いた臨床研究に関わる者が遵守すべき事項を示してきた。

平成25年5月には、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律(平成25年法律第13号)が公布、施行され、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けることを可能とするための基本理念を定めるとともに、国が法制上の措置等による対応を講じることが明記された。この法律をもとに、平成25年11月に再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号。以下「再生疾療等安全性確保法」という。)が成立し、平成26年11月25日に施行された。

再生医療等安全性確保法においては、再生医療等のリスクに応じた提供基準と計画の届出等の手続及び細胞培養加工施設の基準と 計可等の手続きについて定めるとともに、細胞培養加工について医療機関から企業へ外部委託することが可能となった。なお、ヒト 特指針の対象となっていた臨床研究は、再生医療等安全性確保法の適用となり、再生医療等安全性確保法の施行に伴いヒト幹指針は 廃止された。

# 1 厚生労働省における政策体系(基本目標、施策大目標及び施策目標) (第5期=令和4年度~令和8年度)~政策評価の対象~

- (1) 基本目標は、厚牛労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3)施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

## 政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

今和5年3月

基本目標Ⅰ		安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策大目標 1		地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
	1 — 1	地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築する こと
	1 — 2	医療従事者の働き方改革を推進すること
施策大目標 2		必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
	2 — 1	今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の 偏在対策を推進すること
施策大目標 3		医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的 で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
	3 — 1	医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
	3 — 2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標 4		国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
	4 — 1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標 5		新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健 康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
	5 — 1	新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
	5 <b>—</b> 2	感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
施策大目標 6		健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること
	6 — 1	難病等の予防・治療等を充実させること
	6 <b>—</b> 2	適正な移植医療を推進すること
	6 — 3	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標7		品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用でき るようにすること
	7 <b>—</b> 1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
	7 <b>—</b> 2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
	7 — 3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標8		安全な血液製剤を安定的に供給すること
	8 — 1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図 ること
施策大目標 9		革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 — 1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標10		全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	1 0 - 1	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険

制度を構築すること

10-2	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の	商正化を図ること

	10-2	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること
施策大目標 1 1		妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場 所で、国民的な健康づくりを推進すること
	1 1 - 1	新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせ る地域保健体制の確保を図ること
	11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
	11-3	総合的ながん対策を推進すること
施策大目標12		健康危機管理・災害対応力を強化すること
	12-1	平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること
基本目標Ⅱ		安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策大目標 1		食品等の安全性を確保すること
	1 – 1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
施策大目標 2		安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
	2 — 1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
施策大目標 3		麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること
	3 — 1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
施策大目標 4		国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
	4 — 1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること
施策大目標 5		生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
	5 — 1	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与す ること
基本目標皿		働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること
施策大目標 1		労働条件の確保・改善を図ること
	1 — 1	労働条件の確保・改善を図ること
15 MT   D   T   0	1 — 2	
施策大目標 2		労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
	2-1	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
施策大目標 3		労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進 等を図ること
	3 — 1	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業 務労働者等に対する給付金の支給を行うこと
	3 — 2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
施策大目標 4		安定した労使関係等の形成を促進すること
	4 — 1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等
+		を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標 5		を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
施東大日標 5	5 — 1	
基本目標Ⅳ	5 — 1	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
	5 — 1	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用 労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進
基本目標Ⅳ	5-1	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用 労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進 すること 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と
基本目標Ⅳ		労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用 労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進 すること 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と 家庭の両立支援等を推進すること 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と

	2 — 1	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇 の改善を図ること
施策大目標3		働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
	3 — 1	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行 するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること
	3 — 2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標 4		個別労働紛争の解決の促進を図ること
	4 — 1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
基本目標Ⅴ		意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者 の職業の安定を図ること
施策大目標 1		労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
	1 — 1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確 保すること
施策大目標 2		社会・経済状況の変化に対応しつつ、雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	2 — 1	社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及 び雇用の安定を図ること
施策大目標3		労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	3 — 1	高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標 4		失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
	4 — 1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標 5		求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
	5 — 1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
基本目標Ⅵ		労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮
		できるような環境整備をすること
施策大目標 1		
施策大目標 1	1 – 1	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者
施策大目標 1	1-1	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進する
施策大目標 1		できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること
施策大目標 1	1 — 2	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること
	1-2 $1-3$ $2-1$	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職水河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
	1 — 2 1 — 3	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること
施策大目標 2	1-2 $1-3$ $2-1$	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職水河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
	1-2 $1-3$ $2-1$	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること
施策大目標 2	1-2 $1-3$ $2-1$ $2-2$	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
施策大目標 2	1-2 $1-3$ $2-1$ $2-2$	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職水河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子ど
施策大目標 2 施策大目標 3 基本目標 VII	1-2 $1-3$ $2-1$ $2-2$	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職水河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策大目標 2 施策大目標 3 基本目標 WI	$   \begin{array}{r}     1-2 \\     1-3   \end{array} $ $   \begin{array}{r}     2-1 \\     2-2   \end{array} $ $   \begin{array}{r}     3-1   \end{array} $	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
施策大目標 2 施策大目標 3 基本目標 VII	$   \begin{array}{c}     1 - 2 \\     1 - 3   \end{array} $ $   \begin{array}{c}     2 - 1 \\     2 - 2   \end{array} $ $   \begin{array}{c}     3 - 1   \end{array} $	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること のして子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
施策大目標 2 施策大目標 3 基本目標 VII 施策大目標 1	$   \begin{array}{c}     1 - 2 \\     1 - 3   \end{array} $ $   \begin{array}{c}     2 - 1 \\     2 - 2   \end{array} $ $   \begin{array}{c}     3 - 1   \end{array} $	できるような環境整備をすること 経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること 技能実習制度の適正な運営を推進すること 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること 若年者や就職水河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 障害者等の職業能力開発を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 技能継承・振興のための施策を推進すること 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること のして子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 明相者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体

	3 — 1	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金 の円滑な支給を図ること
施策大目標 4		ひとり親家庭の自立を図ること
	4 — 1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
基本目標垭		ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供 するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
施策大目標 1		地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること
	1 — 1 1 — 2	生活保護制度を適正に実施すること 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を 行うことにより、その自立を促進すること
	1 — 3 1 — 4	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること
施策大目標 2		福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
	2 — 1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
施策大目標 3		戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
	3 — 1	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
基本目標区		障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくり を推進すること
施策大目標 1		必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を 総合的に支援すること
	1 — 1 1 — 2	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること
	1 — 3	障害児支援の提供体制の整備等を進めること
	1 — 4	障害者の雇用を促進すること(基本目標V施策目標3-1を参照)
基本目標X		高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を 図ること
施策大目標 1		老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
	1 — 1 1 — 2	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
施策大目標 2		高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標 V 施策目標 3 - 1 を参照)
基本目標XI		高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮ら せる社会づくりを推進すること
施策大目標 1		高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ 目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
	1-1	医療と介護の連携(基本目標   施策目標   1 - 1 を参照)
	1 — 2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の 維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
	1 - 3	総合的な認知症施策を推進すること
	1 — 4	介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にある。
基本目標ⅩⅡ		にわたり介護サービス基盤の整備を図ること 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策大目標 1		国際社会への参画・貢献を行うこと

	1 — 1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献す ること
	1 — 2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標 VI施策目標 1 - 3 参照)
施策大目標 2		国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
	2 — 1	医療の国際展開を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標1−1及び9−1を参照)
	2 - 2	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標   施策目標 5 — 1 を参照)
	2 - 3	外国人労働者対策を推進すること(基本目標V施策目標3-1を参照)
基本目標ⅩⅢ		国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保 健衛生分野の調査研究の充実を図ること
施策大目標 1		国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
	1 — 1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標 2		研究を支援する体制を整備すること
	2 — 1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健
		衛生分野の調査研究の充実を図ること
基本目標ⅩⅣ		国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること
施策大目標 1		デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること
		行政手続のオンライン化を推進すること
施策大目標 2		健康・医療・介護分野の情報化を推進すること
	2 — 1	データヘルス改革を推進すること
基本目標XV		国民に信頼される厚生労働行政を実施すること
施策大目標 1		業務運営の適正化を図ること
	1 — 1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握 した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること

1-2 統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統

計の利活用を通じて、統計の質を向上させること

## 2 令和4年度に成立した主な法律等

### 法 律 名: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

公布年月日: 令和4年5月20日

施行年目目: 公布の目 (ただし、(2) は令和5年1月1日)

法 律 番 号:47

主管部局: 医薬·生活衛生局総務課

医薬·牛活衛牛局医薬品審査管理課

### 1. 趣旨

緊急時において、安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定されたときに、条件や期限付の承認を与える迅速な薬事 承認の仕組みを整備するとともに、オンライン資格確認を基盤とした電子処方箋の仕組みを創設し、その利活用を促すため、 所要の措置を識する。

## 2. 概要

(1) 緊急時の薬事承認

緊急時の迅速な薬事承認を可能とするため、以下の仕組みを新たに整備する。

- ① 適用対象となる医薬品等の条件
- 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等について、他に代替手段が存在しない場合とする。
- ② 運用の基準
  - 安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定されたときに、薬事承認を与えることができることとする。
- ③ 承認の条件・期限
  - 有効性が推定された段階で承認を行うことから、承認に当たっては、当該承認の対象となる医薬品等の適正な使用の 確保のために必要な条件及び短期間の期限を付すこととする。
- ④ 迅速化のための特例措置
  - 承認審査の迅速化のため、GMP調査、国家検定、容器包装等について特例を措置する。
- (2) 電子処方箋の仕組みの創設
  - 社会保険診療報酬支払基金等のシステムを介して医師・歯科医師による電子処方箋の交付・薬剤師による電子処方箋に基づく調剤を可能とするとともに、電子処方箋の記録、管理薬務等を社会保険診療報酬支払基金等の業務に加え、当該管理業務等を社会保険診療報酬支払基金等の業務に加え、当該管理業務等に係る費用負担を用度生労働者の監督規定な整備する。

# 法 律 名:児童福祉法等の一部を改正する法律

公布年月日:令和4年6月15日

施行年月日:令和6年4月1日

(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3 月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定め る日)

法 律 番 号:66

主管部局: こども家庭庁成育局保育政策課

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

こども家庭庁成育局成育環境課

こども家庭庁成育局母子保健課

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども家庭庁支援局家庭福祉課

こども家庭庁支援局障害児支援課

### 1. 趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

### 2. 概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】
  - ① 市区町村は、全ての妊産婦・子育で世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。※子ども家庭総合支援拠点と子育で世代包括支援センターを見直し。
  - ② 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
  - ③ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】
- ① 一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再結合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】
- ① 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

- ② 障害児人所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、20歳までの入所継続を可能とする。
- 4 児童の音見聴取箋の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、 児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 「児童短袖法」

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき 事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

### 法 律 名:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

公布年月日:令和4年12月9日

施行年月日: 令和6年4月1日

法 律 番 号:96

主管部局:健康局結核感染症課

### 1趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん 産に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、 保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の性質を識する。

### 2概要

- 1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】
  - (1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供
    - ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症保療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力専請できることとする。
    - ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置) を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った 対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。
  - (2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保
    - ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都 道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の 確保のための協定を締結することとする。
    - ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み(公費負担医療)を創設する。
  - (3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備
  - 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。
  - (4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化
    - 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家(IHEAT)や専門的な調査研究、試験検査等のための体制(地方衛生研究所等)の整備等を法定化する。
  - (5) 情報基盤の整備
    - 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結 分析・第三者提供の仕組みを整備する。
  - (6) 物資の確保
  - 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備する。
  - (7) 費用負担
  - 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。
- 2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】
  - ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる枠組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
  - ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う枠組みを整備する。
- 3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】
  - 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。

#### 

公 布 年 月 日: 令和4年12月16日

施行年月日: 令和6年4月1日 (ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令 で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及 び②の一部は令和5年10月1日)

法 律 番 号:104

主管部局: 社会・援護局障害保健福祉部企画課

社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

職業安定局障害者雇用対策課

健康局難病対策課

### 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援 体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応 た支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福 社サービス等、指定離病及び小児慢性特定疾病児のテータベースに関する規定の整備等の措置を讃する。

### 改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
  - ① 共同生活援助 (グループホーム) の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
  - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推准を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
  - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 隨害者の多様な就労ニーズに対する支援及び隨害者雇用の質の向上の推進【隨害者総合支援法、隨害者雇用促進法】
  - ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
  - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、 就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
  - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】
  - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護人院を行うことを可能とする等、 適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護人院者について、一定期間 ごとに入院の要件の確認を行う。
  - ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
  - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】
  - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
  - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援 事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース (DB) に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

- 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】
  - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
  - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

#### 

公布年月日: 会和5年3月31日

施行年月日: 令和5年3月31日

法 律 番 号:8

主管部局: 職業安定局雇用開発企画課

### 1 趣旨

るという。 我が国をめぐる国際環境等に鑑み、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後も予想されることから、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ5年 延長する。

### 9 概要

- (1) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限の延長
  - 法律の有効期限を5年(令和10年5月16日まで)延長する。
- (2) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限の延長 法律の有効期限を5年(令和10年6月30日まで)延長する。

### 【延長の必要性等】

- 国際環境の変化等に伴い離職を余儀なくされた駐留軍関係離職者及び漁業離職者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「駐留軍法」という。)及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(以下「漁臨法」という。)に基づき、再就職の促進等のための特別の措置を講じている。
- こうした措置について.
  - ・ 今後、在日米軍の再編に向けた取組については、日米で合意された再編の実施のための日米ロードマップ等に基づき 進められていく予定であり、令和5年1月の日米安全保障協議委員会の共同発表においても、沖縄における移設先施設の 建設及び土地返還並びに米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転(令和6年開始)を含む、米軍再編に係る二国間の取組 を加速化させる重要性が確認されているなど、駐留軍等労働者の雇用に影響が生じる可能性が現に高まっていること
  - ・ 我が国の漁業をめぐる国際環境についても、かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関において、沿岸国と遠洋漁業国の間での漁獲枠の配分の抜本的な見直しを求める議論が活発化しており、我が国遠洋漁船の主要漁獲対象種の割当量の大幅な削減等を余儀なくされる可能性が高まっていること、

また、ロシア連邦政府等の二国間協定の相手国政府による規制の強化等により、沖合底びき網漁業やたら等はえ縄漁業等における我が国漁業者への影響が懸念されるなど、依然として厳しい状況にあり、今後も国際協定の締結等による減船が行われ、漁業離職者が発生することが見込まれる状況にあること

等を踏まえ、引き続き実施することが不可欠であることから、両法の有効期限をそれぞれ5年延長する。

※法律の有効期限:駐留軍法 令和5年5月16日

漁臨法 令和5年6月30日

### 法 律 名: 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律

公布年月日:令和5年3月31日

施行年月日:令和5年4月1日(一部規定を除く)

法 律 番 号:9

主管部局:社会·援護局援護·業務課

### 1. 趣旨

戦没者等の妻に対して慰藉を行うため、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金(記名国債)の最終償還を迎える妻に対し、特別給付金を支給する。

### 2. 概要

- ① 昭和6年9月18日以後に死亡した者の妻として、令和5年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦 没者等の妻に対し、特別給付金として、額面110万円、5年償還の国債を支給する。
- ② 昭和6年9月18日以後に死亡した者の妻として、令和10年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦 没者等の妻に対し、特別給付金として、額面110万円、5年償還の国債を支給する。

# 3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施策等
昭和	近衛	ゲエハ圧	カメスエ	NU IV FI X	12年保健所法
- 13		木戸		13年 厚生省創設	13年 国民健康保険法
	平沼	廣瀬			14年 職員健康保険法、船員保険法
	阿部	小原・秋田			
	米内	吉田			
	近衛	安井・金光		10年十五洋総会	16年 労働者年金保険法
	東條	小泉(親)		16年 太平洋戦争	19年 厚牛年全保険法
	小磯	廣瀬・相川	-		19年 厚土牛玉沐灰広
- 20	鈴木(貫)	岡田		20年 終戦	
	東久邇	松村		201 112 113	20年 引揚者対策
	幣原	芦田			20年 旧労働組合法
	吉田	河合・吉田		21年 日本国憲法公布	21年 旧生活保護法
					21年 労働関係調整法
	片山	片山・一松	米窪	22年 労働省創設	22年 新保健所法
				22年 第1次ベビーブーム	22年 食品衛生法 22年 児童福祉法
					22年 光里伸性法 22年 労働基準法
					22年 労働金平仏 22年 労働者災害補償保険法
					22年 職業安定法
					22年 失業保険法
	芦田	竹田	加藤		23年 予防接種法
					23年 医療法
					23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法
	吉田	吉田	吉田		ALE DEBENEELY
		林 (譲)	増田		24年身体障害者福祉法
			鈴木 (正)		24年 新労働組合法 24年 緊急失業対策法
				25年 朝鮮戦争(特需ブーム)	25年 精神衛生法
		黒川	保利	20- +Jan +A. + (10 mg / 27)	25年 新生活保護法
		7	F. 13		26年 結核予防法
		橋本 (龍伍)			26年 社会福祉事業法
			吉武		26年 児童憲章
		吉武		27年 講和条約	27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
		山縣	戸塚 小坂		00/7 (#49)+
		草葉	小坂		29年 清掃法   29年 厚生年金保険法改正(定額部分の導入支給開始年齢
		- 千禾			60歳への引き上げ)
- 30	鳩山	鶴見	千葉		50% 1757C ±177
		川崎	西田		
		小林	倉石	神武景気	
	石橋	石橋	44.74		
	岸	神田	松浦		32年 水道法
	<b>并</b>	堀木	石田		32年 水道広
		橋本 (龍伍)	倉石		33年 国保法改正(国民皆保険)
		IIII-T- (BBIAL)	, H L		33年 職業訓練法
		坂田		岩戸景気	34年 国民年金法(国民皆年金)
		渡邉(良)	松野	[	35年 精神薄弱者福祉法
	池田	中山	石田		35年 薬事法
		古井		35年 所得倍増計画	
		灘尾	福永	1	
					36年 児童扶養手当法
		西村	大橋	1	1
		小林 (武)			38年 老人福祉法
			Tm	39年 東京オリンピック	39年 母子福祉法
40	佐藤	神田	石田	いざなぎ景気	39年 特別児童扶養手当等法
- 40	江際				40年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金) 40年 母子保健法
		鈴木 (善)	小平	1	40年 はず は は は は は は は は は は は は は は は は は は
					41年 国保法改正(7割給付実現)
			山手		41年 雇用対策法
		坊	早川		42年 公害対策基本法
		(A) (1)	4.111	1	42年 第1次雇用対策基本計画
		園田 斉藤 (昇)	小川原	1	
		月豚 (升)	DK		44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)
				45年 高齢化率7%を越える	45年 廃棄物処理法
		内田	野原		45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画
					45年 家内労働法
			_	1	
		斉藤 (昇)	原	46年 理连广武里	46年 児童手当法
				46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック	46年 高年齢者等雇用安定法
				40十 ドル・ノヨッノ	

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
1-7			塚原	46年 第2次ベビーブーム	NO AC T
	田中 (角)	塩見	田村	47年 札幌オリンピック	
		斉藤 (邦)	加藤	48年 福祉元年	48年 老人福祉法改正(老人医療費無料化)
			長谷川	48年 オイル・ショック	48年 健保法改正(家族7割給付、高額療養費)   48年 年金制度改正(5万円年金、物価スライドの導入)
			大台川		48年 年金制度以近(5万円年金、初価スプイトの導入)   49年 雇用保険法
		福永	大久保	1	T I MINISTERAL
- 50	三木	田中(正)	長谷川	50年 国際婦人年	
		早川	浦野		
	福田	渡辺 (美)	石田		52年 雇用保険法改正 (雇用安定事業創設)
		小沢	藤井		53年 国民健康づくり対策
	大平	橋本(龍太郎)	藤井	1	54年 薬事法改正(新薬承認の厳格化、副作用報告、再評
		(1,0),(1,0)	30.71		価、GMP等の法制化)
			栗原	54年 国際児童年	54年 医薬品副作用被害救済基金法
	** 1 /-**	野呂	藤波		
	鈴木(善)	斉藤 (邦)	藤尾	55年 ベビーホテル問題	
		村山	-	55年 第二臨調(財政再建) 56年 国際障害者年	   56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施
		森下	初村	56年 日米貿易摩擦	50年 元里価征広以上、延長・技問休日の美胞
		1 1 1	1513	00 1 11/19030/4-15	57年 障害者対策に関する長期計画
					57年 家庭奉仕員(大幅増員、所得制限撤廃)
					57年 老人保健法
	中曾根	林 (義)	大野	58年 国連・障害者の十年	58年 浄化槽法
		渡部 (恒)	坂本	東京集中	58年 対がん10カ年総合戦略   59年 健保法改正(本人9割給付、退職者医療制度)
		/技司》(1旦)	- 水平		59年 健保法改正(本人9割給付、返職者医療制度)   59年 雇用保険法改正(再就職手当、高年齢求職者給付金
					の創設)
- 60		増岡	山口	1	60年 年金制度改正(基礎年金導入等)
				円高	60年 医療法改正(医療計画)
					60年 職業能力開発促進法
					60年 労働者派遣法
		^#	11 ()4()	-	60年 男女雇用機会均等法
		今井 斉藤 (十)	林(道) 平井	地価高騰	61年 老人保健法改正(老人保健施設)
		) ) ) (十)	+#	地画画廳	61年 高年齢者等雇用安定法(60歳定年の努力義務化) 62年 社会福祉士及び介護福祉士法
					62年 社会価値工及び月護価値工法   62年 精神衛生法改正(人権擁護と社会復帰、名称は精神
					保健法に改称)
				バブル景気	62年 労働基準法改正(週40時間労働制を目標)
	竹下	藤本	中村	]	63年 第二次国民健康づくり対策
				CO 年 粉色 本	63年 国保法改正(高医療費市町村における運営の安定化)
- 平成		小泉(純)	丹羽(兵)	│ 63年 税制改革 │ 01年 改元	   01年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律
一一元		J-2K (MD)	7100 (54)	VI + W/L	01年 後久住党投作主証候件の予切に関する法律   01年 年金制度改正(完全自動物価スライド制、国民年金
,,,					基金)
	宇野		堀内	]	01年 ゴールドプランの策定
	海部	戸井田	福島		01年 雇用保険法改正 (パートへの適用拡大)
		津島	塚原	02年 イラク・クウェート侵攻	02年 国保法改正(保険基盤安定制度の確立)
				02年 統一ドイツ誕生	02年 老人福祉等福祉関係8法改正(在宅福祉サービスの位置
					付けの明確化及びその支援体制の強化、在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、老人
					日
				元年 合計特殊出生率が1.57となる	02年 高年齢者等雇用安定法 (65歳までの再雇用の努力義
					務化)
		下条	小里	03年湾岸戦争	03年 老人保健法改正(老人訪問看護制度)
				03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生	   03年 育児休業法
				地価下落始まる	03年 育児休美法   03年 中小企業労働力確保法
	宮澤	山下	近藤	~□阿 I /日対1 4 .0	03年 中小正未方側が確休法   04年 健保法改正(中期財政運営の導入)
	/				04年 陸床が改正(平規制改進者の導入)   04年 医療法改正(医療提供の理念の規定)
					04年 看護職員人材確保法
- 5		丹羽 (雄)	村上		05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法
					改正(希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進) 05年 福祉用具法
					05年 価征用具法   05年 精神保健法改正(グループホームの法定化)
					05年 精神体腫が成立 (フルーフホームの) (反正に)   105年 障害者対策に関する新長期計画
					05年パートタイム労働法
	細川	大内	坂口	1	05年 労働基準法改正(週40時間労働制原則化、変形労働
					制導入)
					05年 雇用支援トータルプログラム
	77 CD		1011 (±17)	1	06年 21世紀福祉ビジョン
	羽田		鳩山(邦)		06年 地域保健法(保健所機能の強化)   06年 健保法等改正(入院時の食事療養に係る給付の見直
					し・付添看護の解消)
				1	▼ 1370° ERX **/17777

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施策等
45	村山(富)	井出	浜本	06年 高齢化率14%を越える	06年 年金制度改正(60歳前半の老齢厚生年金の見直し)
	村山(富)	7114	//C-T-	00112341041170622700	06年 エンゼルプランの策定
					06年 新ゴールドプランの策定
					06年 がん克服新10か年戦略
					06年 高年齢者等雇用安定法改正(60歳定年義務化、65歳継
					続雇用の努力義務化)
					06年 雇用保険法改正(高年齢雇用継続給付・育児休業給   付創設)
				07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
		森井	青木	07年版17 // 加入废入	07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律
					07年 容器包装リサイクル法
					07年 障害者プランの策定
					07年 精神保健法改正 (精神障害者保健福祉手帳制度の創設、
					精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称)
					07年 育児休業法改正(介護休業制度創設、名称は育児・ 介護休業法に改称)
	橋本 (龍太郎)	菅	永井	1	07年 新総合的雇用対策
	IIII-T- (BEXCAP)	-	7471		08年 らい予防法廃止
					08年 薬事法改正(医薬品安全性確保対策の充実)
		小泉 (純)	岡野	社会保障構造改革	09年 廃棄物処理法改正(施設設置手続きの明確化・不法
					投棄対策等)
					09年 精神保健福祉士法
				アジアを存在機	09年 児童福祉法改正(保育制度改正)
				アジア通貨危機	09年 健保法等改正(本人8割給付)
					09年介護保険法
					09年 男女雇用機会均等法改正(女性に対する差別の禁止等)
- 10			伊吹	10年 長野オリンピック	10年 日独社会保障協定署名(平成12年2月1日発効)
					10年 感染症法
	小渕	宮下	甘利	- 完全失業率の急上昇	10年 雇用活性化総合プラン
	7] 1/75]	A I	ם זין	11年 国際高齢者年	
					11年 緊急雇用対策
					11年 新エンゼルプランの策定
					11年 精神保健福祉法改正(在宅福祉事業にホームヘルプ・
					ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化)
		丹羽 (雄)	牧野		12年 日英社会保障協定署名(平成13年2月1日発効)
	森				12年 年金制度改正(給付総額の伸びの調整等)
		津島	吉川		12年 医師法改正 (臨床研修の必修化)
					12年 社会福祉法   12年 労働契約承継法
					12年 万寅癸利承総公 12年 児童虐待防止法
					12年 児童手当法改正 (義務教育就学前まで延長)
		坂口	坂口		
			坂口	13年 厚生労働省発足	13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法
	小泉(純)				13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大網
	-J-2K \#/5/				13年 紅云床障以半入網 13年 個別労働紛争解決促進法
					13年 育児・介護休業法改正 (時間外労働の制限等)
					13年 総合雇用対策
					14年 ワークシェアリングに関する政労使合意
					14年 身体障害者補助犬法   14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正(市
					版後安全対策の充実等、血液法の抜本改正)
					14年 健康增進法
					14年 健保法等改正
					14年 食品衛生法改正 (輸入食品への罰則強化等)
					14年 ホームレス自立支援法
					14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム
				14年 以半加速プログラム   14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使	
					合意
- 15				15年 イラク戦争	15年 食品衛生法等改正(「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し)
					15年 次世代育成支援対策推進法
					15年 児童福祉法改正(子育て支援事業の法定化)   15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法
					15年 ウナダはいちの別来の支援に関する特別指直法 15年 少子化社会対策基本法
					15年 心神喪失者等医療観察法
					15年 雇用保険法改正(早期再就職の促進)
					15年 新障害者プラン
					15年 労働基準法改正(解雇ルールの策定、有期契約及び
					裁量労働制に関する見直し) 15年 感染症法及び検疫法改正(感染症対策の充実強化)
				I.	10十 巡示业体及01872体以上(巡示业的水V儿关照化)

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景 施 策 等
1.5	WO-T/CIT	7-17/4/八正	16年 第3次対がん10か年総合戦略
			16年 日韓社会保障協定署名(平成17年4月1日発効)   16年 日米社会保障協定署名(平成17年10月1日発効)
			16年 特別障害給付金支給法
		尾辻	16年 児童虐待防止法改正(児童虐待の定義の見直し、国及 び地方公共団体の責務の改正等)
			16年 少子化社会対策大綱
			16年 児童手当法改正 (小学校第3学年修了前まで延長)
			16年 児童福祉法改正(児童相談に関する体制の充実等)   16年 育児・介護休業法改正(休業の対象労働者の拡大等)
			16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計
			画について(子ども・子育て応援ブラン)の策定 16年 水道ビジョン
			16年 年金制度改正(保険料水準の上限固定及び給付水準の
			自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行
- 17			政法人の設立等)   17年 日ベルギー社会保障協定署名(平成19年1月1日発効)
			17年 日仏社会保障協定署名(平成19年6月1日発効)
			17年 食育基本法   17年 ) 17年   17年   17年   17年   17年   17年   17年   18年   17年   18年   18
			の整備)
			17年 介護保険法改正(予防重視型システムへの転換等)   17年 障害者自立支援法成立(障害種別にかかわらず一元的
			17年 障害有日立又後法成立(障害性別にかかわらす一元69  にサービスを提供する仕組みの創設等)
- 18		川崎	18年 石綿による健康被害の救済に関する法律
			18年 日加社会保障協定署名(平成20年3月1日発効)   18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供
			の推進に関する法律(認定子ども園の制度化)
			18年 薬事法改正(販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化)   18年 男女雇用機会均等法改正(性差別禁止の範囲の拡大等)
			18年 医療法等改正(良質な医療を提供する体制の確立を図る)
			18年 健保法等改正 18年 自殺対策基本法
			18年 がん対策基本法
- 19	安倍	柳澤	19年 日豪社会保障協定署名(平成21年1月1日発効)   19年 雇用保険法改正(受給資格要件の見直し)
			19年 パートタイム労働法改正(パート労働者の均衡待遇の
			確保等) 19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正(労働者の募
			集・採用における年齢制限禁止の義務化等)
			19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等   に関する法律(各国協定ごとに制定してきた実施特例
			法に代えてその内容を包括的に定めるもの)
			19年 日本年金機構法   19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の
			19年 国民年金事業寺の建営の改善のための国民年金広寺の   一部を改正する法律
			19年 年金時効特例法(年金記録の訂正に係る年金の支給を
	福田	<b>対添</b>	受ける権利についての時効の特例等) 19年 厚生年金特例法(事業主が被保険者の保険料を源泉控
		7 170-	除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚
			生年金の保険給付に関する特例等) 19年 児童虐待防止法改正(児童の安全確認等のための立入
			調査等の強化等)
			19年 労働契約法
- 20			20年 日オランダ社会保障協定署名(平成21年3月1日発効)
			20年 日チェコ社会保障協定署名(平成21年6月1日発効) 20年 新雇用戦略
	麻生		20年 日スペイン社会保障協定署名(平成22年12月1日発効)
			20年 労働基準法改正(時間外労働の割増賃金率の引き上げ  等)
			20年 自殺総合対策大綱(一部改正)
- 21			20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 21年 肝炎対策基本法
-1			21年 日イタリア社会保障協定署名
			21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意
			21年 育児・介護休業法改正(短時間勤務制度の義務化等) 21年 延滞金軽滅法(社会保険の保険料等に係る延滞金の軽
			減)
			21年 遅延加算金法(年金記録の訂正がなされた上で受給権 に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より
			大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その
			現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給)
			21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す
			る法律(平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分 の1を実施)
			21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(脳死)
	鳩山	長妻	判定・臓器摘出要件の変更等)
	<b>水売</b> 口	<b>大</b> 委	21年 日アイルランド社会保障協定署名(平成22年12月1日 発効)
			79/9/

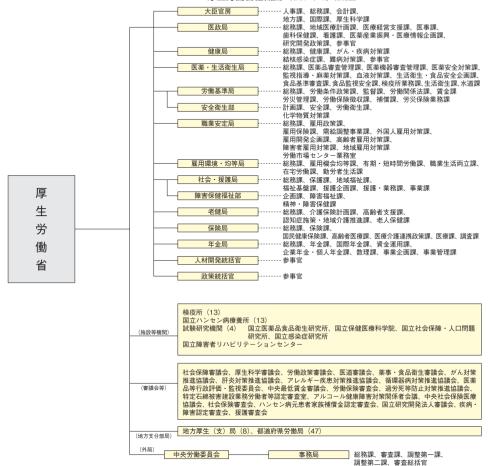
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	<b>梅 笠 笠</b>
- 22	恥垤人臣	<b>序王刃倒八</b> 臣	时 10 月 泉	22年 子ども-子育てビジョンの策定
	管			22年 雇用保険法改正 (適用範囲の拡大等) 22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険 法等の一部を改正する法律 (保険料の引上付幅を抑制 するために必要な財政支援措置等) 22年 日ブラジル社会保障協定署名 (平成24年3月1日発効)
	E	細川 (9月~)		22年 日スイス社会保障協定署名 (平成24年2月1日発効) 22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間によいて障害者等 の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する
- 23				法律 23年 雇用保険法等改正(賃金日額の引き上げ等) 23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に
				関する法律 23年 国民年全及び企業年金等による高齢期における所得の 確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する 法律 (国民年金保険料の納付可能期間の延長)
	野田	小宮山(9月~)		23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
- 24				24年 雇用保険法等改正 (給付日数の拡充措置の延長等) 24年 児童手当法改正 (支給対象年齢を中学校を「前まで延 長し、手当鎮を拡充した新しい児童手当制度) 24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法
				律 24年 国民健康保険法改正(市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等) 24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(受給資格期間の短縮等) 24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等的一部を改正する法律 24年 高年齢者雇用安定法改正(継続雇用制度の対象者を限
		三井(10月~)		27年 同年前日 無所な足に以下 (株配が無所前度など)があること 定できる仕組みの廃止等) 24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す る法律 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割 合を2分の1とする等) 24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 24年 日インド社会保障協定署名 (平成28年10月1日発効) 24年 自殺給合対策大綱の見直し
- 25	安倍	田村(12月~)		25年 新水道ビジョン 25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応) 25年 健保法等改正(全国健康保険協会への財政支援措置延長等) 25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 25年 薬事法等の一部を改正する法律(医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制的構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制的構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制的構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制的構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まる法律(医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止) 25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(社会保障制度の確立を図るための改革の指している場合で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表
- 26				26年 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病に係る 新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等)

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	<b>佐 笠 笠</b>
平方	松珪人臣	塩崎(9月~)	时 11 月 京	26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律の一部を改正する法律(新たな感染症の二類感染
				症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等) 26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法 等の一部を改正する法律
				26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名(平成29年8月1 日発効)
				26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律 26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
				26年 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する ための関係法律の整備等に関する法律
- 27				27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保験法等の一部を改正する法律   27年 女性の職業生活における活躍に関する法律
				27年 公認心理師法 27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律等の一部を改正する法律
				27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不
				受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度 (ユースエール認定制度)等を実施) 27年日フィリピン社会保障協定署名(平成30年8月1日発効)
- 28				27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
				28年 特定 B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する 特別措置法の一部を改正する法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を
				図るための関係法律の整備に関する法律 28年 児童福祉法等の一部を改正する法律 28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
				めの法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律
				28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律 (個人型確定 拠出年金の加入者範囲の拡大等) 28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等の
				ための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改 正する法律(受給資格期間の短縮の早期実施) 28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護
				に関する法律(管理監督体制の強化と技能実習生の保護等) 28年がん対策基本法の一部を改正する法律
				28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年 金法等の一部を改正する法律(短時間労働者への被用 者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直 し等)
- 29				雇用保険法等の一部を改正する法律 29年 臨床研究法
		加藤(8月~)		29年 医療法等の一部を改正する法律 29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律 29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部
				を改正する法律 29年 雇用保険法等の一部を改正する法律 29年 日スロバキア社会保障協定署名(令和元年7月1日発効)
00				29年 自殺総合対策大網の見直し 29年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の 一部を改正する法律
- 30				30年 日中社会保障協定署名(令和元年9月1日発効) 30年 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立 支援法の一部を改正する法律
		根本(10月~)		30年 食品衛生法等の一部を改正する法律   30年 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する   法律
				30年 健康増進法の一部を改正する法律   30年 医療法及び医師法の一部を改正する法律   30年 水道法の一部を改正する法律
				30年 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他 の循環器病に係る対策に関する法律 31年 日スウェーデン社会保障協定署名
- 令和 元		加藤(9月~)		元年 日フィンランド社会保障協定署名 元年 医療保険制度の適切かつ効率的な運用を図るための健 康保険法等の一部を改正する法律
				元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部 を改正する法律
				□ 元年 死因究明等推進基本法 □ 元年 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する 法律

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施策等
- 02	100 al V V	7 may 5 100 V VIII	7 7 7	元年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 る法律 元 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律等の一部を改正する法律 つ年 男子保健法の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律 02年 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 02年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
- 03	菅	田村(9月~)		雇用保険法の臨時特例等に関する法律 02年 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 03年 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を 推進するための医療法等の一部を改正する法律
	₩ <b>n</b>	<b>%</b> 基 /10日 〉		03年 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する 法律 03年 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保 険法等の一部を改正する法律 03年 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支 給に関する法律 03年 特定型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する 特別措置法の一部を改正する法律
- 04	岸田	後藤(10月~)		04年 雇用保険法等の一部を改正する法律 04年 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律等の一部を改正する法律 04年 児童福祉法等の一部を改正する法律
		加藤(8月~)		04年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律等の一部を改正する法律 04年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 05年 駐留軍関係機験者等臨時措置法及び国際協定の締結等 に伴う漁業職職者に関する臨時措置法の一部を改正する 5法律 05年 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改 正する法律

### 4 厚牛労働省の機構

#### 厚生労働省組織図 (会和5年4月1日現在)



# 5 主な厚生労働統計調査等一覧

# 1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調查) 政策統括官付 人口動態・保健社会統計室	生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に 関する事項	戸籍法及び死産の届出に 関する規程により届け出 られた出生、死亡、婚姻、 離婚及び死産の全数	毎月	速報調査月の約 2か月後 月報調査月の約 5か月後 月報年計概数調 査年の翌年6月 年報確定数調査 年の翌年9月
国民生活基礎調查 (基幹統計調查) 政策統括官付 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等 原生活の基礎的事項を調査し、 原生労働省の所掌事務に関する政 策の企画及び立案に必要な基礎資 料を得る。	世帯樂態・構造、類型、家計支出 額、医療保険の加入状況、要介護 者等の状況、主な介護者の状況、 介護サービスの利用状況、就業状 況、公的年金の加入・受給状況、 入院・通能の状況、自覚症状、所 得の種類別金額、課税の状況、生 芸意識、貯蓄現在高、借入金残高 等	全国の世帯及び世帯員 (国勢調査区の後置番 号1及び8から層化の 作為抽出した地区の うち、大規模年は 5,530地区内、中間年 は1,106地区内のすべ ての世帯及び世帯員	毎年 / 直近の大規 機調査は、 令和4年 実施	集計後 速やかに公表
21世紀出生児縦断 調査 (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び 経年変化の状況を継続的に観察す るとともに世代による違いを検証 し、少子化対策等厚生労働行政施 策の企画立案、実施等のための基 礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、子どもの状況等	全国の平成22年5月10日 から同月24日の間に出生 した子のすべて (全国の平成13年1月10 日から同月17日の間及び 7月10日から同月17日の 間に出生した子のすべて を対象とした平成13年出 生児については、第16回 調査 (16歳) からは実施 主体を文部科学省とする 共警調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
21世紀成年者総断 調査(国民の生活に 関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出 産、就業等の実態及び意識の経年 変化の状況を継続的に観察するこ とにより、少子化対策等厚生労働 行政施策の企画立案、実施等のた めの基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の 状況、現在の就業意欲、仕事と子 育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で 20~29歳であった男女 及びその配偶者 (平成14 年10月末時点で20~34 歳であった男女及びその 配偶者を対像とした平成 14年成年者については平 成27年 (第14回)調査を もって終了した)	毎年	集計後 速やかに公表
中高年者級断調査 (中高年者の生活に 関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者 世代の男女を追跡して、その健康・ 就業・社会活動について、意識面・ 事実面の変化の過程を継続的に調 査し、行動の変化や事象間の関連 性等を把握し、高齢者対策等厚生 労働行政施策の企画立案、実施等 のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の 状況、社会活動等の状況、住居・ 家計の状况等	平成17年時点で 50~59歳であった全国 の男女	毎年	集計後速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査) 政策統括官付 政策立案・評価担当参事 官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(自動車税・ 軽自動車税)、受給金(生命保険、 損害保険の保険金)、医療の受療 状況、介護の給付状況、保育所等 の利用状況	全国の世帯及び世帯員 (約13,000世帯を抽出)	3年 ( 直近は 令和3年実施 )	集計後 速やかに公表
公的年金加入状況等 調査 (一般統計調査) 年金局	15歳以上の世帯員について、公的 年金加入状況・受給状況、世帯の 状況、就業状況、公的年金に関す る周知度等を把握することにより、 年金の事業運営及び今後の年金制 度の検討のための基礎資料を得る	就業状況、公的年金加入状況・受 給状況、老後の生活設計、公的年 金制度に関する周知度等	15歳以上の世帯員(約9 万世帯を抽出)	3年 ( 直近は 令和4年実施 )	集計後 速やかに公表
事業企画課調查室 国民年金被保険者実 態調查 (一般統計調查 ・業務統計) 年金局 事業企画課調查室	ことを目的とする。 国民年全第1号被保険者について、 保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民 年金制度に対する意識、保険料未 納の理由など今後の年金制度の必要 な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況 (消費支出額、生命保険支出額等)、 国民年全に関する納付状況、国民 年金に関する意識、本人及び世帯 の所得の状況等	国民年金第1号被保険者 約6万人 (本人及び世帯の所得の 状況等については約12万 人)	3年 直近は 令和2年実施	集計後速やかに公表

#### 2 社会福祉統計

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
	11 12			剛旦門和	A3XHT907
福祉行政報告例 (一般統計調查) 政策統括官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う 各都道府県、指定都市及び中核市 における行政の実態を数量的に把 握し、社会福祉行政運営のための 基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核 市	毎月・毎年度	1月下旬 毎月(概数)
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社 会福祉行政推進のための基礎資料 を得る。		全国の社会福祉施設等の全 数	毎年	12月下旬
地域児童福祉事業等 調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に 対する市町村(特別区を含む)の 取組などの実態を把握し、多様化 した需要に的確に対応した児童福 祉行政施策を推進するための基礎 資料を得る。	市町村事業票保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・ 事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、 接供内容等を把握することにより、 介護サービスの提供面に着目した 基盤整備等に関する基礎資料を得 る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所 者数、従事者数、居室等の状 况等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、 従事者数等		毎年	12月下旬
介護給付費等実態統計 (業務統計) 政策統括官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付 費等の状況を把握し、介護報酬の 改定をはじめとした介護保険制度 の円滑な運営に必要な基礎資料を 得る。	介護給付費明細書及び介護予防・ 日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種類別の受給者数 及び介護サービス内容別の件 数、回数、単位数、費用額等		_	月報・年度報: 集計後 速やかに公表
介護事業経営概況調査	各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	サービス提供の状況、居室・設備 等の状況、職員配置、職員給与、 収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施 設・事業所	3年 直近は 令和元年実施	社会保障審議 会介護給付費 分科会におい て公表
介護事業経営実態調査	各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況等	介護保険サービスの指定施 設・事業所	3年 直近は 令和2年実施	社会保障審議 会介護給付費 分科会におい て公表
介護從事者処遇状况 等調査	介護従事者の処遇の状況及び介護 職員処遇改善加算の影響等の評価 を行うとともに、次期介護報酬改 定のための基礎資料を得る。	給与等の状況、介護職員処遇改善 加算・介護職員等特定処遇改善加算・分議職員等特定処遇改善加 算 取限得状況、給与等の引き上げ 以外の処遇改善状況、従事者の勤 務形態、労働時間、資格の取得状 況、基本給の額 等	人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問 介護事業所、通所介護事業	( 直近は ( 令和3年実施 )	社会保障審議 会介護給付費 分表会におい て公表

# 3 保健統計

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調查) 政策統括官付 行政報告統計室	道府県、指定都市及び中核市にお ける衛生行政の実態を把握し、衛	精神保健福祉関係、栄養関係、衛 生検査関係、生活衛生関係、食品 衛生関係、乳肉衛生関係、医療関 係、薬事関係、母体保護関係、難 病・小児慢性特定疾病関係、狂犬 病予防関係	都道府県・指定都市・中 核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 令和4年実施)	年度報:10月下旬 隔年報:7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を 目的とした地域の特性に応じた保 健施策の展開等を、実施主体であ る保健所及び市区町村ごとに把握 し、国及び地方公共団体の地域保 (他国を)の多基礎資料を得る。	整等の実施状況、職員の設置状況 及び保健所職員の市町村への援助	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
医療施設調查 (基幹統計調查) 政策統括官付 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を 明らかにするとともに、医療施設 の診療機能を把握し、医療行政の 基礎資料を得る。	静態調查 施設名、開設者、許可病床数、 診療科目、從事者数、診療及び検 查の実施状況等 動態調查 施設名、所在地、開設者、処分 等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や 処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 令和2年実施) 動態調査毎月	静態調査 11月下旬 動態調査 (年 報):9月下旬 動態調査 (月 報):毎月(月末概数)
病院報告 (一般統計調查) 政策統括官付保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診 療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院 患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床 を有する診療所	毎月	9月下旬毎月(概数)
医師・歯科医師・薬 剤師統計 (業務統計) 政策統括官付 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種別、 従事する診療科名(薬剤師を除く)、 従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、 薬剤師	2年 (直近は 令和4年届出)	12月下旬
思者調查 (基幹統計調查) 政策統括官付 保確統計室	医療施設(病院、一般診療所及び 歯科診療所)を利用する患者につ いて、その属性、入院・来院時の 状況及び傷病名等の実態を明らか にし、併せて地域別患者数を推計 することにより、医療行政の基礎 資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費 等支払方法、入院・外来の種別、 紹介の状況、病床の種別等	全国の医療施設を利用する患者 (病院約6,500施設、一 般診療所約6,000施設、 歯科診療所約1,300施 設を抽出	3年 (直近は 令和2年実施)	12月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 健康課	国民の身体の状況、栄養摂取量及 び生活習慣の状況等を明らかにし、 国民の健康の増進の総合的な推進 を図るための基礎資料を得る。	食事状況 (欠食、外食)、食物摂取状況 (食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員 (約5,700世帯約15,000人 を抽出)	毎年	集計後速やかに公表
薬事工業生産動態統計調查 (基幹統計調查) 医政局 医薬産業振興·医療情報企画課	医薬品、医療機器、医薬部外品及 び再生医療等製品の生産及び輸出 入の実態を明らかにし、薬事行政 の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・ 出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者	毎月	月報:調査月の翌 月15日の翌 日から起算 して60日後 年報:翌年中
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所 並びに保険薬局における医薬経営 等つ実態を明らかにし、社会保険 診療報酬に関する基礎資料を整備 する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等 (一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (歯科診療所用) 揭益、職種別常勤職員給料等 (保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院:抽出率 1/3) 一般診療所: 4 1/20 歯科診療所: 4 1/50 (保険薬局: 4 1/25/	2年 直近は 令和元年実施	11月上旬
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に 関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類 面積、取得価額、時 偏評価額等 (直営保養所、保健会館に関する 調査) 繊維の面積、帳簿価額、利用者数、 経営収支	全国の健康保険組合及び 共済組合	2年 直近は 令和元年実施	11月上旬
受療行動調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者に ついて、受療の状況や受けた医療 に対する満足度等を調査する認識 でより、患者の医療に対する認識 や行動を明らかにし、今後の医療 行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、 病院を選んだ理由、医師から受け た説明の程度、今後の治療・療養 の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者 (約500施設)	3年 (直近は 令和2年実施)	10月(概数) 3月(確定数)
食中毒統計調査 (業務統計) 医薬・生活衛生局 食品監視安全理	食中毒の患者並びに食中毒死者の 発生状況を把握し、食品衛生対策 の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等 の種別、発病年月日、原因食品名、 病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
與四面性权主認 食肉検查等情報還元 調查 (一般統計調查・ 業務統計) 医薬・生活衛生局 食品監視安全課	と 高場等における食用に供するため に行う散畜の処理事業、食鳥処理 の事業の実態を把握し、都道府県 等を通して、データを家畜主産段階 に選売することにより、食肉の安全 して、お道府県等 の衛生行政の推進に当たって、最初所県 等していた状況等を随時利用できる体 かる基礎資料を何るものである。	と高場数、と高状況、と高検査領 数、食鳥処理場数、食鳥処理 数、食鳥処理場数、 食鳥を 食鳥検査列数、 化製場及び魚介類 食鳥様を 発動、 高型等製造貯蔵施設数等 死亡 高取扱場数、 高舎及び家さん舎数	都道府県、保健所を設置 する市及が特別区(ただ し、報告を求める事項の うち、と畜場、と畜場内と さつ頭数、処分別実頭数 及び疾病別頭数について は、都道府県及び保健所 を設置する市のみ報告を 行設置する市のみ報告を	毎年	集計後 速やかに公表

#### 4 雇用統計

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事 業所の雇用、給与及び労働時間に ついて全国的変動を明らかにする。		日本標準産業分類(平成 25年10月改定)による 16大産業、事業所規模5 人以上の事業所	毎月	速報 調査月の 翌々月上旬 確報 調査月の 翌々月下旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査に同じ	全国調査に同じ	全国調査に同じ	原則調査月の 翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1~4人の常用労働者を雇用する 小規模事業所の雇用、給与及び労 働時間の実態を明らかにする。		16大産業、事業所規模1 ~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未 充足求人の状況並びに入職者・離 職者に係る個人別の属性及び入 職・離職に関する事情等を調査し、 雇用労働力の産業、規模、職業及 びにすることを目的とする。	未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、 離職期間、賃金変動状況等	日本標準産業分類(平成 25年10月改定)による 16大産業、事業所規模5 人以上の事業所、調査年 中の調査事業所における 入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する実態調査 (川 般終計調査) 令和4年:派遣労働者 実態調査 ( 東京		(事業所調査) 事事集所の属性、派遣労働者を就要させる主な理由、派遣労働者を受け入れない場合の主な理由、派遣労働者を選受け入れない場合の主な理由、派遣労働者の主な理由、派遣労働者の主な理由、派遣労働者の主な理由、派遣労働者の事件、派遣党等の事任。 派遣労働者の事任、派遣党争划制制的。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(事業所調査) 事業所における産業が日本権準確素分類(平成25 年10月改訂)による16 大産業に属する常用労働者5人以上の事業所 (派遣労働者調査) 上記の事業所で就業している派遣労働者	不定期	令和5年11月予定
労働経済動向調査 (一般統計調查) 政策統括官付 雇用・資金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等 が雇用、労働時間等に及ぼしてい る影響やそれらに関する今後の見 通し等を調査し、労働経済の変化 の方向等を把握し、労働政策の基 礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働	日本標準産業分類(平成 25年10月改定)による 12大産業に属する常用労 働者30人以上の民営事 業所	年4回	3月、6月、9月、12月

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
労使関係総合調査 (一般統計調査)					
①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合 を対象として、労働組合数、労働 組合員数、加盟組織系統等の状況 を調査し、労働組合及び労働組合 員の産業別、地域別、加盟上部組 合別の分布等労働組合組織の実態 を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合 員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月
②実態調査		(令和4年調査: 労使間の交渉等に 関する実態調査) 労働組合の属性等に関する事項、 労使関係についての認識に関する 事項、正社員以外の労働者に関す る事項、労使間の受渉事項等、 同様であ事項、労働争議に 関する事項、労働等の議 談手段に関する事項、労働協約の運 登場況に関する事項、労働協約の運 登場況に関する事項、労働協約の 承継に関する事項、労働協約の 承継に関する事項、労働協約の	業所における労働組合員 30人以上の労働組合	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を 明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、 争議行為形態別期間、争議行為形態 別行為参加人員、争議行為形態 別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労 働対策を推進するための基礎資料 を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労 働者の中から一定の方法 で抽出	3年 直近は 平成29年実施	調査年度の 3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より 「女性雇用管理基本 調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用環境・均等局	主要産業における男女の雇用均等 問題に係る雇用管理の実態を把握 する。	男女雇用機会均等法に基づく企業 における女性の採用。配置・昇連 等の雇用状況及び有別。介護休業 制度の規定・運用状況等に関する 事項等	16大産業に属する常用労	毎年	7月予定
能力開発基本調查 (一般統計調查) 人材開発線括官付 人材開発線策組当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者 の能力開発の実態を明らかにし、 職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓 発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状 況、人材育成、キャリア形成支援、 技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状况、 自己啓発実施状況、職業生活設計 等	(企業調査) 日本標準産業分類に定め 515大産業であって、常 用労働者30人以上の民営 企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定め 515大産業であって常用 労働者30人以上の民営事 業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所 に就業している常用労働者	毎年	6月予定

#### 5 賃金福祉統計

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調查 (基幹統計調查)	主要産業に雇用される労働者につ いて、その賃金の実態を雇用形態、 就業形態、職種、性、年齢、学歴、 動業年数、経験年数別等に明らか にする。	事業所に係る事項 事業所の雇用形態別労働者数、企 業全体の常用労働者数 労働者に係る事項 性、雇用形態、就業形態、最終学 歴、新規学卒者への該当性、年齢、 勤続年数、役職、職種、経験年数、 安労働時間数、きまって支給 する現金給与額、超過労働給与額、 計200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円	16大産業に属する5人以 上の常用労働者を雇用す る民営事業所(5~9人の 事業所については企業組 模が5~9人の事業所に限 る)及び10人以上の常用 労働者を雇用する公営事 業所及び労働者	毎年	3月
政策統括官付 賃金福祉統計室		別給与額、在留資格			
就労条件総合調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における企業の労働時間 制度、賃金制度等について総合的 に調査し、我が国の民間企業にお ける就労条件の現状を明らかにす る。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に 関する事項等	16大産業に属する常用労 働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態 に関する調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間 企業における賃金・賞与の改定額、 改定率、賃金・賞与の改定方法、 改定に至るまでの経緯等を把握す る。	1人平均賃金の改定額・改定率、 賃金の改定方式、賃金の改定事情、 賃与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労 働者100人以上の会社組 織の民営企業	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査)	<u>〜。</u> 主要産業における年間の労働災害 の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延 ベ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労 働者30人以上の事業所 (ただし、製造業の特定 の産業については、10人 ~29人)	(事業所調査) 毎年	(事業所調査) ・常用労働者 100 人以上の事業所 6月 ・常用労働者 10 人以上の事業所 11月
政策統括官付賃金福祉統計室			(総合工事業調査) 労働者災害補價保険の概 算保険料が160万円以上 または工事の請負金額が 税抜き1億8,000万円以 上の工事現場	(総合工事業 調査) 半年	(総合工事業 調査) 6月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査) 政策統括官付 資金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働投害防止活動及びそこで 働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) メンタルヘルス対策、化学物質の はく露防止対策、建築物における 吹付石綿等の処理状況、産業保健、 安全衛生管理体制、労働災害防止 対策 (個人調査) 勤務の状況、仕事や職業生活にお ける不安やストレス、喫煙、一般	(事業所調査) 17大産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される 常用労働者及び受け入れ た派遣労働者	1年又は2年 直近は 令和3年実施	9月
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調查) 政策級括官付 賃金器級銀票	危険有害業務の状況及び労働環境 の変化等の労働者への影響を把握 し、快適な職場環境の形成など労 働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 有害業務、設備対策、作業環境測 定、GHS ラベルの表示状況及び 安全データシート (SDS) の交付 状況等 (個人調査 有害業務の従事状況、化学物質等 (ずい道工事現場調査) 粉じん抑制対策、作業環境測定の 実施状況等	(事業所調査) 特定産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される 市用労働者及び受け入れた派遣労働者 (ずい道工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事に限る。)で労働者災害 (情の万円以上又は工事請 負金額が税抜き1億8,000 万円以上(保険関係成立 年月日が平成27年(2015 年)3月31日以前の工事現場については、税込み 1億9,000万円以上)の 工事現場	5年 直近は 令和元年実施	9月

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
賃金事情等総合調査 (資金事情等総合調査) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調查(賃金体系、諸手 当の内容、賃金改定状況、モデ い所定内賃金等) ②退職金、年金及び定年制事情調 査(退職金・年金制度の内容、 支給の実際・モデル退職金等) ③労働時間、休日・休暇調査(年 間所定労働時間、年間休日日数、 所定外労働時間、年間休日日数、 有給休暇、特別休業・休暇制度、 ワーク・ライフ・バランスへの 取組状況等)	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了 次第
甲央労働素員会 提供 の の の の の の の の の の の の の	中小零組企業又は事業所の労働者 の賃金の実態及び賃金改定の状況 等を把握し、中央最低賃金審議会における 及び地力最低賃金審議会における 最低賃金の決定及び改正等の審議 のための基礎資料を得る(最低賃 金に関する基礎調査票、賃金改定 状次調査票を使用)。	賃金改定状況調査については、賃 全改定実施状況別事業所割合、事業所の 賃金引上げ率の分布の特性値、一 終労働者及びパートタイム労働者 の賃金上昇率等、最低質 る基礎調査については、都道府県 別の産業、就業形態、賃金階級、 事業所規模・地域・年齢階級別労 働者数等	資金改定状況調査票について未 いては、製造業、数 が表表 が高海、大田・一 が高温を、福祉・サービス が高温を、福祉・サービス を、再門・財産・ないるの の常の企業に全いて業を が高力を業に全いて業を が高力を業に全いて業を が高力を素に全いて業を が高力を素に全いて業を が高力を表して、また。 が高力を表して、また。 が高力を表して、また。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 があれる。 がある。 が。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がな。 がな。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる	毎年	7月以降最低質量を 不月以降最低質量を の部の質の質の質の の部の質の質の の部の質の のの主に のの上 のの上 のの上 のの上 のの上 のの上 のの上 のの
大学、短期大学、高 等専門学校及び事修 等専門課程全業分 定者の就職内定状況 等調査 (一般統計調査)	毎年5月に大学・短期大学・高等 専門学校及び専修学校専門課程を 卒業する予定の学生・生徒につい て就職内定状況等を把握し、就職 問題に適切に対処するための参考 資料を得る。	- 調査対象校における調査対象母 集団数 ・調査対象を使における本調査の調査対象者数 (標本数) ・調査対象者の進路希望 ・調査対象者の進路希望 ・調査対象者の在学校における専 攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を 受けた時期	省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62枚(うち、国立大学21枚、公立大学3枚、私立大学3枚(数超大学38枚(10枚)、高等専門学校(10枚)、及び専修学校専門課程(20枚)の卒業予定者の	年4回 (10月、12月、 2月、4月	· 10月調查 · 11月 調中 · 12月調中 · 01月 調中 · 2月調中 · 3月中 · 4月調查
若年者・キャリア形成支援 担当参事官室 労務費率調査 (一般統計調査) 労働基準局	請負による建設事業について、賃 全実態を把握し、労災保険料の算 定に用いる労務費率の改定の基礎 資料とする。	工事の請負金額、保険料の算定方 法、支払賃金額等	うちから、一定の方法に より抽出した6,250人 建設事業	原則として3年	・5月中旬 労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の 資料として公表
勞災管理課 障害者雇用実態調查 (一般統計調查) 職業安定局 障害者雇用対策課	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者、知的障害者、精神障害者を及び発達障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	障害のある雇用労働者の障害の種 類・程度、給与、労働時間、勤続 年数、雇用状況等	18大産業に属する常用労 働者5人以上の民営事業 所	5年 直近は 平成30年実施	3月